

平成29年第5回西会津町議会定例会会議録

第1. 招 集

1. 招集日 平成29年 9月 8日
2. 場 所 西会津町役場

第1. 開会、閉会及び会期

1. 開 会 平成29年 9月 8日
2. 閉 会 平成29年 9月15日
3. 会 期 8日間

第2. 議員の応招・不応招

1. 応招議員

1番 三 留 満	6番 猪 俣 常 三	11番 青 木 照 夫
2番 薄 幸 一	7番 伊 藤 一 男	12番 荒 海 清 隆
3番 秦 貞 継	8番 渡 部 憲	13番 清 野 佐 一
4番 小 柴 敬	9番 三 留 正 義	14番 武 藤 道 廣
5番 長谷川 義雄	10番 多 賀 剛	

2. 不応招議員

な し

平成29年第5回西会津町議会定例会会議録

議事日程一覧

平成29年 9月 8日（金）……7～13頁

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長諸報告
陳情の受理、委員会付託
- 日程第4 所管事務調査実施報告
- 日程第5 議会活性化特別委員会報告
- 日程第6 例月出納検査報告
- 日程第7 付議事件名報告
- 日程第8 提案理由の説明
- 日程第9 議案第1号 西会津町個人情報保護条例及び西会津町情報公開条例の一部を改正する条例

平成29年 9月 11日（月）……15～68頁

- 日程第1 一般質問（三留満、秦貞継、薄幸一、猪俣常三、小柴敬）

平成29年 9月 12日（火）……69～120頁

- 日程第1 一般質問（渡部憲、伊藤一男、長谷川義雄、多賀剛、清野佐一）

平成29年 9月 13日（水）……121～143頁

- 日程第1 議案第2号 平成28年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 議案第3号 平成28年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 議案第4号 平成28年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第5号 平成28年度西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第6号 平成28年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第7号 平成28年度西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第8号 平成28年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第8 議案第9号 平成28年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第10号 平成28年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第11号 平成28年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第12号 平成28年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第12 議案第13号 平成28年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

平成29年 9月14日(木) ……145~184頁

- 日程第1 議案第2号 平成28年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 追加日程第1 議会案第1号 平成28年度西会津町一般会計歳入歳出決算に関する決議
- 日程第2 議案第3号 平成28年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 議案第4号 平成28年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第5号 平成28年度西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第6号 平成28年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第7号 平成28年度西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

平成29年 9月15日(金) ……185~241頁

- 日程第1 議案第8号 平成28年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 議案第9号 平成28年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 議案第10号 平成28年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第11号 平成28年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第12号 平成28年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

- 日程第6 議案第13号 平成28年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第14号 平成29年度西会津町一般会計補正予算（第2次）
- 日程第8 議案第15号 平成29年度西会津町工業団地造成事業特別会計補正予算（第1次）
- 日程第9 議案第16号 平成29年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第2次）
- 日程第10 議案第17号 平成29年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第2次）
- 日程第11 議案第18号 平成29年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算（第2次）
- 日程第12 議案第19号 平成29年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）
- 日程第13 議案第20号 平成29年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第2次）
- 日程第14 議案第21号 平成29年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第2次）
- 日程第15 議案第22号 役場新庁舎改修等工事請負契約の変更契約について
- 日程第16 議案第23号 財産の取得について（臨床検査システム）
- 日程第17 議案第24号 財産の取得について（医用画像情報システム）
- 日程第18 議案第25号 財産の取得について（生化学自動分析装置）
- 日程第19 議案第26号 財産の取得について（内視鏡検査装置）
- 日程第20 議案第27号 財産の取得について（消防ポンプ自動車）
- 日程第21 議案第28号 西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて
- 日程第22 議案第29号 西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて
- 追加日程第1 提案理由の説明
- 追加日程第2 議案第30号 地方創生拠点整備交付金事業菌床培養施設整備工事請負契約の締結について
- 日程第23 平成29年第4回議会定例会 議案第1号 西会津町雪室貯蔵施設条例の一部を改正する条例
- 日程第24 陳情第2号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情
- 日程第25 意見書案第1号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書
- 日程第26 常任委員会の管外行政調査実施申出について
- 日程第27 議員派遣について
- 日程第28 議会運営委員会の継続審査申出について

- 日程第29 議会広報特別委員会の継続審査申出について
- 日程第30 小中一貫教育調査特別委員会の継続審査申出について

平成29年第5回西会津町議会定例会会議録

平成29年 9月 8日 (金)

開 会 10時00分

散 会 11時49分

出席議員

1番 三 留 満	6番 猪 俣 常 三	11番 青 木 照 夫
2番 薄 幸 一	7番 伊 藤 一 男	12番 荒 海 清 隆
3番 秦 貞 継	8番 渡 部 憲	13番 清 野 佐 一
4番 小 柴 敬	9番 三 留 正 義	14番 武 藤 道 廣
5番 長谷川 義 雄	10番 多 賀 剛	

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職指名

町 長 薄 友 喜	会計管理者兼出納室長	長谷川 浩 一
総務課長 新 田 新 也	教育長職務代理者	五十嵐 長 孝
企画情報課長 矢 部 喜代栄	学校教育課長	会 田 秋 広
町民税務課長 五十嵐 博 文	生涯学習課長	石 川 藤一郎
健康福祉課長 渡 部 英 樹	代表監査委員	佐 藤 泰
商工観光課長 伊 藤 善 文	農業委員会事務局長	玉 木 周 司
農林振興課長 玉 木 周 司		
建設水道課長 成 田 信 幸		

会議に職務のため出席した者の職指名

議会事務局長 渡 部 峰 明	議会事務局主査 物 永 毅
----------------	---------------

第5回議会定例会議事日程（第1号）

平成29年9月8日 午前10時開会

開 会

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議長諸報告
陳情の受理、委員会付託

日程第4 所管事務調査実施報告

日程第5 議会活性化特別委員会報告

日程第6 例月出納検査報告

日程第7 付議事件名報告

日程第8 提案理由の説明

日程第9 議案第1号 西会津町個人情報保護条例及び西会津町情報公開条例の一部を
改正する条例

散 会

（全員協議会）

（議会広報特別委員会）

○議長 おはようございます。ただいまから平成 29 年第 5 回西会津町議会定例会を開会
します。 (10時00分)

開会にあたり一言あいさつを申し上げます。

議員各位には、公私誠にご多忙のところご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後刻、町長から詳細にわたって説明されることと存じますが、円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達せられますよう切望いたしますとともに、諸般の議事運営にご協力を賜りますようお願い申し上げまして開会のあいさつといたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸報告をいたします。農業委員会会長、佐藤忠正君から、公務出張のため欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

このほかの報告について、事務局長から報告いたさせます。

事務局長、渡部峰明君。

○議会事務局長 おはようございます。ご報告いたします。本定例会に、町長より別紙配付のとおり 29 件の議案が提出され、受理しました。

本定例会までに受理した請願・陳情は、陳情 1 件であり、陳情の要旨等はお手元に配付の陳情文書表のとおりであります。

次に、本定例会の一般質問の通告は、10 議員からであり、質問者及び質問の要旨は、お手元に配付の一般質問通告書のとおりであります。

次に、例月出納検査、定期監査及び財政援助団体の監査結果につきましては、監査委員から報告があり、その写しを配付してございます。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 27 条第 1 項の規定による平成 28 年度西会津町の教育に関する事務の管理及び執行状況の点検評価の結果については、教育委員長職務代理者から報告があり、その写しを配付してございます。

最後に、本定例会に議案説明のため、町長、教育長職務代理者、監査委員、農業委員会会長に出席を求めました。

なお、本定例会に、地方自治法第 121 条の規定に係る説明委任者として、町長からは各課長及び会計管理者兼出納室長を、教育長職務代理者からは学校教育課長、生涯学習課長を、農業委員会会長からは農業委員会事務局長をそれぞれ出席させる旨の通知があり受理いたしました。以上であります。

○議長 以上で諸報告を終わります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、1 番、三留満君、8 番、渡部憲君を指名します。

日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 9 月 15 日までの 8 日間にしたしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月15日までの8日間に決定しました。

日程第3、議長諸報告を行います。

6月定例会以降、現在までの議会活動は、お手元に配付の議長諸報告のとおりであります。

次に、陳情の受理、委員会付託について申し上げます。

本日までに受理しました陳情は1件であります。会議規則第90条の規定により、お手元に配付しました陳情文書表のとおり、経済常任委員会に付託いたします。

日程第4、所管事務調査実施報告を行います。各常任委員会委員長の報告を求めます。

報告は総務常任委員会、経済常任委員会の順で行ってください。

総務常任委員会委員長、多賀剛君。

○総務常任委員会委員長 (別紙報告書により報告)

○議長 次に、経済常任委員会委員長、荒海清隆君。

○経済常任委員会委員長 (別紙報告書により報告)

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。

まずはじめに、総務常任委員会について、ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 次に、経済常任委員会について。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これをもって、所管事務調査実施報告を終わります。

日程第5、議会活性化特別委員会報告を行います。議会活性化特別委員会の報告を求めます。

議会活性化特別委員会委員長、荒海清隆君。

○議会活性化特別委員会委員長 (別紙報告書により報告)

○議長 お諮りします。

本報告については、会議規則第74条第2項の規定による少数意見の留保の手続きもなかったことから、質疑・討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本報告についての質疑・討論は省略することに決しました。

これから、議会活性化特別委員会報告を採決します。

お諮りします。

議会活性化特別委員会報告は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会活性化特別委員会報告は委員長報告のとおり可決されました。

これをもって、議会活性化特別委員会報告を終わります。

日程第 6、例月出納検査報告を行います。

監査委員の報告を求めます。

監査委員、佐藤泰君。

○監査委員 (例月出納検査結果報告)

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これをもって、例月出納検査報告を終わります。

日程第 7、付議事件名報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元に配付の議会定例会議案付議事件記載のとおりであります。

日程第 8、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由の説明を求めます。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 (町長提案理由の説明)

○議長 日程第 9、議案第 1 号、西会津町個人情報保護条例及び西会津町情報公開条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第 1 号、西会津町個人情報保護条例及び西会津町情報公開条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、いまほど町長が提案理由でご説明申し上げましたとおり、個人情報の保護や個人の権利利益の保護を目的に、個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部が改正され、本年 5 月 30 日から施行されたことに伴い、関連する町個人情報保護条例、及び情報公開条例の 2 つの条例について所要の改正を行うものであります。

それでは、改正条文についてご説明を申し上げます。議案書とあわせて条例改正案新旧対照表の 1 ページをご覧ください。

第 1 条は、西会津町個人情報保護条例の一部改正であります。

まず、第 2 条は、定義を規定しておりますが、第 1 号の個人情報では、当該情報に含まれる氏名、生年月日等により特定の個人を識別できるもの及び個人識別符号が含まれるものを新たに規定に加え、定義の明確化を図るものであります。

また、現行第 2 条の第 2 号から第 8 号を 2 号ずつ繰り下げ、新たに第 2 号として、指紋などの身体的特徴を電子計算機で用いるために変換した符号である個人識別符号の定義を、同条第 3 号として、人種、信条、社会的身分、病歴などといった要配慮個人情報についての定義の規定を新たに加えるものであります。

次に、第 6 条は、個人情報取扱事務の登録を規定しておりますが、先の個人識別符号、並びに要配慮個人情報の定義の明確化に伴い、条文を改めるとともに規定を追加するものであります。

次に、第7条は、収集の制限を規定しておりますが、同じく要配慮個人情報の定義の明確化から関係条文を改めるものであります。

次に、第31条は、事業者に対する指導助言等を規定しておりますが、今般の法改正により事業者への指導助言等は、平成28年1月に発足した内閣府の外郭機関である個人情報保護委員会が行うこととされたため、第2項を削除するものであります。

次に、第32条は、事業者に対する説明等の要求、勧告及び公表を規定しておりますが、前条と同じく法改正に伴い、事業者に対する説明等の要求などについては、個人情報保護委員会が担うこととされたため、同条を全て削除するものであります。

次に、第36条は、委任について規定しておりますが、本改正に伴い、規則等への委任について、条文の整理を行うものであります。

続きまして、第2条は、西会津町情報公開条例の一部改正であります。

第6条は、公開しないことができる情報を規定しておりますが、このうち、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報の定義について明確化を図るため改正を行うものであります。

最後に、附則であります。この条例の施行期日を公布の日からとするものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

10番、多賀剛君。

○多賀剛　今回のこの条例改正案というのは、上位法令が変わったというようなことで、町の条例も整備しなければいけないことで、中身は概ね分かりました。

それで、このいわゆる個人情報の保護といいながら、いまは、これ直接この条例とは関係ないかもしれないんですが、いままちなかに、いたるところに防犯カメラがあったり、あるいは道路にはNシステムがあったり、AIがこれほど進歩してくると、防犯カメラに映った、顔が映ってなくても、骨格だったり、歩き方だったり、体格だったりして、個人が識別できるようになってくると。個人情報保護法といいながら、いわゆる本当に、例えば自分の買い物履歴なんかも全部、パーソナルデータも、これからいま議論、国ではされているようなんですが、そういうことを全部、いわゆる個人情報にアクセスできる特定の人というのは、いままで以上に、うんと責任が重くなってくると思うんです。そんなことは、いままでどおりやるんだということでありましようけれども、この責任が重くなることに関しまして、いわゆるコンプライアンス、どのようなことを、これから変わらずにいままでどおりやるのか、何か変わったアクションがあるのか、その点をお尋ねします。

○議長　総務課長、新田新也君。

○総務課長　お答えをいたします。

役場の業務につきましては、かなり個人情報を取り扱いを行います。戸籍ですとか、住民票の関係、それから税、あと福祉の関係、そういったかなり個人情報を役場では取り扱いをしますので、役場職員全員がそういった情報を取り扱えないようにということで、特定の職員のみ、そういった情報を扱えるような対策は講じてございます。例えばそういった情報、パソコンで処理する場合、先ほどの説明では、指紋とかという話をしましたけれ

ども、指の静脈で識別するような、パソコンを使うときに、その使える職員の指を入れて、間違いなく使える職員だという、そういった判断をして扱えるような対策も講じてございますので、そこら辺、なかなか個人情報の取り扱い、いま厳しくなっておりますので、そこらは国が示した基準、それは町はしっかり守りながら、そういったセキュリティといえますか、情報が漏れないような対策を講じていくということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 分かりました。要は、私は1回、個人情報の管理に関する研修とか何か、そのいわゆる個人情報にアクセスできる人、何人か分かりませんが、研修とか何か受けられると思いますが、それはやっぱり継続的に年1回とか、定期的な、いわゆる研修、そういうことが必要なのかなという思いがありますので、その辺はいままでと変わらずに、それともこれから少し変えた形でやらざるを得ないのかなと、そんなところを分かればお答えいただきたい。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

どんだん国、県から、そういったセキュリティに関する通知とございますか、来てございますので、それは来た時点で、そういった厳しいチェックとございますか、研修とございますか、そういったことで、今後町で対応させていただきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第1号、西会津町個人情報保護条例及び西会津町情報公開条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、西会津町個人情報保護条例及び西会津町情報公開条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。(11時49分)

平成29年第5回西会津町議会定例会会議録

平成29年 9月11日(月)

開 議 10時03分
延 会 15時37分

出席議員

1番 三 留 満	6番 猪 俣 常 三	11番 青 木 照 夫
2番 薄 幸 一	7番 伊 藤 一 男	12番 荒 海 清 隆
3番 秦 貞 継	8番 渡 部 憲	13番 清 野 佐 一
4番 小 柴 敬	9番 三 留 正 義	14番 武 藤 道 廣
5番 長谷川 義 雄	10番 多 賀 剛	

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職指名

町 長 薄 友 喜	会計管理者兼出納室長	長谷川 浩 一
総務課長 新 田 新 也	教育長職務代理者	五十嵐 長 孝
企画情報課長 矢 部 喜代栄	学校教育課長	会 田 秋 広
町民税務課長 五十嵐 博 文	生涯学習課長	石 川 藤一郎
健康福祉課長 渡 部 英 樹	代表監査委員	佐 藤 泰
商工観光課長 伊 藤 善 文	農業委員会会長	佐 藤 忠 正
農林振興課長 玉 木 周 司	農業委員会事務局長	玉 木 周 司
建設水道課長 成 田 信 幸		

会議に職務のため出席した者の職指名

議会事務局長 渡 部 峰 明	議会事務局主査 物 永 毅
----------------	---------------

第5回議会定例会議事日程（第4号）

平成29年9月11日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（一般質問順序）

- | | | |
|-----------|-----------|----------|
| 1. 三留 満 | 2. 秦 貞 継 | 3. 薄 幸 一 |
| 4. 猪俣 常三 | 5. 小柴 敬 | 6. 渡部 憲 |
| 7. 伊藤 一男 | 8. 長谷川 義雄 | 9. 多賀 剛 |
| 10. 清野 佐一 | | |

○議長 おはようございます。平成 29 年第 5 回西会津町議会定例会を再開します。

(10時03分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1、一般質問を行います。

通告により、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着き、発言を求めてください。

1 番、三留満君。

○三留満 皆さん、おはようございます。1 番、三留満です。7 月に行われました町長選挙の結果、薄新町長が誕生しました。いまの西会津町は、どなたが町長になっても容易でない時代の真ただ中にあります。取り組まなければならない喫緊の課題は山積しており、具体的な政策の実行力と成果が求められております。議会初日に町長の所信を伺いましたが、私はそのなかで、農林業政策について質問いたします。

町農林業の置かれている厳しい状況については、町長が初日の挨拶で述べられておりますように、我々と共通の認識と考えておりますが、この危機的状況の打開策について、どのように考えているのかお伺いをいたします。

1 つ、農林業再生、活性化のために、農林振興公社等の設立の考えはありますか。これは、これまでも議会一般質問で同僚議員や私も取り上げてきた経緯がありますが、改めて新町長の見解をお伺いする次第であります。

2 点目は、米のブランド化のために食味計の導入の考えはありますか。

3 点目は、森林資源の活用については、これまで進めてきた菌床用オガ粉、ペレット製造等の計画について、町長の見解を伺うものであります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 1 番、三留満議員の農林業振興についてのご質問のうち、農林業振興公社等の設立の考えについてお答えをいたします。

町内農家を取り巻く環境は、高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加等に加え、平成 30 年度からの米政策の見直しなど、より一層厳しい状況を迎えております。その対策は喫緊の課題であると認識しております。町では、小規模な個々の農業経営から集落単位での農業機械の共同利用化や集落営農の組織化・法人化、認定農業者など担い手への農地集積等経営の規模拡大より、効率的で合理的な生産体制を確立することが急務であると考え、現在、町内の複数の集落等で話し合いを進めております。

近年町内では、集落型ライスセンターや集落営農組織の法人化、個人での株式会社の設立もあり、町といたしましては認定農業者も含めて引き続き支援してまいりますが、将来に向けて町農林業を守り育てるため、農林業振興公社の設立も選択肢の一つとして検討してまいりたいと考えております。

今後は、町内各地区へのライスセンター整備構想と合わせて、集落営農組織や既存の農業法人、中核的農家の皆さん、農業関係団体等と意見交換を進めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 1番、三留満議員の農林業振興についてのご質問のうち、2点目の米の食味計導入と、3点目の森林資源の活用についてお答えいたします。

まず、米の食味計導入についてであります。本町における代表的なブランド米としては、JA会津よつばの特別栽培米として、西会津ミネラル有機栽培米研究会が農薬と化学肥料を50パーセント削減して栽培しているコシヒカリ、西会津げんき米がありますが、米・食味分析鑑定コンクール国際大会にて、最高賞である金賞を受賞したこともあり、昨年から関西地区での新規販売も始まったところであります。

また、ブランド化するための取り組みの1つとして、毎年、西会津一うまい米コンテストを開催し、町内外へ町内産米の食味の高さを発信しており、昨年度の入賞米は、仙台三越デパート等で販売されるなど西会津産米のPRにつながっているところであります。このコンテストの審査に係る食味計は、県農業総合センター所有のものを利用しており、またJA会津よつばで所有している食味計も利用できる状況であります。食味計の導入につきましては、機器本体が高額で設置場所や管理方法、メンテナンスなどの検討事項もありますことから、町内各地区へのライスセンター整備構想の中で検討してまいりたいと考えております。

次に3点目のご質問の森林資源の活用についてありますが、現在、町内の多くの森林は伐採期を迎えておりますが、木材価格の低迷による森林所有者の関心の低下等により、資源の有効活用が進んでおりません。

一方で、西会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略におきましては、特用林産物であるキノコの大規模産地化推進事業を進め、生シイタケの出荷量を5年間で倍増することを目指しております。このことから、昨年度、国の地方創生加速化交付金事業を活用し、森林資源の調査を行うとともに、町森林資源活用型産業化計画策定委員会を立ち上げ、町内における今後のオガ粉やペレット等の需要量や供給量の調査、生産施設の整備に向けた検討を行い、基本的な整備方針を策定したところであります。

今年度は、引き続きオガ粉等生産施設の整備にかかる規模や時期等の具体的な検討を進めることとしており、また、整備に向けた課題の1つでもあるペレットの需要拡大を図るため、より一層町民の皆さんへの普及活動を行ってまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 それでは、再質問をさせていただきます。これまで議会で何度か一般質問のなかで、この振興公社等についての質問はあったわけですが、そんなに進んでいないなど、返答については大きな前進はみられていないなど私なりには理解しております。それで、町長にお伺いしたいんですが、農林業振興公社の設立も選択肢の1つとして検討してまいりたいという返答をいただいているわけですが、逆に言うと、現状を打開していくために、そういうものではなくて、もっとこういうものがあるんだというもの、町長はどのようなことを構想のなかにもっておられますか、もっておられるならばちょっとお伺いしたいなと思います。お願いします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 再質問にお答えをいたしますが、いまほどもご答弁申し上げましたけれども、いま西会津町の農業、いろんな動きが出てきておりますよね。それで、この人たちの、いわゆるどういう形で応援できるか、私はやっぱりここが一番最初のスタートだと思っています。せっかくいまやる気を持って、例えば、人・農地プランの策定だとか、あるいは個人の法人化、あるいは農事組合だとか、いろんな動きがあるなかで、やはりそちらのほうを先に、まずしっかり応援をします。そして、そのうえで、この方たちがこれからの西会津町の農業をどうやったら守っていけるかと、この人たちの意見もしっかり聞かないといけないなど、私の頭のなかには、いろんな考えもありますけれども、まず実際に農業を、あるいは林業をやっている方、この人たちの考えをしっかりと、やっぱり聞いたうえで、じゃあみんなで将来に向けて西会津町の農業をどうしたらいいか。これをやっぱり先に私はやらないといけないなど。

だから、振興公社、組織をつくるのが先ではないなど、組織をつくれば全て物事がうまくいくかといったら、私はそうではないと思っています。ですから、やっぱりその前段の作業として、そういうお話のなかで、いや、これはこういう形でちゃんとしっかりした組織をつくって、そして西会津町の農業をみんなで守ろうということになれば、私はそういう組織も、やっぱり考えていかなければいけないというふうに思っています。

ただ、その前に、私もいろんな若い農業者と、あるいはいろいろ夢、希望を持っている方たちとお話をさせていただいておりますけれども、いろんな新しい、その構想を持っていらるんですよね。やりたい農業、いろんなやりたいことがあるんです。ただそれが現実的に形になっていないんです。なぜか。なかなかやっぱりそれをやるには初期投資、お金が必要なんです。

それで、私は、これはこれから農林業だけじゃなくて、これから若い人たちがやっぱり夢を実現するためには、やっぱり資金的な応援をしっかりとやらないといけないなどというところで、私はこれから、これは財源調整しないといけませんけれども、基金を設定して、そして無利子で皆さんにお貸しできるような環境をつくって、そして新しい農業に取り組んでいただきたいなど、そんな考えを一部持っておりますけれども、とにかく、何だかんだ言っても西会津町の基幹産業は、私は農林業だと思っています。ですから、それをしっかりと守るためには、まず何を先にやらないといけないか、そのことをまず皆さんとお話をして、そしていろんな関係団体の皆さんとの相談のうえで、じゃあ西会津町の農業はこういう方向に進めましょうと、そのために必要だったら公社の設立も私は考えていかないといけないと、そういう意味で選択肢の1つということで答弁させていただきました。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 町長が若手といいますか、そういう生産者の皆さんとの意見をよく聞いていかなければならないということですが、議会で先般、JA青年連盟の西会津支部の若手農業者と、そのOBの方々と意見交換会を開催したわけでありまして、そのなかで、やはりいろんな意見が出されまして、我々も大変参考になったなど、いい企画であったなどと思っております。ぜひ町も、そういう取り組みを早急にさせていただきたい。若手経営者の皆さんからの感触といいますか、聞いておりますと、やはり行政との距離感といいますか、そうい

うものを持っているように私はちょっと感じております。ぜひ、そういう距離感をなくして、もっとこう本当に中身のあるといたしますか、お互いに腹を割って話し合いができるような企画をぜひ立てていただきたいと思います。

私は、奥川でしたか、群岡でしたか、ちょっと忘れたんですが、そこに行って、この地域振興、農業振興の話をしたときに、野沢、尾野本地区はまだいいんだよと、ほかは本当にもう後継者がいない、あるいはいま働いている人たちがアウトになれば、もう終わりだというような話を随分と聞かされました。それで、先般のその青年連盟との話し合いのなかでも、農業者の平均年齢は、もう従事者は70歳過ぎている、73歳くらいではないかというような話があって、もう後は先が、そういう方々がやれる範囲はもう決まっていると、早めに対応を取らないと難しいんじゃないのかというような意見もありました。

私はここに前回の議会だよりがあるわけですが、この一番裏面に、群岡の方の、キューリ農家をされている方のインタビューがあるんですね。このなかで、この方が、町議会や町に望むことはということで、町の農業は危機的状況で、群岡、新郷、奥川は崩壊寸前ですと、個人の農家頼みは限界に達しており、町主導で新しい組織やシステムを構築し、新規就農者を育成してほしいと、こういうことを述べておられるんですね。確かに、いま人・農地プランやいろんな農事法人組合や集落営農組織ができておりますけれども、しかしそれとて、じゃあそのなかに本当に中核になる若手の方々がどのくらいいるのか。比較的、株式会社になっているような方々とか、農事組合なんかは比較的メンバー揃っているのかなと思いますけれども、むしろ、その野沢、尾野本地区以外の人たちの問題が、実はその人たちのいま抱えている問題が最も大きな問題なのかなと、私は理解しておりますし、この新しい組織やシステムの構築が必要ではないのかと。

私はこれにもものすごくね、自分がこれまでいろんな質問したなかで、主にそういう意味合いを持って、私も十分この方の考え方に賛同しているわけなんですけど、現状の、例えば確かに人・農地プランや、集落営農のなかで、やっていけるのかなという疑問は、私は感じているんですけども、その辺はどうでしょうか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 お答えをいたします。

先日開催されたJAの若手の農家の皆さんと議会との懇談会、私も非常に興味を持っておりました。それで、どういう話が出されたのかなということで、ちょっとその辺の情報はまだ完全に取っておりませんが、私はいろんな形の農業があってもいいと思っているんですね。それで、いまいろんな動きがあって、それで、やはり頼らざるを得ない人たち、その人たちがようやくそのことを始めたわけですから、しっかりその企業なら企業が、法人化された企業がしっかり経営されて、そこで雇用の拡大までいってほしいなというふうに思っているんです。

ただ、その例えば水田、米だけではだめだと、やっぱり年間通して、いわゆる所得が上がると思いますか、所得のある農業の仕方をしないといけない。こういう農業をするところという所得ができますよということになれば、私は若い人も結構参加してくれるのではないのかなと。いまなかなかやはりそこまでいっていない。ですから、やっぱりこれから農業をしっかり守るためには、やっぱり法人化が必要だなと、法人化してしっかり給料を払

えるような組織にしないといけないなど。

西会津町に、じゃあ、いま住んでいる人たちだけで物事を考えていいかと、私はなかなかそれは難しいところもあるなど、だったらほかから西会津町に来て、こういう農業をやりませんか、こういう農業をすればちゃんと生活できますよというような、そういうスタイルをつくらないといけない。ですからやっぱり、さっきも申し上げましたけれども、何とかいま若い人たちが頑張っている、その農業形態、これをやっぱり何がなんでも成功してもらわないといけない。

ですからあなたたち頑張ってくださいと、それで、町が応援できる部分はしっかり町が応援するような形で、これから農業に取り組んでいく人たちを応援しますからということをお話申し上げてきたわけですが、そこに私はある程度の期待をいましてあります。

それで、いまのお話のように、群岡、新郷、奥川、崩壊の寸前だというお話でありますけれども、私はやっぱり、本当に大変厳しい状況だなど、特に中山間地域の農業をやっておられる方、何が大変かという、いわゆる水路、道路、これらの維持管理、これがやっぱり大変で、なかなかやはり歳取ってくるとできなくなってしまう。だから場所の悪いところは全部もうやめるという状況になっていますので、これをやっぱり解消しないといけないなど、何とか対策しないといけないというふうに私は思っておりまして、ですから、それをやるには、やっぱり会社組織、振興公社という形ではなくて、いまやっている皆さんが、その田んぼを耕作できるような、やっぱりしっかりした会社に育ってもらう。そのことによってある程度は、私は対策が取れるのではないかなというふうに思っています。ただ、これは個人に全部お任せではできませんので、それをどういう形で町が支援するかと、ここが非常に私は大切なところだと思っております。

それで、これからやっぱり、そこに農地を持っておられる方、そこでまたいま頑張っておられる方、それから、いわゆる農業関係団体、例えばの話ですけれども、農協さんも含めて、あるいはそういう農業機械を販売されている会社も含めて、全ての人たちでこれからの西会津町をどうしていったらいいかということ、早急に私はこの作業をしないとけないというふうに思っています。本当に切羽詰まらないと何もできないというのが人間の常でありまして、ですからそこにいく前に、農業をしっかり守っていきいたいなというふうに思っております。

1つだけやれば完全に問題が解決するかということ、そうではありませんので、みんなの力を、やっぱりそこに集めて、そして西会津町の目指す方向、農業を守る方向、それをしっかり定めていきいたいなというふうに思っております。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 いま町長から返答いただいたわけですが、いままでの農業に従事されている方々というのは、どっちかという会社を退職されて、そして、いまそういう方々が頑張っておられるという方、たくさんおられるんですね。しかし、今後そういう方々に期待はあまりできないだろうと、いま定年延長が具体化しつつある、公務員においても65歳までの定年延長というようなことがいわれてきております。現実にはそういう方々が65歳を過ぎて、じゃあ本当にこの農業を担うだけの気力、体力といえますか、そういうものを持

って、あるいは新規にそういう事業を展開するだけの力があるのかなという、残念ながら私は相当厳しい局面になるだろうと想像しております。

であるがゆえに、やはり若い、新しい人材をどう育てていくかというのが、どうしても避けて通れない、現状にいる若手に頑張ってもらいたくのはもちろんです。しかし、それ以上に、いまの人たちだけでは到底もう遂行していけないような時代が、もう目の前に来ているわけですね。若手の、そういう新規の人材、新しい人材をどう、町長がおっしゃったように、ほかから入れてくることも含めて育てていくのかということ、やはり私は取り組んでいくためには、そのような受け皿としての振興公社が必要ではないのかなと考えておりますが、町長、いかがでしょうか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 やり方にはいろんな方法が、私はあるなと思っております。それで、確かに若い人たちをどう育てるか、あるいはどうやってほかから西会津町に来ていただけるかと。それには、いまやっている農業、例えばトマトにしてもキュウリにしても、いまハウス1棟で、こういうふうなつくり方をすれば、これだけの収入があつて、経費がこれだけかかつて、所得はこれだけ残りますよと、これを、例えば何棟やれば、こういう所得があがりますよという、そういう収支が、皆さんあんまりそこに、何というのかな、ここをもう少しもうちょっと明らかにすればね。私はある方に申し上げました。トマトをこういうつくり方で何棟やれば、これだけの収入があがりますと、それで、これだけの経費がかかつて、これだけの所得があがります。それをやっぱり若い人たちの仲間をつくるためには、そこをやっぱり皆さんに明らかにしないと、誰もついてこないですよ。だから、そういう作業をこれからしてくださいというお話を申し上げたことがあります。

やはり、ただ儲かるというだけじゃなくて、やっぱり農業をやるということは、サラリーマンと同じような年間の目標、何百万という、やっぱり目標の金額を定めて、そして将来、年金生活になるわけですから、せめて役場の、例えば役場ばかりじゃありませんけれども、いろんな会社に勤める皆さんと同じような所得が得られるような、そういうふうな、やっぱり農業経営にしないといけないなど。ですから、そこをはっきり明らかにして、そしてそれに賛同してくれる皆さんを、友達、何といいますかね、広げていくべきだなということが大切だと思っております。

いま、トマト、キュウリ、それからシイタケも、私はやっぱりシイタケを1億円産業にしたというのは素晴らしいことだと思っておりますけれども、それは今度、町全体の話であつて、個々の、いわゆる林家として、何百万円を目標にするんだと、ここをやっぱり、しっかり定めたやり方をこれからしていかないといけないなというふうに思っています。

そういう意味では、やっぱり若い人たちに、その辺のそのPRといいますか、そういうのをしっかりしていかないといけないというふうには思っていますし、それからやっぱり、都会からという、なかなかやっぱり、いま都会から田舎を目指して農業をやりたいという人も結構いるそうです。でも、その方たちが本当に西会津町に来ていただけるためにはどうしていったらいいか、ここもやっぱり私は、やっぱりちゃんとした生活ができる農業でなくては、やっぱり西会津町には、私は来てくれないと思っております。

だからそういう意味で、いまの人たちがしっかり農業で生活できるよという、その形を

やっぱり示さないといけないなど、そのためには、いまの頑張っている皆さんをしっかりとまず応援をするのが先かなと、その上で受け皿というか、いわゆる振興公社がいいのか、何がいいのか、そこでやっぱり私は考えても遅くはないのではないかなと、そんなふうに思っていますけれども、これはなかなか、必ずしも意見が一致するところではありませんけれども、そんなことで、また皆さんの意見を聞いて、もっといい考えがあるかもしれませんけれども、いま私が考えているのは、いま申し上げたようなことでありますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 私も、あまり振興公社という名前が果たして妥当なのかどうかということは、私自信も随分疑問といたしますか、ちょっとそこは考えるところがございます。ぜひ、町として、さっきも言いましたけれども、本当にこう頑張っている若手の皆さんと、ぜひ、そういう意見交換の場を、本音をもったね、話し合いの場をつくっていただきたいと思えます。

次に、この食味計について伺います。この食味計については、実は、先般の若手の経営者たちとの話し合いのなかで、本宮の農業総合センターまで検査に行っているんだと、そして、やはり自分の名前で、本当にお米を責任を持って売ろうとするような人たちであればあるほど、やはりこういうことに対するニーズは、私は高いと。どうしても欲しいんだというね。私はそれで、別な意味でちょっと、これは町長にお伺いしますが、町長は農林業のブランド化と、ブランド化を強力に進めるとおっしゃっていますが、確かに西会津の米は、全体的においしいという評価はいただいておりますが、しかし、それは何を基準にして、確かに全体的においしい、そしてコンクールでは上位入賞をとっているということは事実ですが、地域全体として、その評価がどうなのかといつときには、この基準がないわけですね。

町長はふるさと納税を、もうこれから強力に進めたいんだと、もっと大きくしたいんだというようなことを述べておられますけれども、たぶんそのなかには、必ず米というものが入っているんでしょう。そういうときに、じゃあ西会津の米は、本当にどういうところに位置付けされているのかと、そこが明確でないのかなと私は思っています。

実は私はこんな経験があります。東京のほうに私の知り合いの米を送ったときに、大変素晴らしい、おいしいお米だと、これはどこに出しても負けない、こんなおいしい米なら、私いろんなところに紹介してあげるから、もっと送ってよこせというようなことで、やったことがあるんですね。ところが、ある年に、どういう変化だったか分かりませんが、たまたま品質の落ちたものが届いてしまった。もう一気に評価はがた落ちです。お前何でこんなものを送ってよこすんだ、こんなもの私は期待しないよと、こんなもの欲しいために、私はわざわざあなたのところに西会津の米を頼んでいるわけじゃない。非常にお叱りを受けたと、そんな経験があります。

結局それは、同じ西会津の米であっても、やはりおいしいものをあれば、そうでないものもあるということです。西会津の米は本当に、私から言わせるとブランド化じゃなくて、ブランドにしていくためには、やはりそういう基準として、消費者や、あるいはそういう中間の業者の皆さんに評価していただけるような何らかの基準がなければ、やはり難しい

のではないのかなと。それはブランド化というのは、私から言わせると、ある意味、一人相撲みたいなどころがありますよね。本当に消費者がそこまで評価しているのか、そこが私は一番、この食味計というものが、やっぱり必要ではないのかなと思ったところなんです。

この点について、できれば町長に、その町長のブランド力を強化するということと、ふるさと納税をやろうとしたときに、そういう、よりレベルの高いものを売っていくといたしますか、ような取り組みとして、私は食味計なんかをやっぱり導入する必要があるのではないかなと思っていますが、いかがでしょうか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 食味計についてのご質問でありますけれども、私も過去に、西会津のアスパラ、これを1億円産業にしましょうという時代がありました。それで、8千万円くらいまでいったんですが、それ以上いかなかったんです。なぜかという、やっぱりいまのお話のように、ある方が、ちょっと規格外のやつを混ぜて市場に出した。それが市場で見つかってしまって、西会津町のアスパラはいりませんという話になってしまった。ですから、やっぱりそこは厳格に、これからブランド化していくためには、私は必要だと思っています。

それで、西会津町はご承知のとおり、平成9年からミネラル栽培を進めてきましたですよ。それで、ブランド化というのは、私はもうこだわりだと思っています。もうそれにこだわらないとブランド化にはなりません。ですから、本当はもっともっとミネラルの、米にしても、野菜にしても、町全体で本当は取り組んで、そして西会津町の米を全国に販売できるように、それが何か夢といいますか、そうあってほしいなとずっと思っていました。

それで、じゃあ誰がその基準をどう決めるかということになると、消費者の皆さんも、別に品質の成分表とか何かついているわけではないですけども、やっぱりそこに西会津町の米はおいしいと、あるいはミネラルの栽培だという、例えば商標登録だとか、シールだか、何か貼っていますよね。それがやっぱり信頼関係につながっていると、私は思っているんですよ。

だからそういう意味で、その評価を、いまはそれぞれ野菜にしても、野菜はそういう形でやっていますけれども、お米はあくまでも食味計ですよ。それで、この食味計、いま農林課長、答弁いたしましたけれども、これをどういう形で整備をするかと、それで、私のいまの頭のなかには、これからやっぱり各地区にライスセンターをつくらないと、これからの農業も守れないなというふうに、一部そういう考えを持っていますので、そういうなかに、しっかり、やっぱりそれも設置できるような、そういう考えがありますけれども、それまでの間をどうするかということでもありますけれども、これはちょっと、これからの具体的な作業になりますけれども、いまそれぞれの機関にあるわけでもありますから、それをどういう形にできるか、町単独で、じゃあ買って各地区に配備するかというようなところまでは、私はいま想定はしておりませんが、いずれ、これから米を、西会津の米を全国に販売していくという作業をするうえで、やっぱりはっきりした基準をつくらないといけないなというふうに思っています。ですから、これからやっぱりその辺は、ちょっと考えさせていただきたいなというふうに思っています。

それから、ふるさと納税の話が出ました。私はふるさと納税、もっともっと活用すべきだと思っているんです。

○議長 町長、一問一答だから、それは農業に関しての関連でやってください。

○町長 そういうことで、米をふるさと納税の、いわゆる返礼品に使うということは、当然、私も考えておりますし、そうしないといけないなというふうに思っています。ですから、その辺の、その評価の基準といいますか、これはこれからいろいろ検討させていただきたいなというふうに思います。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 町長かいま、とにかく検討するという返答をいただきましたけれども、私はやはり、特定少数の人が利用するような食味計ということであってはならない。いろんな方々、例えば自分の田んぼは、田んぼのいまのとれた米はどういう数値になっているのかということ、それぞれの農家の人たちが自分で確認できるような、そういうスタイルが必要じゃないのかなと、本当に少数の人たちだけのための利用するのではなくて、本当にブランドに育てるといえるのは、私はそういう地域全体のレベルアップがないと、なかなかそれはなっていないかと、いま先ほど町長がおっしゃいましたように、アスパラの件にしてもそうですよね。何をもちょうど基準とするのかと。ほかに基準があれば、それはそれでいいと思うんですよ。でも、現状において、やはり消費者にある程度見えるような方法で伝えられるのは、いつでしたか、テレビで食味の数値をきちっと出して、この食味の数値である米については、プレミアムな値段を付けて売っているなんていうような、そんなこともちょっとテレビで見たことがありますけれども、やはり、要は消費者に対して明確に分かるようなものが必要だと、その1つが私は、この食味計ではないのかなということをお伝えしておきたいと思います。

次に、最後になりますけれども、この森林資源の活用のなかで、オガ粉生産等についてなんですが、これは今後も継続して続けていっていただけるといふふうに私は理解しておりますけれども、いま、会津13市町村で、この森林資源の活用については、取り組みを具体化しようとして進めておりますけれども、西会津は、やはりある部分、先行しているところがあります。これについては、やはりぜひ、町長も所信のなかでそのようなことも述べておられるようですけれども、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいし、それで、一言述べさせていただきますと、いま菌床用のシイタケ用のオガ粉といいますか、菌床の原料ですね。もっとはっきり言えば、菌床の玉そのものもが外国でつくって、そして日本に入ってきて、それが日本産として製造、そこから出たキノコが日本産として売られているというようなことが、関西を中心に起きているそうです。これは、中身、その原料は、実はなかなかよく分からないというか、いろんなものが使われているといわれています。これは科学的なことからいえば、ピンチな部分もあるかもしれませんが、私はそういうことであるならば、西会津はなおさら、こういうことを明確にして、それをチャンスにすることもできると考えております。

この、先ほど町長のお話にもありましたように、キノコについては、必ず私は、この町にとって必要なものだという強い確信を持っておりますので、この森林資源の活用については、町長にも強力に進めていただきたいと思いますので、どのようにお考えでしょうか。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 森林資源活用の件についての再質問にお答えをいたします。

先ほど1回目の答弁でも申し上げましたとおり、この件につきましては、昨年度から調査事業を国の補助金を、交付金を活用しまして調査事業を進めております。こういったなかで、一方で菌床キノコ類の大規模産地化というのもありますし、この資源に活用については、この調査事業のなかで検討を進めているところでございます。この件については、今年も新しい補助金を活用しながら、さらに検討を進めて、森林資源の活用を図っていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 それでは、最後に述べさせていただきますが、やはりいろんな建設的意見や要望が、地域のなかからあがってくるうちは、私はまだ大丈夫だと思っています。本当の危機は、何も言わなくなったとき、もう言ったってしょうがない、もう諦めたと、そうなったときだと。そうならないために、町長はこの4年間、本当に力を尽くしていただきたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 皆さん、こんにちは。3番、秦貞継でございます。本日は、事前に通告していた質問内容に沿って、町側に質問したいと思っております。

はじめに西会津小学校のビオトープについてであります。現在、西会津小学校には生物観察や町民の憩いの場としてビオトープが設置されていますが、これまでの問題点と今後の利活用について町側にお伺いいたします。

1点目として、西会津小学校建設の際、ビオトープを設置しようとした当初の目的は。

2番目として、現在、ビオトープの利用について問題点はないか。

3番目として、西会津小学校のビオトープは安定した水量と生物が生息できる水質が確保できているのか。

4番目として、水生生物が通年を通して生息できるビオトープをつくり、西会津町のホームページ上で、自然に囲まれた西会津の教育環境をPRすべきと考えるが、町の考えはどうかであります。

次の質問は、西会津小学校プールの進捗状況についてであります。西会津小学校に建設予定のプール建設工事の進捗状況をお伺いいたします。

1つ目として、現在の進捗状況はどうなっているか。

2つ目として、現段階において問題点や修正点はなかったか。

3番目として、プール建設の今後の流れは、であります。

最後の質問として、町の考える教育についてであります。複雑化し変化が激しい現代に対応できる子どもたちを育てる、町の目指す教育への考えをお伺いいたします。

1つ目として、町はどのような西会津町の教育を目指すのか。

2つ目として、現代を生き抜く子どもを育てるには、学校、保護者、地域の協力のもと、学力のみならず、人間力にも重点を置いた教育を進めるべきと思うが、町の考えは。

以上であります。町側の真摯かつ明快な答弁をよろしくお伺いいたします。

○議長 教育長職務代理者 五十嵐長孝君。

○教育長職務代理者 3番、秦貞継議員のご質問のうち、町の考える教育についてお答えいたします。

第2学期が始まって2週間が経過しましたが、子どもたちもすっかり学校生活のリズムを取り戻し、落ち着いた生活が出来るようになってまいりました。その間、小・中学校合唱コンクールや中学校英語弁論大会での素晴らしい活躍は、本当に嬉しいニュースであり、良いスタートが切れたと思っております。

さて、1点目の町が目指す教育についてのご質問であります。6月議会定例会において前教育長が答弁したとおり、町教育委員会の教育目標は、心豊かに、知的でたくましい人を育てであります。こうした児童生徒を育てるために、一人ひとりの存在を大切にするとともに、一人ひとりを多面的に理解し、また、一人ひとりの良さや可能性を伸ばすことが重要であります。

町教育委員会といたしましては、これらをしっかり念頭に置きながら、知・徳・体の調和のとれた児童生徒の育成に努め、確かな学力の定着と豊かな人間性・社会性の育成を図ってまいりたいと考えております。

次に、人間力に重点を置いた教育についてのご質問にお答えいたします。

まず、人間力とは、第1に基礎学力や専門的な知識・ノウハウ、論理的思考力、創造力などの知的能力的要素であり、第2にコミュニケーションスキル、リーダーシップ、公共心、規範意識、他者を尊重し、切磋琢磨しながら互いを高め合う力などの社会・対人関係力要素、第3にこれらの要素を十分に発揮するための意欲や忍耐力、さらには自分らしい生き方や成功を迫及する力などの自己制御的要素であると、内閣府所管の、人間力戦略研究会では解説をしています。

したがって、これらを総合的にバランスよく高めることが大切であると考えております。社会の中で生きていくためには、読み書きや計算などの学力が必要であるとともに、人間関係に対する適応能力も必要であります。高度情報化が進展し、パソコンやスマートフォンによる情報伝達は飛躍的に速くなり、便利になった反面、一方でソーシャルネットワークワーキングサービスやブログなどを通じて人間関係をめぐる問題も多発しているのが現状であります。

こうしたことから、話しを良く聞くこと、相手の目を見ながら自分の思いを言葉を選びながら伝えることを基本とし、学力のみならず、特に人間関係については、低学年からしっかりと学んでほしいと考えております。

町教育委員会といたしましては、今年度から指定を受けた地域学校協働活動事業を通じて、多くの方々と協働活動を行うこと、一緒に学ぶことが、人間力を鍛える上で大きな力になると考えております。今後は、地域の多くの方々のご指導とご協力をいただきながら、人間力にも重点を置いた教育を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 3番、秦貞継議員のご質問のうち、まず、西会津小学校のビオトープについてお答えいたします。

西会津小学校のビオトープは、小学校新設の際、自然と触れ合う場・憩いの場として利

用することを目的に整備したものであります。このビオトープは、当初計画では敷地内を流れる水路の流水を利用する計画でありましたが、実際利用してみると夏の時期に水量が激減することがわかりました。このため、これまで年間を通じて安定した水量を確保できる方策を調査・検討してまいりましたが、今年度から尾野本水利組合のご協力を得、畑などを灌漑する用水を利用させていただけることとなりました。利用期間は、5月初旬から8月下旬までの4カ月間で、これにより夏場の水量不足が解消できるものと期待しておりました。

しかし、初年度ということもありまして、水の供給が一時停止することや、計画通りの分水ができなかったということもございました。このため、改めて組合と協議の場を設け、来年度における水の安定的な供給に向けて、打ち合わせを実施したところであります。

次に、現時点での問題点であります。やはり、年間を通じて安定した水量が確保できる水源がないこと、これが一番の問題であると考えております。町教育委員会といたしましては、できるだけ早くビオトープが本来の設置目的である学習や憩いの場となり、そこで学ぶ児童の姿を学校のホームページで発信できるよう今後も水源の確保や施設の改修なども視野に、調査・検討を進めてまいりたいと考えておりますのでご理解願います。

次に、西会津小学校プールの進捗状況についてお答えいたします。

はじめに、進捗状況であります。現在、設計事務所において、実施設計の策定作業を進めているところであり、これまで3回にわたり、打ち合わせを行ってまいりました。打ち合わせの主な内容といたしましては、基本設計で示されたプールの配置場所や概算工事費の内訳、今後の建設工程などについてであります。

まず、プールの配置場所であります。これまでランチルームの脇に屋根付きのものを設置する計画で進めてまいりました。しかし、この場所に屋根付きプールを設置すると、その奥の三方向、校舎の北側、渡り廊下、あとランチルームの南側から落ちた雪の除雪作業に支障が出る。また、工事費につきましても、基本設計の策定時点と比較し、建設資材や人件費が高騰しており、事業費の増加が見込まれることなどが問題となりました。また、これまで、実施設計を8月一杯で完了し、9月に発注、翌年3月に完成という計画でございましたが、先ほどの問題が浮上したことから、実施設計の工期を延長せざるを得ない状況となりました。

このことから今後の工事の発注等もずれ込み、当初予定した今年度中のプールの完成が困難になることが予想されます。

西会津小学校では、平成27年度の開校以来、3年の間、さゆり公園屋内プールで体育の授業などを行ってまいりました。しかし、学習指導や安全管理の面で課題があったことから、小学校独自のプールを設置することとし、これまで作業を進めてきた経緯がございます。

町といたしましては、これまでの経緯を考慮し、平成30年の夏から小学校独自のプールで、体育や水泳の練習ができる環境を児童の皆さんに提供することが最優先であると判断し、工期的にも対応可能な、屋根を設置しない標準的なプールを整備することといたしました。

今後の進め方といたしましては、実施設計の完了後、工事を発注し、来年の夏には児童

が利用できるよう、鋭意作業を進めてまいる考えでおりますのでご理解願います。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 質問の順番ですが、まず最初にプールの問題についてお伺いしたいと思います。先ほど説明にもありましたし、金曜日の全員協議会でも説明を受けましたが、当初は屋根を付ける予定だったものが、屋根を付けなくなりました。その屋根付きプールを設計する段階でも、我々議員も冬場の雪処理について大丈夫ですかと、再三質問をしたんですが、大丈夫だと、私も確か提案で、雪が積もると分かっているのに、融雪、要は雪を融かす施設というか、設備を付けたらどうかという提案もしましたが、大丈夫だという判断で、そのとき基本設計の予算を、確か議決したかと思うんですが、この、今回の変更に至る、変更しなければいけなくなってしまったということなんですけれども、何億円という建設工事を行うのに、僅か数カ月で、こうやって屋根付きのものがころっと、やっぱり屋根付きはできなくなってしまいましたという、これは私は、非常にその当時の説明から受けても、こんなに簡単にころころ変えていいものなのかなというものが、非常に疑問と思います。

今回の設計変更に至るまでの問題点というのは、町側はどのように考えていらっしゃいますか、まずそこをお伺いしたいと思います。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 お答えいたします。

設計変更に至った理由ということでございますが、いまほどご答弁申し上げましたように、校舎とランチルームの間の落雪処理の問題があります。これにつきましては、確かに秦議員から質問をいただいております。この基本設計の際は、現在行っていただいております平成28年に除雪を行ったわけなんです、ロータリー式除雪車によりまして投雪、後ろのほうに雪をとばすという方式で除雪は可能と判断しておったところでございます。

今回、実施設計を行うにあたりまして、建設水道課を含め、町教育委員会、あと業者、あと小学校ですか、この4者が集まりまして判断を、検討の部分につきまして、問題の部分につきまして検討したわけなんです、現在実施している除雪方法では、これから将来に向け、あそこの部分に屋根付きのプールをつくるということは除雪に支障になるということから、将来的な部分から考えて、除雪をするということは難しいという判断になりました。

あと、いまほどご説明申し上げましたが、事業費が増加したということでございます。現在、実施設計を行っております設計事務所からの事業費でございますが、以前、全員協議会の資料でもお配りしたとおり、2億4千万円ほどの事業費がかかるということで、現在予算を計上しております2億2千万円から、プラス2千万円ほどの工事費が増加になるということがございました。あと、将来的なメンテナンスの部分がございまして、屋外の部分ですと、屋根材の普及対策のために強制循環型のものが必要だと、あと、そういった塗装が必要である。あと、屋根につきましても5年から10年のあいだに屋根のふき替え等が必要だということで、1回当たり850万円のメンテナンス費用がかかると、そのような、検討した結果が出てまいりました。

このことから、やはり小学校管理をする部分、そちらのほうが、やはり管理しやすく、あと、児童が使いやすい場所を優先して、そこにプールを設置するということになりました。

て、屋根付きではない、標準のプールにしたいということで、なった経過がございます。
以上です。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 私もちっと自分の感覚なんですけれども、そういうことを踏まえて話し合っ
て、大丈夫かどうかというのを検討したうえで設計を進めるとか、例えば自分たちだけで
知識が足りないのであれば、専門家の意見を聞いて、それで、自分たちはこうしたいけれ
ども、専門家から聞いたら、それはちょっと難しいんじゃないかと、そういう意見を出し
合って、今後、先ほどもおっしゃってましたとおり、維持していく、要はその預かった
学校側が維持管理していくにも、維持管理しやすい体制を、建物というんですか、建設物
をつくれるように、前もって話し合いをして、それで大丈夫かどうかと、最終的にその話
に関してもちろんとチェックをして大丈夫かどうかと決めたと、皆さんの税金、何億
円も使って建てるものを、じゃあどう建てようかという検討するべきじゃないんですかね。

私は税金を預かる身として、人のお金ですよ。それを、子どもたちのためならといっ
て、皆さんが税金を出して、そのなかから建てるもの対して、この進め方に非常に問題、
確かにそういう問題がありましたというんですけれども、それは設計を出して我々に報告
する前にチェックするべきものじゃないんじゃないんですかね。私はそう思うんですが、
町側の考えはどのように考えますか。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 お答えいたします。

まずその除雪の部分であります。まず基本設計の際、町と教育委員会と、その設計業
者で、あそこの部分の除雪対策といいますか、降雪に対する対策を検討いたしました。そ
の部分で、学校とプールの間が14メートル離れていると、離すということで、この距離で
あればロータリー式の除雪車も対応可能であろうということで、設計事務所のほうのご判
断をいただき、また、我々としても、そうであれば、切妻の屋根でありますから、そこに
雪が積もって、そこに投雪したとしても、それほどの影響がないのかなということで、屋
根付きということで進めておったんですが、実際、これからどのような降雪状況になるか
分かりませんが、屋根がむき出しとなった場合に、そこに投雪した氷の破片とか、そうい
った部分で屋根が損傷する恐れは当然出てくるだろうと、そういった深い話し合いが、今
回の実設計のなかでは行われました。基本設計ではそこまでなかったものですから、現
状の降雪の分と、あと、これまで除雪してきた、そういった経験のなかで、除雪は、対応
は可能だという判断にいったところであります。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 お話を聞いていると、設計業者がというお話でしたが、この設計事務所さん、
最初に基本設計を行った設計事務所さんですけれども、設計事務所が言ったらそのままの
ものをつくるんですか。この設計事務所さん、ごめんなさい、雪国の状況が理解できてい
ると思えません。それで、我々もやっぱり雪国に住んで、長く生活している人間として、
ちゃんとこちらでも指摘して、これ大丈夫ですかというふうに話したにも関わらず、設計
事務所さんが大丈夫だとおっしゃったので、言ったので、そういうふうに進めたというん
ですけれども、この設計事務所さんに249万円でしたよね、お支払いしていて、これだけ

の大金を払って設計してもらったにも関わらず、こんな初歩的なものも見抜けず、設計事務所さんも見抜けず、その町側のほうも設計事務所さんが、そういふうに言ったというふうに話おしゃってました。それが全て悪いとは言いませんけれども、それ果たして、それが原因だから仕方ないでいいんですかね。その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 お答えいたします。

基本設計を策定した業者は認定こども園の設計事務所であります。ですから、西会津町の降雪状況についてはよく把握をされているのかなということでもあります。あと、設計事務所の設置場所といいますか、設計事務所が存在する場所は白河ということで、この雪の状況はそれほど把握はされていなかったのかなと思いますが、こども園を設計された業者で、実際、1年間、平成28年、現場に入っておりますので、そういった部分で、十分に現場はすぐ近くにもございますから、そういった現場を把握した上での判断もいただいたのかなと思っております。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 町側はどう判断されましたか。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 先ほども答弁いたしましたように、平成28年にあそこ除雪していただいております。その方法、あと上野尻の村内、まちなかでも実施しているような、ああいって後ろ側にトラックを従えてといいますか、あそこに雪を置いて対応すれば、最悪の場合に対応可能なのかなと、そういったことで除雪の部分については対応可能という判断でございました。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 そういう判断だったというのは分かるんですけども、その判断の結果が、これだけの無駄なお金を生んだんだと私は思います。そのことについて、町側はどのようにお考えですか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 プールのご質問でございますけれども、私もこのお話を聞いたときに、なぜいまこんな問題が出るんだと、一番最初に私はそれを感じました。それで、これまでのいろんなことを見たり聞いたりしてきまして、一番問題なのは、やっぱり緊張感がなかった。それで、学校の施設は、これは町が整備をして、教育委員会が管理運営するんですよ。本来は、いま学校教育課長が答弁していますけれども、なぜそういうふうな手順になったのか私は分かりません。その前のことは分かりませんが、ただ、皆さんには基本設計をして、そしてこういう屋根付きのプールをつくりますよというところで議会の皆さんのご了解をいただいて、議会だよりまで出していただいて、そして、実施設計を組んだ段階で、いまこういう問題が出てきているわけです。これはやっぱり、その内容をしっかり精査しなかったんですよ。これどんな理由を付けたって、これはやっぱり、私はこの町側の責任だというふうに思っています。

それで、いろいろ理由は説明いたしましたよね。確かにそういう理由はあります。でも、子どもさんたちには、来年の夏は使えますよと、しかも屋根付きのプールができますよと、

もう学校の子どもさんたちはみんな分かっているわけですね。それで、これをやるには、来年の夏、どうしても屋根付きをつくるということになれば、もう工期も延びる、お金もかかると、お金のかかるのは、これそんな理由、私はそんな理由は理由にならないと思っていますけれども、子どもさんたちが楽しみにしていたそのプールが、来年使えなかったというときに、何だ役場、教育委員会、嘘つくのかということになることが一番私は、このことを心配しました。

ですから、確かにあの議会の皆さんには、そこまでご理解いただいて進めてきたのに、いまこういう問題が出ているというのは、本当にやっぱりこれは議会に対しても、町民の皆さんに対しても、これは町側としては、もう謝るしかないわけですが、本当にそういう意味では、事務的な手順、あるいは内容の審査がしっかりいっていなかったということで、私は非常にこのことについては、本当に申し訳ないというふうに思っています。

プールについては、私個人的な意見はありますけれども、もう既にそういうところまで、実施設計までできているわけですから、何が何でも子どもさんたちの、やっぱり夢を実現するためには、ここはやっぱり何とか議会の皆さんにご理解いただいて、来年の6月からプールが使えるようにするのが、やっぱりそこを大事に考えないといけないなということで、最終的な判断は私が、もう屋根付きをやめましょうという判断をさせていただきました。

ですから、これからの作業として、皆さんに理解していただく作業をしないとイケませんが、本当に基本設計から実施設計、実施設計になって初めてそれが出てきたというのは、私は非常に、これはもう弁解のしようがないというふうに思っていますけれども、いろいろ事情はありますけれども、どうぞそこはご理解をいただいて、とにかく来年の6月から子どもさんが使えるように、屋根付きでないプールでも私はいいと思って判断をさせていただきました。本来プールというのは、いろんなことがあるかもしれませんが、もっとやっぱり日当たりのいいところで、太陽の光を浴びて、やっぱり実施できるというのは、本当は理想だと思うんです。ところがいまそういう状態ではありませんけれども、いまの段階でのベストは、やっぱり私は、屋根付きはもうやめて、そして来年、子どもさんたちに使っていただく、このことを最優先にして判断させていただきましたので、ぜひそこはいろいろ異論、おありだろうと思えますけれども、ご理解をいただきたいなというふうに思います。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 役場がやるといったことは、説明したにも関わらず役場が嘘をついたんじゃないかというふうに捉えたくないというお話でしたが、もう屋根ができないという時点で、もうこれは約束を破っているわけですね。それで、1つ、ただ私、思うんですけれども、これ設計で、要は実施設計で見つけてもらったので、本当にありがたいと思っています。これこのままつくったら大変なことになっていました。そのままいっちゃってできちゃって、いや雪が積もったら大変で、捨てるどころなくなると、隣には屋根付きのプールがあって捨てるどころなくなると、これどうすんべと、これつくったらつくって大変なことになっていたでしょう。それを雪国をよく理解した方々が、それに待ったをかけて、町長判断でこれやめようということになったことに関しては、非常に私も感謝しています。これをあのままつくれば大変なことになっていました。それを見つけたことは、それは思

うんですが、私はずっとお話聞いて、1点、私は全く意見が違うところがあります。

私は、6月に、来年の6月にプールを開設しなければいけないから、急いで屋根をなくしましょう。そうだと工期2カ月短縮になるからいいんじゃないかという話をしていますけれども、私は違います。後世の人たちが、耐用年数、40年、屋根なし50年でしょう。これから10年、20年、30年、40年、50年先の人たちが、ああ、このプールつくってもらったよかったなど、子どもたちも喜んだ、地域の人たちも喜んだ、みんなでこのプール、あのとき大変だったけれども、守っていかねければなど、そう思ってもらえるものをつくるのが第一じゃないんですか。一旦6月に屋根付きのプールをつくることになったから、これは屋根付きがだめになっちゃったから、これ6月だけは何としても守りましょう。私同じ失敗しているような気がします。このプールをつくる期間だって、非常に短かったと思うんですよ。やっぱり本来であれば、プール設置検討委員会だってそうでしょう、つくるかつくらないかの会議を4回やっただけなんです。保護者さんを交えた話し合いもなく、文科省がいつているプール設置なんか基準に則ったものをつくりましたという話でしたけれども、つくればいいんじゃないんじゃないんですか。いま言ったように、地域の方々に愛されるもの、皆さんの税金でつくるわけですから、それは、私ちょっと住んでいる方々や利用する方々の立場に立って物事を考えていると、ちょっと思えないんですね。

私は提案します。最後に本当は提案しようと思っていたんですが、やっぱり6月開設にこだわるんじゃなく、やはりもう一度考え直して、今回のような失敗を犯さないようにして、やっぱり利用する方々の意見も少しでも多く取り入れて、工期は私、本当に今年、来年使えると思っていた方々には、それこそ町側は真摯に、申し訳ございませんでしたと頭を下げて、もっと後世に愛されるプールをつくりたいと思いますので、どうぞ協力よろしくお願いします。私は頭を下げるべきだと思いますが、町側の考えはいかがでしょうか。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 再度、町民の皆さん、あと保護者の皆さんの意見をいただいてプールをつくる考えはどうかと、ないのかというようなお話でございますが、やはり、小学校のプールは、先ほど秦議員もお話がありましたように、学習指導要領に則った授業を実施するための施設です。学校でいうと教室です。その教室につきましては、児童の安全とか、あとは指導上のいろんな部分、それを勘案してつくるということになります。それには、その整備にあたりましては、文部科学省が定める小学校施設整備指針に基づいて進めるということが、教育委員会の考え方のベースでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 町側や利用する側の、学校の先生や文科省の意見は聞くけれども、地元の方々の意見は聞かないというふうに私は理解します。そういうふうに、そういう機会を設ける気もなく、設計を変更、要は次年度に延ばす考えはありませんか、それだけお伺いいたします。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 お答えいたします。

先ほど町長もご説明申し上げたとおり、来年の夏から児童の皆さんに体育の授業、及びプールの運動能力の向上のために使っていただくと、その方向で進めていきたいと考えて

おりますので、ご理解願います。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 プールないわけじゃないんですよね。いままでもそうですけれども、さゆりでやってきているんですよ。プールの授業ができないわけではございません。

いまも一生懸命学校の先生方がカバーして、さゆりまで連れて行ってやっていただいています。プールの授業はできないわけじゃあございません。我々は、もちろん子どもたちのプールの泳力を上げるためにどうするかということを考えなければなりません。私は、1年先、2年先のことじゃなく、もっと長く、何十年先まで考えて、せつかくこういうふうに自分たちも間違いを犯したということを知っているわけですから、それはやっぱりちゃんと戻って、立ち止まって、それ以外にも問題点いっぱいありますよね。私いただいた資料にもありますけれども、水温も大丈夫だと言っていたにも関わらず、直射日光が入らずとか、後から後から出てきて、それで6月に間に合わせなければならないので、皆さんよろしくお願ひしますと、何か子どもたち6月にプール、授業、西会津小学校の隣につくったプールで授業させたいので、何とか納得してくださいとしか聞こえないんですが、再度、繰り返しになりますが、私は、ちゃんと利用する側、維持する側、これから先に何十年も西会津町を支えていく方々の立場に立って物事は考えるべきだと思いますので、そこは強くお話し申し上げて、すみません時間がないので、次の質問にいかせていただきます。

ビオトープについてお伺ひいたします。町が考える、その学校につくりたいビオトープというのは、まず、どういうものなのか、その考えをお伺ひいたします。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 それでは、先ほどもご答弁申し上げたとおり、やはり子どもたちの学習の場、自然に親しむ場、あと、地域の方々もおいでいただいて、憩いの場となるような、そういった目的を当初持ちまして、設置したものであります。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 一生懸命つくっていただいたものに対して非常に失礼な聞き方かもしれませんが、あれは側溝ではございませんよね。そこだけ確認します。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 あれは敷地内を流れます流水でございます。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 そこに問題があると思うんです。結局、側溝でも、学校の敷地内を流れる水でありますというお話なんです、ビオトープって、町側のほうでどういうものかというのは調べたことはございますか。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 ビオトープ、秦議員からご質問いただきまして、随分いろんな方面で勉強させていただきました。確かに、親水、水に親しむという部分もございまして、また、畑のなかで生物が循環して生活していく、そういった部分もございまして。また、都会のある小学校では、3面コンクリート、いまのちょうど、うちの町のビオトープのようなところなんです、そこに土とか砂を入れて、生物が住めるようにすると、そういった動きもビオトープ、学校のビオトープだということになっております。そういった意味合いで、

本町では、水資源を利用したビオトープということで、当初進めておりましたが、現状としては、年間を通じて一定の水量が確保できないということがございます。このために、冬場、これはどうしても、あの水ですと、雪のなかに埋もれて、凍ってしまって、生物が越冬できないと、そういった環境もございますので、あそこの部分につきましては、一定の水深を持った桶のような形で、越冬できるような施設の改善、そういったものを進めてまいりたいと考えています。

また、これはちょっと私の独断の部分で、これから町としても十分検討しなければいけない部分がございますが、どうしても水が少ない、停滞してしまうという部分については、水道の水も利用させていただくと、そういったことも町側のほうと検討させていただきたいなど、そういうふうを考えております。

以上です。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 大変よくお調べいただきまして、ありがとうございます。おしっやるとおりです。決して側溝のついでにつくるものじゃあございませんし、子どもたちが毎日通っている、前回の初めての答弁でも、私、申し上げましたが、子どもたちが毎日通う場所があります。そこはやっぱり、町の設計の基本方針でも出ていましたが、憩いの場となるようなものをつくらなければいけないと私も思います。それで、当初の目的もそうであったにも関わらず、いま現在は、たぶんご承知のことと思いますが、私も何回も見に行っていますが、大変非常に残念な結果になっております。

これに関して1つお伺いしますが、小学校建設のときに、国から補助金をいただきましたか、いただきませんか。そこをお伺いします。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 ビオトープというか、あそこの外構工事につきまして、ビオトープも含まれているんですが、その部分での補助金はいただいたという経緯がございます。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 ですよ。私もそういうふうにお聞きしています。1つ申し上げたいと思うんですけれども、私は、側溝と言ってつくったなら側溝でいいと思うんですけれども、ビオトープと言って大人が一旦つくったものは、大人はちゃんとビオトープにして学校に預ける責任があるんじゃないんですかね。先ほどの話の後で大変申し訳ないんですけれども、ビオトープと言って、結局、補助金ももらう、それで、こういう目的でこういうものをつくりたいという、ビオトープはこういうふうな目的でつくりいと言ってつくってみた。でも、つくる前に、じゃあ、いま課長がおっしゃったとおり、水源はちゃんとあるのか、水質はちゃんとあるのか、生態系は維持できるのか、こういうのを調査したうえで、どんな施設が必要か、それを調べたうえで予算計上して、こうやって作りましょと、普通つくるもんなんじゃないんですか。つくってみたら、水がなくなっちゃって大変でした。じゃあいまいまどうしましょう。私はちょっと同情するところもありますが、課長、預けられて、本当に大変だなと思いますけれども、それは確かに人間がつくるものですから、私は完璧というわけにはいかないと思うんですけれども、問題点が出たと分かったら迅速に対応すると、確かに予算の配分等もありますけれども、問題が起きたらそのままにしておくんじ

やなくて、早く対応することも大切だと思われませんが、町側のお考えはいかがお考えでしょうか。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 お答えいたします。

確かに早急な対応ということで、平成27年の12月からですか、秦議員にビオトープにつきましても、いろんな部分でご指摘なり、ご提案なりをいただいております。それで、やっと8月いっぱいまで水がいただけるというようなことになりました。ただ、考えてみますと、じゃあ、先ほどから秦議員もご質問のなかで入っているんですが、つくった後、学校のほうで、学校ビオトープとしてどういうふうな活用をするのかと、そういったことも明確になっていないと、じゃあ水源を確保しました、水が、はい流れました。じゃあ学校はどうしましょうというよりも、いまちょっと時間は経ってしまいましたが。

○議長 ちょっと待って、ビオトープ施設、学校側と全然しゃべってないんですか。

そんな維持管理の計画もしていない、つくること自体、それ気を付けてしゃべってください。

○学校教育課長 失礼しました。学校のほうは、その水を利用したビオトープということで、期待といたしますか、夢を膨らませて待っておったわけなんです、なかなかそこにたどり着いていないということで、大変申し訳なく思っております。

その段階で若干時間は経ちましたが、改めてビオトープを設置した所期の目的を達成するために、専門家の方をお呼びして、学校とあと教育委員会、あと地域の方々もまざっていただいて、これからどういうふうなビオトープの活用をしたらいいのかというのを、改めて検討する、打ち合わせをする、そんな場を設けていきたいと、そのように考えています。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 ちょっといま、私もあれっと思ったんですけども、学校側が、じゃあつくって、こういうのをやりたいので、こういうものをつくってくださいと言ったら、つくってもらえるんですか。ビオトープっていまつくっておいておいたのに、私はてっきり、こういう、さっき町長の答弁でもありましたよね。町が建設して、できたもの、プールの件もそうですけれども、じゃあ維持管理は、後、学校がよろしく願いますよと、じゃあ学校がビオトープ、ちゃんとしたのつくってくださいと言ったら、すぐつくってもらえるんですか、そこをお聞きします。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 お答えいたします。

学校サイドとしては、確かにビオトープ、当初予定していたビオトープが現実になるようなことで、教育委員会のほうにも要望、要望といたしますか、お話をされております。ただ、ベースとなる年間を通じた水源が、そう簡単に解決できないというところがありまして、学校のほうでも有効な活用ができていないと、そういったところです。

ですから、すぐにやってくれと言われても、もととなる水をもう少し確保しないと、仕方がないのかなということです。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継　私が考えるには、学校に維持管理、よろしくお願ひしますと渡す前に、きちつと、もう維持管理もちゃんと、なるべく負担がなく、ゼロというわけにはいかないと思ひますけれども、これこれこういう施設をつくって、こういう環境をつくりましたと、これに関しては、ちゃんと生物も生活できる、生息できる環境ですと、後は、例えば掃除をするなり何なりは学校によろしくお願ひしますと、普通は、私が考える町と学校の関係というんですかね、施設を提供する、その施設を運用する関係というのは、そうあるべきじゃないんですかね。何かビオトープとして使えないものを預けて、後は何とかしてくださいというのはおかしいと思ひますし、学校側がどう使うかを聞いて、じゃあつくりましょうというが、全くその、私は建設の手前の話であつて、つくったものに対して言う話じゃないんじゃないのかなと、私は聞いていて思ひます。

それで、どうどうめぐりの話をしてもしょうがないんですが、いま課長の答弁でもありましたが、1つどうしても引っかかるのは、水が足りないから水を引っ張りましょう、じゃあ環境が悪いから環境を何とかしましょう。何か1つずつだと思ひますよ、対応が。そうじゃなくて、大きな目を見て、ビオトープというのはこういう環境ですと、それにはとういうものが必要ですか、先ほどの話から、また同じ話し合いになってしまうかもしれませんが、それに対してとういうものが必要で、じゃあそれには予算がいくら必要で、それで、維持管理は、ここからは協力してもらおうよとういふのを、やっぱり話し合つたうえで、もう本当は一番最初につくるときに、そのタイミングでやるべきだつたと思ひますけれども、いまね、その問題が起きたのを、その問題の対処をするときも、やっぱりそういったところを双方で話し合いをして、どうやったら解決できるかとういふのをよく検討したうえで、なおかつ2年前に、私、これ質問しているんですよ。結局そのままずっときて、2年待つた結果、水利組合の水を1本引っぱつただけ、結局それも水が涸れてしまふと。やっぱり目的を達成するにはどうしなければいけないかとういふ検討が、ちょっと足りないんじゃないんですか。私はそう思ひますが、町側はどうお考えでしようか。

○議長　学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長　お答へいたします。

まず、大きな目で、一つ一つの課題をつぶすのではなくて、大きな目でとういふようなお話でした。確かにそのとおりだと思ひます。これは、我々といいですか、ビオトープの素人にはなかなか難しい部分がございます。ですので、現在ある資源、これを最大限に活かして、学校のビオトープとして活かしていく、そのために専門家のご指導をいただくとういふ場面も絶対必要かなと思ひますので、そういった作業に、これから携わつていきますから、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長　3番、秦貞継君。

○秦貞継　そのとおりだと思ひます。まずは、ネットにいっぱい出ています、私も調べましたが、ちょっと個々の会社の名前は出せませんが、福島県でもビオトープ協会が何かに入つていて、建設業者を確かやられている会社もあります。そこでは、いろんな成功事例も出していますので、そういったところを、まず参考にされたほうがいいと思ひます。

それで、私も言うだけ言つて何も言わないとういふのはちょっとまずいですから、私も提案ですけれども、やはり水量なんです。安定した水量が確保できなければだめなんです。

何月から何月までは使えませんとか、いつの季節になったらだめになってしまいますとか、これではやっぱりだめです。私はまず1点として、3点あるんですが、まず安定した水量を引っぱるために水道、水利組合の水をもちろんメインで使うんですけども、これはお金をかけいなためにいいと思います。水道は非常に使用料もかかりますので、ただ、水を水道だけ垂れ流ししていたら、維持管理で金がかかってしまいますので、それを循環させるポンプも必要じゃないのかなと思います。

それで、水、循環ポンプ、あともう1つ、深み、いま課長から同じ考えで、私も非常にいいなと思ったんですが、やっぱりどうしても水が干上がったときに、深みというんですかね、水の流れに影響されない深みをつくっておいて、そこで生物が、最悪、生息できる環境。やっぱりこの3段構え、私はこれでもやっぱり素人なので、まだ考えが足りないところもありますが、そういったところも踏まえて、専門家の意見をお伺いして、しっかりしたビオトープをつくってみてはどうかと思いますが、町側の考えはいかがでしょうか。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 私もまさにそのとおりではないかと思います。ですので、いまできる部分につきましては、早急に対応してまいりたいと考えています。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 ぜひそうしてください。

あと、質問の最後にも書きましたが、私は学校というのも、西会津町の魅力の1つだと思います。やっぱり質問書にも書きましたけれども、教育環境というのは、いろんなニュースになることもいっぱいありますけれども、うちの町はこういう学校、要は自然に囲まれた、きれいな水が流れるビオトープのある学校ですよと、まずはそれをきちっとつくることだと思います。それを私はホームページ等で全国に発信して、私の町は、こういうふうに教育にも力を入れています。それは学力だけでなく、環境もこういうふうに力を入れていますよと堂々アピールして、町の魅力として発信するべきだと思います。それにはやはり、町側もしっかりした覚悟を持ってビオトープ、きれいな学校環境をつくらなければいけないという覚悟を持って取り組んでいただきたいと思いますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 秦議員おっしゃるとおりであります。小学校、中学校、それぞれホームページを持っております。それで、そのなかでいろんな活動を全国、世界に発信しているわけなんです、そのなかで、子どもたちがビオトープを活用して勉強したり、また遊んだり、そういった姿を発信できるように、町のほうでも対応をしていきたいと思っています。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 現地に一度足を運んでいただいて、何回も足を運んでいただいて、天候によって環境は全然違います。先ほど申し上げませんでした、油が浮いていたり、子どもたちが普通に遊んで歩く靴でね、近寄れない。あと、何でか知りませんが、ずっとロープが張ってあって、立ち入り禁止なんという、聞いたことない、そんなビオトープ。これを一刻も早く改善していただいて、いま学校側のホームページとっていましたが、私は西会津町のホームページでやるべきだと思います。町をあげて、こういうのを頑張ってい

ますという姿勢を見せるには、学校だけに任せるんじゃなく、町も責任を持って頑張っていますよと、日本中の皆さん、世界の皆さん、これを見てくださいと、私は堂々とやるべきだと思いますので、そのPRの方法に関しては、決して学校に投げるわけではなく、町が責任を持ってやるべきだと思います。そんなに大したというわけにはいきませんが、作業はかかりますけれども、ぜひそうしていただきたいと思います。

最後の質問に移りますが、町はどのような西会津町の教育を目指すのかというところで、先ほど非常に丁寧な職務代理者の説明をいただきましたが、ずばり聞きますが、職務代理者の小中一貫教育、町は進めているようですが、その小中一貫教育に対する考え方をお伺いしたいと思います。

○議長 教育長職務代理者 五十嵐長孝君。

○教育長職務代理者 小中一貫のおただしにお答えをいたします。

小中一貫教育につきましては、ご案内のとおり小中一貫教育導入推進審議会での審議が、1月開催の第7回以降、中断しております。これまでの審議の席上、あるいは6月議会で議員のおただしにもありましたとおり、教育長が答弁しておりますが、進め方や検討のあり方については、今後も改善すべき点は改善を図り、保護者や町民に対して重層的な説明周知の仕方を工夫し、理解を一層進めるべきだという課題もいただいております。

さらに、現在、教育長不在でございます。そのことから、教育委員会としましては、小中一貫教育の方向性は堅持しながらも、いま、いつからとか、いつまでとか、期限を切って申し上げるような、現状ではタイミングではないというふうに私は考えております。

できるだけ早く体制が整って、審議会の審議が再開し、もっともっと理解を深めるなかで進められたらいいのかなというふうに思っているところであります。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 私も何回も議事録を読ませていただいて、小中一貫教育導入推進審議会の内容を聞いていて、最近思ったんですが、どうも話が平行線で、なぜ埋まらないのか、確かにやり方も問題あったと思うんですが、私は最近思うんですけれども、学校の先生という立場の考えの人と、一旦社会に出て、社会に就職して、社会にもまれて生活していらっしゃる保護者さんや地域の皆さんのなかに、要は差があるんだと思うんです、考え方の差。学校の先生が学校の立場で願うものの考え方と、実際に自分の子どもを預けている、血を分けて生んだ自分の子どもを学校に預けている、その立場の人たちの考えのあいだに隙間があると思うんです。それを町側の人間が、教育経験者というか、立場の方々が、自分たちはこうですよ、学校側からしたらこうですよということをいくら押し付けても、私は理解は得られないと思います。お互いに保護者の立場、地域の立場の方々の考えや、学校の先生方の考え、元学校の先生だった方々の考えというのをすり合わせて、同じ方向に向かっていかないと、教育というのは進めないと思います。私はその、いままでの進め方の問題というのはそこにあったと思いますが、職務代理者はどうお考えですか。

○議長 教育長職務代理者 五十嵐長孝君。

○教育長職務代理者 お答え申し上げます。

いまお話ありましたように、私もいろいろ考えているんですが、中断する1月の最後の推進導入審議会のときに、いろいろ課題をいただきました。理解が進んでいないようだ、

このことが解決しない限り、なかなか無理だろうという話がありました。

それから、8月の末に若月先生の後援会がありました。たくさんの議員の皆さんにも聞いていただいて、ありがとうございますでしたが、そのときに、やはり平日の昼間開催だったということなんでしょうか、保護者の方の参加が極めて少なかった。若月の先生の話で、私、ポイント3つあると思うんです。

1つは、あそこで先生がおやりになろうと思ったときに、当時、荒れる中学校だったと思うんですけれども、先生方も、保護者の皆さんも、地域の方々も、絶対に必要だという必要感がまずあったということでしょうね。

2点目は、声なき声を拾うということをおっしゃってました。つまり、保護者の方々ともたくさん議論をしました。先生おっしゃってました。

3つ目のポイントは、先生方、当時あそこでは教務主任研修会を中心に、随分と議論を重ねたうえで、その会から提案してもらうような形で一貫教育が出てきたということでした。

あその域内では、該当中学校がたくさんあったんでしょうから、西会津のように小学校1、中学校1のところとはちょっと条件は違うと思いますけれども、やはりそのポイント3つ、議員いまおっしゃったとおり。理解を進めるにはどうしたらいいのかというところを、もう一度丁寧におさらいをして、積み上げていくことをしないと、なかなか容易ではないのかなというふうに思っているところであります。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 私も若月先生のお話を聞いていて、大変苦労されたんだなというふうに、私みていました。ただ、あれは品川区の話であって、西会津に合うかどうかは全く違う話だと思います。おまけに、その当時、品川区のおかれていた学校の環境と、いま西会津町の学校の環境は全く違います。素晴らしいお話でしたが、私は、再三申し上げますけれども、どうもやっぱり学校側のものの考え方かなと私は思いました。

私、金八先生が大好きで、金八先生の腐ったミカンの方程式とか、あの卒業式前の何かというドラマで、あの最後に警察官と学校の先生と、そのPTA会長か何かの会議のシーンがあんですけれども、あそこで言っていた言葉、私は非常にすごく好きで、教育というのは学校の先生の専売特許じゃありませんよと、我々もちゃんと学校現場に口を出し、皆さんで、子どもたちを見ていかなければならない、あの一言が、私すごくドラマで印象に残ってまして、いまでもそう思っています。

どうもいままでの進め方や、その物事、一貫教育にこだわる姿勢も、私は、やり方が悪かったというかもしれませんけれども、私はどうもそれだけには捉えられません。どうもその教育を受ける側、預ける側、それを見守る側の立場に立って物事を進めているかどうかということに関しては、非常に疑問を感じました。決して小中一貫教育、堅持する方向でとおっしゃいましたが、私は再三申し上げますけれども、1回きちっとリセットするのはリセットして、連携が私は必要だと思います。小学校は小学校、中学校は中学校というこの考え方はだめです。さらに強いて言えば、小さいころからの教育というのは、もっとさらに小学校の手前の教育も必要になってくると私は思います。

その辺も含めて、やっぱり広い視野で、一貫教育にこだわるんじゃなくて、広い視野で

子どもたちを教育したほうがいいと思うんですが、時間もないんですが、簡潔によろしくお願ひできますか。

○議長 教育長職務代理者 五十嵐長孝君。

○教育長職務代理者 ありがとうございます。そのとおりだと思いますが、小中一貫教育の方向性についてはというふうに申し上げました。小中一貫校にしようとは言っておりません。それで、今年もう1つ小中一貫教育とパッケージになっているというふうに思われるんですが、地域協働学校活動というのが入ってまいりましたね。これは、いま議員おっしゃったとおりなんです。子どもたちの前に立つことができるのは先生だけなのかと、そうではないんですね。教育免許を持っている方だけなのかと、そうではないんです。確かに授業をやるのは教員免許を持たないとできませんけれどもね。そういう意味では、たくさんの方々の夏休みの学習会、自主学習講座等で、たくさんの方々に入っていました。子どもたち大変喜んでいたというふうに思います。これからもどんどん入っていただく予定でいます。

つまり、教員と名の付く者のほかに、地域内には、その地区には、もう専門家がたくさんいらっしゃると思います。太鼓のことならあの方、ゲートボールはこの方というふうにね。その方々は全て先生なんです。子どもたちと関わっていただいているんです。そういうのをいまやろうとしているのが地域学校協働活動という事業なんです。それは、やがてコミュニティスクールという考え方のほうに、ずっと収められていくんだろうと思いますけれども、地域の学校は地域がつくる。ですから皆さんお一人お一人がみんな、その学校をつくり、見守っていただく方々であるという考え方で、いま、今年モデル事業をお受けして、いまやっているところなんです。ですから、いま議員お話されたことを十分に意を対して、考えていきたいと、そんなふうに思います。

○議長 暫時休議します。(11時56分)

○議長 再開します。(13時00分)

午前中に引き続き、一般質問を行います。

2番、薄幸一君。

○薄幸一 皆さん、こんにちは。2番、薄幸一でございます。今回、2つの一般質問をさせていただきます。

1つ目は、道路整備についてであります。2つ目は、提案理由の説明のなかで、安心して暮らせる町にしてほしいという町民の皆さまの切実な思いを強く肌身に感じたところでありますと、提案理由の説明、されております。新町長になられた考え方、方向性を伺います。

道路整備についてであります。

1つ目、生活環境の整備には、道路網の整備は必要不可欠であります。幅員も狭く、危険な箇所も多くあることから、今後の道路整備について町の考えを伺います。

2つ目、町の管轄外の道路整備、補修については、計画や進捗状況など、地域住民に対して知らされていないため、町民は不安を抱えて生活しています。町の対応について伺います。

安心して暮らせるまちづくりについて。

1つ目、全国的に少子高齢化に伴い、人口減少が問題となっております。本町においても、今後、安心して暮らせるまちづくりのため、子育て支援や老人福祉についての施策を伺います。

2つ目、人口減少により自治区の維持管理ができない状況になっていることから、町の施策を伺います。

以上であります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 2番、薄幸一議員の子育て支援や老人福祉施策についてのご質問にお答えいたします。

町では、安心して暮らせるまちづくりのため、最も基本となる計画として西会津町総合計画を定め、各種子育て支援や老人福祉施策を計画的に実施しております。特に、次代を担う若者や子育て世代に対する支援につきましては、人口減少に歯止めをかけ、地方へ人の流れをつくるために、大変重要な施策として、西会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略にも位置付けられておりました。今後も安全で安心して子どもを産み育てられる環境づくりをさらに進めてまいりたいと考えております。

なかでも、公約に掲げた保育料の無料化については、子育て世代の経済的な負担軽減や子育て環境の充実、移住・定住を推し進めるため、喫緊の課題として、来年度の実施に向け取り組んでまいります。その他、妊娠・出産期における、妊婦健診の助成や、出産祝金の支給、育児期にける、保健師による育児相談や訪問指導、家庭での子育てを応援する乳幼児家庭子育て応援金の支給や、子育て医療費サポート事業などを引き続き行うとともに、保育・教育の充実のために、開園された認定こども園、西会津町こゆりこども園においては、乳幼児保育や一時保育事業などを充実してまいります。また、子育て支援の拠点として併設した子育て支援センターでは、子ども達や家族と密接に関わりを持ちながら、健やかな成長・発達をきめ細やかにサポートしてまいります。

今後も、経済的支援だけでなく、安心して子育てのできる環境づくりに向け、子育て支援策を推進してまいります。

次に高齢者福祉についてであります。高齢者を支える基本的な考え方として、介護が必要になっても、また認知症になったとしても、できるだけ住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、介護や医療、生活支援サービスの充実はもとより、それにかかわる人達が密接に連携し高齢者を支えるシステムである、地域包括ケアシステムの構築が進められてきました。特に、認知症対策の推進、生活支援・介護予防対策の充実、介護サービスの充実、在宅医療と介護との連携を重点的に取り組んでおりました。今後は、それに加えて健康寿命の延伸を重点目標にした、サロンの拡充や、スポーツやボランティアなど社会参加の促進を図り、元気で長生きできる環境づくりを進めてまいります。また、福祉施設の増設についても、現在進めております第7期の介護保険事業計画策定の中で検討してまいりますのでご理解をいただきたいと思います。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 2番、薄幸一議員のご質問のうち、人口減少による自治区の維持・管理

についてのご質問にお答えいたします。

町内の集落においては、人口減少や高齢化が進んだことにより、これまで集落が自ら行ってきた農道や水路の維持管理、冠婚葬祭や祭礼、伝統行事等の伝承など、集落としての機能を維持することが、年々困難になってきているところであります。

このため町では、平成23年度から集落支援員を配置し、集落機能の維持等に向けて取り組んできたところであり、さらに本年度からは集落支援を担当する地域おこし協力隊員1名を配置し、集落支援員と連携して集落支援活動に取り組んでいるところであります。集落支援員の活動内容であります。人口減少や高齢化により、集落機能の維持が特に困難となり、支援の希望があった、弥平四郎、弥生、大舟沢、荒木の重点4集落を中心に、巡回・訪問、高齢者や1人暮らし世帯の見守り、サロン活動などの支援を行っております。

さらに、地域資源を活かしたイベントや、伝統行事復活への支援を行っており、これまで出戸の岩屋まつり、小屋のかたくり鑑賞会、極入の大聖歓喜天祭礼などの開催を支援し、集落の活性化に取り組んでいるところであります。このように、集落支援員は、集落の維持に向けて、関係団体と連携しながら支援活動を行っているところであります。また、町では、水路・農道等の維持管理については、多面的機能支払交付金事業を活用し、地域資源の基礎的保全活動などの共同活動を支援しているところであります。

町といたしましては、今後も、支援を希望する集落に集落支援員を派遣するとともに、多くの集落で課題となっている農林道や水路等の共同管理作業の新たな仕組みづくりに向けても、町と集落支援員、地域おこし協力隊が連携して取り組んでいくこととしておりますので、ご理解をお願いします。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 2番、薄幸一議員のご質問のうち、道路整備についてお答えをいたします。

はじめに、町の道路整備に対する基本的な考えについてお答えをいたします。道路は、町民のみなさんの生活に欠かせない、まちづくりの基本であります。安全安心を担保するため、調査や点検の結果に基づき財源を確保しながら、危険な個所は改良や修繕を計画的に実施することで、適正な維持管理に努めております。議員のご質問にありましたよう、町道の中には幅員が狭い個所もあり、今後も道路の改良を進めていかなければならないと考えております。

一方、町の道路施設の現状は、昭和40年から50年代にかけ整備したものが多く、老朽化が進んでおります。橋梁やトンネルは、法令により5年に1度の点検が義務付けられ、現在は、点検結果に基づき修繕を進めております。また、舗装は、福島県でも本年度から組織を挙げ修繕を加速しながら進めています。本町も、舗装の傷みを路面性状調査で点検いたしましたので、その結果と交通の状況などを考慮し、修繕に力を入れてまいります。

このような状況から、修繕に係る費用は増えていきますが、国の交付金や起債などで財源を確保し、計画的に修繕は進めてまいります。

次に、国や県で管理しております国・県道の修繕箇所につきましては、地域づくり懇談会など、機会あるごとに要望、要請をしております。特に地域から通報のありました損傷箇所は、直ちに道路管理者の国や県に連絡をするとともに、早期の修繕をお願いしております。

ます。

今後さらに働きかけを強めてまいりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 大変分かりやすい説明いただきましたけれども、今回、道路整備についてから質問させていただきます。6月議会でも、道路が破損している箇所とか、そういう箇所は、国、県、町、それに関係なく直していただけるかということをお質問させていただいたときは、その都度、県のほうに要望して直していただいていますということでありました。前回、そのちょっと壊れている場所、直していただけますかという1カ月ほど後に大雨が降って、またガードレール、本当に壊れてしまつて、大型も通れない状況と申しますか、本当に大型通れない、危険なような状況になっております。本当にそういうところは、いつごろまで直せるとか、そういうのはなかなか見込みは分からないかもしれませんが、そういうの計画に入っておりますでしょうか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 ご質問にお答えしたいと思います。

いまほご質問は、県道新郷荻野停車場線のことかなと思ひますが、議員おっしゃつた箇所、こちらから行きますと、八重窪に行く手前の箇所でございます、その箇所は、以前にも少し、若干崩落がありまして、バリケードを借りながら通行していた箇所でございます。

それで、この7月の大雨によりまして、そのガードレールやっている箇所が崩落をいたしまして、県のほうでも、道路管理者が県でございますので、県の喜多方建設事務所でも、7月のうちに現地を見まして、まずバリケードをし、この箇所については災害で直すか、また、独自で直すかということで検討を重ねておつたところでございます。

それで、先ほど申し上げました地域づくり懇談会のなかでもその話がございまして、県といたしましては、この道路については、喜多方建設事務所が今年直していきたいということで、現在、測量設計のほうを発注している状況でございます。

あの道路の幅員でございますが、私も現地を見たなかで、幅員3メートルということで、県としては通行止めをするまでの幅員の狭さはないので、現在は通常どおり通行させているということでございます。ただ、今後、冬になりまして、降雪、積雪になりますと、なかなか状況的には厳しいこともございますので、先ほど答弁で申し上げましたように、さらに重ねて県のほうには要請してまいりますし、また県からも情報をいただいて、地元の皆さんに、できるだけご不便をおかけしないように進めていきたいというふうにお考へしております。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 本当にいまのご説明、本当に分かりやすい、本当に前向きな考へかなと思ひますけれども、大型は、だいたい3メートルの幅ありますけれども、ちょっと大型が通れば、本当にその下、崖であります。50メートル、100メートル、ちょっと高さが分からないくらい。間違つてしまつたら困りますから、入り口に大型通行止めでも私は必要なと思ひます。いくら県道でも、そこを通るには、本当に危険な場所ですから、道路、迂回してくださいよとか、大型はちょっと難しいなと思ひています。乗用車であれば何とか通れます

けれども、あと緊急のときに、大型の、火事になった場合なんか、なかなか通るにも大変かなと思っております。そういう危険箇所があるという通告といいますか、注意喚起みたいな看板というのは、そういうのは設置はできないんですかね。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 質問にお答えいたします。

いまほどの道路につきましては、道路管理者が福島県、交通に関しては警察というような各々分担がございます。いまほど議員おしゃられた内容については、地元からもそういう声がございます、なかなか大型車は厳しいんじゃないかということで、うちのほうから喜多方建設事務所のほうにはお話をしております。ただ、いまの県の見解では、幅員3メートルがあるということで、まだそこまでの交通規制はしなくてもというような考えはあるそうでございます。

したがって、道路管理者の考え方、あと交通を預かります警察署の考え方、これらがございますので、引き続き、議員からそういうお話がありましたので、交通規制等についてもお考えいただきながら、また注意喚起ですね。そちらのほうも大変重要なことでございますから、それなどもしていただきながら、お願いしたいということでお話したいというふうに考えております。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 本当に冬になれば、除雪もその場所はちょっと大変だと思いますから、雪降る前にそこを直していただければなと思っておりますが、そういう、まだ計画は分かりませんか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 修繕の時期ということでございまして、福島県の喜多方建設事務所に、私のほうからも直接お話をしたなかで、進捗については、先ほど申し上げましたが、現在、測量設計ということで、あそこの箇所、議員も分かるように、かなりこう深い部分ですので、ある程度しっかりと設計をして修繕をしないと、また崩れてしまうという結果になるそうでございますので、それをいま進めているところでございます。

まだ現段階では、福島県としては、いつまでという時期までは、なかなか明示ができないということでございますが、やはり地元の西会津町としましては、とにかくできるだけ早く直していただきたいということで要請しておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 今のお話ですと、要請はしているけれども、今年中にできるかできないか分からないということでしょうか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 お答えをいたします。

福島県喜多方建設事務所としては、ちょっと今年いっぱいとか、いつまでという、なかなか時期がちょっと明示できないというような状況だそうでございます。ただ、道路管理者としまして、やはり危険な状態というのは、ずっと放置するというのはなかなかできないわけでございますので、修繕が可能か、その時期までできるかどうかは別といたしまし

て、やはり安全面を重視していただいた道路管理を、引き続き県のほうでしていただくように町からも強く要請をしたいと思います。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 道路のほうは早急に直していただければ、本当に幸いだと思っております。

質問を変えさせていただきます。安全安心なまちづくりについて伺います。公約に掲げた保育料の無料化ということが掲げられております。本当に子育て世代の経済的な負担軽減は、本当に私は、これは必要だなと思っておりますけれども、年間どれだけお金がかかるか、こういう財源というのは、ちゃんと見通しといたしますか、確保の見通しはあるのでしょうか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 ご質問にお答えをいたします。

保育料の無料化でございますけれども、これにつきましては、公約として皆さんの前に申し上げてきました。それで、来年度から1人目も半分にすることで財源は確保しているということでしたので、あとの半分、これを、あと1,200万円くらいだそうなんですけれども、これを捻出をしまして、来年の4月からは保育料は全額無料というふうな方針を、いま財政としているところでございまして、財源をどうやって見つけるかは、これは私の仕事だと思っておりますし、いろんな作業をこれからしてまいりたいというふうに思っております。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 提案理由のなかで、保育料の無料化、そして学校給食の無料化ということも掲げられておりますから、給食のほうも財源はこれから確保していくということでありませうか、お願いします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 学校給食費の無料化につきましては、これから、来年から全てというのはちょっと難しいというふうに私自身も判断をしております。とりえあず保育料を無料化にして、その後に学校給食費の無料化については、財源の確保を図りながら、早い機会に実施をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 安全安心づくりの2番目の人口減少により自治区の維持管理について、ちょっと伺いたいんですが、どこの集落でもそうですけれども、なかなか高齢者だけでは、なかなかできないこと、若い人が少ないものですから、ここに集落支援員ということが、支援員の配置、集落維持のためということが載っておりますが、やはり地元から都会に行って、学校や仕事終わって、こっちに戻ってこられる人がなかなか少ないから、こう皆さん支援員が必要なかなと思っておりますけれども、なぜ地元、こっちに戻ってこないのかということ考えたことはありますでしょうか。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 2番、薄議員の再質問にお答えいたします。

平成28年度に、町では集落に対してアンケート調査、それから聞き取り調査、高齢化率の高いところに限ってですけれども、やっております。そんななかでは、議員申されたと

おり、やっぱり後継者不足というのが非常に課題になっておりまして、その原因ということですが、やはり雇用の場の確保、仕事の創出、それら課題になってくるのかなというふうに思われますが、その他、生活環境の整備、子育て支援の充実、それらも含めて、生活環境の整備も必要かなというふうに考えております。それらの充実を図っていくことで、少しでも解決に向けて進めていきたいというふうに思っております。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 そうですね、最後になります。地元人間が、生活環境が整備されていないと、本当に外に出たきりで、戻ってくる人がなかなか少ないなと思っております。やはり町長が変わりまして、長年培ってこられた行政の経験を活かしながら、バランスのいい行政をやっていただきたいと思っております。

これで一般質問を終わります。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 皆さん、こんにちは。6番、猪俣常三です。貴重な時間をいただきまして、一般質問、3点ほど通告いたしたいと思っております。

さて、最近の報道のなかで知ったことではありますが、ある地域の中高年の方が、農業に興味を寄せて、野菜づくりに励む話題に目がとまったわけでもあります。農業のことは全く素人だろうではありますが、いまから8年前、サービス業の食堂経営から、ネギ栽培の農業に切り替えて始めたところ、いまでは雇用を生み、生産、出荷まで、まずまずの生産体制を整うことができたとのことでもあります。大変素晴らしい方だなと、こんなふうに思っておりますが、私はこのことから、地域活性を願う気持ちでありまして、本町においても農業が基幹産業として維持されるべきではありますが、今後の構想として、特に若い農業就農者が農業に従事していただくために、農業従事にかかる育成環境など、これらの課題や政策に取り組むことは実現すべく、喫緊の課題ではないのかと、こんなふうに認識しているところであります。

また、安心安全なまちづくりを進める対策や、高齢者が安心して暮らせるために、優しい支援策が必要と思う立場から、町の考えをお伺いしてまいりたいと思っております。

まずはじめに、地域住民の福祉向上についてであります。本町において、少子高齢化が進行し、高齢化率が43パーセントを超える現況であります。高齢化とともに車などの異動も年々困難になってきていることから、新郷地区、また奥川地区の地域住民が利用できる福祉施設の整備についてお伺いをします。

1点目は、憩いの場となる入浴施設についてでございます。

2点目は、高齢者の生活支援施設についてであります。

次に、交通安全対策についてであります。町道野沢柴崎線のなぎの平は、風のある地域でありまして、強風時はハンドルが取られたり、吹雪のときは前がよく見えなくなり、危険な箇所であります。安全に通行できるよう、防風柵の設置など、何らかの対策が必要と思われまますが、町の考えをお伺いしたいと思っております。

次に、農業問題についてであります。1点目は、本町では、農業従事者の年齢が高い状況にありまして、5年、あるいは10年先をみたとき、本町の農業を維持していくための対策を、町はどのように考えているのか伺います。

2点目は、新規就農者を増やし、本町の農業を守り、農作物のブランド化を推進するためには、収納に関する相談から、研修中の栽培技術指導や、独立後、就農の営農指導など、一貫した支援窓口が必要であることから、町に設置されている栽培指導専門員の増員や、新規就農者などの指導育成のための組織を立ち上げる考えがあるのか伺います。

3点目は、米の食味の値を測定する測定器の購入による、西会津産米のブランド化を推進し、販売拡大を図ることが必要と思うが、町の考えを伺います。

以上、私の一般質問といたします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 6番、猪俣常三議員の、地域住民の福祉向上についてのご質問にお答えします。

本町の高齢化率は、9月1日現在で43.9パーセントとなっており、高齢者1人世帯や高齢者のみ世帯も増加をしております。

町では、このように高齢化が進む現状を踏まえ、高齢や少し身体が不自由になっても、あるいは認知症になっても、できる限り住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らせる、高齢者にやさしいまちづくりを進めております。

しかし、高齢になれば在宅での生活に、何らかの不安を抱えている方は少なくないと推察されます。そのため、今後、生活支援ハウスのような介護付き共同住宅等の整備は必要になると考えております。また、その際には新郷地区や奥川地区など、地域ごとの整備も考えていかなければならないと思います。

いずれにしても、現在、平成30年度から3カ年の第7期介護保険事業計画の策定作業を進めていることから、その中で見込み量等を的確に把握し、既存の生活支援ハウスの活用や、遊休公共施設や空き家等を高齢者向けの共同住宅として利活用できないかなど、入浴施設の整備も合わせて検討を進めてまいりたいと思います。

今後も、町民の皆さんが健康で明るく、できる限り住み慣れた地域で、その人らしく暮らし続けられるよう、その環境づくりや支援を進めてまいりますので、ご理解願います。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 6番、猪俣常三議員の交通安全対策についてのご質問にお答えをいたします。

はじめに、防雪柵は、道路に吹き溜まりや視界不良が発生しやすい箇所に、その防止のため設置されます。ご質問の通称、なぎの平地区は、周囲に遮るものがなく、風の強いところです。同地区の県道上郷下野尻線には防雪柵が設置されており、福島県では、現地の風向きや風速、交通の状況を総合的に勘案し、設置をしております。

ご質問の町道野沢柴崎線は、県道とは方向が違い風向きに違いがございます。しかし、吹き溜まりができることもあったことから、これまでは除雪により対応してまいりました。防雪柵の設置は建設費が大きく、財源として国の交付金の活用が必要であり、町道野沢柴崎線の全線が完成した時点で風速や風向などを調査し、必要性も含め検討してまいります。それまでのあいだは、除雪により対応してまいりますので、ご理解いただきたいと思ます。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 6番、猪俣常三員のご質問のうち農業問題についてお答えいたします。

農業従事者の高齢化と、担い手不足は全国的な問題であり、特に中山間地域である本町におきましては、より深刻な問題であります。さらに、平成30年度からの米政策の見直しなど農業全般を取り巻く環境が大きく変わろうとしております。これらに対応するため町といたしましては、町総合計画において平成31年度を目標とした後期基本計画を策定し、農林振興施策を実施してまいりました。

その具体的な内容は、1つ目としまして、農地等の維持・保全と担い手への集積の推進。

2つとしまして、担い手の確保育成のため、人・農地プランの策定推進と集落営農組織の育成、法人化支援、新規就農者確保。

3つ目として、ミネラル野菜やキノコ栽培における施設整備の支援。

4つ目として、農林産物の産地化・ブランド化・6次産業化の推進。

5つ目として、地域と一体となった有害鳥獣対策などでありまして、それぞれを積極的に推進しているところであります。

また、まち・ひと・しごと創生総合戦略におきましても、町の農林業資源を活かし、仕事をつくり、農業法人化を進め、地域農業の担い手の確保と雇用を創出することを目標としております。

これらの計画等に基づき実施している施策の進捗状況を踏まえ、今後も農業振興対策を推進してまいりたいと考えております。

次に、2点目のご質問の、新規就農者の確保・支援対策についてであります。新規就農者については国の青年就農給付金制度と町単独事業を活用し確保に努めているところであります。その支援体制としましては、定期的に新規就農者を訪問し、経営・栽培技術、営農資金の確保、農地の確保などの各課題に対応できるようサポートをしております。

また、喜多方普及所、JA、町などの関係機関で構成しておりますサポートチーム員打合せ会を毎月1回程度行い、新規就農者一人ひとりの就農計画、所得目標、課題の共有化、解決策の実施、効果確認を行っており、それぞれの専門分野を役割分担して支援しているところであります。

さらに本町におきましては、町栽培指導専門員が主に作物管理のアドバイスを行っており、新規就農者が増加すれば将来的に体制強化も検討いたしますが、基本的には今後も関係機関との情報共有を密にし、支援を充実させることで、就農に関する相談から独立就農後のサポートまできめ細かな対応をしていく考えであります。

次に、3点目のご質問の、米の食味値測定機の導入と西会津産米のブランド化の推進についてであります。1番、三留満議員のご質問にもお答えいたしましたとおり、本町における代表的なブランド米としましては、ミネラル有機栽培米研究会の特別栽培米コシヒカリ西会津げんき米があります。また町内の米集荷業者におきましても、西会津産米と記載した米袋を使用するなど、本町産米をPRして販売していただいております。

さらに町では、西会津うまい米コンテストの開催や生産者・生産者団体と一体となった町外への販路開拓PR活動など、西会津産米のブランド化の推進対策を積極的に行っているところであります。

おただしの食味計につきましては、西会津産米のブランド化の推進と各地区ライスセン

ター整備構想の中で総合的に検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解お願いいたします。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 それぞれ各課長のほうから答弁をいただきました。新町長を迎えまして、初めて質問させていただくわけでありますが、いまの質問の再質問をさせていただくなかで、福祉施設の整備について聞いていきたいと、こんなふうに思います。

答弁のなかでは、健康福祉課長のほうから、それぞれ高齢化率、9月1日現在では43.9パーセントになっておりますというお話でございます。確かにご答弁のとおり、そのような感じで推移はしているんだらうと、こんなふうに思うわけでありまして。1点目の憩いの場となるようなところの入浴施設と、それから、高齢者の生活支援ハウスの施設ということで、抱き合わせの感じがするご答弁でありました。特に奥川地区、それから新郷地区においては、野沢地区から見た場合に、それなりに遠方というような距離が若干長いのかなと、こんなふうに考えているわけでありまして、いろんな話を聞いてみますと、野沢まで入浴施設があるけれども、そこまで行くまでにはなかなか大変だという話も聞いております。それから、地元である程度施設が整っているんだとすれば、非常にありがたいものだというお話も聞きます。

そのなかで、新町長がいろいろと抱負を述べられておられますなかで、入浴施設のお考えがあったということをお聞きしているものですから、そこら辺で、この施設のビジョンを少しお尋ねをしてみたいと、こういうことでお尋ねするわけでありまして。

新町長、この入浴施設、それから支援ハウス、立場が変わったにしても、私としましては、先般の6月のときに、町当局としまして、検討するというお話でありましたので、それにちなんで、その強い考え方を聞かせていただきたいと、こんなふうに思います。いかがでしょうか。

○議長 暫時休議します。(13時46分)

○議長 再開します。(13時48分)

健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 再質問にお答えいたします。

まず、生活支援の施設、それから入浴施設の関係でございますが、6月の議会でも、私のほうからも答弁しておりますが、その生活支援ハウスですとか、共同生活ですとか、そういったものを空き家ですとか、空き施設を利用しながら、各地区に整備していくのも必要なのかなというようなことで、考えておりますというようなことで答弁をさせていただいておりますが、入浴施設については、入浴施設はあれですか、介護施設とかそういったものに付随した入浴施設という意味でよろしいのでしょうか。そういうものであれば、一緒に整備ということは可能であります、憩いの場となる入浴施設となりますと、ちょっとそれは介護とかそういう部分とは関係なくて、整備する場合ですと、なかなか難しい問題があるのかなというふうに考えているところでございます。

○議長 反問権認めますから、いまのままで答えてください。

6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 入浴施設だと、介護関係という形ではないものなんです。入浴施設、つまり

入浴温泉施設なんていうと、また大変なことなんだろうと思いますので、どなたでも使えるようなそういう施設だよというのが入浴施設だと。その考え方が、いま新しくなられました新町長にお尋ねをするのは、どういうお気持ちなのか、もし同じ考えのもとであるんだとすれば、どういう施設が。

○議長　ちょっと待って、いま反問権に答えてもらっているんだから、そのものはどういうものなのかははっきりしないと、こっちも答えられないから、そこだけはっきりしてください、広げないで。

○猪俣常三　空き家じゃなくて入浴施設であって、介護じゃない、どなたでも入ってくださるようなところの憩いの場だよと。

○議長　ということです。

町長、薄友喜君。

○町長　お答えをいたしますが、入浴施設のイメージがいまひとつ沸いてこないわけですが、議員が考えておられる施設というのは、例えばの話、いまはやっていないんですけども、老人憩いの家でやっていましたよね、入浴できる場所。そういう施設を考えていただけるのどうか、ちょっとその辺が分かりませんが、単独の入浴施設というのは、ちょっとこれは可能なかどうか、私も分かりませんが、いまその前にやらなければならぬものは、いまご質問にもありましたけれども、全てのその福祉施設が1箇所に集中するというのは、私はやっぱりこれはどうなのかなと、いまの東京一局集中と同じようなものになってしまう。ですから、そのためには、やっぱりこれから考えていかないといけないのは、やっぱり各地区、いわゆる合併前の市町村単位くらいに、その地域の人たちが支え合うような、そして低額な料金で入れるような施設、その1つとして、やっぱり、いま遊休、遊んでいる施設ですね、あるいは空き家を、そこをそういう施設に直して、そういうところで、例えば奥川なら奥川にそういう施設ができれば、奥川の人たちがいつでも自由に行けるといいますか、みんなで支え合うことができる。そういう施設をこれから、やっぱり考えないといけないなというふうに思います。

そのなかで、その入浴施設も当然、やっぱり共同生活、一部なるんだと思いますけれども、そのなかに入浴施設というのは、当然考えないとはいけませんけれども、単独で入浴施設というのは、ちょっとなかなか難しいかなというふうに思っていますので、やっぱりそうではなくて、ドッキングといいますか、1つの施設のなかにそういう機能も入るような、そういうものの考え方をしていったほうが、私はより有効ではないのかなというふうに考えています。

○議長　6番、猪俣常三君。

○猪俣常三　入浴施設のイメージそのものが、単独ということのイメージで私はいたものですから、例えばの話で申し上げさせていただきますが、奥川の前の克雪センターというのがございます。いま全然使われていない状況ですね。そういうところを活用する際に、あの建物そのものは、もうほとんど老朽化して使えないと、だけどああいうところを一回整理されて、新たに建てたりすることによって、どなたでも迎えらるような入浴施設は考えられないのかどうか、これは例えばの話なんですけど、そういうイメージのところと同時に、いま生活支援ハウスのようなものが、いま合算された施設になったとすれば、より

よいような老人の方々に優しい手を差し伸べられていくような、福祉施設まではいかないとしても、そういう施設になるのではないかというふうに考えるんですが、どうでしょうか。

- 議長 1つに絞ってもらわないと、老人の銭湯的な風呂がほしいというわけですか。
はっきりしてもらわないと答えられません。
- 猪俣常三 銭湯なら銭湯でありがたいですね。入られるという。皆さん入られるという。介護的なものじゃなくても入られるような施設がほしいと、温泉という言葉を使ってしまうと難しい言葉になるのかどうか、1億円をかけてやらなければならないということになるとすれば、これは財源なんか見た場合でも、大変だろうと。しかし、それでも簡単にできそうなもの、簡単にというと語弊がありますが、お湯に浸かって、そしてゆったりとできて、サロンの部分もできて、これが高齢者の方々にすごくいいなというような入浴施設であればよろしいのではないかと、という感じを持ってお話しているんですが、そこに、今度は生活支援ハウスというのが1つあるものだから、そこに。
- 議長 ちょっと整理してください。それ全部やられると何が何だか分からなくなりますから、1つずつにしてください。
- 猪俣常三 入浴施設、そのような奥川の克雪センターのようなところの後の整備、整理をした後、そこに設けることはできるのかどうかを、とりえあずイメージ的な部分でお話を申し上げたいと思います。
- 議長 町長、薄友喜君。
- 町長 なんとなくイメージは沸きました。沸きましたけれども、それだけでは私はもったいないかと、せつかくそういう施設をつくるんだとしたら、やっぱり皆さんが自由に集まって、おしゃべりをしたり、あるいはご飯を食べたり、そして、そこでは入浴もできるような施設、いわゆる共同生活ですよね。皆さんがそういうところに集まって、いろんな話をしたり、おしゃべりというか、食べたり飲んだりすることが健康につながるということでありまして、いま都会ではそういうシェアハウスというんですか、これがいま流行っていますよね。そういう形をイメージしたほうが、なお私は、そのなかでもお風呂は自由に入れるような、そういうことだったら話はまだ分かりますけれども、単独の入浴施設というのは、お風呂だけで、そこに行って、少しお話とか何かあったにしても、お風呂だけというのは、やっぱりちょっともったいないような気がしますので、やっぱりもうちょっと複合的に有効な施設にするには、やっぱり共同生活できるような、あるいは生活支援ハウスみたいな、そういう形のものを、そこに介護をどういうふうに入れるかという問題もありますけれども、何かそういう形にしていってほしいと、より皆さんのためには便利なのではないのかなというふうに思いますので、ちょっとその辺は、ちょっと整理をしないといけないかと思っておりますので、ちょっとご理解をいただきたいと思っております。
- 議長 6番、猪俣常三君。
- 猪俣常三 新しく町長になられました薄町長に、その点のところを、先ほど申し上げましたのは、町長の思いは、もし私の考えているところと共通する部分があるんだとすればということの前提でお話をしたかったわけでありまして、実は、介護というふうな施設、入浴施設だと、これは限られてしまうということが考えられるのではないかと、そのよう

に考えたわけです。

実際は、利用する方だって、わざわざ野沢方面まで出て、そしてお風呂に入らなければならないという悩みを持っておられる方もいらっしゃるようです。そういう入浴施設だとすることが、どなたでも入浴施設が使えて、入れて、そしていろんなご老人の方々といろいろとお話ができるという、その場がほしいんですけども、それができないだろうかというお話なわけであって、そこにたまたまこういうふうにして支援ハウスというのが出てくるわけですが、例えば雪深い地域であるとするれば、なかなか出てくるというのも大変だと、いまそれはさゆりのところに1つ、ひだまりという施設はあります。非常に福祉的なものではなくても、そういう施設は、また設けることができないだろうかということでお尋ねしているわけであるんです。

○議長　ロータスインみたいな風呂のあり方を各地区につくれということでしょう、介護とは切り離して。

○猪俣常三　そういうことなんです。だから、温泉となると、これは1つやると1億円もかかってしまうということなので、それに匹敵するようなものであっても、入浴施設はできないだろうかということでお尋ねしているわけです。

○議長　町長、薄友喜君。

○町長　生活支援ハウスは、いま現在あそこにありますけれども、冬期間になると満床になって、なかなか入りたくても入れないというような状況になっています。これからどんどん高齢化が進んで、1人暮らしが多くなって、そういうなかで、やっぱりああいふ施設はこれから必要だなと、私もそのことは言ってきましたし、それもあそこに増設するということがなくて、やっぱりもうちょっと各地区ごとに考えないといけないということだけはご理解をいただきたいと思います。

あと、その入浴施設ですけれども、本格的といいますか、入浴施設単独のものになってくると、今度は公衆衛生上の問題が出てきますよね。それで、それだけで、ちょっと私は、それだけではもったいないというふうに思うんですよね。だから、どういう形でそういう施設と合体させてできるかということで、さっき申し上げましたけれども、生活支援ハウスもそうですし、何かもうちょっと別な形があるのかどうか分かりませんが、そこは、もうちょっと整理をしてやらないといけないかなというふうに思っていますので、単独ではちょっと難しいと思いますので、できればいいんですけれども、今度は単独の場合ですと、これの維持管理から相当大変なことが、課題が出てきますので、もうちょっと別な形のほうがいいかなというふうに考えておりますから、ちょっとその辺も、議員も少し整理をしていただければありがたいなというふうに思います。

○議長　6番、猪俣常三君。

○猪俣常三　この施設のことにつきましても、縷々ご検討をいただきたいと、こんなふうに思います。私もいろいろと勉強させていただいて、しかるべく考えがまとまり次第、また質問させていただきたいと、こんなふうに考えております。

次に課題を移りたいと思います。まず、2番目のテーマといたしまして、交通安全対策のことについてであります。先ほど建設水道課長のほうからご答弁をいただきました。ご承知のとおりでございます。ここは上郷下野尻線といいまして、なぎの平から柴崎線の

ほうに行くところに、1つ防風柵はできています。これから町道野沢柴崎線、いわゆる町道縦貫道路ということですが、ここのところの、なぎの平に位置するところなんです、ちょっと距離はあります。かなり吹き溜まりもできます。私も1回強風に煽られて、それなりにハンドル取られたこともあります。これではちょっときついなということでもありますので、これから、ましてや新しい道路ということで、交通量も増えるであろうと考えるときに、この横風に煽られて事故などがあってはなということに質問させていただいたわけでもありますので、今後、機会を捉えて、できるだけの対策を考えてはいただけないかということに再質問させていただきたいと思います。

何とかこう考えてはいくという話はされています。費用も高いという話もしていますが、そこら辺のところは財源ばかりではなくて、まず安心安全な道路にするというところの防護柵は考えていただきたいと、こんなふうに思いますが、再質問をさせていただきます。町の考え方をもう一度聞かせてください。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 防雪柵のご質問について再質問にお答えしたいと思います。

議員いまおっしゃったように、なぎの平、あそこについては、本当に風を遮るものがないということで、そのときの天候の状態によりますが、かなり風が強い日、やはりございます。議員おっしゃったように、全線がその吹き溜まりができるわけではなく、ある一定の箇所が、どうも吹き溜まりができるという傾向がございます。あその除雪については、町の直営が行っておりまして、そのなかで、やはり要するにオペレーター、運転手に話を聞きながらやったところ、やはり昼間でも吹き溜まりができる箇所がある、ただその際には除雪で行きまして、その吹き溜まりをやっているわけですが、そういった点で、今後、議員おっしゃったように、いまちょうどなぎの平の接続部分、いま工事やっております、また、こちらはこちらで橋立3号橋の部分、工事をやっておりますから、そちらがやはり優先ということで、そちらの工事がある程度目途が立って、それから、やはり何といたしても、防雪柵は風向きがすごく重要でありまして、全然違う角度のところには柵をつくっても、あまり効果が出てこないということがございますので、そういう調査をしながら、やはり必要な場所については設置を検討するようなことで、今後、進めていきたいなど。

そういったことで、まずは、やはり全線を完成すること。その次に、調査等を行いながら、その必要性について十分に検証になれば、その設置について、財源関係も、やはり国の交付金ということで、やはりそれを中心に、いわゆる昔は雪寒という事業があるわけですが、それをやはり中心にやっていくということが、大変大事でございますので、そういったことで進めていきたいというふうに考えております。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 そのなかで、除雪機で除雪はしてくれますよということで、対応していることはよく分かりました。ただ、夕方以降の夜の通行の際、非常に除雪隊の方々も容易ではないわけであって、そういう部分というのが非常に気がかりな部分があるわけがあります。そういう非常に目に見えないところの時間帯で事故があつてはいけいなということで、そこら辺のところもあわせて検討を重ねてもらいたいということを付け加えておき

たいと、こんなふうに思います。その除雪はしているということはよく分かりますので、夕方以降の、こういう通行量もあるというところも十分含んでいただきながら、対応を考えていただきたいと、こんなふうに考えています。じゃあ一言お願いします。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 この野沢柴崎線、交通量、今後、少し変化をしていくというようなこともございますので、やはりその交通の状況をよく見ながら対処していきたいというふうに考えております。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 次のテーマに移りたいと思います。非常に農業問題ということですが、先般、8月の25日だったと思います。JAの会津よつばの青年部の方々、そしてまたOBの方々、そういう方々と議会の皆さん方で懇談会が行われたと、その際、非常にこの農業問題の切実な思いが話されておりました。そのなかで、私なりにお聞きしなければならぬと、こういうふうな観点からお尋ねするわけでありまして。それ以上に大きな問題があります。議会で対応しなければならない部分もあるでしょうし、その前にある程度、私の感じた点でお尋ねをしていきたいと、こんなふうに思います。

先ほど農林振興課長のほうから縷々説明をいただきました。確かに農業従事者の年齢が高いということにつきまして、この西会津の5年、あるいは10年先どうなんだろうというような思いでお話はされておりました。私としては、この農業のことについては基幹産業であるというふうに位置付けしている関係で、これは大事な農業問題を避けては通れないということから、できるだけ5年、10年は安心してできるような姿で町は考えていってもらいたいという思いで、これから質問をさせていただきます。

再質問させていただくんですが、まず、5年、10年というふうになった際に、誰がこれから農業を引き継いでくれるんだろうかということ、私でさえも、この歳で農業は終わるのかなというほどきつい立場に追い込まれているわけですが、こういう人たちが結構いらっしゃるんだろうと、こんなふうに思います。だとすれば、早めに手は打ってもらわなければいけないんだなという思いでいるものでありますから、この農業問題は、ぜひともいろんな政策上、施策上、考えておられるように、今日の説明でだいたい分かりましたが、だとすると、その具体的な内容でお話しますと、1番、農地等の維持・保全と担い手への集積の推進。これ初めて聞くという意味ではなくて、こういう問題。それから担い手の確保育成のため、人・農地プランの策定推進というように、5つほど書いてございます。これは非常に大事なことだと思います。じゃあどの程度までは進んでいるのかなということ、ちょっとお尋ねして。

○議長 一問一答ですから、絞って1つずつ聞いてください。全体でやられると答えるほうも、だから、まず1つずつ聞いてください。

○猪俣常三 担い手の確保の育成のため、じゃあどのようなことをまでに手は打ってこられているのか、これをまずはお聞かせください。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 再質問にお答えいたします。

具体的な内容ということでございまして、担い手の育成確保の部分であります。先ほ

どの答弁でも申し上げましたとおり、まずはその地域にとっての担い手は誰なのかということを確認するために、集落、それから集落を越えた少し大きいまとまりのなかで、人・農地プランの策定ということで、この後、5年後、10年後、誰がその地区、地域の農地を守っていくんだと、そういうことを明確にするのが、人・農地プランの大きな役割でございます。

こういったことを、作成の推進をしているわけではありますが、先ほど1番議員のご質問のなかにも出てきましたが、人・農地プランということで、いままで11集落、地区で策定しております。さらに今年度も2地区で検討作業中ということでございまして、この担い手確保の1つ目の施策としては、人・農地プランの推進ということでもあります。

それから、同じく担い手の確保育成の2つ目としましては、何といたっても新規就農者の確保の部分がございます。これも国の制度、町単独の制度を使いながら、確保に推進している。

それから、集落営農組織の育成と法人化支援ということで、これについても、一昨年になります。法人化された集落営農組織がございます。または、個人で会社組織にされている方もおります。こういった方々を担い手と位置付けて、これから町農業の中核になって推進していただくというような捉え方をしております。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 いまの説明のなかで、もう少し私も理解しなければならないところがあるかなと思っているんですが、ただ、このなかで、新規就農者の方の切実な話を聞いてみると、実際は研修先から自分の就農の後、いろいろフォローしてくれる人がいないという、そういう話をされているわけですね。そうすることによって、一旦その研修先の方との連携でいろいろやるんだけど、なかなかその方の都合等もあるか、ないかで、非常に話しづらいというような表現であったような気がしたわけです。

そういうふうになったときに、この新規就農者の方のフォローを、じゃあ実際そのところの方にはめて、どういうふうなことができるのかお尋ねします。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 再質問にお答えいたします。先ほども一度答弁申し上げましたが、新規就農者に絞って申し上げますと、国の制度、交付金制度がありまして、その交付金制度を受ける際に、それぞれ新規就農者が就農する前にもらう交付金と、それから、新規就農してからもらう交付金という形で、大きく分けると2つに分かれるわけではありますが、それぞれその受給する際には、先ほど申し上げました喜多方普及所、JA、町の関係機関の、そういった支援を受けながら、定期的に巡回、相談しながらということで実施しております。これは、普及所が来て巡回する場合がありますし、町担当者が、それぞれ巡回する場合もございます。さらに先ほど申し上げましたとおり、栽培指導専門員が栽培管理のために、栽培指導のために巡回する場合がありますが、そういったことを組み合わせながら支援を行っているところでございます。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 そこでお尋ねしたいんですが、栽培技術指導専門員という方が、たぶんお一人いらっしゃるんだろうと思います。それで、かなり仕事の量もあるんだろうと思いま

すので、私が先ほど申し上げましたのは、その指導員の増員的な考え方をもって、ある程度町の支援体制ができないのかどうかというふうに発展させたいつもりでいるわけですが、そのお考えはどうか。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 お答えいたします。

栽培指導専門員、主に作物の栽培指導、作付け管理、こういったところを中心に巡回指導しております。あとはミネラル栽培の推進というような、大きな役割を担っていただいております。そのほかに、先ほど来、申し上げている、いわゆる新規就農者の経営の相談、その部分については、普及所、JA、町でやっている部分がやっていると。それで、栽培指導員は作付けの指導に行っていると、そういうふうな形で組み合わせて実施しております。

そこで、1回目の答弁でも申し上げましたとおり、この後、議員おただしのおり、もっと新規就農者が増えてくるようなことがあれば、さらにその指導のために体制の強化ということも考えられるわけですが、現状としましては、そういった関係機関の連携と栽培指導員ということで組み合わせて実施しておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 そこで、先ほど同僚の議員、1番がいろいろとお話をされて、指導体制をしっかりとしていかなければいけないということに鑑みてお話を申し上げるんですが、私は角度をちょっと変えまして、そういった組織がいいのかどうか、それは分かりませんが、農業公社というイメージで捉えられないでいただきたいと思っております。いずれにしても、そういう似たような組織なのかどうか、それは別としまして、私としては、その栽培指導専門員という方が、その支援して下さる方がいるわけであって、そこら辺のところを軸にした町としての支援体制は、しっかりとしたものにもっていけないのかどうかをお尋ねしたいところなんです。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 お答えいたします。

繰り返しのになってしまいますが、いまの支援のあり方としましては、先ほど申し上げましたとおり、関係機関によるサポートチーム、それから、栽培指導専門員による直接的な栽培指導の支援、この2本立てで実施しておりますので、こういったことで、さらに連携を強化してやっていきたいということでございます。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 なぜこれをいまお話し申し上げるのかということなんです。結局は振興公社というようなものを立ち上げてきたんだけど、それがなかなか機能していないと、西会津町の振興公社みたいなのがあって、そこら辺でいろいろと研修が、研究がなされて、そういったところから新しい情報を発信してやってきたという話はちょっと聞きましたけれども、その機能がなかなか出ていないと。出ていないということで、この新たに農業公社みたいなものをつくれればいいのかということ、非常に難しいということだったから、じゃあなかなかできないとすれば、いまの専門員のような方々の組織を強化して、そして新

規就農者への対応はできないのかというふうに考えるわけですが、私も繰り返しになるんですけれども、そこら辺のところはしっかりしていかないと、いまの新規就農者が、今度は独立して、いろいろと迷ってきて、いろいろとこうしたいんだけどと言っても、町の力を貸してくれないと言われてたときのこの、状態で、町は、いや専門員さんに聞いてくればればいいというだけでは、なかなか解決には至らないのではないかと。そのこのところをどうお考えになっているかということをお尋ねしたいんです。

○議長　いまの状況ではだめだから、もう少し強化して、もっと就農者のためにやるような組織とか、あれをやってくださいと、やるべきでしょうと、そう言いたいんでしょう。

農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長　お答えをさせていただきたいと思います。

議員おただしのとおり、そういった状況で、本当にその新規就農者がいっぱい増えて、指導に至らないといえますか、足りないというような状況になるようにしなければいけないというふうに考えております。

また、そういうふうになるためにも、いまはそういった関係機関の部分と、それから栽培指導専門員と、2本立てでやっているわけですが、今後、議員おただしのとおり、指導が間に合わないくらい新規就農者を増やして、町の農林業の活性化を進めるよう努力をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長　6番、猪俣常三君。

○猪俣常三　そのように町の考えに沿って、新規就農者が不安にならないような体制をつくっていただきたいと思いますことを望んでおきたいと思います。

3番目の食味の測定につきましては、先ほどの町長、それから農林振興課長の説明で分かりましたので、これは取り下げておきたいと思います。

以上、私の質問はこれで終わります。

○議長　暫時休議します。(14時28分)

○議長　再開します。(14時50分)

4番、小柴敬君。

○小柴敬　議場の皆さん、こんにちは。4番、小柴敬であります。今次9月定例会において、町民生活に重要となる3つの項目について通告をいたしております。順次読み上げてまいります。

まず、大きな1点目、実施計画における道路網の整備、進捗状況などについてお聞きいたします。今年度の実施計画に取り上げられている道路網の整備については、3月議会の全員協議会において説明を受けました。今年度は、総額で5億円以上の事業費が計上されておりますが、以下の項目について、進捗状況や現在までの経過についてお伺いをいたします。

(1) 町道野沢柴崎線整備事業、これは3号橋の取り付け工事及び橋屋橋の取り付け、これの進捗状況及び完成予定についてであります。

(2) 橋梁メンテナンス調査事業の具体的な内容及び調査後の改修や長寿命化にかかる町財政等に関する計画の策定を予定しているか否かであります。

(3) 道路整備計画調査事業の現段階での進捗状況及び各自治区への説明、あるいは自

治区からの要望事項等があったのか、ないのか。

(4) 町道舗装修繕計画、これは経年劣化の著しい舗装の計画的修繕、これについては、どの程度絞り込みがなされたのか。

大きな2項目目です。今年度における雪対策基本計画の取り組みについてであります。6月議会における一般質問のなかで、今年度から計画を推進していく組織として、雪対策基本計画推進委員会、これは仮称であります、これの設置についての答弁がありました。雪対策の現状や課題の検証、年度別実施計画の策定作業などを行うこととしておりますが、9月半ばを迎えようとしているなかで、その動きが全く感じられません。本町においては、冬期間の雪対策の充実があつてこそ、安心安全な町民生活を確保できるのではないのでしょうか。都会からの移住定住を決定付けるカギとも言えるかもしれません。そこで次の点について、今回はお伺いをいたします。

(1) 雪処理に関するマナーやルール、行政機関などの福祉サービスや除排雪体制を掲載した冬の暮らしガイド、これを作成するとありましたが、この作成及び配布はいつごろになる予定でしょうか。

(2) この冬の暮らしガイドの作成担当及び具体的な内容監修、これについてお示ししてください。

(3) 年度別実施計画の策定、つまり年度別の予算計上については、いつごろ示すのか。

(4) 基本計画を推進するうえで、町が考える大きな課題はなにか。

最後の項目に移ります。雪処理支援隊についてであります。雪処理支援隊事業は、平成27年度から新たに取り組みが始まった事業であります、3年目を迎えるあたり、以下の項目についてお伺いをいたします。

(1) 昨年度の実績及び成果について。

(2) 今年度の隊員募集等の予定について。

(3) これは提案であります、昨年度は5人で1チームでありましたが、1名増員し、3人1チームとし、それぞれに小型除雪機を貸与し、事業の効率化を図るような考えはないか。

以上、大きな3項目、明快な答弁をよろしく申し上げます。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 4番、小柴敬議員のご質問のうち、実施計画における道路網の整備、進捗状況についてお答えをいたします。

はじめに、町の道路整備についての基本的な考えは、2番、薄幸一議員にお答えしたとおり、道路はまちづくりの基本であり、財源を確保しながら改良や修繕を行い、適正な維持管理を進めております。また、町の重点事業として、町縦貫道路の整備を進めており、町道野沢柴崎線はその一部を成す道路として工事を進めております。

ご質問の町道野沢柴崎線のうち、橋立3号橋付近の工事は、路面高を嵩上げするため、現在、全面通行止めをして作業を進めております。10月上旬からは片側交互通行に変更し、仕上げの舗装を行い、12月の早い時期の供用開始を目指しております。

一方、橋屋橋付近の工事は、県代行の橋屋橋の桁の送り出しが終了し、落とし込みの作業を行っています。町道の工事は、この作業が終了次第に、橋屋橋までのアプローチ部分

等を進めることとしており、福島県と連絡・調整を密にしながら、今年度内の供用開始を目指してまいります。

次に、橋梁メンテナンス調査事業、いわゆる橋梁点検の内容及び、点検後の改修計画についてのご質問にお答えをいたします。

橋梁及びトンネルは、平成24年の中央自動車道笹子トンネルの落板事故を受け、全国的に点検及び結果に基づく修繕を実施することとなりました。福島県も平成26年から組織的に道路施設の老朽化対策に取り組んでおり、本町では、町道の橋梁166橋を、平成29年度までにすべて点検が完了するよう進めております。

現在は、点検が終了したもののうち損傷度が大きく、緊急性の高いものから優先的に修繕を実施しております。今後も点検が終了次第、損傷度を勘案した優先度に基づき、財源となる国の交付金を活用し計画的に修繕を進めてまいります。

次に、道路整備計画及び町道の舗装修繕計画についてのご質問にお答えします。

道路整備計画は、町縦貫道路整備以降の改良計画として、幹線道路の中から候補路線を選定するよう進めてまいりました。しかし、本年度になり、福島県では舗装の修繕等にも組織的に取り組むこととし、本年8月には、市町村にも取り組むことの要請と技術的支援をする事となりました。

本町も舗装の損傷度を調査する路面性状調査が完了したことから、損傷度合いや交通状況を考慮し、順次、計画的な修繕を進める事としております。これにより、道路予算に対する修繕に係る費用は増加するため、改良はより住民生活に密着した、集落を結ぶ町道及び集落内道路に重点を移すことといたしました。

したがって、道路整備計画は、地域から要望いただいている道路の改良や修繕を主体とし、財源の裏付けとして実施計画に計上することといたしました。また、舗装修繕は、路面性状調査結果を基本に、今後、損傷度合いや交通状況を考慮し優先度をつけ、実施計画に位置付けながら進めてまいります。

その財源といたしましては、改良や橋梁修繕には国の交付金の活用を主体とし、舗装修繕には起債の活用も視野に入れながら、進めてまいりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 4番、小柴敬議員の今年度における雪対策基本計画の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

はじめに、雪処理に関するマナーやルール、行政機関などの福祉サービスや除排雪体制を掲載した冬の暮らしガイドの作成及び配布時期についてのおたただしであります。役場の庁内検討組織である雪対策部会が中心となり、作成及び編成作業を進めているところであります。配布時期につきましては、降雪前までには町内全世帯へ配布する予定としております。

次に、冬の暮らしガイドの作成担当及び内容監修についてのおたただしであります。作成にあたっては、企画情報課が担当して作成作業を行うこととなりますが、掲載する内容につきましては、それぞれの担当課と庁内検討組織である雪対策部会の中で調整を行い、雪対策の専門家によるアドバイスや、雪対策基本計画推進委員会での意見を伺いながら策

定していくこととしております。

次に、年度別実施計画の策定についてのおたただしであります。基本計画における短期、中長期の実施計画の推進につきましては、導入の容易さ、町民のニーズ、効果などを勘案し、年度別実施計画を策定することとしております。年度別計画は、既に実施しているものや、予算を必要とせずに実施できるもの、新たな財源を必要とするものに区分して、年度内には作成を行う考えであります。なお、新たな財源を必要とする施策などについては、町総合計画の実施計画と調整を図りながら、策定したいと考えているところであります。

次に、基本計画を推進するうえで、町が考える大きな課題についてのおたただしであります。従来は除雪ドーザや小型除雪機械による生活道路を中心とした除排雪路線の拡大や流雪溝の整備など、主にハード整備が課題となっておりましたが、近年は1人暮らし世帯や高齢者のみの世帯など、自力で除雪作業ができない、いわゆる除雪弱者が増加している一方で、地域の担い手が減ってきていることから、除雪弱者への対応と担い手不足の解消を図ることが大きな課題と考えております。

今後は、この雪対策基本計画を推進し、自助・共助・公助の考えのもと、町民と地域、行政が相互に連携、補完しながら、雪に強い快適な生活環境づくりと、災害に強い安全安心なまちづくりを進めてまいりますので、ご理解願います。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 4番、小柴敬議員の、雪処理支援隊についてのご質問にお答えします。

ご承知のとおり、雪処理支援隊は冬期間高齢者等が安心して住み慣れた地域で生活できるよう、自力での除雪が困難で、子どもや兄弟等の支援が受けられない非課税世帯に対して、玄関から道路までの除排雪や安否確認などを行うものです。

まず、昨年度の実績及び成果であります。事業対象者は13人で主に独居高齢者となっております。雪処理支援隊5人の実作業日数は、12月から3月までの4カ月間で37日間となっており、デイサービス等への通所など、外出がスムーズにできるようになったほか、冬期間の見守りも担っております。

次に、今年度の隊員の募集についてであります。昨年同様10月中に募集を行い、11月中には隊員を決定し、降雪前に体制を整えてまいります。なお、雇用期間は12月から3月までを予定しております。

次に、隊員を増員して、2チーム体制でそれぞれに小型除雪機を貸与して効率化を図ってはどうかのおたただしであります。平成28年度は、場所や条件によっては5人全員で作業したり、3人と2人に分かれて行ったりと臨機応変に対応することで十分に対応できていたことから、今年度につきましても5人の隊員での活動を予定しております。また、小型除雪機につきましては、今までも必要に応じて社会福祉協議会や町所有の除雪機を使用し除雪を行っております。

しかし、どうしても機械が入らない狭い場所や住宅密集地、玄関から道路まで距離が短い場所などは、人力での除排雪のほうが効率的で安全な場所も多くありますので、今後も降雪状況や現場の状況に合わせ対応してまいります。

なお、今後益々、事業対象者や範囲が増えることが考えられますので、その際は雪処理支援隊の増員を検討してまいりますので、ご理解願います。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 それでは、1項目目から、順次再質問をさせていただきます。この(1)の項目につきましては、非常によく説明があり、分かりました。ただ、1点だけお伺いしたいんですが、平成29年度内に、おそらく縦貫道、これが完成するというような県の見通しであると思いますが、その際、昔でいう橋渡し等の慶事、そういったものは町として考えているかどうかお聞きします。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 お答えを申し上げます。

町縦貫道ということで、先ほど答弁のなかでも橋屋橋、また橋立3号橋ということで、今年度内には、これらの区間については供用開始ができるという見込みで、現在、工事を進めております。そういったなかで、この橋屋橋については、県の代行ということで、現在、福島県さんのほうでこの橋梁については整備を行っていただいております。

したがって、完成式といいますか、橋渡しといいますか、そういう式典については、町も、あと福島県もやっていかなければならないということで意見は一致しております。ただ、その開催の方法や時期につきましては、お互い共同で開催をするのか、どうするのか、そういった細かな詰めた点については、今後検討していくということになっておりまして、式、またその開催の方法については、詳細について今後検討してまいります。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 よく分かりました。なるべく早い完成をお願いしたいと思います。

それでは、(2)の橋梁メンテナンス、これについてお伺いしますが、全166橋あったなかで、平成29年度まで完成するというふうなことであります、点検作業ですが。これに関して平成28年度までは、どのくらいの橋の点検を実施済なんでしょうか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 橋梁の点検の数についてお答え申し上げます。

この橋梁の点検、先ほど答弁いたしましたように、国の交付金を使いながら順次行っているということでございまして、平成28年度分、あと平成28年度から平成29年度に繰り越している分、平成29年度分ということで、ちょっと複雑に絡んでおりますが、手元の資料のなかでは65橋が点検を行い、その結果が出ているというふうになっております。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 私が今回、国交省のホームページを調べた結果、国が把握している全橋梁約73万橋のうち、約52万橋が市町村の道路にかかる橋。しかしながら、この町の約3割で土木技術者いないという現状から、なかなかそういった橋梁、道路、そういった点検が進まないのが現状であるというようなことであるようであります。

そのなかで、道路法の施行規則、これ平成26年度3月ですね、道路の維持または修繕に関する技術的基準等によれば、橋は5年に1回、それも近接目視ということで実施をするということではありますが、具体的な近接目視ということで、橋を下から見上げたんでは、近接にはならないところもあると思いますので、そういったところはどのように実施するのか、お答え願います。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 橋梁修繕の、その点検の仕方ということでご質問いただきました。いま議員おっしゃったように、この橋梁点検の技術的な点、つまり5年に1度行うこと、また、その点検については、近接目視で行うこと、これは道路法の施行規則により決められています。橋梁によりましては、谷が深い橋梁、また長い橋梁、いろいろございまして、この点検については、委託ということで、業者に委託をしながらやっている部分がございます。

つまり、橋梁は近接目視、近くで見るわけですが、特に大きな橋や深い橋は上から見えませんので、点検車という車がありまして、車がいて、長い手のようなものが下のほうにいきまして、そこに乗って近接目視を行うというような方法でやっております。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 その点、もう一度伺いしますが、全166橋のうち約65橋が終了したと。年度内、平成29年度まではなかなか、おそらく先ほど課長の答弁のなかで、国の予算をかけて実施するものであるから、その平成29年度まで、はたして完成できるのかどうかということに対して、1点伺いします。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 お答え申し上げます。

この橋梁点検は、国の交付金を活用してやっております。先ほどちょっと答弁のなかで申し上げたんですが、平成28年度、あと平成28年度からの繰り越し、平成29年度ということで、国の予算につきましては、交付金につきましては、全額、この166橋ができるだけの予算を確保してございますので、今年度内に完了いたします。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 そのなかで、ちょっとお聞きしたいんですが、点検後、修繕に、早急にかからなければいけないというような、建設後50年を経過したというような危ない橋、そういったものは見受けられたのかどうか、1点伺いします。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 橋梁につきましては、年数的に古い、新しい、いろいろございまして、その場所の風土、また地形的な状況、交通状況によりまして、老朽度の具合というのはかなり違っております。今回、点検したなかで、グレードがございまして、グレードとしては区分の1から4ということで、このなかで4というのが橋梁としては大変老朽化が進み、すぐに通行止め、もしくは架け替えをするというような橋でございまして、この4につきましては、安座の関根橋ということで、あの橋梁がここに該当してございましたが、既に整備をいたしております。(後段で3に訂正)

なお、3につきましては、早期改善の余地があるということで、その次にグレードが、先ほどの関根橋は4ではなく、3でありましたので、3ということで、3につきましては、一応5年に1度点検をいたしますので、次の点検が5年後になるわけでございますけれども、その間に措置をして、修繕をしていただきたいというようなグレードでございまして、

なお、2については、予防的な修繕。1については健全というようなことでございます。

現在、点検したなかでは、やはり3のグレード、先ほど言いました関根橋。現在、引牧橋を同じ3でありまして、整備を進めようということで進めております。ほかにも3グレ

ードございますので、順次予算付けをしながら整備を進めていきたいというふうに考えております。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 先ほどの課長のほうの答弁のなかで、県のほうから舗装の修繕、これにも積極的に絡んでくるというようなことでありましたが、今年度の3月、説明を受けました高規格道路については、幹線道路としてしっかりと調査に基づいて計画すると。あと、自治区内の集落道については、要望に基づきというような説明はあったんですが、これが徐々に県の導入があることによって、方針が若干変わってくるというような考えでお聞きしてよろしいのでしょうか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 お答え申し上げます。

実はこの修繕等につきましては、いままでお話をしておりました橋梁、橋がまず最優先ということで、こちらのほうに国のほうも、また県のほうも力を入れていたわけですが、その次の段階といたしまして、やはり舗装ということで、舗装につきましても、橋梁と同様に、やはり老朽化が進んでいるということでございます。県のほうでは、本年度から、やはりある程度、橋のほうの目途が立ちつつあるというなかで、舗装のほうに、今度また力を入れていこうということで、市町村にも、今年度の8月であります、市町村はなかなか舗装の修繕が進んでいないという、実は現状もございまして、このままでは益々舗装の傷みが大きくなるということから、そちらのほうに、やはり力を入れていただきたいということがございまして、議員おっしゃったように、道路整備計画、もともとは本当は大きな道路をターゲットとして、修繕は修繕で別というふうに考えていたんですが、やはり改良についても、大きなものをやるよりも、むしろ住民の皆さんの身近な部分、やはりそこにある程度重点を置き、また補修についても、かなり力を入れていくという観点から、前にご説明申し上げたときよりは、少し変更したような形で、現在進んでおります。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 町の修繕計画、今年度の実施計画によりますと、今年度3千万円が予定計上されているということでありましたが、若干、県のほうからの方針が変われば、それが増える、修繕する場所が増える可能性があると考えてよろしいですか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 舗装の修繕でございます。もともと舗装の修繕、考えておりましたのは、小さな、例えばパッチングなり、何なりというものではなく、かなり大きな規模の舗装の修繕ということで実施計画のほうには計上させていただいております。もともとの舗装の修繕については、国の交付金、こちらのほうを充当しながらやっていくということで、昨年度、計画したわけでございますが、国のほうも、そういうふうに力を入れていくなかで、かなり交付金的には苦しいというのが現状でございます。例えば、100パーセントこちらのほうでは要望するわけですが、実際は5割くらい、ものによっては3割くらいというふうに、交付金の率がかなりいま低下している状況のなかから、舗装については、舗装の打ち替え、いわゆるもうやり直しというものであれば、国の交付金が充当できるんですが、小さなもの、いわゆる剥ぎ取ってオーバーレイをする程度のものについては、ちょっ

と国の交付金は充当ができないと。その代わりに起債を充当してやってくださいというふうに国の方針も変わってございます。

そういったなかで、本年度、舗装については3千万円ということで、何本かあるなかをまとめて3千万円というふうにやっておりますが、それだけの交付金は、実際はきておりませんので、そういったなかでも、舗装の修繕は計画的に進めていかなければならないということで、財源の確保をしながら、現在進めております。

なお、来年度につきましても、特に、実は舗装の修繕とともに、水道管の老朽化更新、これは町のほうでは同時並行的に行っております、この舗装の修繕と老朽管の更新、これをあわせながら効率的にやっというということで、現在考えているところでございます。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 昨今、町道を通ってみますと、直径30センチくらいの大きな穴があったり、あと、私の知り合いが、その路肩でパンクをして10万円も修理費用がかかったというようなことをお伺いしておりますので、早急な対応、そういったものをしっかりとやっていただきたいと思っております。

では、次に変えます。この2項目目の雪対策基本計画、これにつきましては、私が6月議会で一般質問をした内容についての継続ということになるかと思っております。そのなかで、このマナーやルールを決めた冬の暮らしガイド、これに関して、西会津町の雪対策基本計画、これを立てるときに、沼野先生という大学の教授から指導を受けたということでありますが、沼野先生の関わっている新庄市、こちらのホームページ等をご覧になったことはありますでしょうか。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 小柴議員の再質問にお答えいたします。

新庄市のホームページ、確認いたしました。沼野先生の居住地ということで、その策定の委員にもなられているということで、確認をいたしました。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 私も何度か見せていただいておりますが、雪国生活の基本であったり、それが非常に写真入りというか、イラスト入りで、そこをクリックすると、雪降ろしのときはこうなさいというような、具体的な内容がすぐ分かるような、分かりやすい内容となっております。そして、雪国生活を賢く生きる。これは雪に関する施策、町の施策ですね、玄関先に電気で通電できる融雪のマットを貸与するとか、そういったものが具体的に載っております。それで、なおかつ、雪国の生活Q&Aということで、移住してきたり、また転勤してきたというような方々がそれをご覧になれば、非常に分かりやすいというようなことが載っておりますので、ぜひ、今回、冬の暮らしガイド、これをつくる際には参考にさせていただいて、具体的な、事故のない、安心安全な一冬を過ごせるような形を取っていただきたいというふうに考えております。

これ(3)にまいります。基本的なことの考えとして、実施計画、具体的に、先ほど答弁ありましたが、現在、実施している項目もある。また、お金のかからない、共同で実施するとか、そういったものに関しては、現実に自分たちもやっております。そのなかで、

多額の金額がかかるというような融雪道路だとか、あとは水路の確保だとか、そういったものに対しては、非常に予算がかかるので、なかなか難しいと思いますが、そういったものに関する予定というか、この基本計画を一步前進させるという意味で、この冬、12月の予算の策定のなかで、具体的な項目、もしこういったことだったらできるんじゃないかということがあれば、1つでも2つでも、お聞かせいただければ。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 お答えいたします。

議員、申されたのは、雪対策基本計画のなかでいえば、長期的な、実施計画のなかで、長期的な取り組みに分類されるものというものだと考えられます。言われた消融雪設備ですとか、住宅前の融雪整備、これらについては、今後、雪対策基本計画推進委員会というものを組織しまして、先ほどありました東北工業大学の沼野先生なんかにもお入りいただいて、その辺の研究調査、進めてまいりたいと思います。

ただ、そういった大規模なものについては、来年度、取り組むというまでには、まだいかなかないかなというふうに思いますので、今後、委員会のなか、それから庁内の雪対策部会、これらで検討を進めてまいりたいというふうに思います。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 (4)の基本計画を推進するうえで、町が考える大きな課題は何かというようなことで、問いかけをしてはいるんですが、私が考えることを言わないで、ただ単に町に問いかけをしたのでは卑怯だということで、私が考える問題について、若干お話をしたいと思います。

町もお考えでしょうが、やっぱり最大の問題は人口減少、これが一番だと思います。公助にするにしても、自助にするにしても、やっぱり高齢化、自分たちではできないということでもあります。そのためには何をしたらいいか、とすれば、高齢化による除雪オペレーターの確保が難しいのであれば、やはりいまからオペレーターの養成に、ぜひ努めていただきたい。それから、雪降ろしの人員の確保ですね。これも建設会社等々に、冬場の人員確保、いまのうちから、何人くらい地元に残るのかということ进行调查していただきたい。

第2番目として、やっぱり最大は、空き家対策、空き家の除雪問題であろうかと思えます。これに関しては、私としてもなかなか結論が出る問題ではありません。

それから、3つ目としては、豪雪時の緊急車両のための道路維持と、これが、やはり安心安全な冬の生活、そして基本計画を推進するうえで、非常にお金がかかる。人間的な若手の、若い人材が必要だというふうに考えております。

ぜひともこういったことを、私自身も協力してまいりたいとおりますので、よろしくお願ひします。

最後の雪処理支援隊についてに問題を変えます。昨年度の実績ということで、13人の、13家族といいますか、の方々に対して除雪作業を実施したということではありますが、この、ランク別に言いますと、Aランク、Bランク、Cランク、これはご存知の方もいらっしゃると思いますが、我々住民に対して、なかなかそのランク別の説明というのが徹底していないんじゃないかというふうに思いますので、何であそこがやってもらって、うちができないんだみたいな、そういった苦情もあろうかと思えますので、今年度は、ぜひとも早い

うちに、そのAランク、Bランク、Cランク、そういったところの選定作業、それから、なぜそういうふうになったのかというような説明を含めて、やはりやっていく必要があるんじゃないかというふうに思うんですが、いかがですか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 再質問にお答えをいたします。

雪処理支援隊の対象世帯の選定ということでございますが、これにつきましては、まず、町役場よりも身近にいる皆さんのほうが、その世帯の内容等をご存知だということでありまして、民生委員さんですとか、自治区長さんのほうから、対象世帯をあげていただくという作業から始めております。そのなかで、出てきました内容につきましては、町のほうで、さっき言いましたAランク、Bランク、Cランクというような形でランク付けをするわけですが、Aランクにつきましては、本当に高齢者世帯、障がい者世帯等で、非課税世帯で、子どもさんですとか、兄弟、それから隣近所にもなかなか支援してくれる方がいないというような世帯がAランクでございます。それから、Bランクは、そういった世帯のなかでも、隣近所で、まだ共助ができるような体制、そういった方についてはBランクというような形でやっております。それから、Cランクの方につきましては、通常はなんとかできるんだが、豪雪、本当に雪がいっぱい降ってしまっ、なかなかそういうときは大変だというような方がCランクというよなランク付けをさせていただいております。

ですので、地域から出てきましたものについて、そういうランク付けをして、また、もう1回その地域の方々、区長さんですとか、民生委員さんのほうには返していくというような作業は、いまもやらせていただいておりますので、そういったことを、また、丁寧にやっていきたいというふうに考えております。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 人間が人間を査定するみたいなことになっておりますので、その辺は、やはり十分と注意をしていただいて、しっかりとそのランク判断をしていただきたいというふうに思います。

それで、豪雪時になりますと、このBランク、要するに見守りの協力隊員も、自分のところの除雪にかかりっきりになりまして、なかなかお隣、年寄りがいるけれども、もう午前中、くたびれてしまっ、もう無理だというようなところもありますので、そのなかで、Bランクの上下みたいな格付け、そういったところも、一旦、考えてもらいたいというふうに思う次第であります。

それで(2)にまいります。今年度の募集の隊員についてはお伺いをいたしました。これでいいかと思いますが、早急に、降雪まであと3カ月ということで、順次進めていっていただきたいと思います。

最後の問題ではあります、5人だった1チーム、6人、3人ずつ1チームにしてくれというよな、これ要望は、この、いまほど申し上げましたBランクの上下というような人たちにもプラスできるんじゃないかと、要するに手助けできるんじゃないかということで、スピードのある対応、事業の効率化、特に除雪機があれば、わざわざ手作業でやるよりも、除雪機をもって行って、ああ、音が来た。助けに来た。そういうような、私、勝手かもしれませんが、そういうような感覚で、住民の方々、やっぱり町はしっかりとやってくれ

るといふ、期待に応える町であってほしいというふうなことで提案をしたわけですが、これに対して、いかがですか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 除雪機の貸与ということでございますが、先ほども答弁いたしましたように、除雪機についても、使っていないわけではなくて、必要なもの、状況によって、本当に雪がいっぱい降って、本当に大変だというときには、当然使っておりますし、道踏みだけでいいときは、そういう状況でというような形で、除雪機も併用しながら、本当に効率的な作業を進めていきたいというふうに考えております。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 やはり除雪機というのは、要は福祉協議会、あそこにあるやつを借りるときに、あそこが雪いっぱい、使う人がいっぱい、というようなことをまず考えるよりも、1チームに1台ある。その、やっぱり効率化、それでスピーディーに動ける。やはりそこを優先的に考えるのが町じゃないでしょうか。やはりそこを検討していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。

現在、社会福祉協議会には、除雪機械が2台ございまして、1台は冬期間になると奥川みらい交流館のほうに配置をするというようなことで、奥川地区、新郷地区で除雪をする場合はその機械を使う、野沢、尾野本地区は社会福祉協議会のところにある機会を使うというような形で、実際、作業を行っているわけですが、いまほど議員言われたように、効率よくやりたいためには、専用の機械というようなことも必要になるのかなということも考えておりますので、今後の雪の状況、あとは対象者の状況等によって検討していきたいというふうに考えております。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 最後になりますが、いままで私が質問していった項目等のなかで具体的に完成予定が分かったりとか、いついつこういったことをやるとか、ということが分かれば、あらかじめ町の広報紙があるわけですから、それで、スピーディーな対応、あるいはケーブルテレビでのスピーディーな広報、そういったことをしっかりと町側で取り組んでいって、安心安全なこの冬シーズン、これを乗り切れるというような、町民に対する町側のPR、ぜひこれをやっていっていただきたいということをお願いして、私の質問を終わります。

○議長 お諮りします。

本日の一般質問はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。(15時37分)

平成29年第5回西会津町議会定例会会議録

平成29年 9月12日(火)

開 議 10時00分
散 会 15時39分

出席議員

1番 三 留 満	6番 猪 俣 常 三	11番 青 木 照 夫
2番 薄 幸 一	7番 伊 藤 一 男	12番 荒 海 清 隆
3番 秦 貞 継	8番 渡 部 憲	13番 清 野 佐 一
4番 小 柴 敬	9番 三 留 正 義	14番 武 藤 道 廣
5番 長谷川 義 雄	10番 多 賀 剛	

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職指名

町 長 薄 友 喜	会計管理者兼出納室長	長谷川 浩 一
総務課長 新 田 新 也	教育長職務代理者	五十嵐 長 孝
企画情報課長 矢 部 喜代栄	学校教育課長	会 田 秋 広
町民税務課長 五十嵐 博 文	生涯学習課長	石 川 藤一郎
健康福祉課長 渡 部 英 樹	代表監査委員	佐 藤 泰
商工観光課長 伊 藤 善 文	農業委員会会長	佐 藤 忠 正
農林振興課長 玉 木 周 司	農業委員会事務局長	玉 木 周 司
建設水道課長 成 田 信 幸		

会議に職務のため出席した者の職指名

議会事務局長 渡 部 峰 明	議会事務局主査 物 永 毅
----------------	---------------

第5回議会定例会議事日程（第5号）

平成29年9月12日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（一般質問順序）

- | | | |
|---------|----------|-----------|
| 1. 渡部 憲 | 2. 伊藤 一男 | 3. 長谷川 義雄 |
| 4. 多賀 剛 | 5. 清野 佐一 | |

○議長 おはようございます。平成 29 年第 5 回西会津町議会定例会を再開します。

(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸報告をいたします。監査委員、佐藤泰君から、遅れる旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

日程第 1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順番に発言を許します。質問者は順次質問席につき、発言を求めてください。

8 番、渡部憲君。

○渡部憲 皆さん、おはようございます。まず、質問に入る前に、私が今日はトップバッターになります。その後、ベテラン議員が後ろに控えておりますので、なるべく簡単にしたいと思います。それでは、通告順に質問を行いたいと思います。

まず 1 つ目の質問でございます。役場移設について。役場移設の件はどのように町長は捉えておられますか。これが 1 つです。

2 つ目、次世代の人材育成について。保育料を全て無料にする、学校給食の無料化、小中学校の学力向上等は公約として、1 期 4 年の中でどのように取り組まれるのか、見通しはどうか、これをお伺いいたします。

3 番目、老後のために安心して暮らせるまちづくりについてであります。

まず 1 つ、国民年金の範囲内で入所できる施設とは何か。

2 つ、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、ショートステイ施設の増設、国民年金の範囲で入所できる施設の整備についてお伺いをいたします。

簡単明瞭な答弁をよろしくお願い申し上げます。特に町民の皆さんには、よく分かるように説明をしていただきたいと思います。そう思います。よろしく申し上げます。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 皆さん、おはようございます。8 番、渡部憲議員のご質問のうち、次世代の人材育成についてのご質問にお答えをいたします。

提案理由の説明の中で所信表明といたしまして申し上げましたとおり、次世代を担う人材の育成と確保は、私が掲げる基本政策の 1 つであり、教育による人づくりが、持続的に発展する西会津町をつくることであり、未来への投資となります。

保育料や学校給食費の無料化により、子育て環境のさらなる充実を図るとともに、独自の奨学金制度の創設などにより、次世代を担う人材の育成と確保、さらには、若い世代の移住や定住を促進していく考えであります。

おただしにありました保育料の無料化につきましては、財源の調整は必要となりますが、平成 30 年度より実施してまいりたい考えであり、学校給食の無料化につきましても、財源を確保し、1 期 4 年間のなかでしっかりと取り組んでまいりたい考えであります。

また、小・中学校の学力向上につきましては、総合教育会議などを通じて教育委員会と十分な協議を行うとともに調整を図り、学力向上に向けた教育政策の方向性を共有しながら、実現に向けて努力してまいりたいと考えております。

私が掲げました公約は、町民の皆さんとのお約束であり、そのことは重く受け止めなければなりません。したがって、公約実現のためには、何といたっても財源の確保が必要でありますので、全力で財源の確保に取り組んでまいります。

次に、安心して暮らせるまちづくりのご質問にお答えいたします。

私は、前回の選挙戦後から4年間、町内をくまなく歩いているなかで、農業を取り巻く厳しい現状や少子高齢化の問題、雇用情勢の低迷など多くの町民の皆さんの声を聴いてまいりました。その中で、高齢者の方や高齢者を介護されている方からは、高齢になっても安心して暮らせるまちづくりをしてほしいという話が多く聞かれました。特に、国民年金だけで暮らしている方にとっては、今後介護が必要になった時の不安は大きく、国民年金額の範囲内で入所ができる施設の整備を強く望まれていました。

いま、町内にある入所施設には国民年金だけで入所するのは困難であります。空き家や空き施設を利用した介護付きの共同住宅や、小規模多機能型居宅介護施設であれば、国民年金額内での生活は可能であると考えており、その実現のために最大限の努力をしてまいる考えであります。

なお、特別養護老人ホームや介護老人保健施設等の増設についても、現在進めております第7期の介護保険事業計画策定作業のなかで、町の実態を適切に把握するとともに、将来に向けてどのような施設整備が必要なのかを検討してまいりますのでご理解願います。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 8番、渡部憲議員のご質問のうち、役場庁舎の移設についてのご質問にお答えいたします。

役場庁舎移転整備事業につきましては、本年3月議会定例会におきまして、庁舎改修等工事請負契約の締結のご議決を賜り、平成30年1月31日を工期として、現在、本庁舎及び分庁舎棟の整備を進めているところであります。この改修等工事の完成後は、防災関連システムをはじめ、総合行政情報システム等の移設、さらには駐車場の舗装等の整備を行い、来年度の早期の移転に向け、引き続き計画に沿って、鋭意作業を進めてまいる考えでありますので、ご理解願います。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 ただいまご答弁いただきました。役場移設についてですね、いま総務課長から説明いただいたなかで、完成は1月31日、これは工事だけでしょうか。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

平成30年1月31日の完成につきましては、庁舎の改修、旧西会津小学校の改修工事及び、その脇に建てます分庁舎の整備の分でございます。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 そうしますと、完全に移転、できあがって完全に全部移転するんだという時期は、平成30年の春でしょうか、それとももう少しずれるのでしょうか。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

先ほど答弁でも申し上げましたが、一応、建物は来年の1月31日に完成します。その後、県の防災システム等の移設、現在使用している庁舎から新庁舎への移設、それから、さらには駐車場の舗装工事、それも4月以降、雪が消えてからの工事になります。そういったもろもろの作業がございますので、一応、先ほど答弁では来年度の早期移転に向け、というお答えをいたしました。遅くとも来年のお盆前、できれば7月中には全て完全に移転をするようなことで考えてございます。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 そうしますと、だいたいお盆ごろ、来年のお盆ごろには、みんな完全に移設、移ることができるんだと、そういうお話ですね。そしてこの建物は、元の野沢小学校、西会津小学校、そしてこれ築40年と聞いております。そして、耐震工事もやりました。いまリフォームをやりました。そして、今後どのくらい使用できるのか、おおよそで結構ですから、ちょっと。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

前に質問出たようなことだと思うんですが、一応、専門業者に耐震補強して、この先どのくらいもつかというような問い合わせをしたところ、業者では、はっきりこの先50年、40年もつというのはいえないということでございますが、30年からは当然もつでしょうという話ですので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 総務課長の答弁では、あと30年はもつんだと、でも30年では大変ですね。30年はすぐでるよ。ですから、その後のこともお考えだと思うんですけれども、やはり本当に、これはコンクリートの建物ですから、末代ものとはいきませんが、その前にちゃんと、今度は新庁舎と、リフォームなんていうわけにはいかないと思えますので、それまで、ちゃんとした計画を立ててやっていただきたいと、そう思います。

それから、これちょっと関連になるんですけれども、この工事に関して補正予算が組まれました。1,600万円ほどですか。これは、この原因というのは、もう一度教えてほしいんですけれども。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

本年3月議会で請負契約の締結、ご議決いただきまして、その後、建設単価の上昇によりまして、3月議会で締結後に410万円ほどの増額補正をしております。変更契約ですか、補正ではなくて変更契約をしております。今回、9月で1,500万円ほど補正を計上させていただきました。その内容についてでございますが、実際、改修工事が始まりまして、壁をぶち抜いたり、床を剥がしたり、あと消防法の関係も若干ございまして、耐火性の金具に変更したりということで、そういった諸々の部分が出てきて、変更契約をさせていただきました。

ただし予算につきましては、当初見込んでいた額よりも請差が生じたので、今回、工事請負費の増額補正はしてございません。変更契約の内容につきましては、いま申し上げたとおり、実際、改修をするのにあたって、壁をぶち抜いたり、床を剥がしたり、あと

は耐火性の金具に変更したりと、そういった諸々の変更点が出てきましたので、今回、変更契約をさせていただくものでございます。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 諸々のいろんな原因が出てきて補正を組んだんだと、この補正は、早く言えば当初予算に見込んであるんだというようなお話ですが、私は、

○議長 補正は最初に当初予算に見込んであるとは言っていないから、その辺ちょっと。

○渡部憲 ただね、私、補正組むというのは、あまり好きじゃないんですよ。やっぱり、この金額で入札したらね、その金額でやるのが本当は筋ですよ。後から何か出てきたと、これ出てきたとかって、そういうことではなくて、やっぱりこれ、何と言ったって町民の税金ですからね。やっぱりそういうことは、やっぱりすぐに認めるのではなくて、やっぱりこの町にも、建築とか、建設関係の、やっぱりエキスパートが必要だと私は思いますよ。そして、そういう方を採用しておいて、いろんな面からちゃんと検討して、ああ確かにこれは補正を組まなければだめなんだと、そういうふうに、ただ一方的に業者のほうから補正組んでくれと言われて、はい、そうですかとのもんではだめであって、やっぱりこれは、やっぱりその専門家を雇って、そしてその人たちと検討した結果こうなったんだと、私はそういうことが必要だと思いますが、課長、どうですか。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

今回の変更に伴いまして、補正予算は計上してございません。役場の改修工事につきましては、当初6億3千万円の事業費をみてございました。それでその6割分につきまして、平成29年度に予算計上させていただきました。3月にご議決いただいた請負工事費が、予算では6億3千万円みておったのが、5億6,800万円ほどで落札されましたので、6,100万円からの請差が出てございます。今回変更部分につきましては、1,500万円ほど増額の変更ということでございますけれども、いまほど申し上げましたとおり、予算上はそれ以上に請差分が出ていますので、補正予算は計上していないということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 専門家の話、建設関係の専門員を配置したらどうかという答弁を。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 そういった建設の専門家というお話でございますが、今回の変更契約にあたりましては、きちんと設計業者と打ち合わせた上での変更でございます。どうしても必要な変更部分を、今回、請負契約の変更ということで上げさせていただきますので、業者の言いなりでこうなったとか、そういったことでは決してございませんので、きちんとした設計業者の積算の積み重ねがこの額になったということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 暫時休議します。(10時19分)

○議長 再開します。(10時20分)

8番、渡部憲君。

○渡部憲 それで、いま総務課長から話がありました。しかし、私は、そういう建築、建設の大手とかどこかにいられた、そういう専門の仕事をやっておられた方が退職された方

もいらるはずですよ。そういう方にも、ひとつそういう、今後こういうこといろいろあると思うんですよ、いま、今日で終わりではなくて、この工事、いろんな工事において、そういう、私は専門家の1人ぐらい、建設水道課とか何かには、私は必要だと、私はそう思うんですよ。それで、そういう人たちの目からちゃんと見てもらって、そしてこの補正は正しいんだと、いや、この補正はもともとこれ、その枠内に入っているから異常ないんだではなくてね、課長。やっぱりそういう人も私は必要だと、町はどう思いますか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 ただいまのご質問を聞いていて、私もいろいろ感じるどころがございました。それは、いままでのいろんな事業を見てきて、いろんな問題が後から発生するということが非常に多いなど、最近特にそんなふうに思っております。昔は職員のなかに、いわゆる建築関係の資格を持っておられた方が当時はおりました。その方が退職されてからは、いまはほとんどみんな設計業者にお任せのような形になっているわけでありましてけれども、やはりこれから、どういう事業が出てくるか分かりませんが、私もちよっとその辺は、どういうふうなやり方をすれば、正しい設計といえますか、手続きがちゃんとできるのかどうかということは、これから検討しないといけないなというふうに思っております。

したがって、それはどういうやり方がいいのか、あるいは、いまお話のように、もう退職された方に契約をしてお願いをしたほうがいいのか、あるいは、なかなか職員の採用ということになりますと、非常に難しいところもございまして、今後、よりよい方法、ちよっと検討させていただきたいなというふうに思っております。

なお、補正が出るというのは、初めから想定しているわけではございませんで、実際に工事をやってみて、初めて分かることというのもあるわけですよ。ですから、それはやっぱり出た段階でよく精査をするということは大切でありますし、これは特に地下にもぐっている部分だとか、あるいは建物の床の部分だとかということになると、どうしてもそういう補正、分からないところの補正というのは出てくるのかなというふうに思いますので、全て補正が悪いわけではありまして、本来は1回の入札で、それが完成まで終わるというのが正しいやり方かもしれませんが、なかにはそういう補正のやり方もあるということでご理解をいただきたいなというふうに思います。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 工事も、これも町民の税金ですから、大事に使っていただきたいと、そういうことで申し上げました。

質問を変えます。次世代の人材育成について、保育料を全て無料化すると、これは年間どのくらいな経費がかかりますか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 年間の保育料の金額でございましてけれども、いまの1人目1,200万円、半分を無料化するというので、それが1,200万円ですけれども、全体では2,400万円。ですから、私が申し上げてまいりました無料化によって、さらに1,200万円ということでもありますから、合わせて2,400万円程度の財源が必要だということでもあります。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 そうすると、無料化するには年間2,400万円かかるんだと、これ財源はどこか

らきますか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 財源につきましては、いまの一般会計のなかで財源調整をして、そしてそれに充てたいと思っております。今後の問題として、私は財源の確保の1つとして、ふるさと納税のお話をずってしてきました。全てふるさと納税で賄うということではなくて、財源の確保の1つとしてふるさと納税の活用ということですから、これからさらにふるさと納税にはもう少し力を入れていきたいなというふうに思っております。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 そうしますと、学校給食の無料化もございます。これもふるさと納税で賄えますか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 学校給食費まで、ふるさと納税で賄うということは考えておりません。これは全体の予算のなかで調整をしたいというふうに思っておりますし、その財源をどこに求めるかというのは、これが私のこれからの仕事だなというふうに思っておりますが、全てふるさと納税で賄うというようなことは、これは到底難しいわけでありまして、隣の湯川さんみたいに3億円近いふるさと納税があれば、それは全て賄うことができますけれども、いま西会津町のふるさと納税、だいたい昨年度で600万円程度ですから、当然、間に合うわけありませんけれども、ふるさと納税も1つの財源として、これから努力をしていきたいなというふうに思っています。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 財源はこれからつくるんだということです。それで、この保育料も、学校給食も立派な考え、素晴らしい考えだと私は思います。しかし、本当に財源が、十分な財源が確保できなければ、政策は小粒になり、掛け声だけになってしまう、掛け声倒れになってしまう、私はそう思うんであります。やはり、十分な財源と、そういうしっかりした考え方をもち、町民の皆さんも町長にはそれを期待したはずです。ああ、町長がやってくれるんだと、無料化にしてくれるんだと、給食費もただになるんだと、私はそれを町長に託したと思うんです。ですから、これはいつごろから、町長、できますか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 先ほども申し上げましたけれども、やはり公約というのは非常に私は重いと、その公約を果たすために全力を投球するわけですね。それで、それがいつからという明確な時期までは申し上げることはできませんけれども、とにかく、やっぱり財源をどうするかという、これはこれから、もう早急に始めなければならないことだと思っております。

したがって、いつになるか、できるだけ私は早い時期に、その財源を見つけないなというふうに思っておりますので、掛け声だけということではなくて、これは実現に向けて、私は努力するところ申し上げているわけですから、ぜひそこはご理解をいただきたいなというふうに思いますし、いまの体系のなかで、財源をどうしたら生み出せるかということもあわせて、いろんな手法を講じてまいりたいなというふうに思っております。

町長の任期というのは、1期4年でありますから、4年のなかでできるように、しっかりこれから取り組んでいきたいと思っております。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 町長、これはやっぱり絵に描いた餅にならないように、町長、精一杯頑張ってください、この実現のために、皆さんそれを町長に町民の皆さんは期待したと思うんですよ。いまの町長がやってくれるなど、それを本当に、なるべく早く実現できるように頑張ってもらいたい、そう思います。

それから、小中学校の学力向上についてなんですけれども、これは一貫教育も含めるといえるのでしょうか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 学力向上、西会津町の子どもさんにとって、あるいは若い人たちが西会津町に定住といいますか、移住していただくようにするためには、やはりいまの学校給食費の無料もそうありますけれども、やはり私は学力の向上が大切だなというふうに思っています。それで、日本の中で、やっぱり若い人たちが移動しているといいますか、都会から地方にいてるところを見ますと、やっぱり子育て環境がしっかりしているところ、そういうところに若い人たちが、やっぱり移住していると。ですから、西会津町も私はそういうふうにはしないとイケないなというふうに思っています。そのためには、やっぱり学力を向上する対策をしっかりやらないとイケないなというふうに思います。

それで、いまのままで、じゃあ学力が上がるかという、私はそれだけではなかなか難しいのではないかなというふうに思います。いま、今年からですか、地域学校協働活動事業なんか新たな事業として入りますし、民間のそういう、例えばの話ですけども、塾とか、あるいは近くにも会津大学があるわけでありますから、そういうところとやっぱり連携した教育の向上を、学力の向上を目指していきたいなというふうに思っております。

そこで、その小中一貫でありますけれども、私は小中一貫は、まだまだやはり課題がいっぱいあるなど、いろいろお話を聞くと、どうも皆さんの合意形成がなされていないと。ですから、まだまだちょっと時間をかけて、本当に小中一貫が子どもさんのためになるかどうか、ここをやっぱりもっと時間をかけてやるべきだなというふうに思っておりますので、それ以上のことは、ちょっと私は専門家ではありませんので、これは学校、教育委員会の所管でございますので、そこはこれから教育委員会と連携しながら進めていきたいなというふうに思っています。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 この間、西会津中学校の講堂というのか、あそこで若月先生が講演なさいました。私、あそこで先生の言われたことに1つだけ感心いたしました。それはなぜかと言うと、一貫教育は学力向上のためにやるんだ、これは当然です。そして、この一貫教育を受けた子ども、生徒さんたちが、将来、大学や社会で出て、そしてまたいろんな経験をしながら、そして私は西会津町に戻って、西会津町のために頑張るんだと、そういう人間を育てるために一貫教育をやるんだと、そうおっしゃいました。いやこれは素晴らしいと思います、私。本当にこの一貫教育を受けた生徒さんたちが、大学や社会で出て、そして西会津町のために私は頑張るんだと、そういう生徒を育てるために、私は一貫教育をやるんだと。私は素晴らしいと思います、そういう考えはね。教育長代理、どう思われますか。

○議長 教育長職務代理者 五十嵐長孝君。

○教育長職務代理者 若月先生のこの間の講演会のことについてのおたしであります。私も先生が一番最後におっしゃったところですね、あれは小中一貫をやろうとやるまいと、それは当然やらなければいけない話で、非常に重く受け止めました。これからどういう形でそのことを組み入れてやっていけばいいのかということについては、十分検討させていただきたいと思っておりますし、既にふるさと教育というのは、それぞれ小学校でも中学校でもやっている内容でありますので、それらをどう発展、充実させていくのかという点について、十分に意を用いていきたいと、そんなふうに思っております。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 将来、義務教育学校ですか、私は必要だと思います。学力向上のためにも、町のためにも、私は必要だと思います。

質問を変えます。老後のために安心して暮らせるまちづくりについてであります。国民年金の範囲内で入所できる施設とは何か、これをお伺いいたします。

○議長 さっき答えたことの繰り返しになってしまいますから、もう少し突っ込んだ質問、さっきそれに答えているから、その先を聞いてもらえますか。

8番、渡部憲君。

○渡部憲 つまり、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、ショートステイ、そういういろいろな施設があります。そういうなかで、国民年金で入れるような施設というのはあるのでしょうか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 さっきもちょっと答弁申し上げましたけれども、私はずっと選挙期間中に、町内をくまなく歩いて、いろんな皆さんのお話を聞いてまいりました。それで、これからやはり高齢化がどんどんどんどん進んで、そして1人暮らし、あるいは老人だけの世帯というか、これが増えることは目に見えているわけですが、そのなかで、やっぱり国民年金の方は非常に多いんですね。それで、その方たちが介護を要するときに、じゃあいまの施設に入れるのかと、みんなそこが心配されているんですね。それで、このことは、やっぱり私はしっかり行政として対応しないとイケないなというふうに思っています。

それで、法律上、法律といいますか、いろんないまの基準のなかでは、そういう施設はなかなかできないということをする人もおりますけれども、これは私はやり方だと思っっているんです。さゆり公園の近くにある、いわゆる福祉会、ああいう形の施設をつくって、そこで国民年金の額で入れる施設というのは、これは私は無理、できないと思っています。

したがって、これまでもちょっとお話申し上げてきたかも分かりませんが、いまある遊休施設、あるいは空き家を利用して、その中を改善をしながら、そして1箇所じゃなくて、それぞれの地域のなかにそういう施設をつくってやる。当然そこには資格の持った人たちも、当然入らないといけませんけれども、あとはその地区の地域の皆さんの、いろんな人たちの支えがあれば、私はできると。それで、できないから、いまの基準ではできないからって、私はそれでいいのかなと、本当に困っている人がいるのに、それをやっぱりどうかしてやるというのが私は、これは行政でやらないといけないと思っています。

それで、いろいろ話を、私はこのことを申し上げるときに、私の独断でこれを申し上げ

ているわけではなくて、いろんな人と相談しました。本当にそういうことができるのかどうかという話を、そしてこれならできるなという事で申し上げておりますので、できないということは、私はないと思っています。これは知恵を出さないといけません。知恵を出さないといけませんけれども、やっぱりそこはみんな協力することによって、私ができるなというふうに思っております。

これもやるうえで、何だかんだ言っても、やっぱり議会の皆さんのご協力もいただかないといけませんので、ひとつ渡部議員も、ひとつご支援を賜りたいなど、そんなふうにも思っております。

そしてもう1つ付け加えますけれども、いま法律が、いろんな法律があります。これからの時代は、自治体はその法律をどう解釈するか、これによってできないこともできることがありますよと、逆に私はこれから、そういう施設の整備を、逆に国のほうに働きかけていくということも、私はやっぱり大切なことだというふうに思っておりますので、その両面から、私はちょっとこの問題については、もう本当に汗水たらして実現のために努力をしたいというふうに考えております。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 町長からご説明ございました。ただ私は、町長も特養ですか、これを5万円でやるなんていうことは言っているわけではないんです。ただこれ特養は、どこの町村も問題になっているんです。ですから、薄町長も、特養は5万円に入れるんだと、そんなことを言っているわけではないんですよ。私もそういうことは言いません。やはりほかの施設については、全国探し回っても、そういうところもあるんですよ。ないわけではないんです。私、見てみました、パソコンか何かでね。そうするとそういうところあります、確かに。ただ、特養を増設というのはね、町長、これは町民の負担が大きくなるんじゃないんですか、そして人員の確保、これも大変だと思いますよ。そうした場合に人員を確保しなければ、財源も確保しなければならない。そして働いている、いま特養で働いている人たちに聞きますとね。渡部さん、いま特養を増設するのは無理だよという話もありました。このことについて、どう思われますか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 お答えをしたいと思います、特別養護老人ホーム、これからの高齢化に向けて、非常に一時、やはり社会問題というところまではいきませんでしたけれども、いろんな問題出ました。いまどンドンンドン増設していますよね、いろんな町村で、あるいは一番困っているのはやっぱり都会の人だと。それで、私はいまから8年前、4年前ですかね、4年前まで、4年前にちょっと福祉会の理事長をやらせていただいて、そのときに、特別養護老人ホーム、これからは絶対に必要だと、だから、もっとやっぱり増設をしないといけないということで、いわゆるその増設の要請といいますかね、それを町にお願いしてきました。

しかし、この福祉施設を建てるには、介護保険事業計画という3カ年の計画のなかに、しっかり計画されないと、それはできないことになっていますよね。それで、お願いしてきましたけれども、その特別養護老人ホームが介護老人保健施設、20床つくることになりましたよね。それが計画されて、今年が最終年度です。私は特別養護老人ホームじゃな

くても、これは、いわゆる診療所の先生たちと将来を見越して、そしてそういう方向にしたのかなということですから、それはそれでできるのはいいなということでしたけれども、それがどうも、何か今年ではできなくなってしまうということでもあります。確かに、特別養護老人ホーム、難しいことは難しいです。でも、足りないのは現実、足りないのは現実ですから、西会津町の人が、じゃあほかの施設に行ってくださいということで、果たしてそれでいいのかなと。

それで、いま西会津町の特別養護老人ホームには、西会津町の人も入っていますよ、ほかからの人も入っています。それで、やっぱりもうちょっと、それは20床がいいのか、30床がいいのか、これはこれからのことを十分考えないといけませんけれども、私はやっぱり、これから必要なのは特別養護老人ホーム、いま在宅医療といいますか、在宅介護ほうにシフトはされていますけれども、なかなか西会津町のなかでは、この範囲の広いなかで、先生たちがやっぱりそこまで行く、あるいは介護する人たちがそこまで行くというのは、なかなか大変だと、私はやっぱり、いまの施設のなかに、やっぱり増設は、これはしていかなければいけないと思っています。

最終的にどうなるか分かりません。これはほかの、ほかといいますか、県内の調整が出てきますから、それはそんな簡単ではないかもしれませんが、私は西会津町で必要だということをこれから申し上げて、何とか増設をしたいなという。

そこで問題になるのが、いわゆる介護をする人がいないと。それで、ある方が、そういう施設をつくったって、介護をする人がいないというお話をされていますけれども、私は、これはつくらないといけないと思います。それで、どういう形でその介護をする人たちをつくるかと、やっぱりほかからもってくるしかないんです。西会津町の、本当は中づくりたい。今年も何か介護の、いわゆる資格のあれを取りましたら、あまりその募集の人数が集まらない。当時、西会津高校のなかにトータルケアの学科をつくっていただいて、ところがそれも隣の山都町さんに行ってしまうたり、あるいは川口高校のほうに、もう川口高校は全国から来ていますよね。そういう状況になってしまっているわけです。でも、やっぱり介護する人、これはやっぱり町で、町で養成しないとイケないなというふうに思っています。その方法は、いま私は検討しています。

ですから、いまそのことは申し上げるわけにはいきませんが、やはり両面でこの特別養護老人ホーム、あるいは介護老人保健施設も含めて、これからその実現に向けて、やっぱり努力をしないとイケないというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 それで、町長、特別養護老人ホームを増設した場合、この介護保険は上げなくていいんでしょうか、上げるとすれば例えばどのくらい上がるんでしょうかね。ちょっと分かる範囲内で結構です。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 事務的な内容でありますので、私のほうから答弁させていただきますが、仮に20床増設したとしますと、介護保険の町の負担で、年間1千万円ほど増えますし、介護保険料につきましては、月200円程度、150円から200円程度上昇するというような内

容になります。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 それで、西会津町は在宅介護、ある程度推進してきましたよね。そうすると、在宅介護と、これからのこういう介護施設の増設という場合に、5万円の範囲なら在宅介護なんてやってられないよなど、こうなりませんか。みなこっちに移したほうが、やってもらったほうがいい、在宅介護なんか、そうするとやっている人なんかなくなるんじゃないんですか、5万円でみんな入れてもらえるんだったらね、実際そういうことはないと思いますけれども、在宅介護とこの特養の兼ね合いをどう思われますか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 5万円に入れるといいますか、それは特別養護老人ホームのことではなくて、いわゆる私が言っているのは、国民年金で入れる施設、これはやはり、そこに入る人たちの基準というのはしっかり定めないといけませんよね。それで、お金のあの方は、やはりいまの施設、あるいは民間の施設に入ってください。やっぱりそうではない、いわゆる国民年金だけの施設の皆さんについては、やっぱりそういう施設に入ってくださいというやり方をしないと、誰もがみんな安いほうにいくというようなやり方では意味がありませんので、それはその基準はしっかりしないといけませんし、それから、ちょっと最後のほうの質問、ちょっと分かりませんでしたけれども、その辺のすみ分けというのか、それはしっかりしないといけませんし、それから、在宅介護、在宅医療、いま町はそちらのほうにシフトしていますけれども、これは私は、なかなかその地域の状況、都会では非常に簡単かもしれませぬけれども、やっぱり地方にとって、その在宅介護というのは、なかなかやっぱり難しいし、いま西会津町は、先ほど申し上げましたけれども、本当に範囲が広くて、特に冬期間の問題あると、どうしても十分なところまで行けないなど、十分なところまでいくようにするには、じゃあ、またこれマンパワーが必要になってきますから、非常にいろんな問題がありますけれども、その辺はこれから、どういうすみ分けといいますか、在宅看護も進めていかなければなりませんし、あるいは、どうしてもやっぱり施設に入らないといけないという人も出てきますし、特別養護老人ホームに入る人も出てきますので、その辺のすみ分けというのは、これからしっかりやっていかなければいけないと思っています。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 やはりこの問題は、都会に住んでいる方も、終の住み家は、やっぱりこっちの西会津に来て、天寿をまっとうしたいなという方もいらっしゃるわけです。そうすると、地元にいる方も、やっぱりそういうところに入って、本当に天寿をまっとうするといいますか、人生を終わるということもできれば、だから私、町長、このいろんなホームの増設というのは、決して悪いことではないと私は思います。財源も人員も必要ですから、そして、在宅介護をやってらる方にも、いろんな手厚い対策というの私は必要だと思います。今後ともそっちのほうに、もっともっと力を入れてお願いしたいと思います。

それから、町長、最後に、やっぱり町長、政治家はやっぱり言葉は命でありますから、人を動かしたり、感動させたり、失望させるのも、これ政治家であります。ですから、自分で町長がしゃべらった言葉というのは大事にしていきたい、そう思います。答弁い

りません、これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 皆さん、こんにちは。7番、伊藤一男であります。私は今議会定例会において、薄町長1期目の町政運営についての通告をしておりますので、これから質問をいたします。

薄町長におかれましては、過半の町長選挙において、町民の皆さんに選挙公約である各種施策を訴え、多くのご理解とご支持を得て、見事、激戦を制し当選されましたこと、誠におめでとうございます。これまで選挙に勝つために全力を傾注してきたことと思います。町長となられた現在、行政のトップとして、町の均衡ある発展、そして公正公平な町政運営を図っていただきたいと思っております。

また、町の限られた厳しい財政のなかで、町長は選挙前、全自治区をくまなく歩き、自治区の現状、多くの町民の皆さんからご意見やご要望を提起されたように、町には多くの課題が山積しております。そのなかで、町の最大の課題である人口問題等々など、町のかじ取りとして、どのような課題解決に向けた取り組みをしていくのか、多くの町民の皆さんが注目し、そして期待をしていることと思っております。

そこで、私は選挙公約である町長の5つの基本政策を掲げ、町政運営に取り組んでいくとのことでありますが、このことについて、次の諸点についてお伺いをいたします。

まず1点目は、町長の所信表明のなかで、これまでの内向きの町政運営から、外に向かったの大胆な発想により、まちづくりに取り組むということではありますが、具体的にはどのようなことなのかお伺いをいたします。

2つ目は、5つの基本政策に取り組むとのことでありますが、事業実施の目途については、どのように考えているのかお伺いをいたします。

3つ目は、活気あるまちづくりとは、どのようなまちづくりを町長は目指しているのかお伺いをいたします。

以上、私の質問といたします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 7番、伊藤一男議員の1期目の町政運営についてのご質問にお答えをいたします。

まず1つ目の、外に向かったの大胆な発想によるまちづくりについてではありますが、私は、町長の仕事の中で最も重要なことは、外交であると考えております。町長自ら、国や県、関係機関などに足を運び、様々な情報をいち早く収集し、その情報を活かした新たなまちづくりを進めるとともに、本町の情報を積極的に発信し、以前の百歳への挑戦やミネラル栽培、ケーブルテレビなどのように、全国から注目されるまちづくりを目指してまいります。そのためには、長年培ってまいりました行政経験と国・県等のパイプ、人脈のネットワークを最大限に活用して、新たな事業の導入や時代を先取りした先見性のあるまちづくりを、強力に進めていくことが必要であると考えております。

次に、5つの基本政策の実施の目途についてのご質問にお答えをいたします。

私の5つの基本政策ではありますが、まず、一つ目は、次世代を担う人材の育成と確保であります。教育による人づくりが、持続的に発展する西会津町をつくることであり、未来への投資となります。保育料や学校給食の無料化により、子育て環境の充実を図るととも

に、独自の奨学金制度の創設などにより、次世代を担う人材の育成と確保、さらには、若い世代の移住や定住を促進してまいります。また、まちづくりには若者や女性の力が欠かせません。若者や女性の優れた能力と感性を大切に、まちづくりに積極的に登用してまいりたいと考えております。

2つ目は、若者の夢を実現できる仕組みづくりであります。人口減少に歯止めをかけるためには、働く場所の確保が必要であります。既存企業を支援し雇用の拡大を図るとともに、新たな産業の創出や起業を支援する基金の創設などにより、若者が夢を実現できる仕組みづくりに取り組んでまいります。

3つ目は、安心して暮らせる老後であります。かつて本町は、百歳への挑戦をスローガンに、保健と医療と福祉のトータルケアのまちづくりで日本一の福祉の町を目指したところであり、それが現在の福祉施策の基礎となっております。しかし、高齢化の急速な進行などにより、サービスを受けたくても受けられない状況にあります。特に切実な願いである国民年金で利用できる施設の整備を図るとともに、特別養護老人ホーム等を増設してまいりたいと考えております。また、公共交通体系の充実に向け、幹線道路の定期バス運行についても検討してまいります。

4つ目は、農林業と商工業の振興であります。本町の基幹産業は農業であり、食味コンクールで世界一になった米をはじめ、ミネラル野菜や菌床キノコなど、農林産物のブランド化を強力に進めてまいります。そのほか、各地区へのライスセンターの整備や法人化・集落営農などによる大規模経営化を積極的に支援し、本町の農業を守り育ててまいります。また、本町の豊富な森林資源を活かした雇用の創出にも取り組んでまいります。一方、商工観光につきましても、町の誇るべき歴史や文化、自然、芸術を最大限に活かした誘客を進めるとともに、新たに人を呼び込める観光地づくりに全力で取り組んでまいります。

5つ目は、ICTのまちづくりであります。本町には都市部と変わらない情報通信環境が整っておりますが、まだまだ不十分であります。今後、ますます情報化が進む中、日本一の情報通信環境を整備し、ICTの活用による新たな産業の創出と人口の流入を目指してまいります。

以上、5つの基本政策を申し上げましたが、その事業実施の目途については、事業内容によって今すぐできるもの、少し時間の必要なものとありますけれども、任期の中で結果を出すためには、最大限の努力をしなければならないと決意しているところであります。

次に、活気あるまちづくりとは、どのようなまちづくりを目指しているのかについてであります。

いま、西会津町の状況は、全国に発信できる特色あるまちづくりがされていないと思っています。それは、国の情報が直接入ってこなくなり、町の応援団だった人達との関係が薄れてしまって、新たなまちづくりの目標が明確になっていないように私には見えます。

8年前までは、トータルケアのまちづくりやミネラル栽培、ケーブルテレビなど、全国に先駆けたまちづくりに町民・議会・行政が一つになって向かっていたし、全国から注目されていました。

しかし、いまはそのような新たな目標が明確になっていないようであり、また、公共土木工事が例年より少なくなると、建設業界が仕事がなく困っているという状況や、町の

最大の集客力のある2大カーイベント、フォルクスワーゲンにつきましては、これは商工会で開催することになりましたけれども、このイベントをやめてしまうというような状況になってしまっていることが、活気がなくなっている原因だと私は思っています。

したがって、私は、前と同じに戻すということではなくて、国の情報を先取りして、町が輝いて賑わいが生まれるような特色のある町をつくるために、あらゆるパイプやネットワークを使って全力で取り組んでまいる考えであります。全国から注目されるような町にすることによって、活気ある町が生まれてくると思っております。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 それでは、町長に答弁いただきましたので、これから再質問をしたいと思っております。私の前の渡部議員が、いろいろと質問をしてくれましたので、再質問については、重複しないように角度を変えながら質問をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

最初のみちづくりの、外に向かってのみちづくりということについて質問したわけですが、これまでの前伊藤町政については内向きであったと、そのようなことでありますが、前伊藤町政については、我々も議員として携わっていたなかで、やはりいろんな交流事業を通したり、それは前々山口町政からの継続であり、沖縄の宮古島との交流、子どもの交流、大宜味村との交流、そして伊藤町政になってからは、自ら埼玉県三郷町（三郷市）の都市交流、そして横浜市鶴見区との交流、そしてアンテナショップの開設、また、こゆりちゃんによる情報発信というように、私は斬新な政策であったなとそのように評価しているところであります。

また、そういうことで、いろんな情報を全国に発信して、私は西会津の名前を上げてくれたなと、このように評価しておりますが、薄町長におかれましては、前伊藤町政については、どのような評価といたしますか、見方をしているのか、もう一度この場でお答えいただきたいと思っております。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 前町長の評価については、私は、ここでいろいろ申し上げる立場ではないなというふうに思っております。客観的に、ずっとこの間の西会津町の状況を見てまいりました。伊藤議員も前の山口町長の時代に、それこそ6期24年間、町長の運転手として、そして一番近くにおいて、いろいろ町政を見ておいでになったはずです。その時代と前の伊藤町長の行政運営、これはどういうふうに理解、解釈されて評価されるか、逆に私は聞きたいと思っているわけですが、やっぱり私は、そういう交流事業とか何かじゃなくて、町全体が一つの目標に向かってできる、そういう何か特色のみちづくりが、私はなかったのではないかなと、そういうはっきりとした目標がなかったのではないかなと。前は、確かに百歳への挑戦、これすごいインパクトのあるキャッチフレーズでしたよね。全国から注目されました。それが、いまどんなふうになっているのかなというふうに思うと、当時と比較して、私はそういう意味で、どうも何か、もっと外に情報発信できるような、そういうみちづくり、みちづくりをやっぱり発信しないといけないなと。それは確かに、いろんな交流事業はやっていました。それは評価をしておりますけれども、それだけではなくて、町全体の目標としてのあれが、どうも私はないような気がしています。

そしてもう1つは、さっきも答弁しましたけれども、どうもやっぱり国の情報が、私は前と違ってなかなか入りにくくなってきているのかなと、ご承知のように西会津町の情報というのは、県も分からないうちに国の情報をもっていました。それだからこそ新たな、新しい事業ができたとは思っておりますけれども、どうもいま、ちょっと詳しくは分かりませんが、そういう状況にはなくなっているのかなというふうに思うと、やっぱり、本当に全国から注目される町にするためには、私は一番大事なのは、やっぱり国の情報をどうやってつかむか、どうやって持ってくるか、ここがやっぱりスタートだと私は思っています。そういう意味で、その点がちょっと私は、なかったとは言いません、なかったとは言いませんが、それがあればもっと違ったまちづくりができていたのではないのかなというふうに思いまして、そういう意味で、やっぱり外交的な、外に向かっての西会津町の発信が、私はちょっと少なかったのではないのかなというふうに思っております。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 私も伊藤町政については、その事業の一端を述べたわけではありますが、いろいろとそれのほかに、いろいろ農業問題であったり、きのこの里づくり、そういうことも含めて、まだいろいろありますが、先ほど町長が申されましたように、私は、山口町政は、素晴らしいまちづくりをしたなというふうに評価しておりますし、私も当時はそのように思っておりました。そういうなかで、視察がいっぱい来て、やっぱりそういう時代に先駆けていろんな事業を手掛けたと、そういうことが、やはり全国から注目を浴びる結果になったのかなと。

それから、やはりだんだん時代が過ぎるとともに、いろんな施設、真似をして、全国的にいろんな施設をつくったり、また、いろんなことを真似したりと、そのようなことで、その時代とともに、やはりその視察、そういったものは減ってきたのかなというふうに思っております。

確かに伊藤町政においても、そういう健康が一番ということのスローガンに、いろんな延伸寿命の評価、延伸寿命の事業、そういったものは進めてきたと思います。また、いま医療費が一番、福島県内で低いと、そのようなことも、やはりいろんな運動のなかで、事業のなかで、やっぱり評価されるべきなのかなというふうに思っております。

これからいろんなまちづくりを事業のなかで、薄町政においては、そういう全国に注目されるような、そういう事業をやっていききたいと、そのためには、国からのいろんな情報を得ながら進めていくというようなことではありますが、薄町長については、自信を持って、やはり国のそういった情報、そういうものをこれからやれるということだと思いますが、もう一度その点をお聞きしたいと思います。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 お答えをいたします。

当時は、本当に多い視察団がありました。でも、それは時代とともにほかの自治体がみんな一生懸命頑張って、西会津町に追いつけ追い越せということで進めてきたから、もう西会津町の特色というのは、もう当時とは違って、もうほかのほうがそれ以上に、また、頑張っているということで、視察がなくなったということもあるかもしれない。ただ私は、やっぱりそれまでのいろんな特色あるまちづくりが、どうも何か止まっているような状況

になっているんじゃないのかなと、本当はその先にもう一步、また二歩出た、何と申しますか、作業があれば、もっともっとまた違ったまちづくりができていたのではないのかなというふうにも考えているわけでありまして。

それで、私は、そういう意味で、何度も言うようにですけども、やっぱり情報をもろうためには、やっぱり外に出ないとだめだと私は思っているんです。なかなか内には、この西会津町のなかには、なかなかやっぱりそういう情報をは入ってこない。だから、やっぱり外に出て、そういう情報を集める。あるいはいろんな人との出会いがあってこそ、いろんなアドバイスや、いろんな情報をもたらえるというようなことが、私は必要だなというふうに思いますから、そういうことで、町長の最大の仕事は外交だと、こういうようなお話をしているわけでありまして。

それで、私は、やっぱりそういう意味で、町長就任後、東京のほうに行ってみました。また、来週には、ちょっとまたいろいろ、いろんな人とお会いしたいなというふうに思っておりますけれども、そういう西会津町の応援団、西会津町の応援団をどれだけ、やっぱり集めるかということも、私は大事だなという意味では、ちょっとその作業をこれからさせてもらいたいなと、私はこれをやらなければならないと思っています。

ですから、そういう意味で、非常にこれから、どういう特色のある町にするかというのは、皆さんのいろいろなアイデアをもとに、そして私が考えていることと合わせて、これからしっかり、そのまちづくりに向かっていきたいなというふうに思いますので、さらに出かけることが多くなるかもしれませんけれども、そういう意味で、情報を得るという意味は、本当に大切だなというふうに思っておりますので、ひとつそういうことでご理解をいただきたいなというふうに思います。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 町長のいま言われたことについては、外に向かったの、これからの情報発信やまちづくりについては、いろいろ、いろんな情報、国に行つての情報、そういったことの情報のなかから、また発想から、また、いろんな町民の方々の発想から、まちづくりをしていきたいということなので、これから期待したいと思っております。

それでは、先ほど申しましたように、あまり質問が重複しないように、これから再質問うしていきたいと思っております。

まず、町長の若い人の活性化といいますか、雇用のなかに、確か企業誘致というようなことも選挙のなかでお話されていたような気がするんですが、その辺についての現実といいますか、どのように企業誘致を図っていくのか、その辺についてお伺いしてみたいと思います。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 お答えをいたします。

企業誘致、言葉では簡単ですけども、非常に難しい、私は課題だなというふうに思っております。それで、いまの、これまでの企業の誘致、私はやっぱりある意味で、人任せだったのかなというふうに思っています。それは、東京事務所、そこで、いわゆる県の事務所が、福島県全体の企業誘致の窓口になっているというようなこともあって、なかなかやっぱり、西会津町だけのことというのはなかなか考えてもらえないというようなこと

ではなかったのかなというふうに思います。

したがって、やっぱりいろんな西会津町から出られて、いろんな立場で成功されている方もおいでになりますし、いろんな方がいるわけでありますから、そういうところに、やっぱりもっともっと働きかける必要があるのではないのかなと、非常に、そしてやっぱり、何といたしますか、なかなかそんな簡単ではないにしても、新たな企業といたしますかね、企業をつくる、会社をつくるということも、私は選択肢に入れているわけでありますが、これについては、今の段階では、まだお話しはできませんけれども、それも合わせて、誘致だけではなくて、新しい仕事をつくる、企業をつくるということも、ひとつ合わせて考えていかないといけないというふうに考えております。

それからやっぱり、企業誘致と合わせて、いまの企業の、既存の企業にもっともっとやっぱり頑張っていたらいいかなといけない、そのためにはどういった支援が必要かということも、これもしっかりこれからやらせていただきたいなというふうに思っていますが、ただ一番問題になってくるのは、人の問題ですよ。いくら企業をもってきて、あるいは企業さんに頑張ってほしいといっても、現実的になかなか新しい人を採用できないと、来てくれないという、そういう状況があるわけであります。したがって、それをどういったふうで解決していくかということも、これもまた大きな私は課題だなというふうに思います。

したがって、私はずっと言ってきました。西会津町に生まれて育った人たちが、ここにしっかり定着してもらって、そして西会津町をこれから守り育てていくためには、やっぱり教育、ここが一番大事だよと、そのためには保育料を無料にする、あるいは学校給食費を無料にすると、そういうやっぱり何といたしますか、子どもさんを大事にすることによって、その子どもさんたちが、やっぱりそこに、義理人情ではありませんけれども、西会津町がそこまでしっかり応援してくれるんだしたら、私たちがやっぱり西会津町に戻って、しっかり町を守っていくというような、そういう何か、あれをつくりたいなと。それをやっているのは桧枝岐ですよ、桧枝岐の村はそれをやっているんです。だから若い人たちが村に戻ってくる。そればかりではありませんけれども、やっぱりそういうことをやらないと、なかなかこの人口減少問題等、あるいは企業の問題、非常に、そんなに簡単で、口で解決できるような問題ではありませんけれども、これもやらないといけないなというふうに思っております。もっともっといい方策があれば、ぜひお聞かせをいただければありがたいなと思っております。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 企業誘致については、やはり西会津町の労働人口の問題、そういうのもあって、なかなか難しい状況にあることは間違いのないと思います。そのなかで、町が自ら仕事をつくって、やはり若い人を呼び込む、若い人に仕事に就いてもらう、このことについては、町長は何か、まだあれなんでしょうけれども、具体的なものや、また構想的なものがあればお答えをいただきたいと思います。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 お答えをいたします。

具体的な対策ということでありましてけれども、私がいま、いろいろ考えているなかで、1つは、いま町のいろんな、例えば道路の草刈りとか、あるいは道路の補修とか、いま全

体で5人ほどの皆さんがおいでになりますよね。それで、ああいう組織をもっともっと何か、町全体で5人じゃなくて、これから、いわゆる農地にしたって水路にしたって、道路にしたって、なかなか維持管理が非常に難しくなっていますよね。そのときに、そういう各地区ごとに、地域ごとに何かそういう、年間を通してそういう作業ができるようなことも、身近な問題として、身近な対策として、私はそういうのを可能かなというふうに思っております、ただこれは、若い人がなかなかそこに入ってくれるかどうか分かりませんが、そういうのも1つの方法かなというふうに思っていますし、それから、これからやっぱり山を活かさないといけないなということで、この森林を活かした事業、何か近々大きなプロジェクトといたしますか、事業があるような話も、ちょっと情報としてありますので、そういうところで新たな若い人たちの雇用も、私はそういうところで、どんどんやっぱりつくっていくというのも必要かなと。

それで、非常にいま最近、山に興味を持つ若い人たちが出てきているというようなこともあるようでありますから、何かそちらのほうでも仕事ができるし、また、いろんな話を聞くと、身近に仕事というのはいくらでもあるぞということをおっしゃる人もいて、そんな話を聞くと、ああ、これもそういう仕事の1つになるかなというのがありますけれども、現実の問題として、それを実際やるうえで、どういうやり方があるかというのは、いろんなまだまだ検討しないとイケませんが、これはみんなで知恵を出すと、私はいろんな仕事をつくることのできるなというふうに思いますし、ただ、そこに人をどうやって集めるかといいますか、来ていただけるかということ、こちらのほうがなかなか大変なのかなというふうに思っていますけれども、ちょっとその辺も、これから何らかの方法を講じていきたいなということと、もう1つは、人をやっぱり西会津町に、ここに残っていただくためには、もう小さいときから西会津町の素晴らしさというのを、やっぱり教育のなかでしっかりしていかないとイケないなと。ですから、それは高校生や、そのころになって、西会津町に残れといたって、私はやっぱりそんなに簡単なことではないなというふうに思っています。

ですから、やっぱり子どものときから、これからの時代、これから西会津町を守るのはあなたたちですよというふうな、やっぱりそういうふうにしていかないと、みんな都会を目指してしまっ、本当に西会津町はこれから将来どうなるかという、そんなことを考えると、やらなければいけないことたくさんあるなというふうに思いますので、これも一つ一つ、やっぱり皆さんの力を借りて、これからやっていかないとイケないなというふうに思っております。

○議長　　7番、伊藤一男君。

○伊藤一男　　町長の仕事づくりについては分かりました。それでいま教育問題にちょっと触れましたので、私もこの教育のなかで、学力向上と、やはり大事なものは、心豊かな人間をいかに育てるかということが、これからの西会津町を担っていく次世代の人たちをどうやってつくっていくかという、町を思う気持ち、そういったような教育をどういうふうにしていくのかというのが、私は一番大事なことであろうと思います。

確かに優秀な人をつくって、頭のいい人をいっぱいつくって、大学に行って、そして全国的に有名になったり、海外に行って有名になったりすることも確かにいいことだと思います。

ます。また、西会津町にこれから残っていただく、そのような人たちをどういうように育成していくかというのが、これからの教育のあり方だと思いますし、その辺の考え方について、教育委員会のほうでお伺いをしたいと思います。

○議長 教育長職務代理者 五十嵐長孝君。

○教育長職務代理者 先ほどもお答えしましたとおり、学力向上と合わせて、いまご指摘の件については、大変大事なことだというふうに思っています。低学年のうちから、生活科、あるいは総合的な学習、あるいは高学年になりますと、町内をいろいろ見て回ったり、企業訪問をしたり、いろんな活動をしています。それで、まず、ふるさとを知ることが一番大事、そういう意味では、いろいろな教科等を通して、その努力をしています。

2番目にふるさとを愛するという中身になってくると思いますが、これは全ての教科、教育活動を通して、一生懸命、先生方がやっけていただいていると思います。

最後に一番難しいところが、ふるさとに誇りを持つ、この部分ですね。これについても、どういうふうにすればより効果があるのかということについて、先生方にも研究をいただいております。子どもたちが将来的にこの町に残る子もいるでしょうし、外に出ていく子ももちろんいます。大切なことは、住んでいる場所ではなくて、住んでいる子も、あるいは離れてみて初めて、もっともっと西会津のよさが分かるということもたくさんありますのでね。住んでいる場所とか、どこに住むか、どこでということではなくて、どこにいても、基礎となる部分の学習がしっかり積まれていけば、大丈夫なんだろうというふうに思いますので、引き続きそんな観点で進めてまいりたいと、そんなふうに思っております。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 いまの教育関係については、私はやはり、いろんな町を知ってもらい、そういうために、いろんなことを教育のなかでやっていく。そうすると、あとは、1つはボランティア活動、そういったものをやりながら、やはりそういう人のためにやるというか、そういう気持ちの、心のそういう生徒を育てていかないと、やはりこの西会津町に残って、何か私はやりたい。そういう人を育てていかない限り、西会津町の将来はないというふうに思っています。

また、その大学を出て、いいところの会社なり、自分で事業を興すなりして、この町に、やはり将来は何らかの形で戻ってきてやるぞと、そういうような子どもを、ぜひ育てていただきたいと思います。

次に、先ほど渡部議員から、いろいろ介護の高齢者福祉については、いろいろありましたので、そのなかで町長は、やはり特養がまず必要だと、そのほかに居宅介護といいますか、そういうところで安く入れるような施設が必要だということではありますが、先ほども町長おっしゃいましたが、町にはやはり、町長が選挙公約というのは、私は本当に大事なことであり、やはり守っていかねばならないことだというふうに思っていますので、やはり町にある介護事業計画なり、高齢者福祉計画、そのなかで策定をしながらやっていくことになると思うんですが、その辺の町長は、私が言うよりも、その辺の内容についてはよく知っていますので、その策定を経ながら進めていくようになると思うんですが、なるべく早く、そのような委員会を開いていただいて、ぜひそのような方向にもって行って

いただきたいと思いますが、町では第6期の介護保険事業計画のなかで、西会津診療所のお医者さんとともに、認知症の認知病棟が適当ではないのかというような内容もありましたが、その辺については、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 お答えをいたします。

先ほども申し上げましたけれども、選挙公約は、私は守るのが当然だと思っています。そのために努力するのが当然であって、その結果が、また4年後に審判をされるわけでありまして、そういう意味で、私はその公約というものは、もうこんな重いものはないなどというふうに思っております。その公約の実現のために、とにかく一生懸命努力をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、特別養護老人ホーム等々につきましては、これから新たな3カ年の計画をつくるわけですね。そのなかに、各関係機関から担当者が出ていただいて、これから将来に向けての計画をするわけでありまして、当然そのなかには診療所の先生方のご意見も聞かなければなりませんし、そういう皆さんの意見をまとめた形で事業計画を、3年間の計画をつくっていただきたいというふうに思っております。

なお、認知症の関係でありますけれども、これも認知症対応型の施設というものはあるんですよね。グループホーム単独じゃなくて、認知症対応型のいろんな介護施設というのがあるので、どういう施設がこれからの西会津町にとって必要なのか、ここをやっぱりみんな意見を出し合って、そしていい計画にしていきたいなというふうに思っております。これは来年の3月の議会にお諮りをすることになるわけでありまして、そのときまたご説明して、ご意見をいただきたいと思っております。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 最後に町長に、経済の活性化について、ちょっと触れていなかったようですが、経済の活性化という、これからどのように取り組んで経済の活性化を図っていったらいいのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 経済の活性化ということでもありますけれども、通告のなかには経済の活性化というようなことも触れていなかったもので、ちょっとご答弁しませんでしたけれども、さっきもちょっと、一部申し上げましたけれども、いま現実の問題として、公共土木工事が大変少ないんだそうです。例年よりも、ある人によっては何割、3割だという人もいますけれども、そこまで私は少なくはないなというふうに思っていますけれども、これは町の仕事ばかりではなくて、県の仕事も含めての話だと思いますが、非常にそういうことで、町にお金がまわらないような状況になっているのではないのかなと。

私は経済の活性化を図るには、公共工事というのは非常に私は大事だなと思っているんです。これが一番即効性があって、業者の皆さんが元気になれば、そこで働いている皆さんも元気になるわけですね。そうすると、その皆さんが町に金を落とすと、その商店の皆さんは、今度、税金でまた町に納めるような形になるわけでありまして、その循環がなかなか、どうも活発にといいですか、これはいろんな人の見方があるから分かりませんが、私はそんなふうに思っているわけでありまして。

したがって、やっぱり即効性のあるのは、私はやっぱり公共土木工事、これはやっぱりやらないといけないなど。そうすることによって町が、私は元気を取り戻してくれるかなという、それだけではありません。それだけではありませんけれども、あとはやっぱり人に来てもらわないといけないですよ。そういう意味では、フォルクスワーゲンの大集合は、ちょっと規模は小さくなりますけれども、また例年通りやっていただくようになりましてけれども、最大のなつかしc a rショーが今年ではできなかったということで、非常にあれも大きな経済の活性化に、大きな影響があったわけでありまして、特にあの人たちというのは全国から高速料金を使って、そして参加費を払って、町に来て泊まってお金を払って、食べてお金を払ってということで、町に相当なお金を落としていっているイベントなんでありまして、それがなくなったということは、また本当にある意味、非常に町にとっては大きな痛手だったなというふうに思いますけれども、これはまた、何とかできるように努力をしないとイケないなというふうに思っていますけれども。

そういうことは、やっぱり一つ一つとっても、もうちょっとやっぱりお金がまわるような、そういう仕組みといますか、そういうのをやっぱりつくっていかないとイケないなというふうに思っております。

そのほかにもやらなければならないことがあります。いろんな人がどんどん入ってきてもらうということと同時に、やっぱり農林業もしっかり元気になってもらわないと、町は元気になりませんから、そういう意味で、町あげて、みんなでやっぱりこの町を元気にするようなことをしていかないとイケないなというふうに思っています。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 町長の経済活性化についての取り組みについては、町長の考えは分かりました。

私、これで一般質問を終わりますが、これから、やはり薄町長には、やはり選挙の公約というのは最大に私は重いものだと思いますので、その公約に向かって、一生懸命町民の皆さんの期待に応えて、頑張っていたきたいと思います。

以上です。

○議長 暫時休議します。(11時40分)

○議長 再開します。(13時00分)

午前中に引き続き、一般質問を行います。

5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 皆さん、こんにちは。今回の9月定例議会にあたり、私は3つの項目で質問を通告しています。項目は3つですが、全てに共通しているのは、子どもから高齢者までの方々の健康に関わる質問です。

まず、町民の健康についてですが、本町ではかなり前から、他の町村に先駆けて健康づくりの施策をされております。成果もそれなりにあがったと思います。しかし、47都道府県の死亡率の調査結果が厚生労働省より発表され、新聞報道がされました。内容を見ますと、福島県の死亡率は多いほうから男性で6位、女性で2位と高い順位にあります。この結果を見て、本町における実状はどのようなものか、また原因はどこにあるのか、今後の対応策などについて、町が考えていることをお聞きしたいと思って質問します。

全国都道府県別の死亡順位において、福島県の男性は5番目、女性は2番目となっています。さらに心筋梗塞の死亡率は全国1位と発表されていることなどから、次の点について伺います。

1つ目として、本町においてはどのくらい的人数ですか。

2つ目として、要因についてはどのように捉えていますか。

3つ目として、健康増進へのさらなる取り組みについては、どのように考えていますか。

2つ目の項目として、障がい者福祉について伺います。障がい者については、皆さんご承知のとおり、障がい者手帳を持っている方ばかりではないと思います。身体障がいのある人、知的障がいのある人、その他、心や体の働きに障がいのある人も含まれます。日常生活や社会生活に制限を受けている人も多くいると思います。

そのような方々が少しでも日常生活や社会生活に支障のないように送れることを、さらに進めることを目指すため、国では2018年度から、都道府県と各市町村において、18歳未満の福祉計画をつくることが義務付けられたことや、昨年施行された自治体の努力義務とされている障がい者差別解消法に基づく、障がい者への対応要領を策定することが義務付けられました。

以上の観点から1つ目の質問として、都道府県と市町村は2018年度から、18歳未満の福祉計画をつくることが義務付けられますが、本町ではどのように取り組む考えですか。

2つ目として、障がい者差別解消法で、自治体の努力義務とされている障がい者への対応要領を策定した県内の自治体は、約2割程度となっていますが、本町ではどのようにいますか。

次に、3つ目の項目の国民健康保険事業についてです。平成30年度4月、来年からですが、国保の運営主体が市町村から都道府県に移る移行制度に伴い、県では59市町村で行ってきた国保の保険料を将来的に統一する方向で検討されています。いままでは各市町村の医療費の総額や加入者の所得などにより、各市町村の判断により国保の保険料が決まっています。同じ県内でも、市町村によっては保険料に差があります。国保の運営主体が県に移行する平成30年度からの保険料は、本町に加入している負担や各種サービスはどのようになっているのかが、現在、国保加入の町民に直接かかわることから、伺います。

1つ目として、本町における保険料はどのようになるのか。

2つ目として、1人当たりの医療はどのくらいですか。

3つ目として、保険料の増加を抑えるには、町民の健康づくりに対する取り組みも大切と考えますが、町の考えを伺います。

以上を今回の私の一般質問といたします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 5番、長谷川義雄議員のご質問のうち、国民健康保険事業についてのご質問にお答えをいたします。

今次の国保事業の制度改革では、平成30年度から県が財政運営の責任主体となることから、給付費に必要な費用は全額県が町に交付し、町は県から示された納付金を納付することとなります。

また、保険料率は、県から提示された標準保険料率を参考に、町が保険料率を決定し賦

課・徴収することとなります。ただ、県が保険者となることから、将来的には県内統一した保険料率を目指すとしております。

ご質問の保険料につきましては、今回の納付金の試算結果では、本町1人当りの保険料は、一般医療分・後期高齢者支援分・介護納付金分を合わせて10万2,287円という金額が示されたところであり、これは、今年度の減税財源投入後の1人当たり国保税額と同程度であります。

しかしこの数値は、あくまでも現時点での国のガイドラインに沿った試算であり、今後、県と市町村間で納付金に係る医療費や所得等を反映する係数や、公費投入額の算定等の協議がなされることから、その結果を待たないと最終的な判断はできない状況であります。

次に、1人当りの医療費についてのご質問であります。平成28年度の速報値になりますが、本町の1人当たりの費用額は33万323円となっており、福島県の市町村平均額34万1,036円と比較しますと、本町が1万713円低く、一般被保険者に限定しますと県内59市町村で低い方から5番目となっております。また、先ほどの納付金の試算の際に県が公表しております年齢調整を加味した医療費の指数では、全国を1.0とした場合、0.8519と県内で一番低い数値となっております。

これは、平成5年に健康の町宣言をし、百歳への挑戦や、健康がいちばんのキャッチフレーズのもと町民一丸となって健康づくりに取り組んできた成果であると考えております。ご協力をいただきました町民の皆さんや議員の皆さんに感謝を申し上げます。

次に、保険料の増加を抑えるための健康づくりに対する町の基本的な考えであります。住民の健康を守ることはまちづくりの基本であると考えますので、町の現状を把握し、その対策を専門の先生にご指導をいただくなど、しっかり取り組んでまいりますのでご理解願います。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 5番、長谷川義雄議員のご質問のうち、まず町民の健康についてのご質問にお答えいたします。

本町における急性心筋梗塞による死亡人数であります。平成27年都道府県別年齢調整死亡率の基となった町の死亡者数は、男性が6名、女性2名の計8名となっております。福島県と比べまして、男性は死亡率が高く、女性は低く、全体としては、高い傾向にあります。ただ、平成26年度は県平均より低くなっており、人口の少ない市町村では変動の幅が大きいことから長いスパンでの比較が必要であると考えおります。

この心筋梗塞は動脈硬化によって血管の中がふさがってしまい、心筋に血液が届かなくなり、その部分が機能しなくなる病気です。その原因としましては、運動不足、不適切な食生活、過度な飲酒、喫煙などの不健康な生活習慣による、脂質異常症、肥満症、高血圧症、糖尿病などがあげられております。

本町においては、高血圧の原因の1つである塩分摂取量が国の示す目標より多いことや、喫煙率が、福島県と同様に高い数値であることなどが原因と考えられます。そのため、町としましては、平成27年に策定しました西会津町健康増進計画のなかで、減塩や禁煙、野菜の摂取や適度な運動の推進、健診の未受診者に対する受診勧奨などを進め、生活習慣病

のリスクを減らすように、指導しております。

今後は、先進地の事例を学ぶとともに、専門の先生に指導をいただくなど、健康寿命の延伸を目標に、健康づくりを進めてまいりますのでご理解願います。

次に、障がい者福祉についてのご質問にお答えします。

今年度は、平成27年度から平成29年度までの3カ年計画である第4期障がい福祉計画が満了となることから、第5期障がい福祉計画を策定することとしております。この計画は、障がいのある方が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がい福祉サービスや相談支援体制の確保に係る目標や必要なサービス見込量を定めるものであります。

ご質問の障がい児に係る福祉計画につきましても、昨年6月の児童福祉法の一部改正により、市町村に策定が義務付けられたことに伴い、第5期障がい福祉計画と第1期障がい児福祉計画を一体のものとして策定をすることとしております。

その計画策定にあたりましては、障がい福祉サービス事業所や障がい者団体、関係者等で構成される、町障がい者地域自立支援協議会において協議・検討していくこととしており、去る9月1日に第1回目の協議会を開催したところであります。今後はニーズ調査等を行い、平成30年2月を目途に策定を進めてまいります。

次に、障がいを理由とする差別の解消の推進に係る法律、いわゆる障がい者差別解消法による地方公共団体等職員対応要領の策定についてであります。これは各自治体の職員が障がいや障がいのある方について理解を深め、誤解や偏見を持たず適切に対応することを定めるもので、具体的には障がいを理由にサービスの提供を拒否したり、制限するなどの、不当な差別的取扱いを禁止したり、その人の障がいに合った必要な工夫や改善をすることなどの、合理的な配慮を明記するものとなっております。

対応要領の策定は努力義務となっておりますが、障がいのある方にとって、身近な地域における差別の解消を推進するうえで重要な役割を果たすものでもあることから、今後、策定に向けて検討してまいります。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 それでは、答弁が終わりましたので再質問したいと思います。健康に関しての質問ですが、基本的に健康が基本ですので、前後する可能性があるかもしれませんが、ご了解ください。

それで、この町では、平成27年度では8名が亡くなっていると。基本的に主な原因となるものが生活習慣病だと思われそうですが、それに対して町は、集団健診による健診を行っていますが、現在、健診率はどのようなものでしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 健診率のご質問にお答えをいたします。

総合健診、血液ですとかそういったもの全てをやる総合健診につきましては、平成28年度現在においては、58.3パーセントになっております。あとは、その他、がん検診等はそれぞれの項目によって60パーセントから、低いものは20パーセントというような、ちょっと幅がある内容になっております。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 健診率の発表が 50 パーセント台ということですが、町では保健指導員の方もおりまして、健診を受けてくださいというときには、説明なんか丁寧にやってもらっています。でも、いざそのころになると、サポートがないというのか、そういった場合に、例えば、大変でしょうが保健指導員さんに再度お願いして、健診を促すような考えはないでしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 健診の受診率向上のためにということではありますが、議員おただしのように、まず2月の段階で来年度の健診についての、まず意向調査を実施しまして、どのくらいの受診者がいるのかというようなことで、まず調査を行っております。それから、受診日になり、受診日の前月には、今度はその受診票ですとか、容器ですとか、そういったものを配りながら、再度、受けられるといった方については、そういったことで、じゃあこの日、健診がありますので必ず受けてくださいねというようなことで、それも保健指導員さんのほうにお願いしております。

そのほかに、受診意向がない方で、2年とか3年とか、やっぱり長く受診されていない方については、保健師が電話をかけるとか、そういった作業もして、受診率向上に努めているところでございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 努力されていることは分かりました。再度、1カ月前に容器とか配っているのはありますが、若い人は、特に働きに行って留守の場合もあります。だから、町で、何がいいのか分からなけれども、保健指導員さんにメモ用紙とか持たせれば、さらにいいのかなというふうに私は考えます。

あと、そのなかで、年代的な問題もあるでしょうが、若い人の健診率が低いというふうにならなっておりますが、どのように捉えていますか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。

健診率の年代別ということですが、ちょっと正確にその年代別の受診率というのは出していませんのでありますが、ただ、議員おっしゃるように、若い方の受診率が低いことは間違いありませんので、その辺については、働き盛り健診ということで、日曜日に設定したりとか、そういった努力はしておりますが、今後もそういう若い人たちに受診していただくような、ちょっと方策は、いろいろ検討していかなければならないというふうには考えております。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 いろんな病気というのは、一般的に40代以降の健康づくりが大切だといわれていますので、若いときからやるように、さらにお願います。

それで、今回の生活習慣病の改善に努力されているのは分かりますが、結構、西会津町にも糖尿病というか、予備軍といえると思いますが、そのような形に対して健康指導はやっていますが、実際どのくらい。そういう調査はないんですか、参考までに、なければいけないんですけれども。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。

健診結果に基づいて、やはり要医療、要指導というような項目が出てくる方、当然おりますし、最近ではメタボ健診ということで、メタボリックシンドロームに重点を置いた指導をなささいよということでやっております、健診結果で、そのメタボリックシンドローム、当然それには糖尿病の対象者も含まれてきますが、そういった方に関しては、個別指導なり、あとはハガキを出しての指導なり、いろんな形での指導はしているところでございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 答弁のなかにも、結構、西会津では塩分の摂取量が高いということなんです、かつては味噌汁を持参したり、やっていたんですが、最近あまり、確かにイベント会場なんかでは分かりますが、もう一度見直す時期にはきているんじゃないでしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 塩分の接種でございますが、先ほど答弁のなかでは、国の基準と比べると高くなっているというような答弁をさせていただきました。ただ、国の基準そのものが、以前は10グラムであったものが、最近、今度は男性が8グラム、女性が7グラムというような、国の基準がどんどん下がってきておまして、結果的には町の塩分摂取量も、前回の調査よりも若干増えてはおりますが、前ですと、国の基準以内だった数値であります。今度、国の基準が下がったことによって、ちょっと国の基準よりは上がってしまったということもございます。

ただ、いまほど議員おっしゃっていましたように、以前は各地区にまわって、味噌汁の塩分量調査ですとか、そういったものをこまめにやっていた経過がございます。最近はある程度こう一回りしたというか、ある程度浸透したのかなというようなことでやっておりますが、ただ、健康づくりを各地区で指導会なりをやる際については、やはり塩分調査については、いまも継続してはやっております。ただ、希望する方というような方でやっておりますので、前ほどこまめな対応にはなっていないのかなということではありますが、今回の結果を踏まえまして、再度そういったものについても検討していきたいというふうに考えます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 減塩対策は健康づくりの源だと、1つだと思っています。

それで、先ほどもありましたが、健康増進計画のなかで、国や福島県の健康日本21計画で、平成29年度中に中間評価を行うというふうになってはいますが、いつごろ、どのような形を考えていますか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 健康増進計画の中間報告のご質問でございますが、西会津町でも、当然今年度、中間検査というか、をやる予定にしております。現在、昨年度、食育計画のためのアンケートをしたりとか、そういった現状把握をしております、それに基づいて、今後、じゃあいまの計画がどうなのかということを検討していくということで、今年度中には健康増進計画の見直しというか、検証をしていきたいというふうに考えております。

○議長 5番、長谷川義雄君。

- 長谷川義雄 塩分の関係はその程度にして、寿命についてなんですが、西会津町の平均寿命は、いま何歳になっていますか、分かりますか。
- 議長 健康福祉課長、渡部英樹君。
- 健康福祉課長 お答えをいたします。
- 平均寿命であります。これは平成26年度の調査になりますが、男性が78.4歳、女性が85.3歳ということで、国の平均よりは、どちらも若干低くなっているというところがございます。
- 議長 5番、長谷川義雄君。
- 長谷川義雄 健康寿命は分かりました。一番大切なのは、寿命もプラスですが、健康需要が大切だと思います。それで、健康寿命に、特に今後も力を入れたいということがありましたら、今後も含めて。
- 議長 健康福祉課長、渡部英樹君。
- 健康福祉課長 健康寿命の延伸の部分につきましては、昨日の答弁のなかでも言いましたが、これからの健康づくりのなかでは、やはり寿命の延伸だけではなく、当然、元気に長生きをするという健康寿命の延伸というのが、とても大切なことになってくるというふうに考えておまして、現在、進めておりますサロン活動ですとか、あるいは外に出る活動を活発にしてもらおうとか、いろいろそういう、出かけるということがとても、その健康寿命の延伸にはいいというようなことをいわれておられますので、運動と社会性、そういったものがうまくかみ合うような施策を、しっかりやっていきたいというふうに感じております。
- 議長 5番、長谷川義雄君。
- 長谷川義雄 県の報道を見ましたら、いわゆる健康寿命を50市町村ごとに発表するというふうにありましたが、まだそういったことは、連絡はないでしょうか、分かる範囲で。
- 議長 健康福祉課長、渡部英樹君。
- 健康福祉課長 健康寿命の市町村ごとの数値の発表ということではありますが、先日会議が、ちょっと担当者の会議のなかで、そういった話があって、今後、ある程度いま県のほうでは、出た数値はあるんですが、今後、少し精査をしないと、正しい数値にはならないというようなことがありまして、まだ発表にはなっておりませんが、今後、発表になるというようなことでは、話は聞いております。まだ、町村にも具体的な数字としては、まだ公表されていないところでございます。
- 議長 5番、長谷川義雄君。
- 長谷川義雄 それで、健康寿命なんですが、そのなかになんですが、県の発表では5年後、2022年ですか、男女とも全国10位以内にと目標を掲げました。町長も午前中に述べられたように、西会津町でも目標何位というふうに、県に負けないようにあげる考えはございませんか。一生懸命健康づくりは分かります。だから午前中の説明でもあるように、目標がないと、頑張れるというのが、パワーが出ないという感じが私はあると思います。課長の判断かどうか分かりませんが、県では10位以内、全国で10位以内。西会津町はどのように考えますか。
- 議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 健康寿命の目標の設定ということでございますが、やはり何に取り組むにも、やっぱり目標の設定というのは大切だと思いますので、まだ西会津の状況がどの位置にいるのかというのが、まだ分からない状況ですので、目標をどこに設定するかというのは、どういうものを目標設定するかというのは、ちょっとまだ具体的になっておりませんが、その町の順位なり、そういったものが分かった時点では、やはり低ければ、やっぱり高くなるような目標設定、高いところであれば、高いものを維持するような目標設定というような形で、そういったものを考えながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 県が、先ほど同じですが、県が10位を目指しているんですから、県内の発表が出ましたら、できそうな目標ではなく、努力すれば達成できないことはないというような目標を掲げてほしいと思います。

次は、障がい者福祉について。西会津町においては、18歳未満の障がい者というのほどの程度いるんでしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをします。

大変申し訳ありません。いま現在、手持ちの資料ですと、ちょっと65歳未満と、それ以上というような形でしか掴んでおりませんで、大変申し訳ありませんが、65歳未満で86名、身体障がい者で86名。それから、知的障がい者で46名。精神障がい者で34名というような人数になっております。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 かなりの方がおられるということは分かりました。それで、障がい者等については、国、県なりの福祉政策があると思いますが、町独自のことというのは、現在は無いんでしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。

障がい者のサービスにつきましては、これは、やっぱり介護保険と同じように国の制度のなかでやっております、基本的には国の制度のなかでのサービス提供ということでやっております。またあと、障がい者の施設、入所施設なんかにつきましては、やはり対象人数が少ないことから、広域的な施設、施設なんかについては広域的に設置をするということで、町内には入所施設なんかはないような状態ではありますが、町の独自のなものとしては、現在、西原住宅を利用した障がい者のグループホーム、ああいったものは、制度のなかにあるものではあります、グループホームについては、県内でも数少ない施設というようなことでサービス提供をしているところでございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 かなりの方がおられるわけですので、きめ細かな施策をお願いします。

それで、2018年度では、その児童の発達支援センターを各市町村に1箇所以上設置が基本と謳ってありますが、広域でも可となっています。それで、本町の考えはどのようなものでしょうか。

- 議長 健康福祉課長、渡部英樹君。
- 健康福祉課長 施設の設置、各町村で設置しなさいよということではありますが、やっぱり西会津のなかでは該当者が少ないという部分がありまして、町内独自での設置というのは、なかなか難しいのかなというふうに考えておりまして、今後、喜多方の広域であったり、会津管内であったりとか、そういった近隣の町村との話し合いをしながら、広域的で設置も含めて検討していきたいというふうに考えております。
- 議長 5番、長谷川義雄君。
- 長谷川義雄 それと同じなんですけど、放課後とデイサービスの事業所も同じく設置と、市町村に努力しなさいというふうに謳ってありますが、それも広域に考えるんでしょうかそれとも、例えば本当に幼児というか、保育所等でできるものなのか、その辺もお願いします。
- 議長 健康福祉課長、渡部英樹君。
- 健康福祉課長 この発達支援事業所ですとか、放課後デイサービス事業所というのは、主に重度の心身障がい児を対象にするというふうになっておりますので、いま町でやっております放課後児童クラブと一緒にやるとか、そういったものはなかなか難しいのかなというふうに考えておりますので、やはり、これですと看護師さんとかお医者さんとか、そういった専門のスタッフがいないと、やっぱりちょっとなかなか大変な対応になるのかなというふうに考えておりますので、やはりこれらについても、そういった施設のあるところとか、そういったものとの広域的な対応になってくるのかなというふうに考えております。
- 議長 5番、長谷川義雄君。
- 長谷川義雄 18歳未満の福祉計画ですか、来年度からは実施したいということですか、計画書は年度内に作成できるんでしょうか。
- 議長 健康福祉課長、渡部英樹君。
- 健康福祉課長 計画策定でございますが、先ほど言いましたとおり、まず第1回目の策定会議、9月の1日に開催しておりまして、現在、そのニーズ調査ですとか、そういったものを現在進めておりまして、この後、9月から11月、12月にかけて何回か策定会議を開催しまして、いまほど言いました障がい児ばかりではなくて、全体的な計画を含めて、今年度中に策定していくということで考えております。
- 議長 5番、長谷川義雄君。
- 長谷川義雄 次ですが、窓口の対応要領なんですけど、いままで、特に役場の本庁とか支所に訪れた人で、特に困った点はございませんでしたか。
- 議長 健康福祉課長、渡部英樹君。
- 健康福祉課長 対応要領に対するご質問でございますが、障がい者の方で、そういう苦情とか、そういうのはあったのかということではありますが、現在、本町におきましては、本庁舎も支所も含めまして、バリアフリー化ということでスロープを付けたりとかやっていますし、トイレについても多目的トイレというような形でやったりとかというような対応をしておりまして、いままで障がい者の方からの苦情というのは、直接伺ったことはございませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

- 議長 5番、長谷川義雄君。
- 長谷川義雄 対応要領つくった市町村は、会津では若松、美里、北塩原と、もう策定済なんですが、西会津町ができない、できなかつたか、急がないというのは、何か原因があるんでしょうか。
- 議長 健康福祉課長、渡部英樹君。
- 健康福祉課長 対応要領の策定ということでございますが、これにつきましては、全国的には結構多くて、県内的には2割程度ということで、策定が遅れている状況でございます。町としましても、策定しなければならないというふうには考えておりましたが、ちょっと手を付けるのが少し遅くなったということで、今回の福祉計画の策定にあわせて、そのなかでも検討していくというようなことで、これから策定をしていきたいと考えております。
- 議長 5番、長谷川義雄君。
- 長谷川義雄 いろんな計画でも、つくる場合でも、今回は障がい者自立支援協議会の方に、一緒に協議検討ということになっていますが、例えば障がいのある方の意見も聞かなければならないと思います。そういった方が入っているんでしょうか。
- また、同じ障がいでも、足が悪い方、耳が聞こえなかったり、いろいろ聞かなければ、本当の声は聞こえないと思います。そういった場合に、聞き取り調査がいいのか、アンケートがいいのか、そういったことも含めるべきではないかと思えます。
- 議長 健康福祉課長、渡部英樹君。
- 健康福祉課長 今回策定します障がい者福祉計画、それから障がい児の福祉計画につきましては、先ほど申しましたように、障がい者地域自立支援協議会というところを中心に策定していくということでありますが、その協議会の委員のなかには、障がい者団体ということで、障がい者福祉会の会長さんであるとか、理事の方、実際の障がいを持っておられる方、あとはその手をつなぐ親の会の会長さんということで、障がい児を保護されている親の方とか、そういった関係者の方にも入っていただいております。
- それから、先ほど言いましたアンケート調査につきましては、当然その障がい者本人の方へのアンケート調査を実施するというので、具体的に該当される方からの意見も組み入れながら、計画を策定していくということでございます。
- 議長 5番、長谷川義雄君。
- 長谷川義雄 その策定にあたって、窓口対応については、十分、調査検討会議をやってほしいと思います。あとあわせて、各事業所に対しても、努力に努めるというふうに条項もありますが、町ではそれも盛り込む考えですか。
- 議長 健康福祉課長、渡部英樹君。
- 健康福祉課長 この対応要領につきましては、各自治体、あるいは事業所でそれぞれに設置をする、策定をするということになっておりまして、町の計画のなかに事業所で作るなりなさいよとか、そういったものを載せるものではないということでありますので、事業所等にも策定していただくような勧誘なりは、働きかけなんかはしていきたいというふうに考えております。
- 議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 町は町で策定し、事業所には働きかけをお願いしたいと思います。

次、国保の事業についてお聞きしたいと思います。国民健康保険が来年度から運営主体が県に移行しますが、県内には59の市町村があるわけですが、スタート時は全て59の市町村が入るのでしょうか、分かる範囲でお願いします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 国保の広域化ということではありますが、県内59市町村、全て平成30年には一緒に、県が当然、保険者になりますので、全ての市町村が加入するということになっております。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 全ての59市町村が当初より一緒に進むと、はい。

それで、本町が行っている独自の健康保険事業の、独自の医療費助成等があると思いますが、そういった場合どのようになるのでしょうか、同じ事業でも県内の市町村によっては違うと思うんですけれども。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。

医療費助成ですとか、そういった各種助成事業については、現在59市町村で、やはり違いがあります。ありまして、現在その違いのある保健事業ですとか、給付に関して、59市町村が集まって検討しているところがございます。それで、先ほども町長答弁のなかで言いましたが、保険料もまだ統一はしていかないと、今後統一に向けて検討していくということでありまして、そういった保健事業についても、今後統一していくようなことで検討をしていくというふうになっておりまして、当分の間は、それぞれの市町村が独自に実施をしていくというようなことで考えておりまして、ここ何年かはいままでどおりのことで進めていきたいというふうに考えております。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 先ほどの答弁で、1人当たりの医療費についても、県平均と西会津町は出まして、西会津町が一番低かった。それは町当局、ずっと健康に関して一生懸命やってきた成果の、努力の賜物だと思います。でも、そのなかを見ますと、平成29年度の健康保険の中身の予算のほうを見ますと、安定化基金を含めて一般会計から別に3,800万円投入されてはいますが、今後も続く予定なのでしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 今年度、国保税の算定の際に、一般繰越、それから基金から2千万円とか、3,800万円からの減税財源ということで投入をしてきました。ここ今後、県統一ということになりますと、先ほど言いましたように、当分の間は各町村の裁量という部分もございまして、最終的には県一本の保険料になるというような、まだ先の話であります。当分の間につきましては、減税財源として、いまある基金を利用したり、そういったものは可能であるというふうにいわれておりますので、保険料の動向、先ほど言いましたように、今回、県から示されました保険料については、減税後の保険料とだいたい同じだということでありまして、要は基金とか、そういうものを使わなくても、いまの保険料率を維持できるような数字が今回示されたということがあります。今後、先ほどいいましたよ

うに、今後どうなるかと、まだ調整の部分がございしますが、そういったこともありますので、今後そういったものを見ながら、保険料率があまり上がらないようにとか、急な増嵩、高くなったりとかというようなことのないように調整をしながら進めていきたいというふうには考えております。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 それで、来年度から統一になった場合なんですけれども、入院された方が気にするのは、入院による自己負担限度額ですか、そういった数値には変更はないんでしょうか、来年度も。目安としては上がるんでしょうか、現状維持でしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをします。

今回の制度改正は、財政の主体が県になるということだけでありまして、制度そのものに変更はございませんので、基本的には変わらないということでございます。ただ、限度額につきましては、制度改正でちょっと、いま制度改正が今年なされまして、所得の高い層の方については、少し限度額が増えるというような制度改正はなされておりますが、それ以外の制度改正はございませんので、基本的には変わらないというところでございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 今年までは医療費支払準備基金のほうですか、平成28年度残で2,600万円であって、平成29年度の当初予算で1,500万円投入したわけです。それで、数字でみますと、いま1,100万円という数字になっていますが、今後はそれはどのようになるんでしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 基金のご質問にお答えしますが、今回、減税財源として当初予算で1,500万円、それから、今回補正でもう500万円追加しまして、2千万円基金から取り崩しをしております。ただ、反対に、繰り入れのほうも2千万円、当初予算では2千万円、今回300万円の繰り入れもしておりますので、基金としましては、平成29年度末としましては、いま現在2,900万円ほど残るような見込みでございます。

それで、この基金につきましては、いままでは医療費に不足が生じた際ですとか、税金が収納率が悪くて足りなくなったときとかというような部分で使うようになっておりましたが、今後も町の裁量のなかで使っていていいというふうになっておりますので、減税財源なり、そういったものに使わせていただくような形になると思います。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 今後も継続してやってもらいたいと思います。

それで、医療費の適正化に伴う努力は行政ばかりでなく、町民の努力も必要だと思います。それで、若い人、中高年になれば健康に注意するようになるんですが、若い人はどうしても健康であるために、健康づくりにはちょっと関心がないのかなと、一部にはないのかなと思います。

それで、福島県ではスマートフォンを持っている方に健民アプリというのをやっていて、それが大手製薬会社と契約して、参加者、健民アプリをインストールして、1日5千歩あるけば、県内の店舗でポカリスエットゼリーがもらえるというような制度もあります。

そういうのが町当局が把握していたら、健康づくりの意識の導入に役に立つと思うんですけども、そういったときの情報が町にあった場合、早めに働きかけたら、若い人が健康づくりのきっかけになってほしいなと思っているんです。どうでしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。

県が現在やっております健民アプリであります。これは健康づくりに対してのインセンティブというような形で、そういう健康づくりをやった人にポイントを与えて、何かその見返りというか、そういったものをやりなさいよというようなことでありまして、それは現在町がやっておりますこゆりちゃん健康ポイント事業、あれもその県民の健康づくりの、県がやっているやつとタイアップしてやっているというような事業でございます。

健民アプリにつきましては、携帯を持っていらっしゃる方、スマートフォンがあれば参加できるということで、そういった内容についても、お知らせ版でお知らせをしたりとか、そういったことは現在もやっているところではございます。あと、そのこゆりちゃん健康手帳を付けた方が、持ってきたときにも、こういうのがありますから、どうぞやってくださいよという形での啓発はしているところではございます。私も実際やってはおりますので。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 若いときから健康づくりをしてもらって、医療費を抑えて、健康長寿が一番だと思います。

それで、最後に町長にお伺いします。西会津町では、かつて百歳への挑戦をスローガンに、保健・医療・福祉のトータルケアで進めて日本一のまちづくりを目指してきました。成果は十分あがったと思います。その後は町民参加型の健康事業がありましたが、薄町長が考える町民のための健康づくりに対する考えをお聞きしたいと思います。あわせて、昨年度は食をテーマに町民参加型の事業がありましたが、今後はどのようなようになるのでしょうか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 長谷川議員の質問にお答えをいたします。

これからの健康づくりでありますけれども、これからはやっぱり健康寿命、健康で長生きをしていただくという対策をしっかりとやらないといけないなというふうに思っています。これまでの百歳への挑戦から健康がいちばんということでやってきました。先ほどの質問のなかにもありましたけれども、塩分が非常にまた高くなっている、このことは当時、かなり低くなって寿命が相当延伸をしたわけでありましてけれども、その辺の作業がちょっといま、少しもう一步、もう二歩も先に進めないと、ちょっといけないなというふうに感じましたけれども、要は、本当に施設に入らなくてもいいような、やっぱり健康で長生きをしてもらう。いま健康寿命と平均寿命の差が、だいたい10歳くらいありますよね。これをやっぱり詰めていく、縮めていく作業をしっかりとやらないといけないというふうに思っています。

ですから、そのためにはどういう対策をやらないといけないかということにつきましては、これから関係者としっかりと知恵を出して、ぜひ対策をしていきたいなというふうに思っています。何と言ってもやはり健康が一番でありますから、このことをやっぱり、しっかりと

みんな、町挙げてしっかりやっていきたいなというふうに思っています。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 もう1点は、昨年度までは続いた事業は、今年は。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 それから町民大会であります、町民大会、私やっぱりこれは、これまで取り組んできた結果がどうい結果が出たのか、その結果に対して今度はどういう問題が出たのか、その問題を今度の、例えば、次の大会までどういふうにして改善を図るのかという意味では、その大会というの、私は必要だと思います。

ただ、これ毎年、私はちょっとあまりにも期間がないのかなと、ですから、やっぱり従来ですと5年に1回ね、大きな大会をやっていました。それで5年間の成果をしっかり検証して、そしてその検証で課題があれば、その課題を次の5年間でしっかり対策をするというようなやり方が、私はそちらのほうがいいのかなと、ちょっと思っています。

ですから、いま町民参加型の大会、毎年やっていますけれども、ちょっとその辺はこれから検討させてもらいたいなというふうに思っています。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 皆さん、こんにちは。10番、多賀剛でございます。通告に従いまして、順次質問をさせていただきます。今回は薄町長、当選後初めての定例議会でもありますので、町長に対してまして、今後の町政運営全般にわたってお尋ねをしていきたいと思ひます。

この夏は、4年前に引き続き町長選挙が行われました。選挙が行われた7月は、梅雨明け前にも関わらず、真夏以上の記録的な猛暑のなか、お互いに心身とも熱い選挙戦を繰り広げられました。三つ巴の大変厳しい選挙戦のなか、見事当選されました薄町長には、改めてお祝いを申し上げたいと思ひます。おめでとうございます。

さて、この選挙戦のなか、町長は、元気で活気ある町を取り戻す。安心して暮らせる町をつくるなど、数々の公約を掲げながら、町民の皆さんに政策を訴えてまいりました。町内全域をくまなく歩き、町民の皆さんのいろいろな話に耳を傾け、生の声を聞き、また、叱咤激励を含め、いろいろな訴えを聞いておられました。そのなかで、町長ご自身は、率直にどんなことを感じられたのか、また、その後の選挙結果をどのように捉えているのか、お尋ねをするものであります。

議会初日の所信表明のなかでは、町民の皆さんと真摯に向き合い、本当の意味での、町民が主役のまちづくりに向け、全力で取り組むと申されております。また、5つの基本政策と3つの信念、信条のもと、私利私欲を捨て、公平公正な町政を実践し、活気あるふるさと西会津を取り戻すと表明されております。私もこれらの考えは、まさにこれからの町政運営の基本中の基本であり、まちづくりの原点に立ち返った考えと共感をするところがあります。

また、私が大いに期待するところは、全ての責任は私が取る。町長が取る。職員の皆さんは遠慮なく、安心していい仕事をしてほしいと、率直に、素直に語られているところがあります。これまでそうでなかったとは言いませんが、どんな職場であれ、環境であれ、

この言葉は働く者にとってはどれだけ心強いのか、また、安心して仕事ができるのか、まさに魔法の言葉であります。心ではそう思っているけれども、なかなか言葉にして言うことは難しいことだと私は考えます。ゆえに職員の皆さんにも、仕事に対してのしっかりとした心構えの重要性、意識改革の必要性を違和感なく、率直に話されているものと思います。

互いに遠慮なく意見をぶつけ合える。互いに切磋琢磨しながら成長できる。高みを目指す。そんな環境づくり、これこそが町民第一、町民が主役、明るい未来に向けた第一歩だと私は考えます。

そしてもう1つ大切なことは、協働のまちづくりを進めるうえで、いま以上の町民の皆さんの参画意識の向上、素直に声が出せる。手を挙げられる。遠慮なく話ができる。そんな環境づくりも重要と考えます。誰に言っても、どこに行っても聞いてもらえない。やっってもらえない。何を言っても変わらない。ここから、自ら動くことによって、こんなこともできる。自分のこんな意見が取り上げられ、まちづくりに貢献できた。そんな成功体験が感じられるような環境づくりと、実効性のある方策も必要と考えます。これからのまちづくりに対するお考えをお尋ねするものであります。

1つ目に、選挙戦をとおして、町民の皆さんの声を、率直にどう感じられましたか。また、選挙結果をどのように捉えておりますか、お伺いをいたします。

2つ目に、町民が主役のまちづくりを推進するには、どのような仕組みが必要と考えますか。また、何を变えていくべきと考えますか、お伺いをいたします。

3つ目に、職員の意識改革とは、具体的にはどのようなことなのか。また、何を期待するのかお伺いをいたします。

最後に、今後の町政運営にあたって、何が重要とお考えでしょうか、お伺いをいたします。

以上の点を私の一般質問といたします。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 10番、多賀議員の今後のまちづくりと町政運営などについてのご質問にお答えをいたします。

その前に、ただいまはお祝いの言葉と、そして激励の言葉をいただき、その言葉の真意をしっかりと受け止めて、それをエネルギーにして、また、公約の実現に努力をしまいたいと考えております。

はじめに、今回の選挙戦を通じて町民の声を率直にどう感じ、また、選挙結果をどのように捉えているのかというおただしにお答えをいたします。

私は、前回の選挙戦後から町内をくまなく歩き、多くの町民の皆さんの生の声に耳を傾けてまいりました。そのなかで、少子高齢化や、老後の福祉、経済や雇用情勢、農業情勢、集落の維持、除雪など、様々な課題に直面する町民の皆さんの切実な思いを強く肌で感じたところであります。

特に人口減少が進むなかで、このままでは町が大変なことになってしまう。いまの流れを変えて、元気で活気のある町にしてほしいという町民の皆さんの期待と願いが、今回の結果であったと感じております。改めて私に課せられた使命と責任の重大さを痛感し、今後の町政運営に誠心誠意取り組んでまいらる覚悟であります。

次に、町民が主役のまちづくりを推進するための仕組みづくりについてであります。私は、本町のまちづくりを進めるうえで一番の基本となる、まちづくり基本条例、これを町民・議会・行政の三者がしっかりとそれぞれの役割を守ることが、最も大切なことであると考えております。私は、これからは、もっと町民との距離を縮め、皆さんの生の声をお聞きして、様々な意見を施策に反映させてまいりたいと考えております。

そのためには、町民の皆さんが議論できる体制の整備や機会を設けるとともに、次世代を担う若者や感性豊かな女性を各種委員会等に積極的に登用してまいります。また、新たに若者や女性がまちづくりの提言ができるような、そういう場を設けることも検討してまいります。

次に、職員の意識改革についてお答えをいたします。

役場は、文字通り町民の役に立つ場所であり、多様化する町民ニーズに対応した行政サービスを提供するためには、広い視野と高い観点から創意・工夫し、町民の視点で行動する職員の育成が必要であります。職員には、上から目線ではなく、町民の皆さまよりも少し低い目線での態度・言動・行動に努めるとともに、各種の研修を通して自己研鑽を図り、今まで以上の意識改革を進めてまいります。また、できる限り職員との対話の機会を設け、職員が思い切って仕事ができるような環境づくりにも取り組んでまいります。

次に、今後の町政運営にあたって何が重要と考えるか、とのご質問であります。私は、町民・議会・行政がともに、将来の目標に向かって一つになることが重要であると考えております。今後、町民の皆さんや議員各位には、丁寧に施策を説明していくとともに、国・県や関係機関に足を運び、町がよくなるための情報収集に努め、本町を応援してくださる人の人脈も活かしながら活気あるまちづくりに取り組んでまいります。

以上、ご答弁申し上げましたが、私は、誠実で責任ある行政、正確で結果を出す町政、紳士的で信頼される町長を信条に、公平・公正な町政運営を実践し、活気あるふるさと西会津町を取り戻すため、本気で汗をかいてまいりますので、議員各位及び町民の皆さまのご協力とご支援をお願い申し上げます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 町長からご答弁いただきました。順番に再質問をさせていただきます。まず、選挙戦、選挙結果についてご答弁いただきました。町長ご答弁されたとおり、いろんなところで、いろんな地域、あるいは各年代、いろんなことを聞いてこられました。これね、昨日来でのご答弁のなかでも、公約は本当に大切なものだと、それで、町民の皆さんの意見は大切にしていきたいということでもあります。

そんななかで、4年間という任期のなかで、結論を出すのが私の仕事だというご答弁をされております。矛盾することなのかもしれませんが、私はいろんなことを、公約を全てやらなければいけない、当然です。町民の皆さんのいろんな声を聞きながら、約束してきたこと、これをやっていきたいと、そう考えるのは当然なことだと思います。でもやっぱり、あんまり頭でっかちになってしまうと、体が動かなくなってしまう。やっぱりしっかりと地に足を付けて進めることも大切であります。いろんな話を聞いたなかで、やっぱり緊急性の度合いの高いもの、あるいは大きなくりのなかで、これからやらなければいけないと、そういう分別もこれからは必要なのかなという思いでありますが、町長のお考え

をお尋ねします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 大変ご忠告をいただきまして、ありがとうございます。先ほどからお話申し上げているとおり、公約というのは非常に私は重いと、それで、いろいろ地域をまわって、いろんな人のお話を聞きましたけれども、本当に涙ぐんで、その実情を訴えられている方もおりました。そういう方たちのことを思うと、これは何が何でもやらないといけないなど、強いそういう思いにあるわけでありましてけれども、しかし、財源の問題とか、いろんな問題があって、全て一緒に、この4年間で全部できるとは、断定はできませんけれども、ただ、意欲だけは、やっぱりこの4年間のなかでしっかり結果を出すという、その気持ちだけはしっかり私は堅持をして、これから取り組んでいきたいなというふうに思っています。

皆さんとよくお話をするわけですがけれども、車だってローから出るよと、私もやっぱりローから出て、最後はハイトップに入れて、執行したいなど、そんなふうな思いを持っておりますので、とにかく健康に留意して頑張りたいと、そんなふうに思っています。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 ぜひ、そうしていただければ。あまり最初から力んでしまうとね、なかなかスタートが切れないということもあります。日曜日の、別になりますけれども、桐生選手が100メートルで、初めて10秒の壁を破って9秒98というタイムを出したと、もう彼、足に少し違和感があって、もうアップはダッシュなんかできなかつたと、ロングピッチのスロー調整で試合に臨んだらば、結果はああいいう結果になったということもありますから、あまり最初から力んで構えるのではなくて、町長言ったように、ローからしっかりと進めることが、やっぱり一番いいのかなという思いでいます。ぜひ、そうしていただきたいと思えます。

あと、次の町民が主役のまちづくりについてお尋ねします。町長のご答弁でも、まちづくり基本条例に則って進めていくということでもあります。ちょうどまちづくり基本条例ができて今年で10年、ある意味、節目の年であります。私もまちづくり基本条例をつくるために、まちづくり委員会、2年数カ月、本当に職員の皆さんから見れば、まどろっこしい時間を過ごしながら、あの条例をつくったわけです。ですからあの条例は、10年前につくったときに、当時の新田会長が、こんなものつくただけではだめだと、本当に魂のこもった中身のある、実効性のあるものにしていかなければいけないというのが、彼の口癖でした。残念ながら、この成果を見ることなくお亡くなりになってしまったんですけれども、当時は、今日いらっしゃる幹部の職員の皆さん、何らかの形で、このまちづくり基本条例の制作には関わってきたと、私は思っております。

そんななかで、あの条例だけ見れば、おそらくプロの皆さん方、プロの行政マンだったら、2、3カ月もあれば、あの条例なんかつくれたと思います。あえて2年数カ月もの時間を費やしてつくったというのは、あえて難しいことをやったんです。多くの町民の皆さんの、本当に声なき声を聞きながら、本当に面倒くさい、まどろっこしい思いをしながらつくって、当時は、行政主導のまちづくりではもう限界だと、これからは町民が主役のまちづくりをしていかなければ、もうだめなんだと。そういう思いのなかで、これつくられてきて、ちょうど10年になります。

それで、私は一番、町長おっしゃったとおり、このまちづくりというのは、原点に、10年前の原点に立ち返るべきだと思います。いま現状は、やっぱり行政主導ですよ、何進めるにしても。まちづくり基本条例に則ってやっていますと。例えば委員会、審議会委員、委員を公募します。それで意見公募、パブリックコメント、町民説明会、ちゃんとまちづくり基本条例に則ってやっていますといいながら、その中身を見れば、委員会、審議会に公募しても手を挙げる人はいないと、町民説明会をやっても、ほとんど人が集まらない。パブリックコメントもほとんど集まらない。ただ、そのまちづくり基本条例にあるから、プロセスを踏むためにやっているようなイメージさえ持たれてしまう。やっぱりそんなことを感じたときに、やっぱり原点に戻って。ある人が言っていました。私、西会津に帰ってきて、いろんな審議会とか委員会に手を挙げてまざったところがある。でも、結果見てみれば、もう結論ありきで、何を言ったって変わらないし、そのうち誰も発言しなくなってしまふ。もう次から、いろんな募集があっても手を挙げなくなってしまったなんていう、具体的な話をしてくれる人もいます。

ですから、私さっき言ったように、やっぱり原点に立ち返って、10年前に皆さん、あれだけ苦労してつくったんです、我々も。だからあえてね、面倒くさいことをこれからやっていきましょうよ。それで、声なき声を拾っていく、これがまちづくりの一步だと思いますが、町長、いかがでしょうか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 ただいまのご質問、全く私もそのとおりだと思っていました。この条例つくるときに、私も、まだ当時在職しておりましたので、その経緯は十分理解しているつもりではありますが、その後に、確かに当初のころは、やっぱり条例をしっかりと守っていかないといけないというようなやり方で、その当時は初めての試みでしたから、試行錯誤のなかでやってきたと思いますけれども、どうも最近のいろんなこと、いろんな審議会とか何かいろんなことを聞きますと、いま多賀議員おっしゃったとおり、なかなか人が集まらない、いつも同じメンバーで、というような話を聞いて、はたしてこれで本当に西会津町のいろんなことを方向付けしてしまっているのかなと、そんな思いをずっとしておりました。

やはり本当に皆さんが、常日頃思っていることを、やっぱり言えるようにするにはどうしたらいいのかなというふうに、いつもこう考えておりました。私やっぱり、原点に戻るといふか、あの条例をそのまま100パーセント守ってやるということになると、私はちょっとそれは、考え方を変えないといけないのではないかなというふうに思います。あの条文をよくもう一回理解をし直す必要があるのかなと、そんな思いも持っているわけではありますが、要は、ただ、そのプロセスを踏むだけという、本当にそこに、例えば基本条例の定めたところの、その審議会とか何かにかけたから、じゃあそれで町の方向を決めていいのかなというやり方になってしまうのは、私はちょっとこれは怖いなと思いますか、それでいいのかなと思っていましたので、もう一回このまちづくり基本条例の中身を、しっかりどういうふうに理解するか、それをやっぱりこれからのまちづくりどう活かすかということ、もう一回やっぱり私は考えないといけないなと、そんなふうに思っております。

いろいろこれまでの10年の結果があるわけでありますから、それをしっかり検証して、どういうやり方が一番いいのか、西会津町のやり方としてどういう、その手法でやったほうがいいのかということ、私はやっぱり、それが原点というのか分かりませんが、最初に戻るといふか、そこをやっぱりもう一回やったほうがいいのかというふうに思っております。

先日もちょっといろんな雪対策の関係とか、いろんな審議会のお話が出まして、いつも出てくるメンバーは同じじゃないのかという話もしました。要は、やっぱりみんなが参加できるかといいますか、意見をしっかりと、自分の意見を言えるような、そういう、やっぱり基本条例のもとで行われるような、そういう会議にしていけないといけないと、そんなふうに思っています。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 町長おっしゃるとおり、どうしても効率だけ求めてしまうと、やっぱり行政、皆さん方、携わっている方は、面倒なんですね。本当に丁寧に説明して、意見聴取をして、本当に進めていくというのは面倒なことなんです。でもあえて、これからはその面倒なことを時間を惜しまず、私はやっていくことが必要だなという思いであります。それが、これからのまちづくりの基本に返った考え方だなと私は思っておりますので、ぜひ町長おっしゃるような形で進めていただきたいという思いであります。

それと、職員の意識改革の話、町長からご答弁いただきました。それで、本議会の初日の全員協議会で、小学校のプール建設の話が出されました。昨日も3番議員のやり取りも聞いておりました。私は大変びっくりしました。詳細なことを聞いてみれば、そのプールの設置検討委員会というところでは、プールは必要だ、小学校にプールをつくらなければいけない、それは決めたということだと。ただし、どういうところにどんな形の、屋根付きじゃ屋根付きじゃないかも含めて、そんなことは全然話さなかったということでもあります。

それで、あるときに、私、詳細、そんなびっくりしたで、詳細をお聞きしましたらば、あるときに伊藤前町長が、町の幹部職員がいるなかで、教育委員会の幹部がいるなかで、小学校の北側、小学校裏に木造の屋根付きのプールをつくる、来年6月の完成を目指す、こう言ったということでもあります。言うのはそれは構いませんが。しかし、皆さんこの幹部の職員がいるなかで、誰一人、普通だったら、そんな大切なこと、町長、独断で決めていいんですかと、そんな乱暴な進め方でいいんですかと、ちゃんと手順を踏んで進めましょうよと思ったけれども、誰も言っていないと。私はここが一番問題だと思うんです。当たり前前ことを当たり前前と言えない、ある意味、異常な状態ですよ。ですから、そんなことで進んできた仕事、皆さんいい仕事ができるはずがない。ましてそんな事業はスムーズにいくはずがないと、私は思いました。

そのときにね、ちょっと待った、待ってください町長、なぜそこで勇気を持って言う職員がいなかったのか、本当にその辺が残念なところでもあります。町長であっても、やっぱり人間ですよ、スーパーマンじゃない。間違いはある。そんなときに、やっぱり当たり前前ことを言ってくれる人がいない、こんなことでは困るし、そんな環境であつては、これからもいい仕事はできないし、いい事業はできないというふうに私は思います。

ある意味、権力者になれば、自分にものを言う人、意見する人は遠ざけたくなる。排除したくなるというのは世の常であります。でも、自分にやっぱりしっかりものを言ってくれる人がそばにいないければ、置いておかなければ、私は大変なことになる。自分のまわりイエスマンばかりだったらば、とんでもないことになりますよ。

ですから、この職員の意識改革というのは、幹部職員であれば、やっぱり下にばかりものを言うんじゃないなくて、ちゃんと上にも横にも斜めにも、ちゃんとスムーズに話ができるような、そういう環境づくり、あと若手職員にあっては、余計なことをやって怒られたり、叱られたりするのであれば、言われたことだけを黙ってやっついていようと、そんな意識になっては困ると私は思います。型にはめるんじゃないなくて、多少思い切ったことでもやっついていけるような職員であってほしいという思いであります。

たまたまそのプールの建設に関しては、大変、2度びっくりしたものですから、職員の意識改革というよりも、私が言っているんじゃないんですが、町の人、ある人が言うにはね、役場の3ない体質、余計なことは言わない、やらない、手を出さない。そんなことを言われてはだめですよ。ここにいらっしゃる方はそうではないと思いますけれども、そんなことを言われぬように、やっぱりしなければいけないという思いしておりますが、その辺、町長もう一回ご答弁ください。

○議長　町長、薄友喜君。

○町長　ただいまの質問にお答えをしたいと思います。小学校のプールについては、実は私もびっくりいたしました。でも、いま私が町長の職にあります。前のことはいろいろ経過があったにしても、いま現実にこういう状況であるわけですから、この状況をどうやって解決するかと、そういう私は立場だと思っておりますので、ですから、なぜこういう結果になったのかということでは、いろいろご意見はあると思います。いまのような、私が感じるには、やっぱりちゃんと町長にものを言える状況、そういう環境になっていなかったのかな。それとやっぱり、もうちょっと緊張感と、出されたものに対する詰め甘さといえますか、いろんなことがそこには、私は含んでいるなど。だからそういう意味では、これからはやっぱり、そんなことはあってはならないと思って、いろいろ考えてはおりますけれども、過去に、これまでいろんな事業でいろんな問題が後から出てきている。それはなぜなのかと、ずっと私は第三者的なものの見方できましたけれども、要はやっぱり、しっかり本当に子どものこと、あるいは町のこと、そこにやっぱり考え方がいていないから、そのまますんなり受け止めて、そして実際にやったら後からいろんな問題が出るというようなことになっているんじゃないのかなと、そんな思いを持っております。

したがって、いろいろこのプールについては、いろんな経過あって、いろんな問題を含んでおりますけれども、とにかくこういう状況、今度、二度とやっぱり出さないためにはどうしたらいいかということで、やっぱり何だかんだ言っても、職員の皆さんの、やっぱり、そのためにはどういう方法がいいのか、ちょっとあまりにも急な話で、ずっとここ何日かきましたので、具体的な考えはありませんけれども、要は、いろんな仕事、これからのまちづくりについても、みんな職員の皆さんが先頭に立ってやるわけですから、その職員の皆さんがしっかりした、やっぱり考え方のもとで仕事ができるように、そしてやっぱり町長にしっかりものが言える。あるいは教育長にもものが言える。副町長にもものが言える。

そういうやっぱり環境をつくっていくためにも、私は一人ひとり、職員との、皆さんとの話し合いというの、これからしっかりやっていくことが必要かなと、そんなふうに考えております。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 ぜひ、そうすれば、やっぱり役場が変わればというか、そればかりではないのかもしれないのですけれども、町長がよく口にされます、緊張感がないんじゃないかという話はしますけれども、やっぱり仕事には厳しく、それで、先ほど言った、町長が全責任を取ると言ったらね、やっぱり担当課長は、自分の所管する課は自分が責任を持つから、自分の部下には思い切って仕事をしてみろと、そのくらい言えるような気風が根付けば、私はがらっと変わるなという重いであります。ぜひ、そんなことも、町長ばかりではなく、担当課の課長にはお願いをしておきたいと思います。

あと、最後になりますけれども、今後の町政運営について、町長からご答弁いただきました。冒頭申し上げましたように、この夏は大変厳しい三つ巴の選挙でありました。それぞれの陣営というか、応援する候補者、みんな懸命にこの町の行く末を考えて選挙に臨まれていたと思います。それで、それぞれの陣営といいますか、候補者、やっぱり多少考え方、見方、やり方、手法が変わったとしても、やっぱり行き着くところは、この町を活気ある西会津町にしていきたいと、安心して暮らせる町にしていきたいという最終目標は、私は同じだったのかなという思いであります。そうであれば、私はこんな小さな町で、人口6,500人の町で、いつまでも戦いの遺恨を残しておいてはいけないと私は思います。

私は4年前にも言いました。どんな激しい戦いであっても、戦いが終わればノーサイドだと、私、ラグビーあまりやったことないんですが、ノーサイドともう1つ、ラグーマンの団結を促す意味の言葉で、ワンフォワオール・オールフォワワンという言葉があります。一人はみんなのために、みんなは一人のために、だからこの町の行く末を考えて、みんなこの選挙を戦ったわけです。戦い終わった、ノーサイドだ、これから本当に、心の底から手を取り合って、いい町にしていこうと、私はそういうところを、町長、ぜひ語っていただきたいと思います。それがこれからの町政運営には一番大切なことなのかなと、私は思いますので、町長のご答弁をいただきたいと思います。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 お答えをいたします。

確かに今回の町長選挙、三つ巴で、本当に激しい選挙でありました。いろんな噂が飛び交って、いろんな中傷が出たり、本当に、こういう選挙でいいのかなというような思いをしたときもありましたけれども、でも、選挙は勝たないといけないということで、やっぱり政策をしっかりと、私は申し上げて戦ってきたつもりでありますし、ただ、やっぱり町の元気にするためには、やっぱりいまのまま、いまの状況を変えないといけないということで、そのことをやっぱり中心にものを皆さんに訴えてきました。

したがって、当然、やっぱりこの三つ巴の選挙というのは激しくなりました、それは仕方ない、当然のことだなというふうに思って戦ってきましたけれども、ただ、一旦選挙の結果が出れば、私はその選挙の期間中の戦いは、私はもうこれは関係ない。ずっとそれは前回は言うてきました。前回敗れたときも、選挙が終わったら、もう関係ないよと。今回

も、私はそういう選挙の結果を後まで遺恨を残すようなことは、そんな考えは毛頭ありませんし、ですから、これから西会津町の将来、人口が減っているなかで、町をこれからどうするかというときに、そんな小さなところで戦っていたのでは、私は町なんか決してよくなれないと思っていますし、ぜひ、そういう意味で、私はこれから町民の皆さんとも、議会の皆さんとも、しっかり手を携えてといいますか、協力をいただいて、そしてやっぱり、ここに住んでよかった町、それで、全国から注目されるような町にするためには、やっぱり皆さんの力が必要でありますので、私はそういうことについては一切考えておりませんし、また、職員の皆さんに対する、そういう人事も当然考えてはおりませんので、みんなで力を合わせることに、私は全力を集中したいなというふうに思っています。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 大変心強いお言葉をいただきました。今後、薄町長におかれましては、培った行政手腕を思う存分発揮されまして、いいまちづくりに専念していただきたいという思いであります。

これで私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長 暫時休議します。(14時35分)

○議長 再開します。(14時55分)

13番、清野佐一君。

○清野佐一 皆さん、こんにちは。13番、清野佐一でございます。まずはじめに、薄町長、この度は町長選挙におけるご当選、誠にめでたうございます。心より祝意を表しますとともに、今後は町勢発展のため、ご活躍をご期待申し上げる次第であります。

さて、この9月定例会は、決算議会ともいわれ、平成28年度の決算の審査を行う非常に大事な議会であります。この度、私は今定例会に新しく町長に就任されました薄町長に、今後の町政運営の基本姿勢について通告をしておりますので、質問をいたします。しかし、町長に就任後間もないことから、あまり具体的なことまでお答えをいただけるかどうかは分かりませんが、順次質問をいたします。

1つ目として、町長は4年前に町長選に出馬され、僅差で苦杯をなめる結果となりました。しかし、その後の4年間、町内をくまなく歩き、町民の声を聞き、町の実状をつぶさに見てこられたと聞いております。町長に就任された今日、4年間温めてきた町政への思いや、基本的な考え方も含めてお伺いをいたします。

2つ目として、前任者の伊藤町長による8年間の町政運営を見て、薄町政として、特に力点を置きたいものは何かをお伺いするものであります。

3つ目として、町長の仕事は外交が大切だと力説されておりますが、町民に寄り添い、耳を傾けることも大切と思われまます。どのような方法を考えているかお伺いをいたします。

4つ目として、本町では、平成20年4月にまちづくり基本条例が施行されました。それによって町民が主役で、町民、議会、行政が一体となった協働のまちづくりをするとしております。この協働のまちづくりを行っていくためには、本当のことを伝え、信頼関係に基づいた、開かれた町政執行が大切と考えますが、どのように進められるのかをお伺いいたします。

5つ目として、かつて本町では、他市町村に先駆けて、保健・医療・福祉の連携を強化

したトータルケアのまちづくりを進めてきました。そして短命の町といわれた本町の汚名を返上し、福祉の町西会津の名を全国に知らしめることができました。当時は、多いときで年間 250 余の団体の施設を受け入れていました。しかし、現在はほとんど視察のない状態です。町長は、このような現状をどのように受け止めておられるかお伺いをいたします。

6つ目として、トータルケアという言葉が聞かれなくなってから8年、その間、健康づくりについてはノウハウを会得した、マスターしたということから、大学とのつながりを断っています。全てにおいて日進月歩の今日ですが、今後、健康づくりについて、どのように取り組まれるのかお伺いをいたします。

以上で私の一般質問といたします。明快なご答弁をお願い申し上げます。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 ただいまはお祝いの言葉をいただき、ありがとうございます。13番、清野議員の町政運営の基本姿勢についてのご質問にお答えをいたします。

先ほど10番、多賀議員にもお答えをいたしました。私は前回の選挙後から町内をくまなく歩き、多くの町民の皆さんの生の声に耳を傾けてまいりました。そのなかで、少子高齢化、老後の福祉、経済や雇用情勢、集落の維持など、町の現状と将来に焦燥感を覚えるとともに、元気で活気のある町に、安心して暮らせる町にしてほしいという町民の皆さんの切実な思いを強く肌身で感じてきたところであります。

そのなかでなんといっても、町の最大の課題は人口減少対策であります。この人口減少に歯止めをかけるためには、私が長年培ってまいりました行政経験と、国県のパイプ、さらには人脈のネットワークを最大限に活用し、まち・ひと・しごと創生総合戦略の実現を図り、将来に夢と希望の持てるまちづくりに全力で取り組んでまいります。

また、まちづくり基本条例の趣旨に則り、町民・議会・行政の三者による協働のまちづくりを推進するため、町民の皆さんの声をお聞きして、意見を施策に反映させてまいります。そのためには、町民の皆さんが気軽に町長室に来ていただける環境づくりも必要であると考え、その1つとして、ケーブルテレビで町長の日程をお知らせしているところであります。

かつて本町は、百歳への挑戦をスローガンに、保健と医療と福祉のトータルケアのまちづくりで日本一の福祉の町を目指していたことから、絶え間なく団体の視察を受け入れておりました。全国的に注目を集めるということは、その町の情報が全国に発信されることであり、町の活気に繋がることから、今後、全国から注目を集めるような特色あるまちづくりに取り組んでまいります。また、健康づくりにつきましても、現在も大学との繋がりは継続しておりますが、しっかりとした健康づくりを進めるためには、核となる指導者に牽引していただき、機運を高めていくことが重要であることから、今後、その作業を進めてまいります。

私が掲げました公約は、町民の皆さんとのお約束であり、今後、公約として掲げた政策の実現に向け、町民の皆さんと真摯に向き合いながら、何事にも全力で取り組んでまいりますので、議員各位並びに町民の皆さんのご協力とご支援をお願い申し上げます。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 まずはじめに、ただいま町長から、大学との連携はしているというようなお

話でございました。これは大変、私の認識不足というようなことで、取り消しをさせていただいて、お詫びを申し上げたいと思います。

それでは、再質問ということで質問をさせていただきます。町長が町内いろいろ歩かれまして、いろいろその実態を把握したなかで、まず、その人口減少にすぐ取りかからなければいけないというようなことであります。そのほかいろいろ問題、山積であると思っておりますが、やはりいろいろ一つ一つ、これから決断をされ、実行に移されるわけですが、決断をされましたなら、やはりスピード感を持って進めていただきたいというふうに思います。言葉ではスピード感、スピード感といくらでも言えるわけですが、実際にやはり行動が伴わなければ、結果として現れてこない。まして、今日、町の方々、本当に町長に期待する部分が多いかと思えます。やはり早めの実行といえますか、そのスピード感を持ってやっていただきたいと思うんですが、その辺のお考えのほどはいかがでしょうか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 お答えをいたします。

まさにそのとおりだと私も思っております。職員の皆さんにも常々こう言っているわけですが、いろいろな情報に、もうちょっとやっぱり敏感になってほしい。例えばの話ですが、例えば、新聞にこういうことが出ました。国の情報が出ました。その情報に敏感に反応すれば、その次の作業が出てくるわけです。この情報は西会津町のためにどうなんだ、有利なのか、あるいはその情報を使うことよって、もっと別なことができるのではないかということで、情報に敏感になってほしいと。

それとやっぱり、私が常々、皆さん私の公約というのは、もう十分、分かっているわけですから、その公約に、私からいちいちこうしてほしい、ああしてほしいということではなくて、いわゆるはっきり公約として申し上げているわけですから、その公約について、それらの担当課として何をしないといけないか、その作業をやっぱりやっていただきたい。それがやっぱり私はスピード感だと思っております。

そういう意味で、その意思疎通が、いまやっぱりなかなかうまくいっていないのかなど。ですからやっぱり、それは町長と課長とのあいだの、あるいは職員と皆さんとのあいだのコミュニケーションが私は足りないのかなという思いで、今度はやっぱり、職員の皆さんともうちょっとお話をしていく、そういう機会をつくっていかないといけないなど、そんなふうに思っております。

本当にいまの時代、スピード化の時代ですから、全てにおいて、やっぱりスピード感を持つというのはもう当然のことです。今後もしっかりやっていきたいというふうに思います。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 本当に大袈裟ではありますが、やはり一日も早く、また、一刻の猶予もないという緊張感といえますか、そういう気持ちのなかで進めていただければというふうに思います。

話はちょっと変わりますが、首長さんになって、いろんなところで、例えば、あの町長は道路だけはよくつくってくれたよなとか、あるいは、ここの市長は、何は一生懸命やったよなという、いろんなそのカラーがあると思うんです。それはいろんなこと、そ

れを一生懸命にやったからほかが疎かということではなくて、特に特徴ある、先ほどの話にもありましたけれども、特徴あるまちづくりというか、そういうので、薄カラーといいますか、そういうのに、いま自分なりに何かお考えがあったらお伺いしたいと思いますが、これはいろいろ政策を実行していくなかで、その辺で見極めというかもあるのかなと思いますが、その辺のもしお考えがしりましたらお伺いをしたいと思います。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 お答えをいたします。

それぞれの首長さんがどこに力を入れて政治をやってこられたか、その時代、その時代に、やっぱり適応したといいますか、合った政策、事業というのは、やっぱりあると思うんですよね。ですから、いまお話のように、ほ場整備の全盛のころには、ほ場整備を、ほとんど西会津町のほ場整備をやられた。あるいは道路に力を入れた。あるいは健康に力を入れられた。そういう、やっぱりその時代の機運みたいなものがあって、そのときの、やっぱりいろんなことが、その人の、その首長のカラーになるというのも、私はあると思うんですけれども。

いま私が本当に、その具体的などころまでは、まだはっきり申し上げるところまで、まだいっていませんけれども、私はやっぱり、この西会津町の人口減少、この人口減少を止めるためのいろんな対策、これは私の最大の仕事だなというふうに思っています。人口減少がどれだけこの町にいろんな影響を与えるかというのは、本当にいろいろなところで見たり、聞いたりしてきました。ですから、その対策をやっぱりやるのが、私のカラーになるのかなと、カラーにしないといけないのかなというような思いでおりますけれども、これについては、まだまだもうちょっと時間をいただいて、より鮮明にしていきたいなというふうに思っています。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 町長が言われる人口減少、一番最初に掲げられた重要な施策の1つでありますから、その実現に向けて頑張っていたきたいと思います。

次に、町長は外交が大事だというようなことで言っておられます。本当に外交するにも、することによって様々な人脈の構築といいますか、そういうのも進んでいくのかなというふうには思いますが、さらなる人脈を広げていくというか、その辺の思いというか、ただ、今日は県庁に行って、お会いして、それであれだというだけじゃなくて、本当に自分で、こうこうこういう自分の夢を描いたなかで、こういう先生なり、いろんな立場の方々とそういう道を開きたいなというようなお考えはお持ちかとは思いますが、その辺の思いがもしありましたら、お伺いしたいと思います。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 私は外交が大事だというところで、ずっと選挙戦からも申し上げてまいりました。それは、西会津町がこれから特色あるまちづくりをするために必要な情報をどうやって早く持ってくるか、あるいは応援してくださる人たちをどうやって確保するか、そのために、私はやっぱり外交というのは、外に出なければ、情報は待っていたって入りませんから、やっぱり出ないといけない。応援団もそうだと思います。それもただ外に出るだけじゃなくて、やっぱり目的を持って、しっかり、やっぱりどこにこの目的を達成するには、どこ

に行ったらいいのかということ、やっぱり当然必要でありますし、そういう意味では、しっかり目的、それをなくて、ただ外交というのは、私はあまりにも、それは大した意味はないんじゃないかなというふうに思います。

要は、内政も大切、町のなかも大切ですけども、もっともっと西会津町が飛躍するためには、もっともっとほかから、やっぱりいろんな情報を持ってくることが、私は大切だということで、ずっと外交の話をしてきましたので、そういうことで、これからもその作業をしっかり進めていきたいなというふうに思っています。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 それで、外交も大切、そしてまた町内における町民との対話も大切ということになります。それぞれの立場、立場に、それぞれの課題があると思っています。ですから、先ほど同僚議員の質問のなかにも出てきたと思うんですが、いろいろな若い人との話し合いなり、また、それぞれの立場、女性の方との話し合いとか、いろんなこと考えておられるようでありますが、やっぱりそれをもっともっと詰めていけば、本当に、学校であれば、学校の保護者さんとか、保育所さんとか、老人クラブの方とかという、こと細かな部分になると思いますが、それらとの対話というのは、やはりこれからの、先ほどの話にもありましたけれども、もう一度その思いをお聞かせいただければと思います。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 外交が大事だという話が先行になっていますけれども、その前に、やはり私は町民の皆さんがどういうまちづくりを望んでいるのか、あるいは若い人たちがどうしてほしいのか、あるいは女性の皆さんがどういう町にしてほしいのか、どういう、例えば教育にしても子育てにしても、何を望んでいるかということが分からないでは、私はその先の外交というのは、あまり意味がないわけではありませんけれども、ちょっと目的が外れてしまっただけです。

ただ、やっぱり世の中の動きというのは、やっぱり正確に把握するという意味からも、やっぱり町民の皆さんのそういう意見や要望も聞きながら、そしてやっぱり国の目指す方向、国のいろんな情報を先取りして、そのなかで、西会津町としてどういう方向に、どういうまちづくりをしていったらいいのかということのほう、そういうやっぱりやり方にしないといけないなど。そのためには、若い人の集まる機会、ちょっといろいろ考えてはおりますけれども、そして、女性だけのそういうお話できるような、そういう会も必要だなというふうに考えておまして、これは本当に早い機会に立ち上げて、皆さんの意見をぜひ聞いて、それを今後のまちづくりに活かしていきたいなと、そんなふうに思っていますので、両方とも、やっぱりバランスを取りながらやっていきたいなというふうに思っています。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 議会のほうも、先般、農協青年部の方々との懇談をしたりして、やはりその立場立場の方のお話を聞くことによって、これがまた我々議員、また議会の1つの糧になるというか、それが今回、この議会においても一般質問等で、それが質問が出たりして、早速その成果が出ているというようなことでありますので、それもあわせてお知らせをしておきたいと思っております。

それで、まちづくり基本条例においては町民が主役だというようなことであって、そして、あとは議会と行政、一般的にみんな車の両輪だということとはよくいわれるわけです。それについても、やはりその前提には、お互いの信頼関係が構築されなければあり得ないのかなと、やはり本当に言葉だけではなくて、本当の意味の信頼関係、それは、やはりお互いに目線は町民のほうに、町民のために何がいいのか、町のために何がいいのかということを大前提にしたなかで、いろいろな激論を交わすということが必要であろうかと思えます。そしてまた、そういうなかで、議会と行政との向き合い方といいますか、町長はどのような思いをされておりますか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 議会と行政は、昔から車の両輪だということであって、ここの信頼関係がなければ、まして首長の公約、あるいはいろんなまちづくりをするうえで、いくら首長がやりたい、公約を実行したいと言っても、議会の賛成を得なければ何もできないわけでありますので、要は、その前にやっぱり西会津町をこういうふうに、こんな西会津町にしないといけないという、やっぱり大きな目標、その目標をしっかりと決めないといけないなと思っています。そこに向かって町と議会と、あるいは町民の皆さんと三者一つになって、やっぱり向かうということが必要だなというふうに思っていますので、いまの議会を私は決して、別に議会と行政がどうのこうのというような、そんな考えは持っておりませんけれども、さらに、お互いにやっぱり緊張感を持った関係というのは、私は必要だと思います。何でもかんでもみんな、全てに関係よしというやり方よりも、やっぱり議会のなかで喧々譁々やって、そしてお互いの意見をぶつけ合って、そして町の将来に向けて議論を交わすというのは、私は、そういう意味での両輪というのは、私は大切だなというふうに思っておりますので、これから、さらにまた議会との関係の、信頼関係というか、それは築いていきたいなというふうに思っております。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 我々議会のほうも、やはり町長も町民の皆さんから直接選ばれた。議員も直接町民の皆さんから選んでいただいたというようなことでありまして、それぞれの選んでいただいている中身は同じわけですが、果たす役割といいますか、それぞれ持っているわけですから、やはりその執行者の議会は追認機関ではないんだと、そういうなかで、それぞれの意見を持ちながら、あと物事の是々非々を議論しながら、やはり目線は町民だというようなことで、いま議会もやっているところであります。そういうことで、これからはいろいろ議論される機会もあると思いますが、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

それから、町のかつて多く来ていただいた視察が、本当に少なくなってしまったということは、やはり一言で言えば、先進的な取り組みも少なくなったのかなということであって、何も遅れているという意味ではなくて、より他所が進んでいるのかなという部分もあるかと思えます。でも、かつてのいろいろな実績といいますか、それを見たときに、やはり寂しい思いをするわけです。ですから、そこらも含めて、いろいろこれから町民に対する、基本は町民に対するサービスをいかによくするかということに、本当に取り組んで、それが周りから大きな評価を受ければ、黙っていても視察の方は来てくれるのかなという

ふうには思いますけれども、その辺のことに、さっきの薄カラーともちょっと重複する部分もありますが、これについての感想というか、そういうのをちょっとお伺いします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 過去には1年に250団体の視察がありました。あのときは、非常に町が一番、やっぱり輝いていたときというか、元気があったときであって、ほかの自治体も、やっぱり西会津町に追いつけ追い越せということで頑張ってきて、その結果、西会津町が特に注目、注目といいますかね、そのことでほかがよくなったために、改めて西会津町を視察しなくてもいいような、そういう状況に私はなったんだと思っています。

ただ、そこで私は、いま考えてみると、その当時は本当にすごい視察、毎日本当に視察がありました。でも、その先、そこから本当はもう一步、トータルケアのまちづくりだったら、もっとその先、もっとやることがあったんじゃないのか。あるいはミネラル栽培にしても、もっともっとやっぱり規模拡大のために、また新たなことだって考えなければなかったのではないかと。あるいはケーブルテレビだって、もっと先のいろんな先進的な取り組みだって、私はやっぱりやるべきだった。そこが私はちょっと、いまスピードが緩んでいるのかな。

したがって、やっぱりもっともっと1つのもの、まちづくりというのはそこでストップしたのではダメなので、その先その先、常にやっぱりその先のことを考えたまちづくりをしていかないと、やっぱり全国から注目されるような町から、どんどんどん、何といったらいいかわかりませんが、そんなふうには、どうしてもやっぱり視察もこないような町になってしまうということであるのかなというふうに思っていますので、やっぱり1つの事業をやるうえでは、常にやっぱり先を読んで、その先をまた考えながらまちづくりをしないといけないなというふうに思っていますので、これから、さらにいま継続されているわけですから、そのまちづくりを、さらにもっともっと発展させて、もう一回西会津町が輝けるような、そういうまちづくりをやっぱりしないといけないなと、そんなふうに思っています。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 先ほど町長の所信表明のなかで、いろいろ活力あるまちづくりですか、活気のあるまちづくり、町内でお金がまわらないとだめだというような話もございました。そういうなかで、かつて本町において、いろんな環境づくりですか、住宅環境づくりですか、例えば屋根のペンキを塗るときに補助を出す。そしてあと畳の入れ替えをするのに補助を出すとかというようなことで、何年になりますか、4、5年、5、6年になりますか、そういうことで、当初、町で6千万円を予算化して、希望者を募って、そしたら応募者が多くて、さらに1千万円追加して、7千万円の補助金を準備してやったという経緯があります。その結果、実際に町のなかで消費されたというか、経済効果というのは3億円からあったということがあるんです。しかも町民の皆さんが大変そのときのことを喜んでおられて、そのとき申し込みしなかった方が、じゃあまた来年あるのかなというようなことがあって、町のほうにもお話ししましたが、その後は全然やってもらえなかったというようなことがございました。

ですから、やはり皆さんが、それだけの経済効果にすれば大変なことだと思うんです、

3億円からの。そしてまた町民の方があれだけ喜んでいただけた。だから本当に素晴らしいことだったなと思ったんですけども、その結果、その後はなかったんですが、今後、それらのことも参考にさせていただいて、町の活力を盛り上げていただければというふうに思います。そんなことで、その辺のお考えはいかがでしょうか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 ただいまのご質問でありますけれども、いわゆるあれは、国の経済対策で実施されたということで、その6千万円については、全て特財で、いわゆる国の補助金といえますかね、でありまして、後から追加の1千万円は、これは町の財源でやったというようなことでありまして、これをやっぱり町単独でやるということになると、ちょっとやっぱりこれは財源の調整が必要になってきますし、国がそういう経済対策で、今後もまた出てくるということになれば、それは積極的に前向きに検討しなければなりませんけれども、単独でということについては、十分検討は必要でありますけれども、これ本当にその財源をどうするかということになると、なかなかちょっと難しい、いまの段階でははっきりしたことは申し上げることはできませんけれども、それも1つの方法だと思いますよね。それが例えば7千万円使って3億円の効果が出るということになれば、それを何年かおきにやるとか、毎年は難しいわけですから、そのときの経済状況を見て、そういう対策も、やっぱり今後、必要とあらば、それは考えていかなければなりませんけれども、そういう国の経済対策が出れば、即やりたいなと思いますけれども、いまそういう状況ではないようですから、ちょっとその辺はこれから考えていきたいなというふうに思いますけれども、町単独でということになると、もう十分な検討が必要だなというふうに思っております。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 経済対策であったということでありまして、単独でやってもね、何でもかんで6千万円の額ではなくても、町活性化の一助になるようなことであれば、その辺はお考えいただけたらいいのかなというふうに思うわけでございます。

あとは質問最後にしたいと思いますが、提案理由の説明のなかで、ICTのまちづくりのなかで、これからされていくというようなことではありますが、そういうなかに、いずれかつてのICTのまちづくりを進めてきたときに、シルバーバレーということの話もかつてはあったような、第2のシルバーバレーといえますか、そのようなスタイルにしたいというようなことがあったと思っておりますが、そのようなことは、いまは考えておられるのでしょうか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 お答えをいたします。

シルバーバレー、私の公約のなかに、これはまだ生きておりますので、つい先日もこのことでちょっとお話し合いをしました。現実的に、都会の人たちが、いわゆるリタイヤした後、退職した後ですよね、退職した後に田舎で暮らしたいという人が、やっぱりいるんだそうですよ。その方は東京の方ですけども。そういう人たちを田舎に来てもらって、特に情報関係、いま私考えているのは情報関係だけのことを考えているんですけども、そういう人たちが、例えば西会津町の空き家に来て住んでもらって、そこで今の、いわゆるICTの情報インフラを使って、そしてそこでちょっとした仕事ができる。あるいは西

会津町の人たちに対する、ICTを使った産業なんかも興すことができる。そういう人たち、東京にいるんだそうです。

私はやっぱり、これはすごいことだなと、何とかそれをひとつ、西会津町の空き家を利用した形でできるとすれば、そんな素晴らしいことはないなと思って、そのシルバーバレー、その人もシルバーバレーと、こういうような話をしているわけですけども。

実はアメリカの同時テロありましたよね、9.11。あのときに、西会津町のこれからの将来のICTのまちづくりは、いわゆるカナダのバンクーバーに学ぼうということで、カナダのバンクーバーというのは、普通のいわゆる住宅で情報関係の仕事をしているんです、みんな自分の家で。そこに当時視察に行っているんですよ、前の山口町長の時代ですけども、町から3人だか、4人くらい行っているのかな。それで、そのカナダのバンクーバーアイランドのまちづくりを、当時、いまから10何年も前ですよ。そういう町に、いまやっぱり現実になってきているんですね。

だから、私はやっぱりそういう意味で、西会津町はせっかく情報インフラが整備されているわけですから、それを使うことによって都会から人を呼び込むことができる。それで、シルバーというのはお年寄りですよ、お年寄りといったって60歳から65歳くらい。あるいはもうちょっとなるかもしれませんけれども、そういう1つの都会からの移住対策の1つとして、呼び込むための町といたしますか、事業といたしますか、それをやっぱりやることによって、また新たな展開が私は出てくるのではないのかなということで、これはぜひ、実現できるかどうか分かりません。実現のために、ちょっとその先もしっかりこれから取り組んでいきたいなということで、まだ私の公約のなかには、シルバーバレーをつくりたいということはまだ残っていますから、別になくなったわけではありませんが、ぜひそれはこれから、ちょっといろいろ対策を講じてまいりたいなというふうに思っております。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 本日にいろいろこれからであります。町長におかれましては、やはり一つ一つ実現に向けて頑張ってくださいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 お諮りします。

以上をもって一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。(15時39分)

平成29年第5回西会津町議会定例会会議録

平成29年 9月13日(水)

開 議 10時00分
延 会 11時48分

出席議員

1番 三 留 満	6番 猪 俣 常 三	11番 青 木 照 夫
2番 薄 幸 一	7番 伊 藤 一 男	12番 荒 海 清 隆
3番 秦 貞 継	8番 渡 部 憲	13番 清 野 佐 一
4番 小 柴 敬	9番 三 留 正 義	14番 武 藤 道 廣
5番 長谷川 義 雄	10番 多 賀 剛	

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職指名

町 長 薄 友 喜	会計管理者兼出納室長	長谷川 浩 一
総務課長 新 田 新 也	教育長職務代理者	五十嵐 長 孝
企画情報課長 矢 部 喜代栄	学校教育課長	会 田 秋 広
町民税務課長 五十嵐 博 文	生涯学習課長	石 川 藤一郎
健康福祉課長 渡 部 英 樹	代表監査委員	佐 藤 泰
商工観光課長 伊 藤 善 文	農業委員会会長	佐 藤 忠 正
農林振興課長 玉 木 周 司	農業委員会事務局長	玉 木 周 司
建設水道課長 成 田 信 幸		

会議に職務のため出席した者の職指名

議会事務局長 渡 部 峰 明	議会事務局主査 物 永 毅
----------------	---------------

第5回議会定例会議事日程（第6号）

平成29年9月13日 午前10時開議

開 議

- 日程第1 議案第2号 平成28年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 議案第3号 平成28年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 議案第4号 平成28年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第5号 平成28年度西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第6号 平成28年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第7号 平成28年度西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第8号 平成28年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第9号 平成28年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第10号 平成28年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第11号 平成28年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第12号 平成28年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第12 議案第13号 平成28年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

延 会

- (各常任委員会) ○総務常任委員会…… [議員控室] (第1会議室)
○経済常任委員会…… [議会委員会室]

○議長 おはようございます。平成 29 年第 5 回西会津町議会定例会を再開します。

(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1、議案第 2 号、平成 28 年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 12、議案第 13 号、平成 28 年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題といたします。

なお、審議の方法は、議案の説明終了後、1 議題ごとに質疑・採決の順序で行いますので、ご協力をお願いいたします。

職員に議案を朗読させます。

事務局長、渡部峰明君。

(事務局朗読)

○議長 議案第 2 号から議案第 11 号までの説明を求めます。

会計管理者、長谷川浩一君。

○会計管理者 おはようございます。議案第 2 号、平成 28 年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第 3 号から議案第 11 号までの各特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明申し上げます。

説明に先立ち、提出いたしました書類、資料のご確認をお願いいたします。

まず、地方自治法及び同施行令に規定されております 議会への提出資料といたしまして、平成 28 年度西会津町歳入歳出決算書、こちらの書類でございます。同じく、歳入歳出決算事項別明細書、こちらの厚い書類でございます。実質収支に関する調書・財産に関する調書であります。なお、説明資料といたしまして、主なる施策の執行実績調書、こちらの横長のものがございます。西会津町一般会計決算の状況、縦版のものがございます。予算の執行実績調書、起債の状況、こちらの書類を提出しておりますので、ご確認いただきたいと思っております。

それでは、はじめに、一般会計の財政状況についてご説明申し上げます。

一般会計の決算の状況、こちらの書類をご覧ください。

では、1 ページをお開き願います。歳入決算額の状況です。

平成 28 年度の歳入総額は、76 億 7,352 万 2 千円（正しくは 76 億 7,359 万 2 千円）で、前年度と比較し、15.6 パーセントの増となりました。構成比は、9 款地方交付税が 39.4 パーセントを占めておりまして、以下、17 款繰入金、13.5 パーセント。20 款町債、12.2 パーセントとなっております。なお、1 款町税は 7.9 パーセントとなりました。

2 ページをご覧ください。

財源構成の状況です。まず、一般財源と特定財源ですが、前年度と比較いたしますと、使途が特定されております特定財源の構成比が多くなっております。また、自主財源と依存財源では、繰入金の増額などにより自主財源の構成比が多くなっております。

次に、地方交付税の推移でございますが、前年度と比較し、普通交付税は 0.5 パーセントの減となりましたが、特別交付税は 40.5 パーセントの増となりましたことから、合計では 3.5 パーセントの増となっております。

次に、歳出について申し上げます。3ページをご覧ください。

歳出決算額の状況であります。歳出総額は、74億5,861万円となり、前年度と比較し17.4パーセントの増となりました。款ごとの構成比は、2款総務費が29.8パーセントを占めており、以下、3款民生費、23.8パーセント。8款土木費、13.1パーセントとなりました。

4ページをご覧ください。

性質別決算額であります。投資的経費の普通建設費が前年度より大幅な増額となったところでございます。

次に、経常収支比率につきましては、財政構造の弾力性を示す指標でありますけれども、昨年度より2.0ポイント増の83.7パーセントとなりました。

次に5ページの決算収支の状況をご覧ください。

歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引額は、2億1,498万2千円となり、ここから翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は、1億9,652万円の黒字となりました。ここから、前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は、5千万5千円のマイナス。さらに財政調整基金への積立金を加え、取崩額を差し引いた実質単年度収支につきましても、9,218万5千円のマイナスとなりました。

次に6ページの公債費比率等の状況をご覧ください。

公債費比率、準公債費比率、公債費負担比率は、いずれも前年度より数値が改善いたしました。

次に、地方債年度末現在高であります。75億1,364万8千円となりました。

なお、地方債の借入に当たりましては、元利償還金が地方交付税で交付される割合の多い起債を優先的に活用しております。償還額の77.3パーセントが普通交付税に算入されますので、町の実質一般財源負担は22.7パーセントの17億559万8千円となります。

次に、債務負担行為、翌年度以降支出予定額は、3億9,719万9千円となりました。役場新庁舎改修等整備事業が主なものでございます。

次に、健全化判断比率の状況をご覧ください。

実質赤字比率、連結実質赤字比率及び資金不足比率につきましては、全ての会計が黒字決算となりましたことから、比率は算定されませんでした。また、実質公債費比率、将来負担比率とも、全て適正值の範囲内で推移しております。

それでは、議案第2号、平成28年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。なお、決算の対象となりますのは、歳入歳出決算書であります。歳入歳出決算の主な内容につきましては、主なる施策の執行実績調書で説明をさせていただきたいと思っております。こちら、横書きの資料のほうをご覧ください。また、税等の収納率、不納欠損額、収入未済額、翌年度繰越額等につきましては、事項別明細書に記載してございますので、あわせてご覧いただきたいと思っております。

それでは、主なる施策の執行実績調書の1ページをお開き願います。

まず、1款町税、1項1目個人町民税は、1億7,156万9千円で、前年度と比較し561万円の増となりました。収納率は98.01パーセントです。1項2目法人町民税は、2,549万

2千円で、前年度と比較し、204万6千円の増となりました。収納率は98.14パーセントです。2項1目固定資産税は、3億4,442万1千円となりました。収納率は94.94パーセントです。3項1目軽自動車税は、税制改正等により前年度より375万4千円増の、2,078万7千円となりました。収納率は98.24パーセントです。なお、町税に係る不納欠損額は、232万5,343円、件数は169件となりました。前年度に比べますと、金額で938万5,288円の減、件数で200件の減となっております。また、町税全体の収納率は96.40パーセントとなり、前年度を1.89ポイント上回りました。

次に、6款1項1目の地方消費税交付金でございますが、前年度と比較しますと、1,808万3千円減の1億727万1千円となりました。

9款1項1目地方交付税は、30億2,907万4千円となり、前年度と比較し1億382万7千円の増となったところであります。このうち地方交付税は1億2,090万4千円の増となりましたが、これは除排雪経費の増額等に伴うものです。

2ページをご覧ください。

12款使用料及び手数料、1項1目総務使用料は、ケーブルテレビ使用料及びインターネット使用料の増により、前年度より244万8千円増の9,671万5千円となりました。

13款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金は7,053万円となりました。主なものとしたしましては、地方創生加速化交付金であります。2項2目民生費国庫補助金は、臨時福祉給付金事業費の増などにより、前年度より3,785万2千円増の5,756万円となりました。

3ページをお開き願います。

13款2項4目農林水産業費国庫補助金は、地域連携販売力強化施設整備事業の完了により、平成27年度より減額となっております。2項5目土木費国庫補助金は、社会資本整備総合交付金の増などにより、前年度より1億1,393万3千円増の、2億9,678万1千円となりました。

4ページをご覧ください。

14款県支出金、2項5目農林水産業費県補助金は、前年度より1億7,416万3千円増の3億6,683万7千円となりました。増額となりました理由は、森林整備加速化林業再生基金事業補助金の増であり、これは認定こども園の整備にかかる補助金であります。

5ページをお開き願います。

14款3項4目土木費委託金は、前年度より1,948万3千円増の4,036万円となりました。国県道除雪委託金などの増額によるものでございます。

15款財産収入、2項1目不動産売払収入は、徳沢駅前町有地の売却収入です。

16款寄付金、1項2目ふるさと応援寄附金は606万円で、前年度に比べ481万5千円の増となりました。寄附件数は55件であります。

17款繰入金、2項1目財政調整基金繰入金は、前年度と比較し2億8,990万6千円増の7億3,768万3千円となりました。2項2目庁舎整備基金繰入金は、2億8,343万6千円となっております。

19款諸収入、5項3目違約金及び延納利息1,744万7千円は、認定こども園新築工事にかかるものです。

6ページをご覧ください。

20 款町債、1 項 2 目過疎対策事業債は、前年度と比較し 5 億 170 万円増の 7 億 5,100 万円となりました。認定こども園整備事業や町道改良舗装事業などに充当いたしました。

以上、歳入総額 76 億 7,359 万 2 千円となり、前年度と比較し 10 億 3,481 万 6 千円の増となったところであります。

次に、7 ページをお開き願います。歳出です。主な事業につきましてご説明申し上げます。

2 款総務費、1 項 5 目財産管理費は、12 億 2,716 万 2 千円となりました。主な事業といたしましては、財政調整基金への積立金 6 億 9,550 万 3 千円、庁舎整備基金への積立金 2 億 12 万 8 千円、役場新庁舎改修等工事 2 億 6,660 万 8 千円などであります。なお、決算年度末の財政調整基金の現在高は 10 億 7,121 万 4 千円、庁舎整備基金の現在高は 6 億 2,230 万 3 千円となっております。

8 ページをご覧ください。

2 款 1 項 10 目ふるさと振興費は、1 億 8,862 万 3 千円となりました。主な事業につきましては、温泉施設管理業務委託料、芸術村施設省エネルギー設備等導入工事、地域おこし協力隊配置事業などであります。なお、前年度と比較いたしまして、3,536 万 6 千円の減となっておりますが、これは平成 28 年度より、さゆり公園管理経費を 8 款土木費に移動したためであります。1 項 13 目地方創生費は、6,431 万 3 千円となりました。主な事業といたしましては、CLT 等森林資源活用しごとづくり推進事業のほか、9 ページにかけましての記載のとおりであります。

次に、10 ページをご覧ください。

3 款民生費、1 項 5 目臨時福祉給付金等給付事業助成費は、年金生活者等支援臨時福祉給付金などにより、前年度より 4,932 万 2 千円増の 6,682 万円となりました。2 項 2 目児童措置費は、前年度と比較し 5 億 8,852 万 7 千円増の 9 億 7,968 万 1 千円となりました。前年度より増額となりました主な要因といたしましては、認定こども園整備事業によるものです。

11 ページをお開き願います。

3 款 3 項 1 目災害救助費、107 万円は、熊本地震義援金などであります。

4 款衛生費、1 項 3 目環境衛生費は、喜多方地方広域市町村圏組合負担金、斎場費分の増額により、前年度と比較し、4,450 万 7 千円増の 5,818 万 5 千円となりました。

12 ページをご覧ください。

6 款農林水産業費、1 項 3 目農業振興費は、地域連携販売力強化施設整備の完了などにより、前年度より 3 億 939 万 7 千円減の 1 億 4,221 万円となりました。

13 ページをお開き願います。

7 款商工費、1 項 2 目商工振興費は、3,672 万 8 千円となりました。町商工会育成補助金、中小企業振興資金融資制度貸付金などが主なものであります。

8 款土木費、1 項 2 目道路維持費は、2 億 2,852 万 5 千円となり、前年度と比較し 7,487 万 6 千円の増となりました。主な事業内容といたしましては、14 ページにまいりまして、除雪費などあります。1 項 3 目、道路新設改良費は、3 億 4,510 万 5 千円となりました。実施いたしました町道改良舗装事業は、野沢柴崎線、野沢小学校線など、記載のとおりで

あります。3項3目都市再生整備計画事業費は、7,180万7千円となりました。主な事業内容といたしましては、たかはし桜公園整備事業及び野澤宿ポケットパーク整備事業などです。3項4目公園費、1億1,972万7千円は、平成28年度より新設されました項目でありまして、さゆり公園の管理業務委託料及び改修等に要した経費であります。

15 ページをお開き願います。

9款消防費、1項3目消防施設費は、1,908万7千円となりました。防火水槽の新設などが主なものであります。

10款教育費、1項3目学校給食費は、4,384万4千円となりました。自動立体浸漬槽を購入いたしました。

16 ページをご覧ください。

4項3目文化財保護費は、2,815万円となりました。主な事業内容といたしましては、歴史文化基本構想策定事業などです。

11款災害復旧費、1項1目農業施設災害復旧費は、5,060万2千円となりました。主な事業内容といたしましては、平成27年9月に発生した豪雨災害の復旧工事などです。

以上、一般会計の歳出総額は、74億5,861万円となり、前年度と比較し11億349万4千円の増となったところであります。

次に、各特別会計の決算についてであります。引き続き、主なる施策の執行実績調書によりご説明を申し上げます。

17 ページをお開き願います。

議案第3号、平成28年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

平成28年度におきましては、用地の売却はございませんでした。現在、保有しております用地は、2万6,871平方メートルとなっております。

それでは、歳入であります。2款1項1目の繰越金のみで、歳入総額は、1万8千円となりました。

18 ページは歳出であります。歳出はありませんでしたので、歳入歳出差引額は1万8千円となり、実質収支額も同額となったところであります。

19 ページをお開き願います。

議案第4号、平成28年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

平成28年度におきましては、2区画の分譲があり、年度末の残区画数は12区画となっております。住宅団地購入費補助をはじめとした住宅整備に係る補助制度をPRし、販売促進に努めているところでございます。

それでは、歳入であります。2款2項1目、不動産売払収入1,070万6千円、3款1項1目繰越金646万9千円が主なものであり、歳入総額は、1,743万3千円となりました。

20 ページ、歳出におきましては、分譲促進謝礼、団地内修繕料、一般会計繰出金などが主なものであり、歳出総額は798万5千円となりました。歳入歳出差引額は、944万8千円となり、実質収支も同額となっております。

21 ページをお開き願います。

議案第 5 号、平成 28 年度西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

平成 28 年度の主な事業といたしましては、高速道路インターチェンジ付近の舗装本復旧工事を実施いたしました。この事業をもちまして、施設整備は完了したところでありませう。今後は長寿命化計画を策定しながら、施設の維持管理に努めてまいります。決算年度末の野沢処理区及び大久保処理区を合わせた接続人口は前年度末より 26 人減少し、接続率も、0.2 ポイント減少して 60.3 パーセントになりました。

それでは、歳入であります。1 款 1 項 1 目下水道使用料 3,174 万 3 千円。5 款 1 項 1 目一般会計繰入金 1 億 2,127 万 8 千円。そのほかの収入として、施設整備などに対する国・県の補助金及び起債などであり、歳入総額は 1 億 6,876 万 4 千円となりました。

22 ページ、歳出です。

1 款 1 項 1 目一般管理費 4,257 万 4 千円は、施設の管理運営経費及び地方公益企業法適用に向けての基本計画策定業務委託料などでありませう。

2 款 1 項 1 目下水道施設費は 3,156 万 4 千円で、野沢処理区工事のほか、長寿命化計画策定などを実施いたしました。

歳出総額は 1 億 6,554 万 8 千円で、歳入歳出差引額は 321 万 6 千円となり、実質収支額も同額となったところでありませう。

23 ページをお開き願います。

議案第 6 号、平成 28 年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

本事業では、小島、森野、宝川、白坂、笹川、野尻の 6 処理施設の管理運営をしております。これら 6 地区の決算年度末の接続人口は、前年度末より 32 人減少し、接続率も 0.8 ポイント減少して、86.1 パーセントになりました。

それでは、歳入であります。1 款 1 項 1 目下水道使用料が 3,156 万 7 千円。2 款 1 項 1 目一般会計繰入金 7,730 万 5 千円などで、歳入総額は 1 億 1,273 万 9 千円となりました。

24 ページ、歳出です。

1 款 1 項 1 目一般管理費は 6 処理施設に係る管理運営経費です。歳出総額は 1 億 925 万 8 千円で、歳入歳出差引額は 348 万 1 千円となり、実質収支額も同額となったところでありませう。

25 ページをお開き願います。

議案第 7 号、平成 28 年度西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

平成 28 年度は浄化槽 12 基の整備を行い、累計は 318 基となりました。なお、全体計画では 800 基の整備を目標としておりますことから、事業進捗率は 39.8 パーセントとなっております。

それでは、歳入であります。1 款 1 項 1 目下水道使用料 1,296 万 4 千円。

4 款 1 項 1 目一般会計繰入金 2,344 万 4 千円。そのほかの収入として、施設整備に対す

る国・県の補助金及び起債などであり、歳入総額は5,140万円となりました。

26 ページ、歳出であります。1 款 1 項 1 目一般管理費 2,849 万 9 千円は、施設の管理運営経費であります。

2 款 1 項 1 目個別排水処理施設費は、浄化槽 12 基分の設置工事費などでありあります。

歳出総額は5,034 万 7 千円で、歳入歳出差引額は105 万 3 千円となり、実質収支額も同額となったところであります。

次に、27 ページをお開き願います。

議案第 8 号、平成 28 年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

本医療制度は、平成 20 年 4 月に創設され、都道府県単位で設立されました広域連合が保険者となっております。決算年度末の被保険者数は前年度末より 29 人減少し、1,879 人となりました。

それでは歳入であります。1 款保険料は、特別徴収・普通徴収合わせまして、4,872 万 9 千円で、収納率は前年度より 0.25 ポイント増の 99.92 パーセントとなりました。

2 款 1 項 2 目保険基盤安定繰入金 3,828 万円は、保険料の軽減措置分に対する繰入金であります。

歳入総額は9,455 万 4 千円となりました。

28 ページ、歳出では、3 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金 8,710 万 4 千円が主なものであります。

歳出総額は9,744 万 2 千円で、歳入歳出差引額は8 万 2 千円となり、実質収支額も同額となったところであります。

次に、29 ページをお開き願います。

議案第 9 号、平成 28 年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

事業勘定におきましては、被保険者の財政負担の軽減を図るため、平成 28 年度に 2 カ年の第 6 期国保財政計画を策定し、国民健康保険給付費支払準備基金より 1,500 万円の繰り入れを行うことといたしましたが、さらに前年度繰越金から 600 万円、基金から 1 千万、合計 3,100 万円を減税財源に充て、さらなる負担軽減を図ったところがございます。なお、平成 29 年度末現在の被保険者数は、前年度末より 62 人減少し、1,941 人となりました。

それでは、事業勘定の歳入です。

1 款国民健康保険税は、一般被保険者、退職被保険者を合わせまして、1 億 6,530 万 6 千円となりました。収納率は、前年度より 0.49 ポイント増の 89.03 パーセントとなりました。不納欠損は 142 件、220 万 7,570 円となり、前年度と比較いたしますと 43 件、269 万 8,846 円の減となったところであります。

5 款 1 項 1 目前期高齢者交付金は、前年度より 1,644 万 7 千円の減となりましたが、これは平成 26 年度分の精算の結果、減額となったものであります。

30 ページをご覧ください。

9 款 2 項 1 目国民健康保険給付費支払準備基金繰入金は、減税財源のほかに医療費増加対応分の繰り入れを行いましたことから、3,449 万 3 千円となりました。

その他、款項の主な内容につきましては記載のとおりであり、歳入総額は10億1,123万5千円となりました。

31 ページをお開き願います。歳出です。

2款1項1目一般被保険者療養給付費は4億2,791万5千円となり、前年度と比較いたしますと、1,226万5千円の減となりました。なお、2款の保険給付費全体で申し上げますと、5億5,504万3千円となりまして、前年度より1,040万円の減となっております。

その他、款項の主な内容につきましては記載のとおりでありまして、歳出合計は9億8,459万1千円で、歳入歳出差引額は2,664万4千円となり、実質収支額も同額となったところであります。

33 ページをお開き願います。診療施設勘定の歳入です。

1款1項の外来収入は、合計1億4,443万4千円となり、前年度と比較いたしますと、1万2千円の減となっております。

その他、款項の主な内容につきましては記載のとおりでありまして、歳入総額は2億7,877万2千円となりました。

34 ページは歳出です。

2款1項1目医療用機械器具費は、1,209万8千円となりました。医療用機械器具として、自動高圧蒸気滅菌器1台、内視鏡洗浄消毒装置1台を購入いたしました。

その他、款項の主な内容につきましては記載のとおりでありまして、歳出総額は2億5,427万7千円で、歳入歳出差引額は2,449万5千円となり、実質収支額も同額となったところであります。

35 ページをお開き願います。

議案第10号、平成28年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

平成28年度は、第6期介護保険事業計画の2年目となります。年度当初の第1号被保険者数は2,953人となっております。また、第1号被保険者のうち、介護認定をされた人は578人で、認定割合は19.6パーセントとなっております。

それでは、歳入であります。1款1項1目第1号被保険者保険料は、1億7,496万3千円で、前年度より270万8千円の増となりました。収納率は前年度より0.14ポイント増の98.80パーセントになりました。不納欠損処分は9件で、4万3,938円であります。

36 ページをご覧ください。

7款繰入金、1項5目その他一般会計繰入金は、事務費分及び介護予防支援事業費分の減により、前年度より1,098万7千円減の、3,709万5千円となりました。

その他、款項の主な内容につきましては記載のとおりであり、歳入総額は11億2,992万3千円となったところであります。

37 ページをお開き願います。歳出です。

2款1項1目居宅介護サービス給付費は、前年度より4,721万1千円減の3億3,172万6千円となりましたが、1項2目地域密着型介護サービス給付費は、前年度より2,331万2千円増の1億853万2千円となりました。なお、2款保険給付費全体では、9億5,151万9千円となりまして、前年度より2,657万5千円、2.7パーセントの減となっております。

す。

3款1項1目介護給付費準備基金積立金2,347万7千円は、前年度繰越金から事業費確定に伴う国・県等への償還金を支出した残金を積み立てたものであります。なお、決算年度末の介護給付費準備基金の現在高は2,720万1千円となっております。

その他の款項の主な内容につきましては記載のとおりであります。歳出総額は10億7,608万7千円で、歳入歳出差引額は5,383万6千円となりましたが、繰越明許費繰越額が26万6千円ございましたので、実質収支額は5,357万円となりました。

39ページをお開き願います。

議案第11号、平成28年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

本特別会計では、簡易水道7施設、飲料水供給施設3施設、あわせて10施設の管理運営を行っております。決算年度末の給水人口は、前年度と比較し39人減の1,253人となりましたが、普及率は0.48ポイント増えて、94.92パーセントとなりました。

それでは歳入であります。1款1項1目水道使用料は、2,524万5千円となりました。

2款1項1目一般会計繰入金は、地方債償還金の減額などにより、前年度より744万5千円減の3,895万7千円となりました。歳入総額は6,787万9千円となったところであります。

40ページをご覧ください。歳出です。

1款1項1目一般管理費は、3,305万9千円となりました。給水施設の管理運営に係る経費のほか、地方公益企業法適用に向けての基本計画策定業務委託料などがあります。歳出総額は6,491万1千円となりました。歳入歳出差引額は296万8千円となり、実質収支額も同額となりました。

次に、実質収支に関する調書、財産に関する調書でございますが、記載のとおりでありまして、説明と重複する部分もございますので、説明は省略させていただきます。

以上で議案第2号から議案第11号までの説明を終了させていただきます。

○議長 議案第12号の説明を求めます。

建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 議案第12号、平成28年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてをご説明申し上げます。

説明に使用します資料でございますが、西会津町歳入歳出決算書。こちらでございますが、決算書と、もう1つ厚いほうの事項別明細書。この2冊でご説明を申し上げますので、ご用意方お願いしたいと思います。

はじめに、剰余金の処分についてご説明をいたします。

地方公営企業法の第32条第2項の規定によりまして、資本金、資本剰余金及び、未処分利益剰余金の処分につきまして、議会の議決を求めるものでございます。

それでは決算書の51、52ページをお開き願いたいと思います。

今次の決算では、資本金、資本剰余金の処分はなく、未処分利益剰余金の処分のみとなりました。上に記載の表、平成28年度西会津町水道事業剰余金計算書をご覧くださいと思います。

前年度末残高の未処分利益剰余金は、3,187万9,568円で、それを、減債積立金に500万円、建設改良積立金に500万円を積み立て、処分後の繰越利益剰余金の残高は、2,187万9,568円となりました。当年度の変動額として純利益が1,009万8,265円ありますので、合計をいたしました当年度末の未処分利益剰余金の残高は3,197万7,833円となります。

次に、下に記載の表、平成28年度西会津町水道事業剰余金処分計算書(案)をご覧くださいと思います。

いまほどの当年度末の未処分利益剰余金残高3,197万7,833円を、減債積立金に500万円、建設改良積立金に500万円を積み立て、処分後の繰越利益剰余金の残高を2,197万7,833円とするものでございます。

次に決算の概要を説明いたします。事項別明細書のほうをお開きいただきたいと思います。

ページにつきましては209ページでございます。

平成28年度西会津町水道事業報告書。

1、概況の(1)総括事項、ア、給水でございますが、平成28年度の年間総配水量は、61万3,901立方メートルで、前年度と比較して7.1パーセント、4万886立方メートルの増となりました。年間総有収水量は43万1,793立方メートルで、前年度と比較し1.6パーセントの増、6,837立方メートルの増加となったところでございます。給水人口は3,863人で、給水普及率は前年度より0.21ポイント上がり、85.62パーセント、給水件数は6件増の1,684件となりました。次にウ、経常収支は、平成28年度の収益的収入は、前年度と比較して3.2パーセント減の1億4,494万5,249円、支出は前年度より6.5パーセント増の1億3,484万6,984円となり、損益計算において1,009万8,265円の黒字となりました。

次に、資本的収支では、収入が5,372万2,960円、支出が固定資産購入費9,265万1,805円、施設改良費574万3,440円、及び企業債償還8,658万4,689円で、収支差し引き3,892万8,845円の不足となりましたので、過年度分損益勘定留保資金3,847万9,429円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額44万9,416円で補填し、その結果、実質収支は2,883万580円の赤字となりました。

次に210ページをご覧くださいと思います。

議会の議決事項、行政官庁認可事項、職員に関する事項、工事の概況などがございますが、ご覧のとおりでございます。

次に、210ページでございますが、3、業務の(1)業務量は、給水人口、給水件数、年間配水量などを記してございまして、年間有収水量は43万1,793立方メートルで、年間有収水量率は70.34パーセントでございました。

次に、供給単価は、1立方メートル当たり220円21銭であり、給水原価は、1立方メートル当たり289円83銭で、69円62銭の差となっております。

次に212、213ページをご覧くださいと思います。

(2)事業収入に関する事項では、平成28年度の合計額は、1億4,494万5,249円となり、(3)事業費に関する事項では、平成28年度の合計額は1億3,484万6,984円で、1,009万8,265円の黒字となりました。

214ページをご覧くださいと思います。

4の会計は、請負契約の内容、企業債及び一時借入金の概況、他会計補助金の充当などについて記載をしております。

次に、215 ページ以降の明細につきましては、決算書にて説明申し上げますので、また決算書にお戻りいただきたいと思っております。

ページにつきましては、49、50 ページでございます。

この決算報告書は消費税及び地方消費税を加算した額で計上しております。したがって、先ほどまでの説明は税抜きでございましたので、金額は一致しておりませんので、その点につきましてご了解いただきたいと思っております。

まず、1、収益的収入及び支出の収入はでございますが、第1款 水道事業収益は、営業収益と営業外収益の合計で、決算額は1億5,348万7,676円でした。

次に支出は、第1款 水道事業費は、第1項営業費用の決算が1億718万8,449円、第2項営業外費用の決算額が、3,575万1,546円、予備費は0円で、支出合計の決算額は、1億4,293万9,995円となりました。

次に2の資本的収入及び支出の収入はでございますが、第1款資本的収入の第1項補助金で5,271万1,000円、第2項負担金が101万1,960円、収入合計の決算額は5,372万2,960円となりました。

支出は、第1款資本的支出、第1項建設改良費が606万7,116円、第2項企業債償還金は、8,658万4,689円、支出合計決算額は、9,265万1,805円となり、資本的収支不足額の補填方法につきましては、下段に記載のとおりでございます。

次に53ページの損益計算書をご覧いただきたいと思っております。

1の営業収益は合計額9,516万8,285円、2の営業費用の合計額は1億456万131円で、その差額939万1,846円が営業損益となります。

3の営業外収益は、合計額4,977万6,964円で、4の営業外費用の合計額は3,028万6,853円、その差額の営業外利益は1,949万1,111円であり、営業損益と営業外利益の差額1,009万8,265円が経常利益となります。

5の特別損失はなく、経常利益がそのまま当年度純利益となり、前年度繰越利益剰余金2,187万9,568円を加算した3,197万7,833円が当年度末処分利益剰余金となりました。

次に、54ページの貸借対照表でございますが、1の固定資産と2の流動資産をあわせた資産合計額、3、4の負債、5の繰延収益、6の資本金、7の剰余金を加えた負債・資本の合計額とも23億1,153万5,861円でございます。

以上で、議案第12号の説明を終了させていただきます。

○議長 議案第13号の説明を求めます。

会計管理者、長谷川浩一君。

○会計管理者 議案第13号、平成28年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

説明に入ります前に、資料の確認をお願いいたします。まず、平成28年度西会津町本町財産区特別会計 歳入歳出決算書、ホッチキス止の薄いものでございます。同じく歳入歳出決算事項別明細書、同じようなものでございます。実質収支に関する調書・財産に関する調書、この3部の資料をご用意いただきたいと思っております。

なお、決算認定の対象となりますのは、歳入歳出決算書であります。よりご理解をいただくため 事項別明細書により説明をいたしますので、事項別明細書のほうをご用意ください。

それでは 事項別明細書の 1 ページ、2 ページをお開き願います。

歳入です。金額は 2 ページの収入済額で申し上げます。

まず、1 款財産収入、1 項 1 目財産貸付収入は、4 万 3,400 円となりました。これは、貸地料 24 件分であります。

2 款使用料及び手数料は、収入がございませんでした。

3 款繰越金、32 万 3,971 円は前年度からの繰越金であります。

4 款諸収入、7 円は預金利子であります。

以上、歳入合計は 36 万 7,378 円となりました。

3 ページ、4 ページをお開き願います。

歳出です。金額は 4 ページの支出済額で申し上げます。

1 款管理会費、1 項 1 目管理会費は 4 万 4,350 円となりました。報酬 4 万 1,600 円は、管理会委員の報酬であります。

2 款総務費は 7,164 円となりました。このうち、1 項 1 目一般管理費は 5,220 円となりました。交際費と役務費であります。1 項 2 目財産管理費は 1,944 円となりました。需用費として封筒などを購入しております。

3 款予備費の充当はありませんでした。

以上、歳出合計は 5 万 1,514 円となり、歳入歳出差引残額は 31 万 5,864 円となりました。

次に実質収支についてであります。

実質収支に関する調書・財産に関する調書、こちらの 1 ページをお開き願いたいと思います。

歳入総額 36 万 7 千円から 歳出総額 5 万 2 千円を差し引いた額は、31 万 5 千円となり、翌年度に繰り越すべき財源はありませんでしたので、実質収支額は、31 万 5 千円の黒字となりました。

2 ページ、3 ページをお開き願います。

財産に関する調書についてであります。3 ページ (2) の山林のうち、立木の推定蓄積量の決算年度中増減高、266 立方メートルは自然増加分によるものです。そのほか、前年度末現在高から増減はありませんでした。

なお、本決算につきましては、議会へのご提案に先立ち、去る 8 月 23 日開催の本町財産区 管理会で 同意を得ておりますことを申し添えます。

以上で、全ての決算の説明を終了いたしました。よろしくご審議をいただきまして、提出いたしました 各会計の決算につきまして、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

- 議長 説明ありました議案第 2 号、平成 28 年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第 13 号、平成 28 年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの決算審査について、監査委員の意見を求めます。

あわせて、財政健全化判断比率等審査の意見、定期監査報告及び財政援助団体等監査報告もしてください。

監査委員、佐藤泰君。

○監査委員　ただいまから、平成 28 年度分、決算審査意見書、財政健全化比率等審査意見書、監査報告書について報告申し上げたいと思います。

冊子のほう、ご用意いただければと思います。

冊子の説明に入る前に、1つお断り申し上げたいと思います。監査委員 2 名で監査にあたったわけですが、本報告書の内容でございます。資料の内容でございますが、監査員 2 名の合意によるものでございますということで、はじめにお断りしておきたいと思ひます。

町長から提出された書類に従って監査を行ったわけですが、その途中、聞き取り等も行いましたので、その内容についても資料のなかに入っているということでご承知おきいただきたいと思ひます。

また、ただいま会計管理者の方、それから議会初日に総務課の課長さん、そしてただいまの建設水道課長さんから、詳細な報告があったわけですが、監査といたしましても、この冊子に従って計数、数値について詳しくご説明申し上げるところでございますが、冊子でご報告するということが多々ございますので、これについてもご理解いただければと思ひます。なお、冊子でございますが、本年度、またちょっと工夫していただきまして、それぞれの項目が見やすいような形に編集させていただきましたので、ご覧いただければと思ひます。

それでは冊子のほうの 1 ページを開けていただければと思ひます。

1 ページから 19 ページまで続くわけですが、ここでは一般会計、それから特別会計の決算審査意見書ということでございます。地方自治法第 233 条第 2 項及び同じく地方自治法第 241 条第 5 項の規定によって、一般会計、特別会計の決算について審査を行ったということになります。

監査委員でございますが、私、代表監査委員の佐藤泰と、議会選出の監査委員の小柴敬、2 名でありました。

それでは、2 ページをお開きいただきたいと思ひます。

決算意見書となっておりますが、一般会計及び 9 つの特別会計について、歳入歳出決算とあわせて提出された書類で審査をいたしました。

まず、2 ページの最初の 1 番をご覧いただきたいと思ひます。

審査の概要でございます。ここには、ただいま申し上げました対象について書いてございます。一般会計と特別会計でございます。(2) は期間でございます。3 日間にわたって実施させていただきました。8 月 17 日、18 日、とんで 21 日でございます。次の (3) の手続きでございますが、各会計の歳入歳出の決算書、それから、それぞれの歳入歳出の決算の事項別明細書、それから実質収支に関する調書、財産に関する調書、これらについて監査を行いました。それぞれにつきまして、関係法令に準拠しているのか。町の財政運営は健全であるか、財産の管理は適正か、予算が適正かつ効率的に執行されているのか、この 4 点について監査を行いました。

それでは、2ページの一番下をご覧くださいと思います。

大きく審査の結果と書いてございます。各調書は、法令に準拠したものでございました。また、決算計数には誤りは見られませんでした。3つ目は、基金の運用管理についても、誤りがございませんでしたというのが結果でございます。

それでは、目を右に移していただきまして、3ページでございます。

大きな3番として、審査の意見と書いてございまして、その下に(1)総括と書いてございます。一般会計と特別会計の総額ということになります。その下に四角で囲われた部分がございます。ご覧いただきたいと思いますが、実質収支額は黒字であるということでございます。その下段にずっと表が生らんでおりますが、3ページの下の方ですね。これについてもご覧いただければと思います。

続いて4ページにまいります。

4ページは①、②とございまして、この内容につきましては、そのままお読みいただければと思います。決算額の推移、そして執行状況でございます。これをお読みいただきたいと思います。

では、また目を転じていただきまして、5ページでございます。

5ページには、下半分になります。町債の状況、それから実質公債費比率について書いてございます。まず、アとイでございますか、これもお読みいただきたいと思いますが、町債の発行額、償還額でございます。そして、ウについては、実質公債費比率でございますが、これは非常に良好であるという結果でございました。

めくっていただきまして、6ページをご覧ください。

6ページに表がございますが、これはご覧いただければと思います。

6ページの下の方に④というのがございます。収入未済額と不納欠損額についてでございます。まず、アでございます。収入未済額です。平成24年度に1億円を下回って、毎年減少している状況でございます。庁内の皆さま方のご努力の成果というふうに考えております。

続いて、7ページに目を移していただきまして、今度はイ、不納欠損額でございます。全て時効に該当して、処分に誤りはございませんでした。平成28年度は、大幅に減少してございます。表もご覧いただければと思います。

続いて、めくっていただきまして8ページでございます。

8ページ⑤は、主な基金の状況でございます。アは財政調整基金、イは庁舎整備基金、ウは国民健康保険給付費支払準備金でございます。いずれも前年比から減となっております。表をご覧くださいと思います。

それでは、ここから次の9ページに移るわけですが、一般会計のほうに移ってまいります。

9ページに、大きな審査の意見のなかの(2)一般会計でございます。四角がございまして、実質収支について書いてございますが、黒字というふうになっております。円グラフがございます。ご覧いただければと思います。

めくっていただきまして10ページでございます。

①歳入についてでございます。(ア)財源構成でございますが、一般財源が増加しており

ます。これについては、会計管理者のほうからもございましたけれども、認定こども園の整備、それから町道野沢柴崎線の改良等に伴いまして、特定財源が増になったということが主な理由だと思います。また、自主財源が増えているわけですが、さらに確保していただければというのが意見として入れてございます。依存財源が減っております。表もご覧ください。

11 ページをご覧ください。

11 ページのイでございますが、町税、地方交付税についてでございます。上半分でございます。町税、地方交付税についてですが、町税は増えております。増。地方交付税も増えております。町税と地方交付税の歳入に占める割合、表がございすけれども、これも増えているわけですが、当然、これは国、県補助金、基金繰入金などが増えたためだということでございます。表もご覧いただきたいと思います。

それでは、11 ページの下半分でございます。②とございまして、歳出でございます。そのなかで、ア、義務的経費と投資的経費ということで、表がございす。これは表をご覧くださいいただければお分かりになると思います。

また、めくっていただきまして12 ページでございます。

12 ページの上半分、(イ) 経常収支比率でございます。前年度より増加しております。全国平均に比べても非常に健全であるということがいえます。続いてウでございます。債務負担行為の支出予定額、3項目あげてございすですが、これについてはご覧いただければと思います。続いてエでございます。一般会計より他会計への繰出金ということで、これも前年度に比べれば少なくなっているという状況でございます。

ここまでが一般会計でございます。

続きまして、12 ページの真ん中から下、(3) と書いてございまして、特別会計のほうに移ってまいりたいと思います。

特別会計全体といたしましては、非常に計画的に執行されておまして、良好であるという状況でございます。ただ、収入未済額が前年度よりちょっと増加している部分もございす。これはちょっと気がかりかなということです。

それでは、13 ページをご覧ください。いよいよ個別の特別会計のほうに入りましてまいります。

13 ページの①工業団地造成事業特別会計でございます。皆さまご存じのとおり、平成17年以降、動きがないというのが実情でございます。平成26年度に策定しました企業誘致戦略、また、まち・ひと・しごと創生総合戦略、これに対応した政策が必要かなというふうに感じております。盛土等もそのままになっておりますので、どうにか動かすことができないのかということで、監査の意見としてちょっと書いてございます。

その下でございます。②住宅団地造成事業特別会計でございます。これについては、非常に良好な状況で、今年度、平成29年度も1棟（1区画）売れたというようなこともございすので、なかなか担当、健闘しているかなというような状況だと思います。これもお読みいただきたいと思います。

その下でございます。③下水道施設事業の特別会計でございます。ここでは、いろいろ書いてございすですが、歳入歳出、施設設備については、そのままお読みいただきたいと思います。

いますが、収入未済について、若干申し上げたいと思います。先ほど会計管理者のほうからもございましたが、昨年は33人の369件ということだったんですが、今年は37件、474人というふうには増えて、増加しているというのが現状でございます。また下水道の接続状況につきましては、接続人口が減少しております。これもPR等が必要ななど、人口減も原因ということがあるでしょうけれども、これも各担当のほうでよろしく願いできればと思います。

14ページに移ります。④の農業集落排水処理事業特別会計でございます。接続人口が減少しています。歳入歳出それぞれ、それに伴って減というようなことになっておりますか。ここでも収入未済がございまして、昨年度48人で690件だったんですが、平成28年度は50人の693人というふうには書いてございます。ちょっと人数的に増えたり、件数も増えたりしているんですが、金額的にはやや減少という状況が見られます。

それでは、その下になります。⑤個別排水処理事業の特別会計でございます。合併処理浄化槽でございますが、これの進捗率は39.8パーセント、先ほどございました。800基予定のうち318基が設置ということでございますので、これもまたPR等、よろしく願いしたいと思います。この収入未済につきましては、昨年度14人、62件、それに対して、平成28年度は15人、110件ということで増えております。金額も増加しております。

続いて15ページの下の方にまいります。⑦でございます。国民健康保険の特別会計のうちの（ア）事業勘定でございます。実質収支額、そこから前年度の実質収支を引きまして、単年度の収支を見てみますと、赤字から黒字に転じております。ここでも書いてございますが、平成28年度から第6期の国保財政2カ年計画が始まっておりまして、被保険者の負担軽減が図られているかなど。そしてもう1つは、県への移行ということで、平成30年度からの財政運営の県への移行ですね、これについても議会のなかで説明ございましたが、なお、計画的、安定的な運営をよろしく願いしたいということでございます。それから、国民健康保険税の収納率、これは増加しております。不納欠損もございまして、不納欠損でございますが、192件の45人だったものが、142件、26人と減少しております。額も減少しております。

それから、16ページにつきましては、表がございまして、これについてもお読みいただければと思います。ご覧いただければと思います。

続いて17ページに入ります。（イ）診療施設勘定でございます。歳入歳出の差引額、実質収支、この額は引き続き黒字となっております。なお、最近、訪問看護のほうが増えておりますので、17ページ⑧の下の方の3行ですか、昨年度と同じような形で意見を書いてございます。また、被保険者の推移について表がございまして、ご覧いただければと思います。

それでは、まためくっていただきまして18ページでございます。

⑨簡易水道事業の特別会計でございます。これについても詳細に説明ありましたが、一般会計からの繰入金も減少しております。収入未済額につきましては、61人、617件だったものが、58人、640件ということで、件数は増えたわけですね。若干増えているわけでございます。そのような状況が見られますので、これもご覧いただければと思います。

それでは、同じく 18 ページの下のほうの（４）に入ります。

審査の意見。大きな審査の意見のなかの（４）の実質収支に関する調書になります。実質収支比率については、5.8 パーセントだったのが、4.5 パーセントで、1.3 ポイント減少しています。特別会計の実質収支額でいきますと黒字、前年度比 26.9 パーセント増ということになっております。これもお読みください。

では、最後、19 ページでございます。

（５）財産に関する調書、これは一覧のとおりでございます。

①公有財産についてでございます。（ア）ですか、ここについては、昨年度有価証券、それから出資による権利ということが入ってございましたが、それぞれ東北電力の資金、それから広域の斎場ですか、の建設関係に関わっての出資がなくなりましたので、ここれは取り消されております。

②の基金でございます。これは地方自治法第 241 条第 5 項の規定に基づいて審査を行ったわけですが、基金の運営について適正であることを認めましたので、ご報告申し上げます。

さて、ここまでが一般会計、特別会計ということでございます。はじめに申し上げましたとおり、非常に良好な運営がなされているというのが監査の結論でございました。大変ご苦労さまでございます。

それでは、続きまして、めくっていただいて、21 ページになります。

水道事業会計の決算審査意見書ということでございます。これは、法的に変わりました地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定に基づいて、水道事業会計の決算書及び関係書類について監査を行いました。監査委員は先ほどと同じ 2 名。佐藤と小柴でありました。審査の実施日でございますが、7 月 28 日。手続きについては、関係諸帳簿、それから証拠書類との照合、これについて見たわけですが、経営の効率化、公共性について特に留意しながら監査を行いました。

その結果、3 番、審査の結果でございますが、事業の経営成績、財政状況等、適切に表示されておりました。計数に誤りは見られませんでした。

水道事業に関する意見についてでございますが、21 ページの一番下、4 番、ここに丸が 1 つございます。ページをめくりますと、22 ページの上に丸が 3 つございます。合わせて 4 項目あげさせていただきました。

21 ページの最初の丸です。一番下の丸については、収益的収支が黒字、それから資本的収支が赤字、実質収支も赤字というような結果が出ておまして、今後も適切な事業の運営と安全な水の供給に努力してほしいというのが、21 ページです。

それから、22 ページにまわりまして、最初の丸が、先ほど言いました未収金についてでございます。

その下の丸は、企業債についてでございます。企業債の残高が減少していますよというようなことですね。

それから最後です。丸の 4 つ目ということになりますけれども、老朽管の更新事業、平成 28 年度より着手されておりますが、さらに計画的に、スピーディーに進めていただきたいということがここに書いてございます。

それで、22 ページ下半分は、大きな 5 番として、事業の状況の経営の成績、これがずっと続いておりました、23 ページまで続いております。これは表をご覧いただきたいと思っております。

続いて、めぐりまして 24 ページから 26 ページ、これは貸借対照表について経営分析がなされておりますが、これも表を参照いただければと思います。

27 ページ、(3) 施設の利用状況及び業務実績ということでございます。これは 28 ページの上の 5 行目まで続いておりますので、これについても表及び文書のほうご覧いただければと思います。

最後、28 ページの (4) の総括でございます。適切な検査を実施して、安定的な水の供給がなされておりました。平成 28 年度の特徴といたしましては、漏水事故、小さいものは 8 件ということで減少したんですが、本管の漏水というのが 3 件ございました。このために、有収率低下、供給単価と給水単価のあいだに乖離が広がったというところがあると思います。早く発見していただいて、早く修理していただくということでございますが、本当に大変でございますが、目を光らせていただきながら、漏水事故のないように、ひとつよろしくお願ひしたいと思っております。

まとめとしては、引き続き適正な維持管理に努めていただくとともに、先にも述べましたけれども、老朽管の更新作業、これスピーディーによくしお願ひしたいと思っておりますということで、まとめておきました。

それでは、どんどんいきます。めくっていただいて 29 ページでございます。

本町財産区特別会計決算審査意見書ということでございます。これは地方自治法第 233 条第 2 項の規定により実施いたしました。歳入歳出決算書及び提出された関係書類について審査を行いました。監査につきましては、2 名の監査委員が実施いたしました。審査に就きましては 8 月 18 日。

審査の結果については大きな 2 番でございますが、本町財産区につきまして、歳入歳出決算書、それから決算事項別明細書、実質収支に関する調書等に計数の誤りは見られませんでした。それから財産に関する調書につきましても、適切であったということでございます。

なお、意見でございますが、本町財産区のほうでは、平成 28 年度にアンケートを実施したそうでございます。財産区の存在にも関わる部分があったのかもしれませんが、そういうようなアンケートを実施して、結果を集約し、今後の適切な運営に活かしていこうということでございますので、今後も適切な事業運営にあたっていただきたいと思っておりますという形で締めくくらせていただきました。

それでは、31 ページでございます。

これは議会の初日に、総務課長さんから詳しい説明がございました。財政健全化判断比率等審査意見書になります。この根拠になりますけれども、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法の第 22 条の第 1 項の規定により実施するものでございます。

審査の内容でございますが、この 31 ページの下に表になってございますけれども、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、そして資金不足比率とい

う形でまとめてございます。それぞれについて、私ども監査のほうでは、どの数値を使ってどのような計算式でこれを出すのかというのを十分に理解させていただきながら、総務課の担当の方及び課長さんのほうから説明をいただきまして、誤りがないことを確認してございます。

なお、32 ページをご覧ください。

ただいま申し上げたのは4番でございまして、審査の結果ということで、4番、審査の結果について申し上げます。それぞれ適切であることを確認いたしましたということでございます。

大きな5番の意見でございしますが、これについても、数値の動きについて詳しく書いてございますが、一番下の6行、本町の現状というようなことで、昨年度もまとめてみましたので、こんな形であげてございます。一般会計の歳入額の39.4パーセントを地方交付税が占める本町にとって、昨年度同様に交付額の動向、一般会計から特別会計への繰り出し、これの抑制ですね。これが財政健全化の大きなポイントになっているのかなと思います。そんなことで各部署ごとにご苦労が続いていることだと思っておりますが、引き続き健全な財政運営をお願いしたいということでございます。

それぞれ算出のために分数をつくりまして、いろんな数値を入れながらということでございますので、それについては、ここでは触れないでおきたいと思っております。

それでは、めくりまして33 ページでございまして。

定期監査報告書でございまして、これにつきましては、地方自治法第199条第4項の規定に基づいて実施いたしました。そして同条の第9項によりまして、この場で報告を申し上げることになっております。監査委員は先ほどの2名、佐藤と小柴が担当いたしました。監査実施日、8月8日、9日、10日、3日間でございます。

対象につきましては、34 ページをお開きください。

ここに表になってございますが、6件を抽出して実施いたしております。これについても、毎年、抽出工夫しまして、万遍なくまわるような形で工夫したつもりでございしますが、今回はこんな形で抽出させていただきました。

また戻っていただいて、大きな3番、監査の狙いでございしますが、事務事業が合法かつ効率的になされているのか、なによりも住民福祉に寄与しているのかと、この2点が大きな視点でございまして。

結果でございまして、大きな4番。この講評につきましては、担当部局、それぞれ文書で差し上げてございます。ここでは皆さん方に差し上げてございせんが、必要な方、いらっしゃいましたら各課のほうにお問い合わせいただいて、お取り寄せいただければと思います。そんな手順になっております。

続いて、また黄色をめくりまして35 ページにまいります。

補助金等交付団体監査報告書ということでございまして、これにつきましては地方自治法第199条第7項の規定に基づいて実施し、同じく同条の第9項の規定によりここで発表申し上げますのでございます。監査は監査委員2名でありました。実施期日は8月8日、9日、10日、3日間でございます。

対象については、めくっていただいて37 ページをご覧ください。

そこに5つあがってございます。町が財政的な援助を行った団体、これにつきまして、当該団体の役員の方、それから当該団体の補助金等交付事務担当の所管の課の方、おいでいただきまして、書類をもとに監査させていただきました。

狙いでございます。また戻っていただいて35ページ、3番の狙いです。補助金が法令、予算の定めるところに従っているかと、そして、公正かつ効率的に使用されているのか。2つ目です。何よりも町民からの税金、その他貴重な財源で賄われているものでございますので、それを強く認識していただいて、誠実に事業等を行っているのか、これ大切なことです。これを重点に監査を行いました。

36ページをご覧ください。

その結果、監査の結果でございますが、(1)から(7)までまとめてございますが、いずれも良好であったというふうに認めます。また、所管課においては、団体の状況をさらに把握していただいて、今後とも適切な指導監督をお願いしたいと思っております。

この指導の意見等につきましても、関係団体のいらした方、それから担当課のほうに差し上げてございますので、これについても必要な方は、そちらのほうにお問い合わせいただければと思います。

それでは、最後になります。39ページでございます。

指定管理者・出資団体監査報告書になります。これは地方自治法の第199条第7項の規定によって行ったものでございます。そのなかで、町が出資しているもので政令で定めた者、それから地方自治法第244条の2第3項の規定に基づいて、公の施設の管理を行わせている者、これが対象になるわけですが、これについて監査を実施いたしました。その結果について、地方自治法第199条第9項、その結果をここで報告するものでございます。

まず監査の実施でございますが、監査は監査委員2名で実施いたしまして、監査の期日は8月8日、9日、10日、3日間でございます。監査の方法ですが、平成28年度に指定管理者になった者及び出資団体のなかから対象となった団体、39ページの下に書いてございます。(2)対象とした団体は、①から③でございます。ご覧いただきたいと思っております。

では、最後40ページをお開きください。最後のページです。

まず、一番上に監査の狙いが書いてございます。狙いにつきましては、指定管理者については、管理運営が適切でしたか。これは出資団体については、経営状況、これはどうですかということで、この2つを重点に監査を実施してございます。

結果でございます。大きな4番。(1)から(4)までまとめてございますが、総じて良好であったというのが監査の意見でございます。町及び所管課、町の貴重な財産等が適正、効率的に活用されているようですね。今後とも、やっぱり適切な指導をよろしくお願いたいということでございます。いろいろなことがありましたね、平成28年度、そんなことも含めまして、町当局はじめ町所管課のほうで、しっかりと指導していただきながら、町民の期待に応えていただければというのが監査の意見でございます。

以上、甚だ簡単にまた申し上げてしまって、はじめ申し上げましたが、いちいち計数、数値等について詳しく説明申し上げるところでございますが、この報告書に代えさせていただいた部分が多々ございます。よくお読みいただきながら、よろしくご審議をいただければと思います。

以上でございます

それでは資料のほう、ちょっと間違いがございました。(報告書の訂正)

35 ページをお開きください。

35 ページの下の方の2番、対象とした団体等と書いてあって、その2行目の最後に6団体と書いてございます。私も一瞬間違ったと思いましたが、これを、6団体を5団体に変更していただきたいと思えます。

そんなことで、ただいまご指摘ございましたので、そこだけ訂正させていただきたいと思えます。大変申し訳ございませんでした。

○議長 お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。(11時48分)

平成29年第5回西会津町議会定例会会議録

平成29年 9月14日(木)

開 議 13時00分
延 会 16時22分

出席議員

1番 三 留 満	6番 猪 俣 常 三	11番 青 木 照 夫
2番 薄 幸 一	7番 伊 藤 一 男	12番 荒 海 清 隆
3番 秦 貞 継	8番 渡 部 憲	13番 清 野 佐 一
4番 小 柴 敬	9番 三 留 正 義	14番 武 藤 道 廣
5番 長谷川 義 雄	10番 多 賀 剛	

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職指名

町 長 薄 友 喜	会計管理者兼出納室長	長谷川 浩 一
総務課長 新 田 新 也	教育長職務代理者	五十嵐 長 孝
企画情報課長 矢 部 喜代栄	学校教育課長	会 田 秋 広
町民税務課長 五十嵐 博 文	生涯学習課長	石 川 藤一郎
健康福祉課長 渡 部 英 樹	代表監査委員	佐 藤 泰
商工観光課長 伊 藤 善 文	農業委員会会長	佐 藤 忠 正
農林振興課長 玉 木 周 司	農業委員会事務局長	玉 木 周 司
建設水道課長 成 田 信 幸		

会議に職務のため出席した者の職指名

議会事務局長 渡 部 峰 明	議会事務局主査 物 永 毅
----------------	---------------

第5回議会定例会議事日程（第7号）

平成29年9月14日 午後1時開議

開 議

- 日程第1 議案第2号 平成28年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 議案第3号 平成28年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 議案第4号 平成28年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第5号 平成28年度西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第6号 平成28年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第7号 平成28年度西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第8号 平成28年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第9号 平成28年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第10号 平成28年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第11号 平成28年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第12号 平成28年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第12 議案第13号 平成28年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

散 会

（小中一貫教育調査特別委員会）

第5回議会定例会議事日程（第7号の追加1）

平成29年9月14日

追加日程第1 議会案第1号 平成28年度西会津町一般会計歳入歳出決算に関する決議

○議長 平成 29 年第 5 回西会津町議会定例会を再開します。(13 時 00 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

皆さんに申し上げます。議案第 2 号から議案第 13 号までの説明はすでに終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。審議の方法として、一般会計については総括的な質疑を行い、その後、款ごとに質疑を行います。特別会計については、1 議題ごとに行いますので、ご協力をお願いします。

なお、議案の審議を行います。会議規則第 52 条で定めておりますように、議案内容の不明な点や疑問点を問いただすものであります。また、一般会計の総括質疑は、財源の確保状況など、決算全般にわたる質疑でありますので、あらかじめ申し上げます。

日程第 1、議案第 2 号、平成 28 年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定についての総括質疑を行います。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 総括で何点かお尋ねします。総務課長からは毎年同じようなことを聞いているというようなことを言われましたけれども、そういうことであればご容赦いただきたいと思っておりますけれども、まず、平成 28 年度の会計、全ての会計がこれ黒字決算で終わることができたと、これはこれで大変いいことで、素晴らしいことだと評価するものであります。監査委員報告のなかで、各種事業、翌年度に繰り越しを差し引いた執行率は 96.1 パーセント、前年よりも 0.3 ポイントの増であり、概ね適正な執行であったということでもあります。

私もこの、いつも決算審査で思うことでもありますけれども、ともすればこの既決予算を執行することがいい仕事であって、全てとは申しませんが、それが重要だというような話も分かります。この予算が執行されるうえで、いわゆる事業の内容、やった結果をどのようにこれ評価検証しているのか、それがよく分かりません。予算を執行する以上、その事業はどれだけ効果的であったのか、有意義なものであったのかが、私はこれが大切であろうと思っております。

これらの評価検証が大切だし、PCDA サイクルをしながら次の年に活かしていくところと言われても、平成 28 年度の、いわゆる事業評価、いつ、どのようなタイミングでやって、次年度へつなげていっているのか。特に委託事業に関しましては、年度末の期限の委託が多い、当然その事業の評価検証、あるいは報告書等の成果品は年度末、あるいは翌年度になってしまうことが多いように思います。これらの事業の評価を次年度へどのような形でつなげているのかお尋ねします。

それとあと、町税、国保税等の税金なんですが、現年度、過年度分含めて、収納率は向上しているようだ。これはいいことであります。町長先頭に、税等徴収特別対策本部等の活躍が功を奏しているのかなという思いであります。先ほどの決算審査のなかでお尋ねしてみれば、個人の所得が少し伸びているようだ、それで納税義務者も人口が減っているなかで増えている。この辺も要因ではないかというような話がありましたが、なかなか町全体を見渡したときに、本当にこの個人の収入が増えているのかなと、あまり実感がわかないところであります。その辺を、要因を示していただきたいと。

あと、収入未済と不納欠損であります。前年比、収入未済は微減ながら、不納欠損は

大幅に減っていると、これは大変いいことであります。そうなった要因は何なのか、前年が不納欠損、特別多かったのか、その点もお尋ねをいたします。

あと、基金に対する考え方についてお尋ねをします。今年度も決算ベースで財政調整基金 10 億 7 千万円の積立があります。国では臨時財政対策債発行可能額と標準財政規模の概ね 10 パーセントを財調は積んでおいたほうがいいよというような指針らしいんですが、そうすれば、3 億 5 千万円から 6 千万円程度の財調があればいいのかなと思います。

現在では、報告にあったとおり、その 3 倍程度の基金が、積み立てがあるわけでありませう。この金額、多いか少ないかは、その判断はいろいろあるでしょうが、この蓄えというのは個人であれば、これはこれで大いに越したことはない、地方公共団体としては、こういった考えはどうなのか、毎年言っておりますが、将来負担に備える、これは当然必要で、考えていかなければならない。しかしここ何年かは、小学校の建設、あるいは認定こども園の建設、役場庁舎の移転、大型の事業を控えたなかで、各年度それぞれ 10 億円以上の財政調整基金の積み立てが確保できたということでもあります。

これを考えれば、新しい何かに取り組んでいけば、やり方によっては自ずと財政面の手当はついてくるのかなという思いであります。毎年これも言っておりますが、将来負担という虚像におびえて、縮こまっていないで、思い切ったアクションが私は必要ではないか、思い切ったことをすることも必要ではないかという思いであります。

この、お金を使うタイミングというのは大切なことだと思います。いまだから効果が出るもの、人がどんどんどん少なくなってしまっていて、もういまの人口が半分になってしまったとき、ああ、あのときにお金を使って新しい事業に取り組んでおけば効果があったのというようなことを考えるようなことが、私はこの先、出てくるような気がします。それでいま、個人の、いわゆる蓄えも過去最高の、いわゆる預貯金があるそうであります。やっぱりお金は世の中にこう回していかないと、みんなが幸せにならないという思いでおります。

ですから、この公共団体、町としてもその辺をどうお考えなのか、これは財政担当と、これは町長にも基金の考え方についてもお尋ねしたいと思います。

以上、総括的な質問といたします。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 10 番、多賀議員のご質問にお答えをいたします。

まず 1 点目の事業の評価検証についてであります。事業の評価検証につきましては、本町では毎年様々な事業を行っております。その事業を大きく分類いたしますと、2 つに分かれております。1 つは、全国どこの市町村でも行っている戸籍ですとか、福祉ですとか、そういった経常的な事務が 1 つあります。それから 2 つ目でございますが、本町が独自の政策として取り組んでおります子育て支援事業、芸術村事業、ほかにもたくさんあるわけでございますけれども、そういった政策事業、この 2 つに分かれてございます。

本町におきましては、この政策的な事業につきまして、毎年各課等が事業ごとに、それぞれの事業ごとにシートを作成いたしまして、それぞれの事業の評価検証を行ってございます。この事業シートの内容についてでございますが、まず事業の概要として、事業の目的、内容、その年度の取り組み方針、そのほか、過去 5 年間の事業費、事業の具体的な効

果、さらには各課が考えるその事業に対する拡充、見直し、縮小、廃止など、今後の取り組みなどであります。

また、各課が作成しましたこの事業シートをもとに、毎年、副町長のヒアリングを実施しております。事業の評価や検証を行ったうえで、それぞれの事業、継続するのか、拡充していくのか、見直しをするのか、また、縮小、廃止をするのかという、そのような方針を出してございます。なお、今年度、平成29年度につきましては、5月から6月にかけて、合計、全課を合わせて178の事業について副町長ヒアリングを実施してございます。そのようなことで評価検証は行っているということでございます。

続きまして、特に委託事業については、完成というか、納品が年度末になるが、その事業評価はというおただしでございますが、委託事業も様々な委託事業がございます。一番額の大きいものは、指定管理の委託でございます。指定管理は、いまですとほとんどが5年間の指定管理期間ということで、各団体に指定管理を委託しているわけでございますけれども、毎年、実績報告があがってきます。それは年度末になるわけでございますけれども、その内容については、担当課がそれぞれ内容を精査しまして、きちんとした管理運営がなされているのかというような検証はしてございます。

さらに、指定管理者については、5年間の指定期間であれば、その中間年、3年目に全ての中間評価ということで、指定管理者の選定委員会のもと、各団体のヒアリングを行っているところでございます。

あと、そのほかの、例えばPR事業の委託ですとか、そういったものは、毎年継続してやるような委託でない限り、単発といいますか、それはそれで成果品が出た時点で評価をし、成果があれば、その後、続けてやるかどうかの判断は出てくると思いますけれども、一応、委託事業については、そのようなことで評価はしているということでございます。

それから2点目、基金に対する考え方のご質問が出されましたが、多賀議員、先ほど申されましたとおり、本町の財政調整基金、平成28年度末で10億7,121万4千円の残高がございます。先ほど10パーセントくらいが適当ではないかということではありますが、その10パーセントというのが、標準財政規模の10パーセントの積み立てが標準だということでございまして、標準財政規模と申しますのは、普通交付税、それから臨時財政対策債、それに税収等の標準税収入額等の合計額でございます。平成28年度末、本町の財調残高は、標準財政規模のちょうど30パーセントの積み立てでございます。

まず、もっともお金があれば、もっと違った町の活性化とか、できるのではないかというお話でございますが、現在、いま地方創生の取り組みということで、町活性化のために様々な事業もやっておりますし、これからも活性化のために様々な事業は取り組んでいかなければならないと、町としても考えてございます。

ですから、決してお金を貯めるだけが町の考えではなくて、必要な事業には、当然、財政調整基金を取り崩しても取り組むと、そういう姿勢はずっとずっと持っていますので、ご理解をいただきたいと思っております。

ただ、1つ申し上げますが、交付税の関係で、平成27年度から平成28年度にかけて、毎年入ってきます普通交付税と臨時財政対策債、約5千万円の減。それから平成29年度も確定しまして、平成28年度から平成29年度にかけて、9千万円減となっております。

います。特別交付税につきましては、3月確定ということで、本年度はまだ決まっていませんので、何とも言えませんけれども、普通交付税と臨財債で、1億4千万円、2年間で減になったと、そういったこともございますので、財政調整基金は、ある程度、当然持っていないと、今後の財政運営もなかなか見通しが分からないということでございますので、決して10億円、多い額ではないというふうに考えてございます。

以上です。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 基金の考え方でありまして、私、以前から基金の使い方については申し上げてきました。基本的な考え方は、いま総務課長が言ったとおりだと思いますけれども、いま何か国の動きでは、各自治体が財政調整基金をかなり積んでいると、留保している額が相当あるために、交付税を減らすみたいな話がちょっと出ていますよね。財調は確かに将来的に、不測の事態に対する対応といいますか、のために一定の金額を積むというのは、これは当然のことでありまして、私はやっぱり、この基金は、もっともっと有効に使うべきだなと。

ですから、いま10億円ありますけれども、先ほど申し上げた総務課長のお話のとおり、だいたい標準財政規模が35億円ですから、通常ですと3億5千万円から、多くても5億円くらいあれば、何があってもたいがいのことはできるということだと思うんですね。ただ、そこにあと将来的なことをプラスして、どの程度がいいのかというのは、それぞれの自治体の判断するところだと思いますけれども、私は財政調整基金、これは町民の皆さんの税金ですから、これをもっともっと有効に使うべきだなと、ただ5億円は5億円ではないんですよ。5億円が10億円でも、20億円の事業ができるということになるわけですね。

例えばの話、1億円の事業と仮定した場合に、だいたい国の補助、50パーセント、5千万円の補助がありますよね。残りの5千万円をここで過疎債を使えば、元利償還の7割が交付税でみられるわけですから、3,500万円は国の地方交付税でみていただけるわけですよ。そうすると、1,500万円だけを町が負担する形になるわけですから、1億円の事業で1,500万円の負担で事業ができるという、単純な考え方ですけれども、そういうことができるとするならば、5億円の金を使えば、どれだけの事業ができるかと。

したがって、私は、やっぱりもっともっと町民の皆さんがいろんな要望、あるいはこれから将来に向けてのいろんな事業に、もっともっと基金は有効に使うべきだなと、多ければいいというところでは私はないと思っています。適正な基金の額というのは、これは確保しないとイケませんけれども、やっぱり将来に向けた有効な使い方というのは、やっぱりしっかり考えていかないといけないなと。

それで、当時は財調を積むために、いろんな働き、中央に対して働いたり何かいろいろしてきましたけれども、本当にいまの10億円というのは、私らがやっていた当時は3億円程度しかありませんでしたけれども、それから見れば、10億円というお金は大変努力された結果だと思いますけれども、もっと、やっぱり使うべきだなと、私は有効に、その基金を有効に使うことによって、町民の皆さんに対するサービスの提供は、やっぱりしていかないといけないなと、そんなふうに考えております。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 10 番、多賀議員のご質問にお答えをいたします。

まずはじめに、町税、徴収率向上の要因と所得向上についてどう捉えているかというご質問でございますけれども、徴収率、町税の徴収率につきましては、議員おただしのおり、ここ数年ずっと向上傾向でございます。それで、平成 28 年度につきましても、平成 27 年度に対しまして、町税、個人住民税からたばこ税までございますけれども、全てにおいて同じか、向上してございます。

その要因についてでございますが、まずはじめに個人住民税、議員もおただしありましたように、人口は減少しておりますが、納税義務者数が 50 人ほど増えてございます。これは非課税だった人が課税対象になったというようなことでございまして、それで、その個人住民税の増の要因である所得でございますけれども、これにつきましても給与所得、営業所得、農業所得とございますけれども、全てにおいて微増と申しますか、増えているような状況でございます。

ちなみに 1 人当たりの所得ということで、平成 27 年と平成 28 年を算出してみますと、約 4 万円ほど、1 人当たりでも増えているというような状況がございまして、これが要因かなというふうに捉えてございます。

続きまして、不納欠損につきましてでありますけれども、不納欠損につきましては、平成 28 年が大幅に、町税だけですと 200 数十万円ということで、大幅に減少しております。これにつきましては、昨年まで、ここ数年来、1 千万円台で不納欠損をしまいましたが、今年につきましては、平成 23 年度分を地方税法第 18 条等の規定によって、不納欠損させていただいたわけですが、その前年、昨年ですと平成 22 年、その前が平成 21 年、その前が平成 20 年ということで、この辺が一番多いわけでございますけれども、やはりリーマンショックと申しますか、当時の、その当時の影響で、非常に所得と申しますか、環境が悪かったという部分がございます、今年はその部分をちょっと抜けてきたのかなと。それと、やはりあと 1 つの要因としまして、徴収率があがってきているものですから、その分、不納欠損とすべき対象額が減ってきているというような部分でございます。

なお、またご質問ありました徴収率につきましては、徴収率の向上につきましては、職員、あとは税等徴収対策本部会議等を開きまして、管理職等、一緒になってやってきているのも一要因だと考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 まず、各事業の事業評価検証についてでありますけれども、先ほど言ったように、いわゆる何年かにわたるような、5 年だとか、指定管理者のようなことは分かりました。要は、1 つの例を出して言うのは申し訳ないんですが、6 月も 3 月も議会では相当大揉めになったというか、取り沙汰された、例えば、西会津産米の海外販売、委託事業なんていうのは、実際、委託期間が 3 月末で、3 月議会ではあ那时候、成果品が出ていなかった、報告書が出ていなかった、その後になってしまった。それがやっぱり次年度の当初予算では、やっぱりこの事業は、おそらく執行部の皆さんは有効だと思って、いわゆる試食米の提供予算を計上なさったわけです。考えてみると、これどこで、いわゆる評価検証をして次年度につながっているのかなという思いであります。

おそらく担当が農林振興課なんだか、商工観光課なんだか分かりませんが、担当課にお

いては、自分がやった事業をね、やっぱり効果なかったとはなかなか言いづらいですよ、ましてや委託事業先なんていうのは、自分のやった事業はこれだけの効果があったと、こう言いたいのは分かりますが、その点がどういう形で、縦割りだけで評価していたんでは、私はだめだと思うんです。各課、横段しながら、副町長のヒアリングという話はありませんけれども、はたしてこれはどのタイミングで、時期的なものですね、そんなことをやって次年度につなげていったのか、いまだによく分からないというところでもあります。その点も分かればお示しいただきたいと。

それとあと、基金に対する考え方、町長からもご答弁いただきました。昨夜、私ある会合がありまして、地元選出の国会議員の先生方とお酒を飲む機会がありまして、そのなかで話たらば、いま町長おっしゃったのかな、これからは国の財政が相当厳しくなっていると、それで、大規模な災害、あるいは天変地異等があったときには、やっぱり各自治体の基金なんかもちよっと考慮すべきではないかというのが、政府与党内で話が出ている、そんなこと聞いては、私はいられません、そんな話をしているということでもあります。自治体、町の財政調整基金は、それぞれの自治体で努力して蓄えてきたわけですから、何があるか、そんなのいっぱい貯まっていようが、少なからうが、そんなことは考慮すべきではないと私、思いますが、そんな話をされておりました。

そんななかで、先ほども私言ったように、個人の蓄えも過去最高、企業の内部留保も過去最高、だけでも、やっぱり市場にお金がまわっていないとか、そんなことを考えるときに、やっぱり町長おっしゃったように、蓄えていくことも必要だけれども、思い切ったこれからは使い道を、使い方をしていくことも必要だと。これがいまだから効果が出せるけれども、人が半減してしまったときにはもう効果が出せないと、そんなことも私は、繰り返しになりますが思っております。その点をどうなのか。

あと、不納欠損については、分かりました。単純に、我々、皆さんの努力によって、いわゆる徴収率がアップして、不納欠損額も少なくなったと。褒めたいなというところでありましたけれども、単純に時効となるケースが少なかったということで、ちょっとトーンダウンしますけれども、その辺の確認をしておきたいと思います。

以上です。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 基金の考え方でありましてけれども、私は、よく言ってきましたのは、個人のお金はどんどん貯めていただいでいて結構ですというお話をしてきました。ただ、町の財調は、適正な額があれば、どんな災害が起きても、何か不測な事態があっても、だいたい西会津町の場合は、だいたい4億円から5億円くらいのお金があればいいと、だから、この基金は町民の皆さんのために使うために、もっともっと有効な使い方をすべきだと、こういうお話をしてきました。いま本当に、さっきも申し上げたように、あまりにも貯め込んでいるとか、どこの自治体も、やっぱり将来に対する不安があるか、これからの、やっぱりいろんな事業に対する、やっぱり考え方から、やっぱり財調に、当時からするとうんとどこの自治体も財調、多額の財調を積んでいるということですから、やっぱりこれ世の中に金がまわらなくなるというのは当然だなというふうに思いますけれども、ですから、なおさらのこと、やっぱり、私はいまこういう人口減少がどんどん進んでいるとき

に、いまやらないと間に合わなくなってしまうということがたくさんあると思います。そのために、やっぱり有効に使う、私はいまがそのときなのかと、せっかく貯めていたお金を使うわけですから、これはやっぱり有効な事業に投資をすると、これは将来への投資ですから、そういう意味では、基金はもっともっと、どの程度の財調の残高を残すかと、これはいろいろ議論があるところでありますけれども、とにかく、いまやらないことについては、やっぱり思い切ってお金を使うというのが、私はそういうふうにするべきだと、そういう考えでおります。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 例として出されました海外販路調査事業の件につきまして、ご答弁をさせていただきます。

この事業につきましては、12月に実施してまいりまして、その後、3月議会、それから予算審議のなかでもお答えしましたとおり、その事業の結果につきましては、帰ってきてすぐさま復命書の作成、報告書の作成ということで、町側でも評価検証をしつつ、当初予算の編成に臨んできたわけでございます。当然、つながりをつくっていく、今後のつながりをどういうふうに継続していくかということで、必要な経費について、当初予算に計上をするというのが、町側の判断でありまして、そういった流れで当初予算には計上をさせていただいたところでございます。

また、委託事業先の報告書についても、その当初予算の計上作業とあわせまして、幾度となくやり取りをして、それぞれ町側で考えてきた結果、それから評価、それと委託業者のほうで判断してきた調査の内容と、それから評価、今後の考え方、そういったものは何回もやり取りをしながら、報告書づくりをやってきたということで、3月に当初予算のほうの計上に至ったということでございます。

そういうことで、お互いに、町は町、それから委託業者から出てきた調査報告書に対しても、町の考えと委託業者の検討結果、そういうことをあわせて評価検証を行ってきたということでございます。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 再質問にお答えをいたします。

不納欠損につきましてはですが、平成28年度、件数的には国保税を入れまして311件でございました。平成27年が554件でしたので、ご指摘のとおり件数の減ということでございます。ただし、その件数の減には、職員の徴収による努力もありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 ご努力には感謝したいと思います。

事業評価につきましては、私はやっていないとは言いません。どうしても、我々、はたから見ると、なかなか分かりづらいところありますので、やっぱりその都度やっているというのであれば、やっぱり我々にも見える形、町民にも見えるような形で、その評価検証の結果を出していただければ、私はいいと思うんです。どうしても当初予算の前の副町長のヒアリング、町長ヒアリングの辺りでしか、私は評価検証のシステムがなかったのかなという思いでございましたので、そのタイミングの話、しましたけれども、これからは、ぜ

ひその都度評価なさるケースもあるということであれば、そんなのはお示ししていただくことはできないでしょうか、最後にそこをお尋ねします。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

評価検証を皆さんにお示しできないかというお話でございますが、今後、検討させていただきたいと思います。なお、本当に細かい部分もありますので、それを、先ほど私お話ししましたけれども、今回、平成29年度事務事業の評価検証をしたのは、全部で178件と説明しましたが、そのなかにも、本当に金額に現れないものもございまして、本当に細かいものもございまして、そこら辺の分けは当然必要だとは思いますが、主な事業については、今後、検討させていただきたいと思います。

○議長 ほかに。

5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 私のほうからお聞きしたいのは、基金には15ほど基金がありますが、平成28年度で投入した金額はいくらで、残高はいくらでしょうか、15の基金の総額というのは、おおよそ残、どのくらいあるんでしょうか。

あと、繰入金についてですが、一般会計で特会にいろんな形で繰り出していると思いますが、その総額はいくらかでしょうか。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

各基金からの繰り入れというお話でございますが、事前に配付しております決算資料の主なる施策の執行実績調書を見ていただきたいと思います。その5ページに、17款2項1目財政調整基金繰入金から、庁舎整備基金繰入金、小中学校交流基金繰入金、あと新田正夫教育振興基金繰入金、これが繰り入れした内訳でございます。

それから、特別会計の繰り入れというお話ですが、一般会計から特別会計への繰り出しということでよろしいですね。まず申し上げます。水道施設事業特別会計につきましては1億2,127万8千円です。それから農業集落排水の特会へは7,730万5千円。それから個別排水処理事業特会には2,344万4千円。それから後期高齢者医療への繰り出しでございますが、3,800万円。それから、国民健康保険事業勘定への繰り出しが6,912万7千円です。それから、国保の施設勘定への繰り出しが3,361万9千円。それから、介護保険特会につきましては1億6,628万3千円と。それから、簡易水道特会であります3,895万7千円と。特会への繰り出しは以上であります。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 その15のまず基金があつて、なかには何年も動いていないような基金もありますが、そういったものについては、継続とか見直しについてはどのように考えているんですか。あわせて繰入金なんですが、場合によっては医療費関係とか、医療関係とか国保関係とは増額も予想されますが、そういった検証とか、問題点の洗い出しはあるんでしょうか。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

各種基金で、ほとんど動いていない基金があるのではないかというようにおたがしでございすが、基金、それぞれございまして、まず財政調整基金はお分りのとおり、積み立て、取り崩し、毎年あるわけでございます。それから、減災基金につきましては、いま残高ゼロでございますが、これについては、現在、廃止をしないで、今後どうするかということで、廃止をしないでおいております。それから、庁舎整備基金は、いま庁舎整備をしておりますので、毎年動く。それからあと、ふるさと振興基金という基金がございまして、これは1千万円ほど残高ございますけれども、これについては、現在、取り崩し、積み立てはしてございませぬ。積み立ては利息分の積み立てのみということでございす。それから、生きがい福祉基金、これにつきましては1千万円ほどの残高があるわけでございますが、これにつきましては、高齢者の陶芸教室の財源として毎年40万円ですか、取り崩しをしているということでございす。それから、小中学校の交流基金、これは小中学校の交流事業に毎年200数十万円、繰り入れをしております。それからあと、特会の基金でございますけれども、国民健康保険の給付費支払準備基金、これは毎年動いている。それから、介護給付費の準備基金、これも毎年動いてございす。それからあと、下水道の排水設備工事の貸付基金、これにつきましては、該当があれば、ここから崩して対応するというございまして、それから、東日本大震災の復興基金、これは平成29年度、500万円財源としてみてございまして、残りがあと70万円ほどということでございす。最後に新田正夫教育振興基金、これにつきましては、図書館の図書購入費ということで、毎年使わせていただいている。以上です。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 もう1点お聞きします。基金から取り崩せば、最後にはなくなるわけですが、今後も継続しなければならぬと判断された場合、どの程度という基準はあるんでしょうか。例えばですけども、何百万円以下とか、半分以下になったらとか、そういった基準というのはないんでしょうか。

○議長 総務課長、新田新也君

○総務課長 お答えをいたします。

その基金、例えば2千万円あったものが、半分の1千万円下回れば、また積み立てなければいけないというような、そういった基準はございませぬ。ですので、例えば小学校の交流基金、これも毎年実施してございまして、かなり額が少なくなったときに積み立てをしたというような経緯がございすので、それは臨機応変に対応していくということでございすので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 私からは、繰越明許費の繰越額についておたがしをしたいと思います。歳入関係では76億7千万円ということで、大変大きな金額から、歳出74億5千万円ということで、その差引額が2億1,400万円くらい出てきていると、そのなかでの繰越明許費が5,400万円ほどある。非常に安定した経営を、財政をなされているという努力がみえるわけで、その繰越明許費のなかの事業費関係が分かれば、教えていただきたいと思ひます。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 繰越明許費についてのご質問にお答えをいたします。

今回、平成 28 年度決算ということで、その平成 28 年度決算のなかには、平成 27 年度から平成 28 年度に繰り越した事業の決算も、当然含まれているということでございまして、その平成 27 年度から平成 28 年度に繰り越した事業の内容ということでよろしでしょうか。

それでは申し上げます。まず、2 款総務費、1 項総務管理費でございますが、5 つ事業がございます。1 つ目が情報セキュリティの強化対策事業、繰越額が 1,157 万 4 千円であります。2 つ目が個人番号カードの交付事業、繰越額が 172 万 3 千円であります。3 つ目が固定資産台帳整備支援事業、繰越額が 700 万円ちょうど。それから、さゆり公園施設長寿命化改修事業、繰越額が 1,719 万 3,600 円。それから、地方創生加速化交付金事業、繰越額が 1,556 万円。それから、3 款民生費、1 項の社会福祉費でございますが、年金生活者等支援臨時福祉給付金事業が 4,491 万 3 千円。それから、2 項の児童福祉費、子ども子育て支援新制度管理システム改修事業が 32 万 3 千円。それから、認定こども園の整備事業、地元産材活用事業でございますが 3,450 万 6 千円。それから、8 款土木費、1 項道路橋梁費でございますが、町道改良舗装事業 877 万 4 千円。橋梁補修事業 2,128 万 9 千円。それから、3 項の都市計画費、都市再生整備計画事業 2,422 万 2,400 円。それから 11 款災害復旧費、1 項農林水産施設災害復旧費が 5,083 万円。合計、全ての合計で 2 億 3,790 万 8 千円、それが平成 27 年度から平成 28 年度に繰り越した事業でございます。

○議長 6 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 非常に事業のなかで、繰り越されているというなかなかなんですけれども、改良の関係の舗装工事などについては、当然、3 月くらいのところでの事業がかかってくる。というふうには私は解釈しているんですけれども、そういう要因なのかどうかということも、ちょっと含めてお尋ねします。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

いまご説明したそれぞれの事業でございますが、繰越明許をお願いする際に、それぞれ理由がございます。例えば、国の補正予算が 2 月に、年度末ぎりぎりの 2 月に採択になって、3 月末までの年度内にできないようなもの、そういったものもございまして、あと、工事なんか、場合によって降雪ですとか、用地の交渉で時間がかかったりとか、そういった理由で、それぞれ繰り越しをお願いして、実施をさせていただいているところでございます。

なお、平成 27 年度の繰越事業につきましては、平成 28 年度内に全て完了してございますので、あわせてご理解をいただきたいと思っております。

○議長 ほかに。

13 番、清野佐一君。

○清野佐一 私、2 つほどお聞きしたいと思います。

平成 28 年度の新規事業で、若者リーダー育成事業というのがありました。これは若者まちづくりプロジェクトの後継事業だというようなことで、続けてといたしますか、やられたわけですが、それらを継続してやってきたなかでの、1 年、平成 28 年度やってきたなかでの評価検証といたしますか、その辺はどのようなことが見えてきたのかということと。

あとそれを、今後どのように、そこから求めるものといいますか、どのように発展させていくのかという。

○議長 これに限定しますか、若者リーダー育成事業に限定ならば、款でお願いしたいんですが。それとも似たようなのを一緒にとなれば、また別ですが。

○清野佐一 それと、同じ補助なんですけど、補助団体への補助の効果の検証というか、どうされているのかと。例えばの話ですが、活力ある地域づくりの補助なんか3年間というような限定があります。それらについて、補助のあるうちは何とか継続してもらっているんだが、そのあとになると、途切れてしまうというか、尻つぼみになってしまうというか、ことはないのか。また、それらに対して、町としていろんな指導といいますか、そういうところまで考えてやっておられるかどうか、その点をお聞きします。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 補助金についてのご質問にお答えをいたします。

町では、様々な補助金を予算化してそれぞれの団体に補助してございます。団体育成補助金であったり、例えば、農業用機械を買うための事業費補助であったり、様々な補助事業があるわけですが、それは、あくまでも補助団体から、個人から申請をいただきまして、その内容をきちんと見まして、それで、この事業に合致している内容であると、それが認められれば補助決定をし、最後に実績報告を出していただいて補助金を支払っているというような流れでございまして、きちんとそういった中身は確認したうえで補助をしてございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 13番、清野議員のご質問のうち、補助団体の分について、総括で総務課長がご説明しましたが、1つの例といたしまして、活力ある地域づくり支援事業への3年間後のフォローアップというようなご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

確かに活力ある地域づくりで、昨年度、団体は8団体ということで、若干減少傾向にはございます。そのなかで、3年間終わったなかでも、活動を展開しているという部分をあげますと、昨日実施されました岩屋虚空蔵尊まつりなど、あと森野の地藏様まつりとか、そういうような形で、各地域で地域が頑張っているという部分でございます。

そのなかで、町でどういう支援を行っているかという部分でございまして、こちらのほうにつきましては、町ホームページにイベント情報の掲出をしたり、そういう側面的な支援を実施しているという部分でございまして、ですので、3年間が終わったからといいましても、町としても、一応、有効な観光素材というか、地域資源であるという認識に捉えまして、活動を支援しているという部分でございまして、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 以上で、総括質疑を終わります。

続いて、款ごとの質疑を行います。

まず歳入であります。

1款、町税。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 2款、地方譲与税。
(「質疑なし」の声あり)

○議長 3款、利子割交付金。
(「質疑なし」の声あり)

○議長 4款、配当割交付金。
(「質疑なし」の声あり)

○議長 5款、株式等譲渡所得割交付金。
(「質疑なし」の声あり)

○議長 6款、地方消費税交付金。
(「質疑なし」の声あり)

○議長 7款、自動車取得税交付金。
(「質疑なし」の声あり)

○議長 8款、地方特例交付金。
(「質疑なし」の声あり)

○議長 9款、地方交付税。

8番、渡部憲君。

○渡部憲 この地方交付税なんですけれども、平成27年度は29億円ですか、今回30億円になっていますよね、平成28年度、1億円、増えていますけれども、これは何か要因あったのでしょうか。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

平成27年度から平成28年度、1億円ほど増えたと、その理由は何かというご質問でございますが、まず、普通交付税だけを言いますと、1,400万円ほど減でございます。それから、特別交付税につきましては、1億2千万円増といことで、平成28年度につきましては、震災復興特別交付税と特別交付税、合わせまして、4億600万円ほど特別交付税が交付されてございます。その前年の平成27年度が2億8,500万円ほどしか交付されなかったと、特別交付税が前年度よりも1億2千万円増えたと、それが大きな要因でございます。

なお、平成27年度の特別交付税、2億8,500万円ほどと申し上げましたが、ずっとその平成22年度から平成28年度まで、特別交付税はおおよそ4億円程度、毎年交付されてございましたが、平成27年度につきましては、2億8,500万円ほどしか交付されなかった。それが大きな要因でございます。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 1点ほどお尋ねいたしまして、関連しますが、いまの東京電力の災害に関しての、いろんな補償問題で、そういうのが交付金のなかには入ってきているのかどうかをお尋ねしたいんですが、分かるところを教えてください。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

電力、原発事故の関係の経費が交付税に入ってくるのかというようなおただしでございますが、先ほど私申し上げましたが、特別交付税のなかに、震災復興特別交付税というも

のがございまして、平成 28 年度につきましては、360 万円ほど入ってございます。その内訳でございますが、水道関係の水の放射性物資の検査手数料でありましたり、あと、学校給食の材料の放射性物質検査であったり、そういったかかる経費につきましては、震災復興特別交付税で措置されているということでございますが、以前は、中学校の天井の落下防止工事ですか、9 千万円ほどかかっていましたが、そういったものも震災復興特別交付税でみられたんですが、そういったハードは、今後みられなくなったと。

○議長 東京電力は関係ないでしょう、落下防止は。

○総務課長 いま私申し上げているのは、国から入る交付税ということで、東電から入るものではございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

いずれにしましても、震災復興特別交付税は、今後、本当に数百万円程度しか入る見込みがないということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 10 款、交通安全対策特別交付金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 11 款、分担金及び負担金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 12 款、使用料及び手数料。

3 番、秦貞継君。

○秦貞継 1 点だけお伺いします。12 款 1 項 1 目のインターネット使用料についてお伺いいたします。事前の説明では、プラス 32 件で、非常に好評ということだったんですが、説明を受けたんですけれども、このネットワーク環境というのは、これからもそうですが、日進月歩で、どんどんどんどん発展していきます。ちょっとでも遅れてしまうと、皆さん使う側としては、やっぱりネットワークの速度が速いほうが、使いやすいほうにやっぱり流れていってしまうと思われるんですが、現在、うちの町のネットワーク環境と民間等で、格差等がないのかどうか、ちょっと具体的な、あまり細かいところまではいいいですけども、分かりやすく、まず先に説明していただいでよろしいですか。現在の環境をお伺いいたします。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 秦議員のご質問にお答えいたします。

インターネットの町内の環境ということですが、民間事業者、いま光のサービスというのは町のなか、入ってございませんで、光ケーブルを使ったサービスというのはケーブルテレビの回線を使ったものだけでございます。そういう意味では、民間事業者と比べて高いサービスということになります、町外と、そのインターネット環境が町外と比べてどうかということだと、遜色、個人で使う分には遜色ない環境なのかなということがいえるかと思えます。

ただし、大容量で、本当に都市部のような、例えば動画をやり取りするような、そういった環境が、良好な環境があるかといえ、そこまではいっていないということでございます。

○議長 3 番、秦貞継君。

○秦貞継 説明ありがとうございました。いま個人でということなんです、確かに個人

では十分間に合っていると思うんですが、町長の提案理由説明のなかにもありましたが、5つ目のICTのまちづくり、私も非常に大事だと思います。これは、例えばソフトウェアの、例えば仕事を引っぱってくるにしても何にしても、やっぱりこちらで仕事ができるという環境が整っていなければ、誰も寄ってきません。また、このICTということに関しては、町内に住んでいる、例えば老人の方々を守るにしても、ネットワーク環境がちゃんとできていれば、いま言った動画で診療を行うなんていう事例もある自治体もあるくらいで、このICT、要はインターネット、ネット環境を整えるということは、個人に、普段の生活に間に合う程度の情報量を提供することはもちろんですが、いざということに、そういう先に一步出ようとする人たちに対しても、やっぱり目を向けて、先進的な取り組みをしていかなければいけないと思うんですが、今後、そのネットワーク環境の維持に対する町側の考えをお伺いしたいと思います。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 お答えいたします。

先ほど秦議員が申されたとおり、この分野については日進月歩で、どんどん環境が変わってございます。町といたしましても、そういった情報通信技術の発達に、情報にアンテナを立てながら進めていきたいとは思いますが、やはり町民のニーズと、やはり設備投資にお金がかかるわけですので、その費用対効果を見極めながら、導入を検討していきたいというふうに考えております。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 はい、私もいまの説明、まったくそのとおりだと思います。いまこの環境があるので大丈夫じゃなくて、民間がどのように前に進もうとしているか、あと、国もどういう考えを持ってこのネットワーク環境を整えようとするかという情報を、いまおっしゃったとおり、やっぱりアンテナを張り巡らせて、常に情報を入れて、他市町村からも羨ましがられるようなネットワーク環境をつくっていくことが、町の魅力につながると思いますので、ぜひ、今後も力を入れていていただきたいと思います。

以上です。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 生活バスについてお伺いいたします。昨年度については、この利用者についてはどのような変動があったのか、増えているのか、あるいは減っているのか、また、地域的に大きな変動があったような要因はあるのか、その点をお伺いいたします。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

町民バスの利用者についてでございますけれども、平成28年は利用者数で4万5,295人でありました。平成27年が5万561人でしたので、5千人ほど減になっているというような状況でございます。これにつきましては、総人口、町の人口が減っているのが1つの要因でございますし、あと、平成27年、平成26年については、微増でございましたが、利用者が増えてございました。これの1つの要因といたしまして、国道沿いのスーパーにありますところに、無料のカイロプラクティック、あの利用者が結構あったということで、その部分で増えていたというのが一因でございます。

あと、デマンドバス、町民バスにつきましては、その5千人の減でございますけれども、各方部とも同じような減少と、総じてここが極端に減っているというような部分はございません。

あと、野沢坂下線につきましても、利用者数が前年より2千人ほど減っているような状況でございます。これにつきましては、やっぱり通学、生徒さんですか、西高の生徒さんの通学が減っているという部分が大きいという部分でございます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 私からも1点お尋ねします。総務手数料のなかの、ケーブルテレビ手数料、これ金額とすれば100万円程度であります。これ、私、以前も言ったことあるんですが、いわゆるケーブルテレビはケーブルネットに、いわゆる公設民営というような形、指定管理者で委託しているわけでありませうけれども、このケーブルテレビの手数料、これ中身はダビングサービスだとか、CMだとかということらしいんですが、何でここだけ町で歳入に入れていかなと、いわゆる公設民営であれば、いわゆる企業努力によってこの辺は相当変わってくるような気がします。実際に司会業務だったり、VTRの撮影業務だったり、は独自に営業努力で稼いでいるといったらおかしいですけども、やっているわけです。いわゆるなぜ、そのダビングサービスだとか、CMはケーブルテレビの手数料として町で取っているのか、その点をお尋ねします。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 お答えいたします。

ケーブルテレビ手数料ですが、これについては、ケーブルテレビの条例に基づいて徴収しているものでございますが、指定管理に業務を出しているわけなので、そちらでサービスを提供して、そちらで利用料金として徴収するというのも可能かと考えております。ただ、これについては、民間事業者ですと消費税もかかってくるということで、それを内税にするのか、外税にするのかという問題も出てまいりますし、少し検討が必要かなと思います。将来的には、これどうしていくかというのは検討をしてみたいと考えております。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 ぜひ、この部分だけ、おそらく働く方にとっては、企業努力によって収益が上がれば、やっぱり待遇改善等にも、やっぱりなるというような、励みにもなると思います。ですからこのダビングサービスであれ、CMサービスであれ、やっぱり指定管理の委託更新のときは話をして、委託料のなかで少し調整して、できればこういうのは指定管理者に全てやっていただいたほうが、私はいいような気がします。ぜひ、その辺をお願いしておきたいと思います。

○議長 13款、国庫支出金。

5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 13の2の1の個人番号カード交付事業に100万円ほど交付されていますが、昨年度は何名がなって、現在までどのくらいになっているんでしょうか。あと、あまりこう町が個人番号交付の事業に積極的にPRがしているかどうか、ちょっと分からないんですが、その辺の対応についてもお願いします。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

マイナンバーカードの交付についてでございますけれども、現在までと申しますか、この9月1日時点でございますが、交付いたしました枚数が、西会津町、440枚でございます。ただ、申請と申しますか、まだ申請はしているだけけれども、交付されたというのが440枚ございまして、申請者につきましては、町での申請、あと国へ、国へと申しますか、直接の申請がございまして、その数につきましては、現在の数字はつかんではおりませんけれども、3月時点では、3月の末時点では543名ということでございまして、申請者はまだ、いま現在600名程度いるのかなというふうな捉え方をしているところでございます。

なお、この100万円につきましては、郵便料等の事務の手数料の補助金ということでございます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 先ほどの総括での質問と重複する面もあろうかと思っておりますけれども、総務費国庫補助金のなかの地方創生加速化交付金6,100万円ほどの金額でありますけれども、これによって、いろんな、多岐にわたる事業をされたと思っております。各課それぞれ、そのどんな事業をやって、その事業効果はどんなものだったのかお尋ねをしたいと思います。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 それでは、地方創生加速化交付金で行った事業の評価というような部分でお答えしたいと思います。

まず、こちらの主なる施策の執行実績調書の8ページと9ページをご覧いただきたいと思っております。

まず、8ページの一番下のほう、2款1項13目の地方創生費のなかで、まず商工観光課分の部分から申し上げさせていただきたいと思っております。こちらCLT等森林活用しごとづくり推進事業3,473万2千円のなかで、こちら委託料といたしまして、セミナーハウス、いわゆるセミナーハウスの計画、構想をまとめたものということで、723万6千円ほど計上して実施したところでございます。こちらのほうは3月議会定例会におきまして、一応、構想ということで、セミナーハウスをオートキャンプ場の管理棟の奥のほうに整備したらどうかというような基本構想をまとめたものでございます。

また、委託料といたしまして、移住基礎調査推進事業というものを実施しております。こちら691万円ほどでありまして、現在、奥川地区で農都交流事業という形で、都会と農村をつなごうというような事業に、調査事業として計上したというような部分でございます。

続きまして、その次のページをご覧いただきたいと思っております。

9ページの一番上でございます。デジタルDMO整備推進事業ということで、こちらのほうが、会津若松市と喜多方市、北塩原村、湯川、会津美里町、下郷町と7市町村で、外国人向けのインバウンド事業のデジタルサイトを立ち上げまして実施したということでございます。こちらのほうにつきましては、いままで外国人の方が全く西会津にいらっやっっていなかったということで、こちらプロモーションをかけた結果、昨年度につきましては、一応20名ほどの外国人が訪れたと。いままでなかったのが20名訪れたという部分な

っております。

また、その下の魅力発信交流事業拡大事業ということで、こちら、町のPRビデオということで、秋冬バージョンを作成いたしました。その分部の事業費として691万2千円と、あと、そのPRビデオを翻訳いたしまして、このデジタルDMOのサイトのほうにアップしたという、翻訳料で81万円ほど計上しているという部分でございます。

具体的には地方創生のなかで行いましたなかで、いま現在、せっかく取り組んでいるという部分のなかでは、奥川地区の農村に、都会からやろうという部分で、いま現在プロジェクトが動いているという部分でございますので、それなりに成果はあったものと考えております。

以上です。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 それでは、同じく地方創生加速化交付金事業の農林振興課の担当部分につきまして、ご説明を申し上げたいと思います。

同じく、歳出のページであります。8ページのほうでご説明申し上げますが、まず、CLT等森林資源活用しごとづくり推進事業ということで、これにつきましては、農林振興課の分としましては、CLTの調査委託と、それから計画の策定委託、大きく分けるとこの2本で、合計で2,029万9千円ほど支出しております。その内容につきましては、3月4日に林業講演会なんかをやって、町民の方々に内容をお知らせしたり、あとは6月号、今年6月号の広報で、その内容を詳しく掲載いたしまして調査報告をしたところですが、その大きく分けて2つあるうちの1つ、CLTの森林資源活用の調査委託の部分につきましては、町内の森林を具体的に調査を行って、資源として使える西会津の山の状況を確認したというのが1つの大きな項目であります。そのなかで、新たな用途としてのCLT材の利用の可能性、西会津町の木がそれに使えるかどうか、そういったことの評価検証、それから、菌床キノコの大規模産地化に向けての取り組みの進め方、こういった部分についての調査委託をしたところでございます。

それらを含めまして、もう1つの委託事業は、森林資源活用型産業化計画の策定業務であったわけですが、この策定業務のなかには、委員会を設置して、いまの西会津町のその山の状況を踏まえて、これからこういった形でキノコの大規模産地化、それからオガ粉燃料施設の整備、こういった部分を検討していくようなことを進めていったところでございます。

こういったことで、森林を活用した雇用の創出、そういった部分に主眼を置いて、調査検討を行っております。なお、この検討委員会につきましては、今年度についても引き続き詳細な検討を進めることにしております。そんな形でCLTの森林資源活用しごとづくり推進事業のほうは支出しております。

それからもう1点は、西会津産米販路開拓事業でございます。これは、先ほど総括の部分でもお触れになった部分ですが、町といたしましては、海外販路の部分で、その可能性について調査検討してきたわけですが、今回の事業報告につきましては、3月の定例議会の全員協議会でも報告はしておりますけれども、事業の実績としまして、福島県人会、在ホノルルの福島県人会の方々を含め、いろんな方々、協力企業の方々とお

ながりができた、そういうのが成果として認められているというようなところでございます。

以上です。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 それぞれの担当課からご説明いただきました。私、余計な心配かもしれませんが、これは補正予算で、思いがけずと言ったらおかしいですが、予算が付いて、急ごしらえでつくったような事業、おそらくあろうかと思えます。そんななかで、私は最大の効果を心配しているわけなんです、はっきりと効果があって、次年度につなげていると、そういうようなことを言っただけならば、安心して、こうつながっているんだなという思いがあります。どうしても短期間のなかで事業をこう捻出してというか、思いもよらないと言ったらおかしいですけども、そんな感がしたものですから、そのしっかりと成果を出しているのか、それをお尋ねしたかったわけです。もう一度その辺だけ、簡単でいいですからご答弁いただけますか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 それでは成果ということで、お答えさせていただきたいと思えます。

まず、こちらのほうですが、セミナーハウスの基本構想の策定ということで、こちらのほうは、候補地としてオートキャンプ場の管理等の脇にセミナーハウスを建てて、いろいろなスポーツから塾の合宿など、いろいろな形で利用価値はあるだろうというふうな成果品を受けております。現在、こちらのほうにつきましては、事業の実施に向けた形で、補助事業の調査というような部分を進めているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

続きまして、移住定住基礎調査事業ということで申し上げましたが、こちらのほうは、農都交流ということで、いま奥川地区に都会の企業と農家民宿をつなげまして、交流を促進しましょうという事業を、いま現在進行中でございます。今年度におきましても、10月に実施していきたいということで、いま現在プロジェクトを立てながら、奥川地区の方々とともに事業を推進しておりますので、こちらも着実に進行しているところでございます。

続きまして、先ほど申し上げましたが、デジタルDMO整備推進事業ということで、7市町村で組んでいる携帯サイトでのインバウンドの振興でございますが、こちらのほうはプロモーションを行った結果、やはり神社、仏閣に対して、台湾からのお客さまが20名ほど来たということで、いままでゼロだったものから20名ほど来ているということで、こちら大きな成果があったものと考えております。今後、継続いたしまして、台湾人、並びに欧米の方々を呼ぼうということで、いま現在プロモーションをかけているところでございます。

続きまして、魅力発信交流人口拡大事業ということで、こちら、町のPRビデオということで、平成28年度は秋冬バージョンを作成いたしました。こちらのほうにつきましても、大変精度がきれいで、デジタルDMOのほうにも翻訳いたしまして、掲示をさせていただいておりますが、大変評価が高いといわれております。ただ、どれだけの方が見たかという部分に対しては、まだちょっと統計は取っておりませんが、ことあるたびに、町で物産展、あとPR部分に対しては、これを全面に出しましてPRしておりまして、非常に

高い評価は得ていると考えております。

商工観光課の部分は以上でございます。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 それでは、引き続き農林振興課分をお答えさせていただきます。

まず、CLTの調査関係でございますが、西会津町の町内の山林を詳しく調査をいたしまして、実は、県の持っている森林簿という帳簿上よりも、西会津の山の山林は材積があると、そういう可能性が結果として出てきております。また、CLT用の木材としても十分に使える素材であると、それも同じく結果が出てきております。

一方で、自分の山の境界が分かっている人が、アンケート調査、1,500人にしましたところ、僅か11パーセントしかなかったと、そういう逆の面の結果も把握できました。

これらを踏まえまして、先ほどの答弁のとおり、今年度も引き続き詳細な、今後の森林資源の活用計画を立てていこうということで、今年度の計画づくりの基礎としてつながっておるところでございます。

それから、もう1点、産米販路開拓事業につきましては、これも先ほど来、お答えいたしており、当初予算の審議のなかで、修正というようなことになったわけでございますので、町といたしましては、その結果を重く受け止めまして、今後の手段等につきましては、熟慮しているというのが現状でございます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 それぞれの事業、効果が出ているということで安心をしました。

最後に農林振興課長、いまほどの西会津産米の海外販路開拓調査事業の件なんですが、当時、説明のなかでは、最大の効果は、地元の福島県人会、あるいはレストラン、米の輸入業者等とのつながりができたこと、それは最大の成果だということでございます。当初予算では、残念ながら試食米の提供は修正しましたけれども、つながり、強いつながりができたということは、その後、メールとか何かのやり取りは、私は、そんなことで切れるような軟なつながりだったのかなと、その後、メールとか、いろんなやり取り等はしているのかなと、その点だけ最後にお尋ねいたします。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 調査には16箇所、14店舗を訪問してきたわけでありますが、このなかで、メールアドレス等をお教えいただいたところについては、戻ってまいりまして、今年に入りまして、メールを送付しております。それで、その返信のなかには、規制解除になったらば、ぜひ声をかけてくれとか、または、値段の交渉があるので連絡をいただきたいとか、また別のところでは、米だけじゃなくて、農林産物の加工品等、セットでの提案はできないとか、そういった形で返信が返ってきているところがございます。

また、この事業、先ほど申し上げましたとおり、そういったことで、何らかの手段がないかは熟考に熟考を重ねているところがございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 14款、県支出金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 15款、財産収入。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 16 款、寄附金。

7 番、伊藤一男君。

○伊藤一男 それでは 16 款のふるさと応援寄附金についてお尋ねをしたいと思います。
ふるさと寄附金については、このあいだの説明では 55 件だと、そういうようなことであつたわけですが、そのなかで、やはり一番大口の寄附金といますか、その辺についてはどのくらいあったのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 ふるさと応援寄附金の寄附の関係のご質問にお答えをいたします。

平成 28 年度ふるさと応援寄附金の総額が 606 万円の寄附があつたと、件数は 55 件と、そのうち一番大口の寄附金はというお話でございますが、1 人で 400 万円でございます。
以上です。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 いまの伊藤議員の関連なんですが、大口の寄附なされた方は、意向によって認定こども園の遊具等に使われたということでもあります。残りの使途に関しましては、どういう方向で使われるようになさっているのか、その点、分かっていたらお示しいただきたいと思います。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

先ほど合計で 55 件の寄附をいただいたということでございまして、その内訳を申し上げます。子育て応援事業といたしまして 6 件、金額で 415 万円。それから、地域活性化応援事業といたしまして 11 件、66 万円。それから、健康づくり応援事業といたしまして 5 件で 19 万円。それから、自然環境保全応援事業が 9 件で 15 万円。それから、目的達成のため、町長が必要と認める事業ということで 20 件、85 万 5 千円。それから、活用方法を特に指定しないということで、3 件で 4 万 5 千円。それから、それ以外、上記目的以外の寄附が 1 件、1 万円。合計 55 件で 606 万円ということでございます。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 寄附される方の目的は分かりました。実際そのいただいたお金で、実際どの事業にどれだけ使われようとしているかというか、事業化されたような、使われようとしているかというのは、まだ決まっていないのか、その辺をお尋ねします。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

このいただいた寄附金で、新たな事業ということは、これまで考えてございませんでした。当然、先ほどご説明しました子育て応援事業、これも町の単独で相当の事業費かけてございますし、あと様々、健康づくり応援事業につきましても、町の政策事業として取り組んでございますので、その事業の財源として、いただいた寄附金を充当しているという考えでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 17 款、繰入金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 18 款、繰越金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 19 款、諸収入。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 20 款、町債。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 続いて歳出に移ります。

1 款、議会費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 2 款、総務費。

3 番、秦貞継君。

○秦貞継 1 点だけお伺いいたします。

若者人材育成事業の内訳を教えてくださいよろしいですか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 3 番、秦議員の 2 款 1 項 10 目のふるさと振興費のなかの若者人材育成事業の内訳について、ご説明させていただきたいと思います。

こちら、総額で 429 万 9 千円ほどですが、まず、こちら、若者リーダー育成事業で 180 万 3 千円です。こちら、若者まちづくりプロジェクトの後継事業の部分と、あと農商工学連携事業ということで、こちら、i.club (アイクラブ) 事業ということで、こちら西会津高等学校の i.club 事業ということで、294 万 6 千円ということで、2 つの事業で 429 万 9 千円ということになっておりますので、以上です。

○議長 3 款、民生費。

3 番、秦貞継君。

○秦貞継 質問いたします。3 款 1 項 1 目の後継者対策事業についてお伺いいたします。

この事業の目的と、実際、今年、確か委託だったと思いましたが、行った、要は活動、事業の内容とその結果を、まず教えてくださいよろしいでしょうか。あと、それに付随しまして、例えば反省点がありましたら、お伺いいたします。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 3 番、秦議員の後継者対策事業についてのご質問にお答えしたいと思います。

こちらの、まず事業の目的でございますが、まず、若い男性が交流できる場を設定いたしまして、それと、あと出会いづくり、きっかけづくりをしまして、西会津町への定住の促進を図るということを目的に実施しているところでございます。

こちらのほう、いままでは町単独で、町でアイデアを出しながらやっていたんですが、昨年度から、一応、専門業者と申しますか、婚活を手掛けているイベント業者を呼びまして、プロポーザルによりまして婚活イベント会社を決定いたしまして、仙台市の業者に決定したところでございます。6 社の応募がありまして、そのうち 1 社を選んだというような形になっております。

どのような内容で実施したのかという部分でございますが、こちら全部で婚活イベントは 3 回実施しております。1 回目につきましては、西会津町で実施いたしました。2 回目、

3回目につきましては、会津若松のほうで、市内のほうの飲食店のほうで実施したところでございます。参加人数につきましては、第1回目につきましては、男性が9名、女性が7名。第2回目につきましては、男性が8名、女性が7名。3回目につきましては、男性6名に対して女性が8名ということで、ちょっとバランスは悪いんですが、盛り上がりはあったところでございます。そのカップリングの部分につきましては、第1回目が3組。2回目が2組。第3回目が4組ということで、計9組のカップリングがありまして、現在追跡調査を行っておりますが、確実の部分では、一応2組がまだ継続しているという部分での報告を受けているところでございます。

課題といたしましては、まず、男性が西会津町だけで限定してしまいまして、いつも同じ顔触れになってしまいまして、なかなか新たなという部分が起きないということと、女性のほうも西会津町と、広告で福島市なり、郡山市あたりに、会津若松にチラシとは出しているんですが、なかなかその西会津というと、イメージがわからないということで、西会津のまずイメージがあまりどうなのかなという部分も、そのイメージの対策というの必要なのかなというふうに考えております。

あと、そのなかで対策といたしまして、婚活に出る前に、やはり勉強会を新たに今回は開いたということにさせていただいております。だいたい10日前くらいに、その委託業者がお願いしております先生によりまして、身だしなみから言葉遣い、あと会の盛り上げ方とか、そこら辺を含めまして、参加する方に対しては全部指導していきたいという部分がありますが、なかなか仕事の関係で集まれなかったという部分がありますので、そういう勉強会にできるだけ参加できるような形で、やっぱり時間の設定も必要なのかなというような部分も、いろいろ課題であげられているのかなという部分で考えております。

一応、その課題を踏まえまして、今年度も、いまこれから実施するわけなんですけど、女性にも身だしなみ、言葉遣い、男性にも、やはり同じく、言葉遣いと身だしなみについての部分を講師の方からご指導していただくように、時間の設定をしながら、参加率をあげながら実施していこうということで、いま考えているところでございます。

以上でございます。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 予想していたより非常に、すごく効率的な事業をされていると思うんですが、こういった、いままで聞いてきたなかと比べると、だいぶ今回はすごく前に進んだなという、正直、いまイメージ受けました。やっぱりこれ、これを更に進めていってほしいなと思いますし、あと、いまの話ですと、西会津、若松、若松ということだったそうなんですが、ここで提案はできないのであれですけども、やっぱり町内業者にも、例えば、いま飲食店組合も随分寂しくなっていますので、ああいうところにも協力して、町全体で、そういう西会津に定住してもらえるようなカップルをつくっていただきたいと思いますし、ぜひ、業者に任せるばかりじゃなくて、やっぱりこれだけのお金を出しているわけですから、こちらのほうもそういった提案をしていったほうがいいと思いますが、いかがでしょうか、考えは。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 再質問にお答えいたします。

町内での開催もという部分で、ちょっと1点、先ほど言い忘れたんですが、男性が西会津町中心だという形になっておりますので、町内のアンケートを取ったところによりますと、町内の飲食店でやった場合、あの子がという形で、特定されてしまって、ちょっとやりづらいという部分が、若干アンケートのなかであったという部分で、2回目からは、ちょっと会津若松に行ったという経過がございますので、一応、もしいろんなところをまわられるような形であれば、そういう町内でも検討していきたいと思っておりますが、ただ、そういう意見もあったということから、今回につきましても、一応、会津若松を中心にしているということがございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 私も2点ほどお尋ねしたいと思っております。

まず、社会福祉総務費のなかの出産祝金、平成28年度は34名の新生児が生まれたということで、これは大変喜ばしいこととあります。昨年度、いつの時期だったか、早い時期に、健康福祉課長には、今年はもう40人に迫る新生児が生まれそうだななんていう、うれしい限りだねというような話をした覚えがあるんですが、結果的には34人の赤ちゃんが生まれたということがございます。何で34名、何でという理由を聞くのもおかしいんですが、途中で転居されてしまったのか、あるいは残念ながら出産に至らなかったものなのか、その辺を、私はよそに行って、うち今年、40人近く生まれるんだよなんて言ったこともあるものですから、その辺をちょっと聞かせていただければと思います。

あと、臨時福祉給付金等の事業、いろいろあります。いわゆる各給付金事業いろいろありますけれども、これは対象者に全て、100パーセントというのはなかなか厳しいんでしょうけれども、対象者には概ね、概ねというか、本当であれば100パーセントなんでしょうけれども、この支給できたものなのか、あるいは、できなかったのがあれば、何で支給できなかったのか、分かれば教えてください。

以上です。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 10番、多賀議員のご質問にお答えいたします。

まず、出産祝金でございますが、多賀議員おっしゃるように、34名の方への祝金ございました。それで、当初40名の勢いでというようなこととお話をしましたが、そのなかでも、この出産祝金につきましては、西会津に住所を移してから1年以上という部分があって、それで何名かおられる部分と、やはり途中で転出された方とかもいまして、最終的には34名への支給ということで、実出産は35名なんですけれども、転出とかそういった部分で若干減ってしまったというところがございます。

それから、臨時福祉給付金でございますが、これにつきましては、対象者の方には、対象者になるだろうという方には、全て通知を差し上げてございまして、一応、締め切り日を設定しましてやっておりますが、締め切り後も提出されない方については、提出してくださいというような声かけをしたりとか、働きかけをしたところではありますが、全ての方に支給ということではない状況でございます。なかには、私はいらないというような方も、声かけしても、いらないという方もおいでになりますので、支給率としては、ちょっと手元に数字はございませんが、100パーセントにはなっていないというところがございます。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 いろんな消費税等々の問題だったり、経済対策であったりというようなことで、この給付金というのは、事業というのは出てきていると思いますが、この中身を見ると、やっぱり生活弱者に対しての給付金であるようなものが多いということです。そうすれば、中身をよく理解してもらっていただければいいんですが、なかなかそうではないケースもあるかもしれないし、いわゆる本人の意思確認というのは、もらえる人でももらえないというケース、私、本人の意思に関わらず、そういのは出てくる可能性もあるなという思いでおります。本人の意思確認とか何かというのは、どういう形でというか、されたのか、ちょっと分かりづらいかもかもしれませんが、できれば 100 パーセント支給していただきたいという思いで、ちょっとお尋ねします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。

この給付金、臨時福祉給付金と年金生活者支援臨時福祉給付金と、平成 28 年度につきましては 2 種類の給付金がございました。普通の、その臨時福祉給付金につきましては、消費税アップ分の、そのアップした分を低所得者の人に還元しますよというか、平成 30 年の 10 月からは、軽減税率等を導入するというような動きがございますが、それまでの間の軽減にあたる食料費ですとか、生活必要品の部分の差額を支給するというようなことでありまして、基本的に非課税世帯というように方に支給しているんですが、通知を差し上げて、申請がきた段階で、そこは非課税世帯なんですけど、実際は町内にいる息子さんですとか、町外にいる息子さんとかの扶養になっていた。そういう方には、やはり支給できないというのがあって、最初、申請した人よりも、受給決定したのは少ないという部分はあります。

ただ、基本的には該当者、該当される方については、先ほども言いましたように、申請のない方には声をかけて、全ての方には 1 回声をかけてというような形でやっているところでありまして、年金生活者の分については、93.7 パーセントということで、ほとんどの方に支給できたというような、100 パーセントには、大変申し訳ないですが 100 パーセントにはなりませんけど、努力の結果、93 パーセントまで上がったというような経過もございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 4 款、衛生費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 5 款、労働費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 6 款、農林水産業費。

13 番、清野佐一君。

○清野佐一 6 の 1 の 3 でお伺いします。青年就農給付金事業補助金、これは新規就農と申しますか、就農された方の、これの人数と、あとは同じ農業をやるにしても、水稻をつくる、あるいは野菜をつくる、また、キノコ等、菌床等をやるのか、あと林業関係とか、そういういろいろなジャンルがあると思いますが、どのような、その内訳ですか、が分かりましたらお聞きしたいと思います。

それから、営農再開支援事業、これは具体的にどういう内容で、どのような状況がどう

いうふうになって、営農再開ですから、いろんなところで農業から離れた人が、あるいは新規にそういうのに参入といいますか、される方なのか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

あと、農林水産物PR支援事業というのは、たぶんいままでもJAさんとかと一緒にトップセールスというような形でやっておられたことかなというふうには思うんですが、これも一応参考までにお聞きしたいと思います。

それから、6の1の5の多面的機能支払交付金事業、かつての水土里事業であります、これらの最近における事業の内容ですね、どういうのが、いま主に事業としてやっているのかなと、かつては傾斜地の道路の舗装とか、そのようなものが特になくなされていたのかなというふうには思いますが、いまではどのような傾向があるのかをお聞きしたいと思います。

それからあとは、6の2の1の広葉樹林の再生事業、これは現在、この事業費で2,492万円の事業費で、どのくらいの面積を事業として実施されたのか、お知らせいただきたいと思います。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 それでは、清野議員のご質問にお答えいたしたいと思います。

まず、青年就農給付金事業補助金の内容についてであります、これは3件、3家族と申します、3件の支給でございます。1組の夫婦、夫婦の場合は割り増しの交付金になりまして225万円となりますが、1組の夫婦と、あとは個人の方2人ということで、合計3件になりまして、525万円ということになります。それで、内容につきましては、夫婦の方については菌床キノコ、それから個人の方につきましては、1件はトマト農家、もう1件はキュウリ農家というような形の新規就農者に対する支援ということでございます。

続きまして、営農再開支援事業についてでございますが、これは放射能、福島原発の放射能対策の塩化カリの配布事業についてでございます。3反部に1袋というような形で、町内全農家に、その基肥施用ということで、塩化カリをお願いしているわけですが、この施用に関しまして、農協さん系統、JA系統の方は農協さんから直接各農家に県の補助金が行くこととなりますが、農協さん以外の部分については、町内の集荷業者の部分について、町を経由して補助金を交付するという流れになっておりますので、その分ということで、面積としまして220町歩分、174人分がこの124万6千円の中身になっているところでございます。

続きまして、農林産物PR支援事業でございます。これは議員おただしのおりでございまして、様々なイベント、それからトップセールスにおきまして、風評被害の払拭対策、これに関する経費を、この金額、県から10分の10でくる金額となりますが、この費用に充てているということでございます。町の交流町村であります世田谷、鶴見、それから三郷、そのほかにも、トップセールスとして市川や小田原、こういったところに赴きます旅費だったり、販売促進費、それから試食の経費、あとは旗竿、のぼりの類まで、そういった一切の経費がこのなかに入っているところでございます。

続きまして、6-1-5農地費の多面的機能支払交付金事業についてでございます。これも議員おただしのおりでございまして、昔の農地水事業、西会津的には水土里事業と

いうふうと呼んでいるところでございますが、この実施内容につきましては、基本的に制度開始の平成19年度から変わっておりません。町内では、国の名前はこういう形で変わっておりますが、町内では水土里事業の基本事業と重点事業というような形で、各自治区におきまして、重点事業が要望されたところは、いまま変わらず、だいたい農道の舗装だったり、水路の側溝の入れ替えだったり、そういったところが主な内容になっておりますし、基本事業は各集落の人足、いわゆる人足、農作業に充当をしていただいているというところでございます。

続きまして、6-2-1の広葉樹林の再生事業であります。これにつきましても、いわゆる原子力災害対策の一環としまして、原木、シイタケ、キノコ栽培の原木、薪、そういったものが汚染されて使えない、ある程度の数値が出て使えない広葉樹林を、全て皆伐しまして、萌芽更新で新たな広葉樹を育成していくと、そういった事業でございます。平成28年度におきましては、主には縄沢地区で6.76ヘクタール、それから、黒沢地区で0.86ヘクタールということで、このような形で実施をしております。そのほか、作業道の敷設436メートル、それから、木、それから、広葉樹、それから、その下の土まで含めまして放射能の測定、そういったことを実施しているところでございます。

内容については以上です。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 1つだけ確認したいと思うんですが、多面的機能支払交付金事業において、農道の舗装については、傾斜地でないと、勾配いくらとあるんでしょうけれども、でないと舗装ができないというか、やっちはだめだみたいな決まりがあったように記憶しているんですが、これも、いま言われた基本事業、重点事業の区別のなかで、またできるような方法があるんでしょうか。以前は、もう急勾配というか、そういう農道じゃないと舗装はできないと、そのお金では舗装はできないというような話があったように記憶しているんですが、その辺は、この事業で、平らなところでもできるよというようなことが確認できれば、だから、その部分だけお聞きしたいと思います。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 再質問にお答えいたします。

これもお話のとおりでございまして、この制度の発足時から、重点事業の採択の基準といたしまして、ある程度の勾配があるところというのが条件でありますとともに、あと、例えば交差点の部分であったり、そういった部分、傾斜のほかにも交差点の部分だったりという部分が、あとはぬかるみが多い部分、そういったところも考慮しながら採択をしているところでございます。

一方で、その傾斜に該当しない部分につきましては、各自治区においては、基本事業費のなかで、砂利で対応するところ、または生コンまでというようなことで、基本事業費のなかで対応しているところはあるのが実態でございます。

○議長 7款、商工費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 8款、土木費。

13番、清野佐一君。

○清野佐一 8の1の3ですが、町道改良舗装事業、これだけの事業やられたわけですが、これらの内容ですか、いままでもオーバーレイというようなやり方でやった部分もあるのかと思いますが、この辺の中身、それらをちょっとお知らせいただきたいと思います。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 いま、8-1-3道路改良費ということで、この主なものにもいろいろ内訳が載っておりますが、野沢柴崎線、小学校線、これらについては、ご存知のように改良ということで進めております。それで、この下の小山松峯線、上小島芝草線、森野下小島線、それで、小山松峯線は、基本的には改良の工事なんですけど、昨年度は平坦部について舗装したということでございます。あと、上小島芝草線、森野下小島線についても、この2路線は舗装でございます。

以上です。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 舗装のやり方なんですけど、オーバーレイは現状のところにもまた被せてやるかたら、そうですね。現状の道路にまた新たに舗装していくと。いくらか剥がしているんですか。それで、その辺、認識不足のところはありますけれども、ただ、オーバーレイをしたところが、交差している既設の道路と段がついているというようなことが、やっぱりあるんですね。ですから、やはりその辺を、特にやった後、使い勝手のいいようにというか、支障のないようにといいますか、その辺のところを配慮していただければと思いますが、その辺のお考えはいかがでしょうか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 オーバーレイについてお答えを申し上げます。

オーバーレイ、いわゆる上塗りって基本的にいいんですが、やり方としては、一旦削りまして、その削った分を、また上に塗るという方法がございます。これの場合ですと、前と同じ高さになりますので、基本的には擦り付くのかなと、ただ、かつては、本当に上に塗っただけでやっていた時期がございました。ここに載っていますのは、国の交付金を使いながらやっておりますので、そういうことで、高さがある一定、合うようにやっておりますが、かつて、町の単費でやっていたときなどは、ちょっとそういうことがありまして、いまはできるだけそういう段差がつかないようにやるように、いま擦り付けるように現在の舗装はやっております。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 8款1項2目のところで、野沢地区流雪溝調査計画検討業務委託料とあります。これもう一度説明いただけますか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 道路維持費の野沢地区流雪溝調査計画検討業務委託料の内容ということでございまして、これはご存知の野沢地区の流雪溝、これまで克雪委員会の方に管理運営していただきまして、その水を利用して雪を流しているというものでございます。ここについては、長年使っているなかで、やはりちょっと詰まりやすい場所があったりとか、流れが弱い場所があったりということがあったことから、昨年度、その流雪溝について、勾配はどうか、あと流れ、水の量的な流れ、こういったものを調査をしたという内容でござ

います。

結果といたしまして、この流雪溝については、若干、逆勾配になったりとか、流れが緩やかな部分がある、やはりあったということから、この調査結果を生かしまして、今度は野沢の克雪委員会さんと直接お話をしながら、そこについての対応をしていきたいというふうに考えております。

現段階では、毎年ある一定の塗装をして流れをよくするようなことで毎年進めておりますので、それをしながら、あと、その部分的な区間については、話し合いをしながら、いろいろこの水量を変えてみたり、そういうことをしながら、よりうまくといきますか、より円滑にいくような形で進めていきたいというふうに考えております。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 それはやっていただきました。ある程度効果もございました。ただ、前の議会で、これは昔のように水を出して雪を融かすんだ、そのための調査をするんだという話はありませんでしたか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 今回の調査につきましては、流雪溝ということで限定をいたしまして、現在使っております流雪溝をもっとうまく、円滑にできないかというような調査でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 ただね、この前の話ではですよ、井戸を掘って、そこから水を出すんだというような。

○議長 これは、流雪溝と消雪とはまた別だから、それを頭に入れて。

○渡部憲 そういうことは考えておられませんか。昔の水を出して雪を融かすんだと、流雪溝の水のことじゃなくて、そういう検討はしなかったんでしょうか。前そんな話あったと思えましたよ。そのための予算、いくらか取ったんだと。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 お答え申し上げます。

除雪といいますか、冬の雪対策のなかでは、雪を除雪車で押して、それを水の力を使って流す、いま言いました流雪溝。議員おっしゃっているのは、雪があったなかで、地下水等を利用して消してやるという、こういう2つの大きな方法があるかと思っております。

今回、平成28年度に調査いたしましたのは、雪を水の流れ、いわゆる流雪溝をより円滑に活用できないかということを中心とした調査でございますので、先ほど申し上げましたように、その流雪溝の水の流れ、また勾配等を調査いたしまして、その結果をもって、本年度からまたうまく、円滑に利用ができるようにやっていきたいというものでございます。

○議長 ちょっと待って。今年が消雪だということを言わないとまた混乱してしまうから、そこを言ってください。

建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 ちょっと、融雪と流雪、要するに融かすほうがごっちゃになっておりますので、昨年度調査いたしましたのは、あくまでも流雪溝、流すほうで、本年度に、その融かすほうについて調査をしたいということで考えておりますので、ご理解いただきたい

と思います。

○議長 9 款、消防費。
(「質疑なし」の声あり)

○議長 10 款、教育費。
(「質疑なし」の声あり)

○議長 11 款、災害復旧費。
(「質疑なし」の声あり)

○議長 12 款、公債費。
(「質疑なし」の声あり)

○議長 13 款、予備費。
(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。
これから議案第 2 号、平成 28 年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第 2 号、平成 28 年度西会津町一般会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

議会案が提出されましたので、直ちに議会運営委員会を開催してください。

暫時休議します。(15時12分)

○議長 再開します。(15時45分)
追加議案として、清野佐一君ほか1名から、議会案第1号、平成28年度西会津町一般会計歳入歳出決算に関する決議が提出されました。これを日程に追加し、議会案第1号、平成28年度西会津町一般会計歳入歳出決算に関する決議を追加日程第1とし、日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。
したがって、議会案第1号、平成28年度西会津町一般会計歳入歳出決算に関する決議を追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1、議会案第1号、平成28年度西会津町一般会計歳入歳出決算に関する決議を議題とします。提出者の説明を求めます。

13 番、清野佐一君。

○清野佐一 それでは、議会案第1号、平成28年度西会津町一般会計歳入歳出決算に関す

る決議についてご説明を申し上げます。

提出者は、清野佐一、多賀剛であります。上記の案を会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出するものであります。それでは、決議を朗読をもって説明に代えさせていただきます。

平成28年度西会津町一般会計歳入歳出決算に関する決議。この度の平成28年度西会津町一般会計歳入歳出決算を認定するにあたり、数値的に決算そのものを否定するものではありませんが、その使われ方について、予算の町政執行において必ずしも良好であったとは言い難いものがあります。

これまで定例会のなかでも取り上げてきたように、西会津産米海外販路開拓事業をあげれば、平成28年8月の臨時会において、西会津産米の販路開拓調査との説明を受け、全員一致で賛成したところではありますが、輸入規制という販路開拓の大前提に重大な障壁があったにも関わらず、議会への説明もなく、目的を変更してまでもハワイ行きが強行されております。

すぐに成果が出るものではないとはいえ、この事業の財源である地方創生加速化交付金は、元を正せば町民、県民、国民の血税であります。税金の使われ方が問われるもので、町民や議会への丁寧な説明について配慮に欠けていたと思わざるを得ません。

よって、今後、協働のまちづくりを進めるうえにおいては、十分に注意され、緊張感を持って町政執行にあたるよう強く要望するものであります。

以上決議する。平成29年9月14日。福島県西会津町議会。

以上で説明を終わりますが、皆さま方の全員のご賛同、よろしく申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

1番、三留満君。

○三留満　私はこの決議案に対して、まず、事実関係の誤認があるのではないかと、文章中段にあります輸入規制という販路開拓の大前提にとありますが、これは販路開拓調査である。そして、この事業が、さも米を売りに行くんだというような表現であります。私は、そうではなかったはずで、これは、その可能性を探る調査事業ではなかったのかと思っておりますが、いかがでしょうか。

そしてもう1点は、この件については、提案者である清野佐一議員が、3月議会でしたか、その後でしたか、申されましたように、議会の勉強不足ということをご反省しなければならぬと言っておられたはずであります。私は、決してこの決議案に議会として、今後、取り組まなければならないという緊張感というようなこともありますけれども、これは議会自身でもそのとおりだと思います。この議会の勉強不足という一言を、私はあえて入れていただきたい。

以上です。

○議長　いまは意見ですよね。質疑ということでやっているんですから、質問してください。

○三留満　いま申し上げましたように、私とすれば、これはあくまでも調査事業であるということと、もう1つは、議会の勉強不足ということが、ここには入っていないのではないかと伺います。

○議長 13 番、清野佐一君。

○清野佐一 まず、お答えをしたいと思います。

まず、これは8月の臨時の議会が開催されたときの町長の提案理由の説明でございます。議案第1号ということで、補正を平成28年度一般会計補正予算(第4次)についてであります、うんぬんであります。書いてあります。そのなかで、地方創生加速化交付金の第2次募集において申請しておりましたCLT等森林資源を活用したしごとづくり推進事業及び町の魅力発信による交流人口拡大と西会津産米の販路開拓事業、こう言われているんです。調査は入っておりません。

ですから、私は、もうはっきりこの時点で、最初に説明をされたときに、もう米を売りに行くんだというふうにとったわけです。これが後に、例えば、月日が経つにつれ、調査に行ってきたなかで、そのなかで調査なんていう文言が、いつ入ったか分かりませんが、私たち臨時議会の席で、町長の提案理由の説明を受けたのはこの文言であります。

あと、その勉強不足ということについては、いろいろ経過のなかで、私は申し上げたいのは、今回、一般質問のなかでも申し上げてきましたが、協働のまちづくりをしていくというには、お互いの信頼関係が必要だと。ですから、本当のことを言いながらやっていくということで、最初から米のうんぬんは、私たちが町を信用してきたという部分がございます、その辺は明らかに認めるところでございます。でも、そのために賛成をしたというのは、その部分で賛成になったわけではございますが、その文言まで入れるのはどうかと、私としては考えるものでございます。

○議長 1 番、三留満君。

○三留満 町当局のこのような事実関係については、私は過ぎたことですから、これ以上取り上げはしませんが、しかし、このなかで、やはり議会の責任、議会の、この件に関して言えば、勉強不足であったということは紛れもない事実であります。このことを私は、少なくともこの決議のなかに入れるかどうかは別として、私としてはあえて申し上げておきたいと。以上であります。

○議長 9 番、三留正義君。

○三留正義 私は、ちょっといまのお話と被るところがあるんですが、議会広報にも議会運営委員長のお言葉が載せられたと思いますけれども、一番後段に、議会として反省という部分が出てきますが、いま引退された大先輩議員、当時議員でしたが、その方が声を大にして一回議場でお話したことがあったかと思えます。皆さんも当時おられた方は憶えているかと思えますが、政治家が反省を示すのは報酬をもってほかない、とこういうような論調で申されたと思えます。

ですから、私この決議案、町側にもっと良好な行政姿勢を取ってほしい、それは私、後段3行は私、十分分かります。しかし、我々が誤りがあったとか、反省をしなければならぬ。そういった部分を抱えた以上は、やはりこれはこれ、だから議会運営委員会のなかで、その話が持たれなかったのか、その部分について伺います。

以上です。

○議長 この内容に関しては、議会運営委員会では何も審議する、ここで本会議でやることになっておりますので、ですから、議会運営委員会としては、どこにこの議案を入れる

かとか、そういったことを審議したということです。何か、もう一回。

9 番、三留正義君。

○三留正義 この決議案の話された経緯のなかで、そういった話は持たれなかったのか、さっき言ったように、この後段 3 行、これには私も同感なんですが、この経緯、この文言が集められてくるあいだに、そういった、我々の反省すべき点だということについて、それは当時、議会運営委員長のお言葉ですから、やはり委員長のほうからそういった言葉が、当然、発せられるのが普通だろうと私は思うんですが、たぶん間違っていないと思うんですが、結局、広報にあれを出したままで、その後の動きというのは、議会側として、先ほど言った部分については触れていない。町側に求めるところは求めて、いまこういう決議をしていく、そのあいだに、1 つやはり疑問点というのは生まれてくるんですが、そういうお話は持たれなかったか、それだけをお伺いしたいです。

○議長 いままでの流れのなかで議会運営委員会として、その反省とか何かという、このハワイに関してのあれとかが話が出なかったのかということか。今回のあれではなくて、いままでの経緯。

13 番、清野佐一君。

○清野佐一 いままでの、今回の議会に向けての議運のなかでも、そういうなかでは出なかったということでございます。

○議長 7 番、伊藤一男君。

○伊藤一男 私は決議に反対するわけではありませんが、この内容を見ますと、やはり一方的な町の責任といたしますか、そういうことになっているようで、議会自らの責任を、やはり全然謳っていないと、そのようなことについては、やっぱりちょっとどうかなというような気がします。

○議長 質問として言ってください。

7 番、伊藤一男君。

○伊藤一男 自分たちの責任は触れるべきではないですか、先ほどから同僚議員が言っているように、自分たちの責任、そういったものをやっぱり明示すべきじゃないですか、どうですか。

○議長 暫時休議します。(16時03分)

○議長 再開します。(16時09分)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議会案第 1 号、平成 28 年度西会津町一般会計歳入歳出決算に関する決議を採択します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、平成28年度西会津町一般会計歳入歳出決算に関する決議は、原案のとおり可決されました。

時間を延長します。

日程第2、議案第3号、平成28年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これでは質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第3号、平成28年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、平成28年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第3、議案第4号、平成28年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これでは質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第4号、平成28年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、平成28年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第4、議案第5号、平成28年度西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これでは質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第5号、平成28年度西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、平成28年度西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第5、議案第6号、平成28年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第6号、平成28年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号、平成28年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第6、議案第7号、平成28年度西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

10番、多賀剛君。

○多賀剛 ご説明では、個別排水の処理事業、平成28年度12基を整備して、全体で318基になったということであります。これ全体で800基を目標としているというようななかで、39.8パーセント、これ個別排水に対しましては、個人で管理している数もいくらかあると思いますが、その個人で管理している数を含めると、だいたいどのくらいになるのか。

それとあと、公共下水道も含めて、いわゆる排水処理を何らかの形で、農集排も含めてですけれども、やっている、やっていない、つないでいないと言ったほうが、やっていないと言ったほうが分かりやすいんでしょうか、分かりませんが、何からの形で、いわゆる排水処理をしていない家というのは、どのくらいあるのか、その辺分かれば教えてください。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 いまほど個別排水処理の基数ということで、ご質問いただきました。町が直接設置をいたしましたものは、議員おっしゃったように318基ということでございま

す。あとこのほかに、個人で設置をいたしました、町のほうに移管をした部分、15基ございまして、全部で332基、現在、管理をしております。あと個人的に設置をした部分というのについては、ちょっと町のほうに直接情報が入っておりませんので、はっきりした情報が、ちょっと手持ちがございませんので、後で調べてまいります、ちょっとここにはございませんが、そんなに多くはないのかなというふうにみております。むしろ、合併でなく、まだ単独である浄化槽、それらがまだ結構残っている部分もございまして、それらを含め、あと公共下水、農業集落排水、全部含めたなかで、パーセンテージ、はっきり手持ちがないので、はっきり言えませんが、まだまだパーセンテージ的には、都市部に比べれば低いというような状況だと思います。

なお、目標は800基ということで、この基数につきましては、全部の、公共下水、農業集落排水を除いたうちの全部が入れば800基ということで、大きな目標のなかでこの事業は進めさせていただいております。ですが、現実的にはなかなか全部が入るとするのは、なかなか厳しいというのが現実でございます。現に、最近ですが、だいたい15基ということで区切りながら、個人から希望をいただきながらこの事業については進めております。ですが、なかなか15基集まらず、平成28年は12基、本年度もなかなかということで、やはり基本的には希望に合わせた形で、希望されるものは全てやっていくわけですが、そのような形で基数が減っているもので、現実的には、この目標の800基というのは、町としては、まず、あくまでも大きな目標であって、最終的なトータル目標としては、ちょっと困難なのかなというふうに考えております。

○議長 施設ができて接続しないというのは、個別じゃないほうの話でしょう。それは除いてください。

1番、三留満君。

○三留満 町で設置したなかで、もう既に使われなくなったなんていうものはありますか、あればどの程度ありますか、伺います。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 318基ということでいたしました。ただ、このなかには、やはり設置したときにはいらっしゃったんですが、ちょっと空き家になった分、あと、諸事情によりまして、工事で撤去しなければいけない部分というのがございます。ちょっと空き家の部分については、手持ち資料がないんですが、撤去につきましては、現在、国道49号の宝坂、いわゆる宝川のところで付加車線ということで工事をしております。かつてあそこには1軒家がありまして、そこに個別浄化槽を入れていただいてやっていたんですが、移転をしなければならぬということで、撤去をしたというのが1件ございます。

以上でございます。

○議長 空き家に関しては手持ち資料が、いまないのか、それとも元々ないのか、どちらですか。あるんだけど、いまは答弁ができないということですね。あるなら後でやってください。

ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第7号、平成28年度西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、平成28年度西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

本日はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。(16時22分)

平成29年第5回西会津町議会定例会会議録

平成29年 9月15日(金)

開 議 10時00分
閉 会 15時54分

出席議員

1番 三 留 満	6番 猪 俣 常 三	11番 青 木 照 夫
2番 薄 幸 一	7番 伊 藤 一 男	12番 荒 海 清 隆
3番 秦 貞 継	8番 渡 部 憲	13番 清 野 佐 一
4番 小 柴 敬	9番 三 留 正 義	14番 武 藤 道 廣
5番 長谷川 義 雄	10番 多 賀 剛	

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職指名

町 長 薄 友 喜	会計管理者兼出納室長	長谷川 浩 一
総務課長 新 田 新 也	教育長職務代理者	五十嵐 長 孝
企画情報課長 矢 部 喜代栄	学校教育課長	会 田 秋 広
町民税務課長 五十嵐 博 文	生涯学習課長	石 川 藤一郎
健康福祉課長 渡 部 英 樹	代表監査委員	佐 藤 泰
商工観光課長 伊 藤 善 文	農業委員会会長	佐 藤 忠 正
農林振興課長 玉 木 周 司	農業委員会事務局長	玉 木 周 司
建設水道課長 成 田 信 幸		

会議に職務のため出席した者の職指名

議会事務局長 渡 部 峰 明	議会事務局主査 物 永 毅
----------------	---------------

第5回議会定例会議事日程（第8号）

平成29年9月15日 午前10時開議

開 議

- 日程第1 議案第8号 平成28年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 議案第9号 平成28年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 議案第10号 平成28年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第11号 平成28年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第12号 平成28年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第6 議案第13号 平成28年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第14号 平成29年度西会津町一般会計補正予算（第2次）
- 日程第8 議案第15号 平成29年度西会津町工業団地造成事業特別会計補正予算（第1次）
- 日程第9 議案第16号 平成29年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第2次）
- 日程第10 議案第17号 平成29年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第2次）
- 日程第11 議案第18号 平成29年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算（第2次）
- 日程第12 議案第19号 平成29年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）
- 日程第13 議案第20号 平成29年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第2次）
- 日程第14 議案第21号 平成29年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第2次）
- 日程第15 議案第22号 役場新庁舎改修等工事請負契約の変更契約について

- 日程第16 議案第23号 財産の取得について（臨床検査システム）
- 日程第17 議案第24号 財産の取得について（医用画像情報システム）
- 日程第18 議案第25号 財産の取得について（生化学自動分析装置）
- 日程第19 議案第26号 財産の取得について（内視鏡検査装置）
- 日程第20 議案第27号 財産の取得について（消防ポンプ自動車）
- 日程第21 議案第28号 西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて
- 日程第22 議案第29号 西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて
- 日程第23 平成29年第4回議会定例会 議会案第1号 西会津町雪室貯蔵施設条例の一部を改正する条例
- 日程第24 陳情第2号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情
- 日程第25 意見書案第1号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書
- 日程第26 常任委員会の管外行政調査実施申出について
- 日程第27 議員派遣について
- 日程第28 議会運営委員会の継続審査申出について
- 日程第29 議会広報特別委員会の継続審査申出について
- 日程第30 小中一貫教育調査特別委員会の継続審査申出について

閉 会

（全員協議会）

（議会広報特別委員会）

第5回議会定例会議事日程（第8号の追加1）

平成29年9月15日

追加日程第1 提案理由の説明

追加日程第2 議案第30号 地方創生拠点整備交付金事業菌床培養施設整備工事請負契約の締結について

○議長 おはようございます。平成 29 年第 5 回西会津町議会定例会を再開します。

(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

日程第 1、議案第 8 号、平成 28 年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

10 番、多賀剛君。

○多賀剛 1 点だけお尋ねします。ここ何年か前からクレアチニン検査というのをやられているということですが、私の周りで、あまりこの検査を受診された方はあまり知らないもので、実際、これはどのくらいの方が検査を受けて、どういう効果があったのか、その点だけお尋ねします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 10 番、多賀議員のクレアチニン検査のご質問にお答えをいたします。

クレアチニン検査につきましては、基本健診を受けている方は全て受けておられます。血を採ってそれで検査するものですから、本人はクレアチニンという特別に検査をしているわけではなくて、その血のなかで、血の状況をみてということで検査をしておりますので、基本健診を受けている方については全員受けているということでございます。

それで、効果としましては、糖尿病の関係の早期発見というようなことでやっているところで、数値の高い人については、個別に指導しているというところでございます。

○議長 ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 8 号、平成 28 年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 号、平成 28 年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第 2、議案第 9 号、平成 28 年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

10 番、多賀剛君。

○多賀剛 1 点だけ、これもお尋ねします。診療施設勘定のなかで、これ人口減少によるものなのか、各診療収入が減額となってきております。現在、医師が、ドクターが 3 人、あと医療センターから派遣されている方が 1 人というような形で、これ方針をお尋ねした

いんですが、これからおそらくどんどんどんどん人が減って、この診療収入に関しては、受診者数も当然減ってくる、診療する方も減ってくるし、収入も減ってくるのかなという思いでおりますが、この西会津、本町においては、やっぱり、そうであっても医師4人体制を継続するために確保に向けて努力していると私は思うんですが、これは町民の安全安心を考えたときに、これは黒字、赤字関係なく4人体制でいくべきだなと思いますが、今後の方針だけ聞かせていただきたいと思います。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 診療所のお医者さんの体制ということでございますが、現在、3名の体制で行っておりますが、やはり高齢化、進んでおきまして、いまほど言いましたように、患者さん自体は毎年減っているという状況ではあります。先生方におきましては、施設の部分ですとか、あとは在宅医療の部分とか、いろいろこう担っていただいておりますので、やはり今後も4名体制になるようにということで努力を続けていきたいと思っております。

昨年度につきましては、県のドクターバンクですとか、全国の自治体病院協議会等へ出向いて行ってのお願いをしてきましたし、あと、各種医事新報ですとか、医学新聞への広告、あと、インターネットを使った広告等をやっておりますが、何件か問い合わせはあるんですが、やっぱりなかなか最終までいかないというような状況であります。ただ、当然、いまほど言いましたように、今後も町民の安全安心を守っていくためには、医師4人体制目指して、今後も進めていきたいということで考えております。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 私もその方向で間違いのない、正しい方向だなという思いでおります。

それで、いまほど健康福祉課長からご答弁いただいたように、いろいろ訪問医療だとかで、医師3名プラス1のなかで、結構忙しくされているというような形で、昨年も私ご提案したんですが、そうであれば、医療センターから派遣されている医師の、いわゆる派遣日数とか、そういうことを増員すべきではないかと、私、4人になればいいんですけども、そういうことを検討すべきではないかと話したことがあるんですが、それはどんな方向に進んでおりますでしょうか。現状のまま、とりあえず4人体制になるまで、現状、月一回でしたか、月2回、月2回の派遣医師の体制でこれからいかれるのか、お尋ねします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。

現在、医療センターのほうからは、医師1名、月2回、第2、第4火曜日に、主に内視鏡の検査を中心にやっておりますが、その内視鏡の検査も、もう本当に予約でいっぱいというような状況でもありますし、あと、先生方への負担等も考えまして、現在いま、来年度に向けて県のほうで、その派遣医師の要望、取りまとめをしているところがございます。そこには、いまは月2回ですが、それを増やしていただくように、いま現在、要望活動をしているところがございます。今後、先生方の負担等を考えながら、そういう形で進めていきたいというところがございます。

○議長 ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第9号、平成28年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号、平成28年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第3、議案第10号、平成28年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第10号、平成28年度、西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号、平成28年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第4、議案第11号、平成28年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

13番、清野佐一君。

○清野佐一 配水管の施設の整備工事を行っておりますが、これについては、水道管が、かつて40年以上経って更新しなければいけないということで、水道事業のほうでは進めているわけですが、この簡易水道のほうについても、そのような老朽管があつてこういう工事をやっておられるのか、また、そういう更新時期になっている管等がどのくらいあるのかお伺いしたいと思います。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 簡易水道ということで、その水道管の老朽化ということでございます。皆さんご存じのように、一番古いのが上水道、こちらが一番古く、次に簡易水道のなかでは、奥川の簡易水道が最も古いということでございます。昨年度、配水管の施設の整備工事ということで、全体的に簡易水道もだいぶ老朽化が進んできましたので、昨年度につい

ては、道路の舗装等にあわせながら配水、いわゆる管の工事を更新したといこととでございます。やはり老朽化がだいぶ進んでおりまして、やはり一番古い奥川地区、こちらのほうから、そろそろ老朽管の更新については進めていきたいというふうに考えておりますが、まだ詳細について詰めてございませんので、現段階では道路工事にあわせた更新、そのなかで老朽管の全体の老朽度をみながら、計画的に今後進めていきたいというふうに考えております。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 飲料水供給組合は簡水で管轄しているんですか、飲料水の組合というのかな。要は、屋敷の水道なんかはどこで、この会計ではないんですか。別、じゃあ聞く必要ありません。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第11号、平成28年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号、平成28年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第5、議案第12号、平成28年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第12号、平成28年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号、平成28年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算については、認定することに決定しました。

日程第6、議案第13号、平成28年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

10 番、多賀剛君。

○多賀剛 歳入歳出の決算の中身については問題ないかと思えますけれども、要は、本町財産区の今後の方向性、いわゆる管理組合等への移行等の考えとか、そういう話は財産区のなかでどのようになっているのか、それをお尋ねします。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 本町財産区のご質問にお答えをいたします。

本町財産区につきましては、議会制から管理会制に移行いたしまして、現在、事業を行っているところでございます。ただ、決算の中身をご覧いただければ分かると思うんですが、現在、基金はゼロということで、繰越金で毎年事業を行っているところでございまして、平成 28 年度決算で 31 万 5 千円、それが全財産でございまして、かかる経費、毎年、管理会計費とかございまして、あと貸地収入も、平成 28 年度の決算で 4 万 3 千円ほどでございまして、かかる経費はそれを超えてございまして、このままいけばお金がなくなるということで、現在、管理会の委員の方と、今後のあり方につきまして協議をしております。区民の方にアンケートを取ったり、いろんなご意見をお聞きしながら、今後どうしていくのかということで、現在、作業を進めているところでございまして、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 唯一の収入が貸地料というなかたちでありますけれども、いわゆる財産区の所有する土地の売買とか何かというのは可能なんでしょうか、欲しいなんていえば、それをお尋ねします。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

財産区が所有する土地及び木ですか、植栽した木、その売買は可能でございます。ですので、いま本町財産区の所有する、土地はなかなか売れないので、木ですか、立木を売るようなことで種々努力をしておりますが、現行の木材価格の低下によりまして、なかなか売れないというのが現状でございます。

○議長 9 番、三留正義君。

○三留正義 私、1 点だけお伺いしたいんですが、立木についてですけれども、推定立木ということで記載があります。この推定立木の積算の方法ですか、それについて詳しくお伺いしたいんですけれども。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 推定立木についてのご質問にお答えをいたします。

本町財産区の財産に関する調書のなかで、(2) 山林ということで、立木の推定蓄積量、前年度末が 8,856 立米でありまして、決算年度中の増減高、266 立米が増えたということでございまして、これ前年度の現在高から 3 パーセントプラスということで、これ統計的にだいたい 3 パーセントくらいは増えるでしょうと、そういった根拠で毎年、木を伐採しない限り 3 パーセントずつ増やすということでございまして、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これでは質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第13号、平成28年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号、平成28年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第7、議案第14号、平成29年度西会津町一般会計補正予算(第2次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第14号、平成29年度西会津町一般会計補正予算(第2次)の調製について、ご説明を申し上げます。

今次補正の主な内容であります。歳入におきましては、平成28年度決算の確定による繰越金の増や普通交付税の額の決定に伴う増、さらには、本年7月の豪雨により発生した農地及び農業用施設災害に係る復旧補助金などを計上いたしました。

一方、歳出におきましては、役場新庁舎移転事業に係る駐車場の路盤工に係る整備費を計上したほか、補助事業が採択されたことに伴う森林資源活用型新産業づくり計画策定委託料の新規計上、さらには、豪雨による農地等の災害復旧費及び林道・町道の修繕に係る経費などを計上したところであります。

これら歳入歳出の調整を行った結果、1億2,152万4千円の剰余金が生じたので、全額、財政調整基金に積み立てることといたしました。

それでは予算書をご覧ください。

平成29年度西会津町の一般会計補正予算(第2次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,140万2千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億7,070万2千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

債務負担行為の補正。第2条、債務負担行為の補正は、第2表債務負担行為補正による。

地方債の補正。第3条、地方債の補正は、第3表地方債補正による。

補正の主な内容であります。事項別明細書でご説明いたします。

8ページをご覧ください。

まず歳入であります。9款地方交付税、1項1目地方交付税は7,318万円の増であり

ます。これは、普通交付税の単位費用等が当初予算で見込んでいた積算より伸びたことなどによるものであります。なお、平成28年度の交付決定額との比較では、基準財政需要額の減などにより、8,932万円、率にして3.41パーセントの減となったところであります。

次に、11款分担金及び負担金、1項1目災害復旧費分担金351万円の増は、農地及び農業用施設の災害復旧事業に係る受益者分担金の追加であります。

9ページをご覧ください。

13款国庫支出金、2項6目総務費国庫補助金166万8千円の増は、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度のシステム整備費補助金79万9千円及び外国人観光客を誘致するため広域連携により取り組んでおりますデジタルDMO整備推進事業に対する地方創生推進交付金86万9千円の新規計上であります。

14款県支出金、1項1目民生費県負担金128万円の減は、国民健康保険税の税率が確定したことによる保険基盤安定負担金の減であります。2項8目災害復旧費県補助金2,910万円の増は、農地及び農業用施設の災害復旧事業補助金の追加であります。

10ページをご覧ください。

17款繰入金、2項2目庁舎整備基金繰入金2,449万5千円の増は、役場新庁舎移転に係る駐車場路盤工事などの財源として計上するものであります。

18款繰越金、1項1目繰越金1億52万円の増は、平成28年度決算の確定により、増額計上するものであります。

19款諸収入、5項4目雑入1,987万2千円の増は、森林資源活用型新産業づくり計画策定事業に係る二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金が採択されたことによる1,500万円の新規計上及び職員の派遣に伴う県後期高齢者医療広域連合からの人件費等の負担金480万円の新規計上などであります。

20款町債につきましては、それぞれ事業費の決定等に伴い額の調整を行なうものであります。

次に、12ページをご覧ください。歳出であります。

2款総務費、1項3目電算管理費80万円の増額は、年金機構との連携に伴うマイナンバー制度システム改修委託料80万円の追加計上であります。5目財産管理費1億4,613万9千円の増額は、役場新庁舎移転に伴う駐車場路盤工事費2,200万円、今次補正の剰余金の財政調整基金への積立金1億2,152万4千円などであります。なお、この結果、財政調整基金の補正後の積立残高は7億4,563万2千円となります。10目ふるさと振興費150万8千円の増額は、道の駅よりっせの自動ドアや、ふれあい交流施設のトイレ浄化槽の修繕料などあります。11目総合情報政策費92万6千円の増額は、道路改良などに伴うケーブルテレビ幹線の移設に要する消耗品及び修繕料の追加計上であります。

13ページをご覧ください。

13目地方創生費63万1千円の増額は、まち・ひと・しごと創生総合戦略町民会議のアドバイザーに係る経費の組み替えによる講師謝礼及び旅費86万9千円の減、アドバイザー委託料150万円の新規計上であります。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費218万7千円の減は、保険基盤安定負担金に係る国民健康保険特別会計事業勘定繰出金の減額であります。

14 ページをご覧ください。

4 款衛生費、1 項 1 目保健衛生総務費 62 万 3 千円の増は、上安座水道利用組合に対する機器更新に係る補助金の新規計上であります。5 目母子保健費 74 万円の増は、未熟児の入院医療費を支援する養育医療給付費の追加であります。

6 款農林水産業費、2 項 1 目林業総務費 1,616 万 3 千円の増は、補助事業が採択されたことに伴う、森林資源活用型新産業づくり計画策定委託料 1,409 万 3 千円の新規計上や今年度 4 棟の整備を予定しております菌床栽培ハウスの資材価格上昇に伴う工事費の追加 140 万 9 千円などであります。2 目林業振興費 1,060 万 8 千円の増は、林道泥浮山線などの修繕料 413 万 1 千円、15 ページにいきまして林道面倉線の修繕工事 589 万 7 千円の追加計上などあります。

7 款商工費、1 項 3 目観光費 216 万 1 千円の増は、飯豊山登山道の修繕料 212 万 8 千円などあります。

16 ページをご覧ください。

8 款土木費、1 項 2 目道路維持費 2,787 万 6 千円の増は、町道大山線などの修繕料 1,498 万 5 千円、町道茗荷沢東線の補修工事 1,003 万 4 千円、道路補修材料 255 万 7 千円などの計上であります。3 目道路新設改良費 238 万円の減は、町道野沢柴崎線などの補助事業の組み替え及び単独事業として実施いたしました町道本町南 4 号線の完了に伴う工事費の減額であります。4 目橋りょう維持費につきましては、補正額はありませんが、橋りょう修繕に係る設計業務委託料と工事費を組み替えるものであります。2 項 1 目河川総務費 174 万 4 千円の増は、杉山川に係る修繕料の計上であります。

次に、17 ページをご覧ください。

3 項 3 目公園費 169 万 9 千円の増は、さゆり公園のトイレ浄化槽などの修繕料の追加計上であります。

10 款教育費、4 項 3 目文化財保護費 102 万 4 千円の減は、横町館跡発掘調査事業に係る臨時職員賃金 114 万円の減額などあります。4 目図書館費 72 万 4 千円の増は、聞き書き事業に係る印刷製本費 24 万 3 千円、施設の修繕料 48 万 1 千円の計上であります。

18 ページをご覧ください。

5 項 1 目保健体育総務費 30 万円の増は、本年 11 月 3 日と 11 月 4 日に開催を予定しております福島ホープス杯野球大会の実行委員会への補助金の新規計上であります。

11 款災害復旧費、1 項 1 目農業施設災害復旧費 5,266 万円の増は、本年 7 月の豪雨により発生した農地災害 5 地区及び農業用施設災害 7 地区の復旧に係る測量設計委託料 450 万円、復旧工事費 4,800 万円の計上などあります。

5 ページにお戻り願います。第 2 表債務負担行為補正、追加であります。

債務負担行為とは、将来にわたり支出の義務を伴う場合に設定するものであります。今回設定する事業は、防災・安全交付金事業、町道柴崎滑沢線引牧橋・橋りょう補修工事でありまして、期間は平成 29 年度から平成 30 年度までの 2 年間、限度額は 800 万円であります。

次に、第 3 表地方債補正・変更であります。

過疎対策事業費及び災害復旧事業費の各事業費の調整と、臨時財政対策債については額

の決定に伴い、それぞれ限度額を変更するものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については、変更ありません。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

○議長　10番、多賀剛君。

○多賀剛　何点かお尋ねします。

まず、歳入におきまして、10ページの諸収入、雑入のなかで、広域連合への負担金というようなことで480万円入っているんですが、中身には、職員を1人派遣しているというようなことでありますが、これは各県内の市町村、周り番というか、そういう形で職員を派遣されてやっているのか、その中身がちょっと分かれば教えていただきたいと思います。

それと、次、歳出にいきまして、13ページの総務費の地方創生費のなかの、まち・ひと・しごと創生総合戦略、町民会議アドバイザー委託料、これ組み替えて、講師謝礼等の組み替えて150万円になっておりますけれども、これの中身、以前ご説明あったかもしれませんが、これをもう一度ご説明ください。

それと、17ページの土木費、都市計画費の公園費のなかの修繕料、これ、さゆり公園のトイレを、浄化槽等を改修するというようなことでありましたが、それどこのトイレを修繕して、以前、洋式トイレへの改修も、やっぱりこれからは必要じゃないかというような話があったんですが、そんなことも考慮されているのかどうか、お尋ねします。

それと最後、18ページになりますが、教育費の保健体育総務費の補助金、福島ホープス杯野球大会の補助金と、これ実行委員会への補助をするというようなことでありますが、実行委員会というのはどんな組織で、いわゆる野球大会の源泉はどういうところから発生して、この野球大会の中身はどういうものなのか、おそらく学童野球の大会なのかなと私は想像しますが、近隣の市町村でやるのか、あるいは福島県の県の大会としてやるのか、その中身、分かれば教えてください。

以上です。

○議長　総務課長、新田新也君。

○総務課長　まず、県の後期高齢者医療広域連合の派遣の件についてお答えをいたします。

この広域連合への派遣につきましては、平成29年度と平成30年度、2カ年間、西会津町から職員1名、派遣してございます。この派遣につきましては、会津耶麻町村会、猪苗代、磐梯、西会津、北塩原、4町村が組織しているわけですが、その町村会の申し合わせで、まず猪苗代さんは、もう既に何年か前に派遣をして終えています。今回、平成29年度と平成30年度につきましては、今度は西会津の番だよということで、今回、派遣してございます。

それから、また帰ってくれば、何年か後に、続けてではなくて、あいだ空くんですけれども、次は磐梯町さん、それから最後に北塩原さんが職員1名を派遣するというようになってございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長　企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長　多賀議員のまち・ひと・しごと創生総合戦略町民会議についてのご質問

にお答えいたします。

まち・ひと・しごと創生総合戦略については、平成27年12月に、国のまち・ひと・しごと創生法に基づきまして、人口減少への歯止め、それから地方での雇用創出、活性化、それらのために策定したところでもあります。策定にあたっては、まち・ひと・しごと創生総合戦略策定町民会議、これと役場内の組織である策定部会、連携して策定したということですが、策定後も、その町民会議、平成28年度、そして今年度についても、引き続き計画の進捗管理、それから計画の具体化、それらのために町民会議を設置して活動していくということでもあります。

今年度につきましても、まだ町民会議、会議のほうは開催しておりませんが、いま委員の選考を行っておりまして、10月はじめには第1回の会議を開催していきたいというふうに考えております。

今回の補正をお願いしたのは、当初、予算については、町民会議のアドバイザーの8の報償費の謝礼、それから旅費ということで計上しておったところなのですが、これについては、この業務の性格上、これらアドバイザー謝礼や旅費については、一般社団法人への委託料のほうに性格としては相当だろうということで、今回、判断いたしまして、組み替えさせていただくということですので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 10番、多賀議員の都市公園費の内訳についてご説明させていただきたいと思っております。

修繕料169万9千円の内訳でございますが、こちら3つの修繕が入っておりまして、まず、トイレの浄化槽のバルブの配管、あと送風機を交換するというので、こちら、さゆり公園内にあります、野球場側にありますトイレと、あと西側、道路側にあります西トイレ、あと滑り台の脇にあるトイレの、3箇所の浄化槽のバルブと配管、送風機を交換するもので、60万6千円ほど。そのほか、体育館内の避難誘導灯のバッテリーが経年劣化しているということから、その誘導灯の交換で39万円ほど。そのほか、最後に藤棚への屋根の設置ということで、藤棚が枯れているところの屋根を設置したいということで、70万2千円ということで、都合、169万9千円というような内訳になっております。

以上でございます。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 それでは、福島ホープス杯の野球大会の補助金についてお答えいたします。

この福島ホープス杯少年野球大会につきましては、株式会社福島県民球団、福島ホープスのほうからご提案をいただきました。その内容、現在、話し合い想定している内容でございますけれども、地元の少年野球チーム、いわゆるスポ少、小学生が対象でございますけれども、を含めまして、地元、近隣町村も含めまして、4チーム程度。あとは首都圏等からの宿泊を伴うようなチームが2チーム程度の、6チームによる交流大会を開催してはどうかというようなことでもございました。

日程につきましては、現在、11月の3日と4日、2日間で考えてございます。場所につきましては、当然、福島ホープス西会津球場をメインに、西会津高校なんかも活用して、

現在のところでは、2会場くらいを想定しております。あと、1日目の夕方といたしますか、岩村監督を交えた交流会も開催してまいりたいなというふうに思っております。

現在、ホープスのほうでも、スポンサーとなるような企業等にもあたってみたいというようなお話ではございました。

あと、その組織でありますけれども、実行委員会形式ということで、現在想定してございます。当然、西会津町、それから、西会津野球協会、それから、体育協会、あとは県民球団、町の振興公社、観光交流協会などなどを、今回、想定してございます。そういった組織で取り組んでまいりたいというようなことで進めさせていただきました。

今回、補助金というようなことで、今回この時期にお願いするわけでございますけれども、1つには、理由としまして申し上げますけれども、現在、町が進めております、まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標に掲げております交流人口の拡大、それから地域経済の活性化を具現化する事業であるということ。それから、地元のさゆり公園施設、ロータスイン等の宿泊施設を有効活用できるものであること。それから、町内における一層の少年野球、スポーツの振興、青少年健全育成に資するものであることなどと考えております。

それから、子どもたちにとっては、本当に一年一年がかけがえのない時間を過ごしておるといふふうに考えておりますし、やっぱり他の町村のチームとの交流、あとは地域の大人との関わり、様々な活動をとおして心豊かに育ち、社会性も身につけ、我々の目標としている、その生きる力にもつながるといふふうに思っております。

そのようなことから、ホープスとの絆も深い西会津町でありますので、他に先駆けて取り組んでまいりたいなというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 後期高齢者の広域の派遣職員の件なんですが、聞けば、この4月から職員はもう派遣されているということでもあります。中身は耶麻町村会のなかで周り番でこう職員を派遣しているというようなことで分かりました。これ何で補正でやらなければいけなくなったのか、そうであれば、当初でこんなものはできたんじゃないのかなという思いがありますけれども、そのいい、悪いじゃなくて、補正でなった理由を教えてくださいたいと思っております。

それとあと、さゆり公園の改修は、じゃあ今回は洋式化への対応は全くしないということですか、藤棚は、我々議会報告会のなかで、屋根を付けてほしいというような要望があって、それをやっていただけるといふのは大変ありがたいんですが、いま本当に高齢化率が高くなって、お年寄りがなかなかトイレ、使えないような状況、普通の洋式じゃないと使えないというような話も聞きますので、これは公園の長寿命化計画のなかでも、やっぱり検討していただいていると思っておりますけれども、これを早急にやっていただきたいという思いであります。

最後の福島ホープスの野球大会は、私、大いに大賛成でありまして、交流人口の拡大、いま生涯学習課長が言ったように、これは町の活性化に寄与するものだなという思いであります。直接関係ありませんが、商工観光課に聞いたほうがいいのかもかもしれませんが、11

月の3日、4日の連休に絡めてやりたいという、宿泊も伴う、当然、子どもたちのチームが来れば親も来ていただけると私は思っています。

そのなかで、温泉施設の改修工事を今年予定されていますが、いまだに計画がはっきりされていない。要はスポーツをやれば、お風呂に入らなければいけない。私も温泉保養施設に行くと、多くの方から言われるんです、いつやんだべ、暇な時期にやるといっている、実際に暇な時期というのはなかなかないんです。もう秋の行楽シーズンもあるし、年末年始は忙しいし、年明ければ、もうすぐ3月になってしまうし、そんなところも含めて、いま現在お答えできることがあれば、お答えしていただきたいと思います。

以上です。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 県の高齢者医療広域連合負担金の件についてお答えします。

なぜ、いま補正をあげたのかと、当初ではみられなかったのかというお話でございますが、まず、当初予算編成時、3月議会でご議決をいただいたわけですが、それまで、実際は2月ですか、当初予算、予算書つくるの。それまでに派遣する職員が決まっていなかったということで、実際、行く職員が決まっていなくて、人件費もはじき出せなかった。それが1つです。

それから、広域連合と町の負担の関係、それが実際きちっと決まったのが、それ以降になったということでございます。6月以降に決まったので、9月に計上させていただいたということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 多賀議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、さゆり公園内のトイレの洋式化についてでございますが、こちら平成27年度におきまして、男子側トイレの便器のほうの洋式化は済んでおります。女性のほうにつきましても、1箇所ずつ洋式化は済んでいるということで、少し女性のほうは若干残っておりますが、それは今後、検討の課題という形にさせていただきたいと思っております。

続きまして、ホープス杯の関連で、温泉施設の工期ということでございますが、現在、指定管理をしております振興公社と打ち合わせの結果、現在の予定では12月から3月のあいだで工期を進めたいということで、現在、協議を進めているところでございます。あと工事につきましても、現在いま積算をしております、積算終わり次第、工事の発注に進めていきたいというような予定で、いま現在、取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 いまちょっと先輩議員のお話を聞いていて、ふと思ったんですが、18ページの教育費、10款5項1目保健体育総務費の、この補助金の福島ホープス杯野球大会補助金なんですが、これいつからこの補助金を行っているのかと。あと、どのような条件でこの補助金の対象になるのか、教えてもらってよろしいですか。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 お答えいたします。

いつからということでございますが、今年度、初めてでございます。それから補助金の

対象になるのかというようなお話でございましたけれども、これは実行委員会形式で組織するという、先ほど申し上げましたとおりでありまして、それで、町の負担金的な意味合いの補助金に、今回、願いますという内容でございます。

○議長 補助対象になる条件は何か。

生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 答えいたします。

今回取り組みます福島ホープス杯の少年野球大会でございまして、これに対する事業の補助金というようなことでございます。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 これ簡単にいうと、福島ホープス杯の野球大会にしか出ない補助金なんですか、例えば、西会津では様々な団体がいろんな活動をして、一生懸命、それこそ西会津町にいろんなチームを呼び込もんでやっている団体もいっぱいありますが、そういった方々が、例えば同じように交流人口の拡大を目指し、経済活性化にもなるような大会をやろうとしたときは、この補助金は、例えば野球以外の団体の競技にも出るんですか、そこだけちょっと教えてください。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 答えいたします。

今回の補助金につきましては、その事業に対する団体育成補助金というような形で出させていただくものでございます。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 失礼いたしました。これは体育振興補助金というような位置付けで、今回お願いしているものでございます。それから、今後そういう体育振興につながる事業ということで判断できるものであれば、これは同じように、そこで検討してまいりたいと思います。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 その判断はどのような基準で、誰が行うのか、最後に教えてください。要は、その体育振興になるという判断は誰がどのように基準でなるのか教えてもらってよろしいですか。もしくは、例えば、そういうマニュアルが現在あって、たぶん今回、福島ホープス杯野球大会には補助金30万円という大金が出ているはずなので、どういう基準で、今回も採択になったのかも経緯を教えてくださいましてよろしいですか。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 答えいたします。

その体育振興につながる内容であるかどうかを、その都度、判断させていただきます。それで、その内容を見て、その内容が体育振興につながるものであると判断できれば、その時点で考えてまいりたいと思います。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 すみません、私、基準とか、誰が判断するかということの話を聞いているんですけども、誰が判断するという答えもなければ、基準の説明もいままで一回もないんですが、これ言えない理由でもあるんですか。はっきり、もしあるのならば、きちっと教え

ていただきたいし、誰が判断するのもきちっと教えてほしいんですよ。要は、こういったことを今後やりたいという人たちが、どこにどうやって、どういう基準でやるのかが分からなければ、この町の振興や、子どもたちの健全育成や、経済活性化に、うちらもやりたいなという人たちがいたときに、出てこないじゃないですか。こういうのはやっぱり町民の皆さんが広く、同じくね、こういう補助金を受けられるように、間口を平等に、要は広げて待つべきじゃないんですか。であれば、この場できちっとそういう基準や、誰が判断するかというのを説明できると思うんですが、今回は逆に説明なかったのかとこっちは思ってしまうので、はっきりそこら辺は教えていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 補助金のことなので、財政担当している総務課も関係ございますので、お答えをいたします。

まず、今回の補助金を出す根拠でございます。西会津町体育振興事業費補助金交付要綱に基づいて、今回は予算計上させていただきました。その交付要綱のご説明、内容をご説明いたします。

まず、趣旨でございますが、町はスポーツをとおした住民の健康づくりと生涯学習としての体育振興を推進するため、西会津町補助金の交付に関する規則及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。これが趣旨です。

それから補助の対象及び補助の額ということでございまして、第2条、補助金は別表に掲げる事業を実施する町内の団体が、その事業に要する経費について交付するものとし、その額は予算の範囲内において町長が定めると、いま別表と申し上げましたが、別表を申し上げます。補助対象事業、1つとして、スポーツをとおした住民の健康づくりに関する事業。2つ目として、住民の体育振興に関する事業。それから3つ目として、奥川健康マラソン大会に関する事業。4つ目として、町長が必要と認める事業。というような補助事業の内容でございますので、これに合致した事業であれば、町は補助金を交付すると、決めるのは町と、町長ということでございます。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 何点かお聞きします。

14ページになりますが、林業総務費において、新たに採択が受けられた森林資源活用型新産業づくり計画、この内容について、再度お聞きしたいと思います。

それから、16ページになりますが、橋梁維持費2,406万2千円、これが委託料から工事請負に変わったということですが、ここの場所等、分かれば教えてください。

それから、その上の道路維持費でありますけれども、一般財源2,787万6千円、これを投じて修理をするという、この修繕費うんぬんありますが、この場所等が分かれば教えてください。

以上、3点です。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 小柴議員のご質問のうち、森林資源の活用型の委託の件でお答えをしたいと思います。

この委託事業につきましては、決算のなかでもご説明しましたとおり、昨年から森林資源活用型の産業化計画づくりということで、町のほうで取り組んでおりまして、今年度につきましても、当初予算で単独費で計上してございました。そういったなかで、一方で会津13市町村が合同で実施する事業が、新たに環境省の補助事業に応募しまして、これが採択になったところであります。そういったことから、町単独費で当初に計上していた事業も含めまして、新たにこの調査事業費を計上したものでございます。

その内容についてであります。町の森林資源を活用した計画づくりについては、去年の継続でありまして、オガ粉だったり、それから燃料用のペレットだったり、そういった部分をどういうふうこれから細かく具体的に計画していくかということですが、それが1点と。それから、もう1点は、いまほど申し上げました13市町村の部分でございます。これは、環境省の所管事業で、公益財団法人イオン環境財団に提案するような補助金になっておりますが、二酸化炭素排出抑制対策というような補助金のなかに、要するに木質バイオマス資源を活用した事業の調査事業を実施できる。そういうメニューがございまして、13市町村で手を挙げたものでございます。

具体的な内容としましては、13市町村それぞれが、それぞれの市町村内にあります森林資源の利用可能量の調査と分析、それから、それぞれの町村にあります公共施設、または民間施設の給湯や暖房の熱需要量の調査分析、こういったことが主な内容になっております。

本町におきましては、昨年度の地方創生加速化交付金事業で、実はこの部分については、もう1年先に調査をしております。そこで、ほかの湯川村、山のない湯川村を除きます12町村は、いまほど申し上げたような調査を実施するわけですが、西会津は、ちょっと一歩先に進みまして、山の活用をする調査に主目的ということにおいた調査を実施する予定でございます。具体的に申し上げますと、町内には林道と、それから木を切り出すための作業道というような形の搬出用の道路があるわけですが、昨今、この中間に位置付けられます林業専用道という形で、運搬用のトラックが走れる道路が、その中間的な位置付けであれば、さらに木材の搬出に役立つというようなことがございますので、本町におきましては、森林資源の量だったり、そういうことを把握しておりますので、具体的に、その山の切り出す活用方法、そういった部分を実施するように考えております。調査事業の内容はこのような形になっております。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 私からは、土木費の、まず橋梁維持費の委託料と工事請負費の組み替えについてご説明申し上げます。

この橋梁維持費は、橋梁のいわゆる点検、また修繕について計上している費用でございます。今回、組み替えをいたしましたのは、橋梁の修繕につきまして、設計をしていたわけですが、こちらが終了いたしまして、いよいよこれから橋梁の修繕に移ることから、委託費の確定に伴い、その分を工事のほうに組み替えをしたものでございます。

次に、道路維持費のなかの修繕料でございますが、道路の修繕につきましては、その都度パトロールしながら修繕に努めております。今回、計上させていただきましたのは、こ

れまで修繕を続けてきたなかで、どうしても不足するというので計上させていただいたものでございます。そのなかで、箇所ということで、代表的な場所につきましては、総務課長がまず説明いたしました大山線、大山の参道に至る部分が崩れた箇所。あとほかには、弥平四郎の集落の手前につきましても、崩れた箇所がございまして、そちら。あと宝川集落内の道路につきまして、舗装されていない箇所がございまして、その修繕。あとほかには、各所、結構穴がございまして、パッチング等につきましても、これからやっていきたいということで、その分も計上させていただいたところでございます。

○議長 橋の場所は。

建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 橋梁でございますが、滝坂から滑沢に行きます引牧橋という橋が笹川に架かってございますが、その修繕でございます。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 歳出のところで2点ほど質問いたします。

13ページの民生費、障がい者福祉費のなかで、国庫負担金と県負担金、これ合わせて37万9千円の返還になっていると思いますが、いろいろ窓口は広く障がい者のなかにはあると思いますが、これはどういう団体で、どういうグループなのか、まずその点を伺いたい。

2点目、17ページ、文化保護財保護教育費、これは横町縦穴（館跡）という説明であります。昨年度は20人の人材を派遣し終わって、今年は10人ということですが、その経費の内容についてであります。今年3,022万4千円、2,920万円でやれたということだと思っておりますが、今年はその短期間的に、昨年度よりは終わっているのかなと思っております。ただそのなかで、経費的には昨年度とそんなに変わらないのかなと思っております。合わせて、その昨年度の経費と今年の経費、合わせてどのくらいかかったのか、その2点を教えてください。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 私のほうからは、障がい福祉費の返還金の内容についてのご質問についてお答えをいたします。

障がい福祉費での返還金であります。これにつきましては、障がい福祉サービス、各種いろんなサービス、入所されている方、授産所を利用されている方、あるいは日常生活用具ですとか、そういういろんなサービス受けておられまして、そのサービスに対して、国が2分の1、県が4分の1の補助をしていただいております。それにつきましては、年度内に概算でいただく、概算でいただいて、最終的に実際の額が決まったら精算するというような形でありまして、今回は余計に、国、県から余計にもらっていたので、その分を返還するというようなことで、今回、計上させてもらったものでありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 それでは、文化財保護費の発掘の経費についてお答えいたします。

昨年度の本調査につきましては、全員協議会で申しあげましたように、2,250万円ほどで終わりました。それで、本年度の現計でございますけれども、1,900万円ほどでございますので、合わせますと、現在のところ4,150万円というような数字でございます。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 余計に予算を組んだなかでの、そういう補正ということなんですが、私は、福祉関係ということは、やっぱりもっともっと使われることであれば、返還なしで、もう本当に充分にね、使えるような、そういうものにできないのかなど。いろんな面で福祉の障がい者の方がいらっしゃいます。そういうなかで、いろんな形で、まだまだ手を差し伸べていただきたいというようなグループもあるかと思えます。そういうなかで、この返還ということはどうだったのかなということ、お尋ねをしたわけです。その点について。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 再質問にお答えをいたします。

今回のこの障がい者福祉、いろいろな障がい者自立支援給付費の国庫負担の返還金、県の負担の返還金であります。この国、県の補助につきましては、先ほど言いました障がい福祉サービスといたしまして、居宅介護給付費ですとか、同行援助給付費、療養介護給付費ですとか、20項目ほどのいろんなサービスを提供しております。町としましては、年間で1億2,400万円ほどの、県、国の補助金も含めてであります。を支給をしております。それにつきましては、県のほうで、補助金としましては、やっぱり1月、2月、年度内に支給をしてもらう必要がありますので、1月、2月段階で数字を見込んで請求をして、概算でもらうわけです。最終的に、3月終わって、4月、5月になって、額が確定をして、それで、余計にもらっていたものを今回、返すということでございますので、その返すものをほかの団体に支援をすとか、そういったことはできない事業でございます。県の補助事業に則ってやっていると、国、県の事業に則ってやっているとということでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 文化財のことで再質問したいと思えますが、それで、さっき申し上げたのは、今年度は10人で短期間で仕上がった、完成したのかなと思うわけですが、さっきは単価的なことを申し上げました。10人のなかで、それだけ早くできて、これだけの単価であがったというのは、何か専門的な職員の方が、昨年度より採用されたのか、働かれたのか、その働かれた方の内容というか、地元の方はあまり見られなかったようなふうに見られましたが、そういう、働かれた方の専門的な方がいらっしゃったのか、その辺。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 お答えいたします。

専門家の方ということで、体制的なことだと思いますけれども、まず、調査担当者としては、町の職員が1名でございます。それから指導機関としまして、県の文化財課の専門の主査、それから、現場においていただきましたのは、やっぱり県の文化振興事業団の遺跡調査部のほうから専門の方、技師を1名派遣させていただきました。そういったなかで体制を組んで行いました。

早く仕上がったという理由で、以前も申し上げたかと思うんですけれども、やっぱり遺物、出土するものが少なかったというようなことが、一番作業を効率的に進められた1つの理由かなというふうに思っております。

○議長 7 番、伊藤一男君。

○伊藤一男　それで、2点ほど質問させていただきます。

まず、歳入の14款2項8目の災害復旧費、これ2,100万円あがっていますが、この内容について。

あともう1点は、歳出の8款2項1目の河川修繕費、これ杉山川の修繕となっておりますが、これは以前に議会報告会において、地域の住民から要望が出された、その内容だと思いますので、お伺いをしたいと思います。

○議長　建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長　お答え申し上げます。

まず、災害復旧費ということで、今回、歳入歳出ともにあげてございます。これは今回の7月の豪雨がございまして、その際に農地及び農業施設、水路等が壊れまして、そのためのお金でございます。今回、箇所的につきましては、農地で7地区、施設のほうで9地区ということでございまして、これにつきましては、いま設計をしながら、近々災害の査定を受け、それで確定をしながら工事を進めていくというふうに考えております。

もう1つの河川費でございますが、今回、修繕料ということで174万4千円ほど計上させていただきました。この箇所につきましては、杉山でございまして、杉山の川、あそこについては、河川の河床と申しますか、下の部分がだいぶ低下をしております、そういった点から、その河床低下を何とかやりたいということで、今回、修繕費を計上したものでございます。これについては、かねがね杉山自治区からお話をいただいております、それについて計上したものでございます。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第14号、平成29年度西会津町一般会計補正予算(第2次)を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第14号、平成29年度西会津町一般会計補正予算(第2次)は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第15号、平成29年度西会津町工業団地造成事業特別会計補正予算(第1次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長　議案第15号、平成29年度西会津町工業団地造成事業特別会計補正予算(第1次)の調製についてご説明いたします。

今次の補正の主な内容であります。工業団地は分譲開始から約30年近くが経過しており、未契約の土地の立木が成長し、隣接する企業の施設に支障を及ぼす可能性があることから、立木を伐採し売却するため、歳入においては不動産売払収入などを増額すると

もに、歳出では予備費に追加計上するものであります。

それでは、予算書をご覧ください。

平成 29 年度西会津町の工業団地造成事業特別会計補正予算（第 1 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、6 万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,873 万 6 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

主な補正の内容であります。事項別明細書でご説明を申し上げます。

予算書の 4 ページをご覧くださいと思います。

まず、歳入であります。1 款財産収入、1 項 1 目不動産売払収入 4 万 2 千円の増額は、未契約地の立木売払収入が見込まれることから、増額するものであります。

2 款繰越金、1 項 1 目繰越金 1 万 8 千円の増額は、前年度の繰越金が確定したことにより、増額するものであります。

次に、歳出であります。

1 款予備費、1 項 1 目予備費 6 万円の増額であります。立木売払収入及び前年度繰越金の全額を予備費として計上するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

10 番、多賀剛君。

○多賀剛　工業団地内の立木を伐採して、森林組合に委託して伐採してもらったら、当初お金がかかると思ったのに、逆にそれが売れて、微々たる金額でありますけれども、収入になったということで、これは大変いいことであります。当初考えていたのは、逆にお金を払わないと雑木、立木等の伐採なんかできないのかなという思いでいられたということですが、そうすれば、以前からこの工業団地、原野のような状況を、ある程度きれいにしておくことも必要ではないかというような話あったなかで、造成まではいなくても、この立木、あるいは雑木が売れるということであれば、そういうのをやっぱりきれいにするだけでも、見栄え、見栄えといったらいいのか分かりませんが、相当やっぱり景観上はよくなるような気がします。今後そんなことは考えられないのかお尋ねします。

○議長　商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長　10 番、多賀議員のご質問にお答えいたします。

現在、立木、お金を出さなければいけないところを売れるということで、大変よい取り組みだなと感じております。現在、立木を伐採した後は、やっぱり萌芽更新ということで、その部分については、伸びたらまた切っていくというような形で、していかなければならないということで考えているところでございます。

また、やはり工業団地、現状でよいという部分では認識はしておりませんので、やはり整地等も含めまして、様々な視点から検討はしていかなければいけないという部分ではございます。ただし、やはり立地の見込みもないなか、現状の場を造成するという部分も、

多額の財政出動が必要でございますので、それは十分、今後の流れのなかで検討していかなければいけないと考えております。あの工業団地内の草木等の伐採と申しますか、除草等につきましても、今後やっぱり適正な管理という観点から、いろいろ考えていかなければいけないと考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 私も、その造成しておけということではなくて、これは状況はいつ変化するかも分からないと思ひます。いまだから、思ひもよらず、おそらく当局の考えでは思ひもよらない形で売れて、収入になったということでもありますから、そうであれば、造成うんぬんよりも、立木、雑木等を伐採してもらって、それお金がかかるなら別ですけども、こんな形でプラスになるようなことであれば、見積りを、どのくらいになるんだとか、そういうアクションは、私、必要なのかなという思ひがありますので、その点だけお尋ねします。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 再質問にお答えいたします。

立木の伐採につきましては、4万2千円と少額ではございますが、こちら1反当たり、だいたい7千円ということで売却できるということで予算をしております。だいたい今回は、6反歩ほどということですので、4万2千円という計上となっているということでございます。

先ほども申し上げましたが、伸びましたらば、やはり伐採していくと、きれいに維持管理していくというのは前提だと思ひますので、今後そういう形で、伸びましたらば、売れるような形であれば伐採していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第15号、平成29年度西会津町工業団地造成事業特別会計補正予算(第1次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号、平成29年度西会津町工業団地造成事業特別会計補正予算(第1次)は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第16号、平成29年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算(第2次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 議案第16号、平成29年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算

(第2次)の調製について、ご説明をいたします。

今次の補正予算は、繰越金の確定に伴います事業費の調整と、地方公営企業法適用に係る債務負担行為の設定によるものでございます。

それでは予算書をご覧いただきたいと思えます。

平成29年度西会津町の下水道施設事業特別会計補正予算(第2次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ271万6千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,079万4千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

債務負担行為の補正。第2条、債務負担行為の補正は、第2表債務負担行為補正による。

詳細につきましては、事項別明細書にて説明させていただきます。

5ページをご覧いただきたいと思えます。まず歳入でございます。

6款繰越金、1項1目繰越金は271万6千円の増額です。前年度決算の確定によるものでございます。

次に歳出です。

4款予備費、1項1目予備費は271万6千円の増額です。前年度決算の確定によるものでございます。

それでは、3ページにお戻りいただきたいと思えます。

第2表、債務負担行為は追加でありまして、地方公営企業法適用事業費です。

これ以降の各特別会計にも計上してございますが、本事業の平成29年度分の予算につきましては、6月議会定例会でご議決をいただいております。本事業につきましては、集中取組期間であります平成31年度までに全てを完了することが必要であり、精査をいたしました結果、継続的に業務を遂行していくためと、年度毎に完了させるのが困難な業務も想定されますことから、より円滑な業務遂行のため、債務負担行為を設定することとしたものでございます。委託をしようとする業者につきましては、プロポーザル方式で公募いたしまして、選定をしたいと考えております。なお、本事業の期間及び限度額につきましては記載のとおりでございます。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決いただきますようお願いを申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第16号、平成29年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算(第2次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 16 号、平成 29 年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第 2 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 17 号、平成 29 年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第 2 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 議案第 17 号、平成 29 年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第 2 次）の調製について、ご説明を申し上げます。

今次の補正予算は、繰越金の確定に伴います事業費の調整と修繕料の追加、地方公営企業法適用に係る債務負担行為の設定によるものでございます。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成 29 年度西会津町の農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第 2 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 298 万 1 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 2,246 万 6 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

債務負担行為の補正。第 2 条、債務負担行為の補正は、第 2 表債務負担行為補正による。

詳細につきましては、事項別明細書にてご説明をいたします。

5 ページをご覧いただきたいと思います。まず歳入でございませう。

3 款繰越金、1 項 1 目繰越金は 298 万 1 千円の増額です。前年度決算の確定によるものでございませう。

次に歳出です。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費は 161 万円の増額です。設備故障に伴う緊急的な修繕がありまして、今後の修繕料に不足を生じることから増額をするものでございませう。

3 款予備費、1 項 1 目予備費は 137 万 1 千円の増額です。前年度繰越金から必要額を調整した結果によるものでございませう。

3 ページにお戻りいただきたいと思います。

第 2 表、債務負担行為補正は追加でございまして、地方公営企業法適用事業費でございませう。

先ほど下水道施設事業特別会計でご説明申し上げましたように、本事業につきましては、集中取組期間であります平成 31 年度までに完了することが必要であり、精査いたしました結果、継続的に業務を遂行していくため、より円滑な業務遂行のため、債務負担行為を設定することとしたものでございませう。

なお、本事業の期間及び限度額につきましては記載のとおりでございませう。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおり

りご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 17 号、平成 29 年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算(第 2 次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 17 号、平成 29 年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算(第 2 次)は、原案のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 18 号、平成 29 年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算(第 2 次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 議案第 18 号、平成 29 年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算(第 2 次)の調製について、ご説明を申し上げます。

今次の補正予算につきましては、繰越金の確定に伴います事業費の調整と、地方公営企業法適用に係る債務負担行為の設定によるものでございます。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成 29 年度西会津町の個別排水処理事業特別会計補正予算(第 2 次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 55 万 3 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,861 万円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

債務負担行為の補正。第 2 条、債務負担行為の補正は、第 2 表債務負担行為補正による。

詳細につきましては、事項別明細書にて説明させていただきます。

5 ページをお開きいただきたいと思います。まず歳入でございます。

5 款繰越金、1 項 1 目繰越金は 55 万 3 千円の増額です。前年度決算の確定によるものでございます。

次に歳出です。

4 款予備費、1 項 1 目予備費は 55 万 3 千円の増額です。前年度繰越金の確定によるものでございます。

それでは、3 ページにお戻りいただきたいと思います。

第2表、債務負担行為補正は追加で、地方公営企業法適用事業費です。

先ほどまでご説明申し上げましたように、本事業は、集中取組期間であります平成31年度までに完了することが必要でございます。精査しました結果、より円滑な業務遂行のため、債務負担行為を設定することとしたものでございます。

なお、本事業の期間及び限度額は記載のとおりでございます。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第18号、平成29年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算（第2次）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第18号、平成29年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算（第2次）は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第19号、平成29年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　議案第19号、平成29年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）についてご説明申し上げます。

はじめに、本予算案の概要について申し上げます。事業勘定につきましては、6月議会定例会においてご議決をいただきました国保税率改正に基づき本算定を行い、その所要額を計上し、調製したものであります。診療施設勘定につきましては、今次補正はありません。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成29年度西会津町の国民健康保険特別会計補正予算（第2次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,025万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,021万8千円とする。施設勘定の歳入歳出予算の総額の増減はない。

第2項、事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

主な補正内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

6 ページをご覧ください。まず、歳入であります。

1 款国民健康保険税、1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税は、3,761 万 9 千円を減額するものであります。医療給付費分と後期高齢者支援分、介護納付金分の現年課税分ではありますが、税率の改正により、本算定した結果、繰越金の内 1,300 万円と基金から減税分として 500 万円を充当したことなどにより、当初予算と比較して減額補正となりました。

2 目退職被保険者等国民健康保険税は、225 万円の減額であります。

7 ページをご覧ください。

3 款国庫支出金、1 項 1 目療養給付費等負担金 342 万 4 千円の増、それから、2 項 1 目財政調整交付金 96 万 3 千円の増につきましては、歳出の保険給付費を基に積算したものであります。

4 款療養給付費等交付金、1 項 1 目療養給付費等交付金 181 万 8 千円の増額は、退職被保険者に係る療養給付費、医療費であります。それに対する前年度精算による交付金の増であります。

5 款前期高齢者交付金、1 項 1 目前期高齢者交付金 1,224 万 6 千円の減額であります。交付金の確定によるものであります。前々年度の精算による減額によるものでありまして、ただ、今回減額ではあります。最終的な交付額といたしましては、前年度よりは 7,800 万円ほど増額となっております。

8 ページをご覧ください。

6 款県支出金、2 項 1 目県財政調整交付金 96 万 2 千円の増は歳出の保険給付費を基に積算したものであります。

7 款共同事業交付金、1 項 2 目保険財政共同安定化事業交付金 384 万 4 千円の減額は国保連合会からの通知による確定額であります。

9 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金 218 万 9 千円の減額は保険基盤安定繰入金の確定によるものであります。2 項 1 目国民健康保険給付費支払準備基金繰入金 500 万円の増額は、税率の上昇を抑えるため追加で繰り入れしたものでございます。

10 款繰越金、1 項 2 目その他繰越金 2,664 万 3 千円の増額は、平成 28 年度繰越金の確定によるものであります。

10 ページをご覧ください。歳出であります。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 70 万 5 千円の増額は、平成 30 年度の県への広域化に向けたシステムの改修費であります。

2 款保険給付費、1 項 1 目 1,728 万円の減額は、当初予算では、1 カ月 3,564 万円で見込んでおりました給付費を、被保険者数の減などを考慮しまして、1 カ月 3,420 万円と見込んだことによるものであります。2 項 1 目一般被保険者高額療養費 490 万円の減額は、被保険者数の減などにより減額を見込んだものであります。

3 款後期高齢者支援金等、1 項 1 目後期高齢者支援金 567 万 7 千円の減額は、後期高齢者医療制度への支援金の確定によるものであります。

11 ページをご覧ください。

6 款介護納付金、1 項 1 目介護納付金 182 万 7 千円の減額は、介護保険への納付金の確

定によるものであります。

12 ページをご覧ください。

7 款共同事業拠出金、1 項 1 目高額医療費共同事業医療費拠出金は、199 万 2 千円の減額及び、2 目保険財政共同安定化事業拠出金 371 万 2 千円の減額は、小規模保険者の運営基盤の安定化等を図るために全ての医療費に対して、県が事業主体になって共同事業を実施しておりますが、国保連合会に拠出する額が確定したことによるものであります。

9 款基金積立金、1 項 1 目国保基金積立金 302 万 1 千円の増額は、繰越金から積み立てるものであります。なお、これにより平成 29 年度末の基金残高は、2,906 万 4 千円になる見込みであります。

10 款諸支出金、1 項 3 目償還金 1,064 万 2 千円の増額は、平成 28 年度の精算による国県等への返還金であります。

以上で説明を終わらせていただきますが、本案につきましては、去る 8 月 28 日開催の町国民健康保険運営協議会に諮問し、適当である旨の答申をいただいているところであります。よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いいたします。

○議長　これから質疑を行います。

10 番、多賀剛君。

○多賀剛　私、国民健康保険給付費支払準備基金のあり方について、ちょっとお尋ねしたいんですが、来年から広域化になるというようなことで、過日、ご説明では、県から示された本町の国保税の金額も高くない、低い位置にあるというようなご説明を受けました。今回、302 万 1 千円繰越金を、この基金に積み増ししているんですが、私はこの広域化に向けて、この支払準備基金というのは、だんだんなくなってしまふのかなと思っておりましてけれども、これはやっぱり町独自で、いままでどおり同じように減税財源として使えるというような話もありましたので、いままでと同じように積み増しをしていって、一定のボリュームは確保していこうとされているのか、その方向性をちょっとお尋ねします。

○議長　健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　10 番、多賀議員の支払準備基金の考え方についてのご質問でございますが、議員おただしのように、来年度からこの保険事業、県が財政的なものは県が事業主体となって実施するというごことございまして、現在、この基金につきましては、医療費の支払いに不足が生じたときなどに使うようにということで、基本的にはそういう目的で設置された基金でございます。ですから、いま財政主体が県になるということになりますと、そういった目的での基金は必要なくなるということでございます。

ただ、西会津町としましては、いまこの基金につきましては、医療費が不足したときに使うというよりも、最近は減税財源ということで、国保税が上がるのを抑制するために使っているというのが主な使い道でございます。広域化になっても、今後、広域化になって県から納付金、これだけ納めてくださいよというようにくるわけではありますが、このあいだ説明申し上げましたとおり、その額については、いまのところ低額、西会津の場合は、額がいままでよりもちょっと低くなる見込みでございますが、ただ、その説明のなかでも

申しあげましたように、今後、広域化になったために、県全体で税率の統一化に向けて、だんだん、たぶん少しずつ町の納付金あたりも上がってくることも予想されます。その際に、そのいきなり国保税が上がるというようなことも考えられますので、そういったときには、この基金、今度、名目が医療費の支払準備基金という名目ではなくなりますけれども、名目を変えて、やっぱり減税財源等に使っていくと、計画的に使っていくようなことで、今後は使用できればなというふうなことで、繰越金のうち残ったものについては積み立てていくというような考え方でいきたいということで考えております。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 19 号、平成 29 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 次）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 19 号、平成 29 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 次）は、原案のとおり可決されました。

暫時休議します。（1 1 時 5 5 分）

○議長　再開します。（1 3 時 0 0 分）

日程第 13、議案第 20 号、平成 29 年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第 2 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　議案第 20 号、平成 29 年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第 2 次）についてご説明申し上げます。

今次の補正につきましては、平成 28 年度決算により、繰越金が確定したことや、介護予防生活支援サービスの訪問や通所サービスの利用者の増及び前年の介護給付費の確定による国、県等へ返還する償還金などを計上し、補正予算として調製したものであります。

それでは予算書をご覧ください。

平成 29 年度西会津町の介護保険特別会計補正予算（第 2 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,486 万 6 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 11 億 6,764 万 8 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

主な補正内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきたいと思っております。

5 ページをご覧ください。まず、歳入であります。

4 款支払基金交付金、1 項 1 目介護給付費交付金及び 2 目地域支援事業支援交付金までの増額につきましては、昨年度の精算による交付金の増額であります。

8 款繰越金、1 項 1 目繰越金 5,356 万 9 千円の増額ですが、これは、平成 28 年度からの繰越金であります。

次に、6 ページをご覧ください。歳出であります。

3 款基金積立金、1 項 1 目介護給付費準備基金積立金 2,715 万円の増額であります。平成 28 年度繰越金のなかから今次補正で必要な額を除き、介護給付費準備基金へ積み立てるものであります。これにより、介護給付費準備基金の平成 29 年度末の残高は、5,435 万 1 千円になる見込みであります。

4 款地域支援事業費、1 項 1 目介護予防・生活支援サービス事業費 455 万円の増額は、要支援者等が介護予防のために利用する訪問介護員による訪問サービスや、デイサービスが増加していることから追加をするものであります。

7 ページをご覧ください。

6 款諸支出金、1 項 2 目償還金 2,301 万 4 千円の追加は、平成 28 年度介護給付費確定に伴う国県等への返還金であります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決を賜りますようお願いいたします。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 20 号、平成 29 年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第 2 次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 20 号、平成 29 年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第 2 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第 14、議案第 21 号、平成 29 年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第 2 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 議案第 21 号、平成 29 年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第 2 次）の調製について、ご説明を申し上げます。

今次の補正予算は、繰越金の確定に伴います事業費の調整と、地方公営企業法適用に係る債務負担行為の設定によるものでございます。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成 29 年度西会津町の簡易水道等事業特別会計補正予算（第 2 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 246 万 8 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,697 万 7 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

債務負担行為。第 2 条、地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第 2 表債務負担行為による。

詳細につきましては、事項別明細書にて説明させていただきます。

5 ページをお開きいただきたいと思います。まず歳入でございます。

3 款繰越金、1 項 1 目繰越金は 246 万 8 千円の増額です。前年度決算の確定によるものでございます。

次に歳出です。

3 款予備費、1 項 1 目予備費は 246 万 8 千円の増額です。前年度繰越金の確定によるものでございます。

それでは、3 ページにお戻りいただきたいと思います。

第 2 表、債務負担行為は、地方公営企業法適用事業費です。

これまでの特別会計でご説明申し上げてきましたように、本事業は、集中取組期間である平成 31 年度までに完了することが必要であり、精査をいたしました結果、より円滑な業務遂行のため、債務負担行為を設定することとしたものでございます。

なお、本事業の期間及び限度額は記載のとおりでございます。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。
（「質疑なし」の声あり）

○議長 これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
（「討論なし」の声あり）

○議長 討論なしと認めます。
これから議案第 21 号、平成 29 年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第 2 次）を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第 21 号、平成 29 年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第 2 次）は、原案のとおり可決されました。
日程第 15、議案第 22 号、役場新庁舎改修等工事請負契約の変更契約についてを議題と

します。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 議案第 22 号、役場新庁舎改修等工事請負契約の変更契約についてをご説明申し上げます。

本工事は、旧西会津小学校を役場新庁舎とするため、改修等の工事を進めているものでございます。今回の変更は、改修工事を進めてきたなかで、現場での作業をしなければ分からない、床下のアスファルトの修繕や、防火のため網入りガラスへの変更、また金属建具の付け替えなどが生じたことによるものでございます。

お手元に説明資料といたしまして、図面をほうを配付してございます。左下に凡例がございしますが、既設アスファルトの撤去の箇所。また、床のリベリングの補修の追加の箇所。網入りガラス、またサッシということで載ってございます。その範囲につきましては、上の図面に記載をしたとおりでございます。

その状況でございますが、右側の上に写真がございします。まず、既設床材撤去後の状況ということでございまして、この旧西会津小学校は、アスファルトの上に板を使ったフローリングでなっておりました。そのフローリングを剥がしましたところ、アスファルトがもうだいぶ浮き上がっているような状況で、この写真にございしますように、かなり酷い状況でございました。そういう状況でございますので、この部分については撤去をし、その下にレベリングの補修イメージがありますが、ある程度取ってしまいますと凸凹になってしまいますので、その凸凹を平にするように、このような形でセメント系のものを入れまして、平らにするというようなことをするものでございます。

あと、その下に網入りガラスのイメージというのがあるんですが、この建物につきましては学校であり、特に網入りガラスという形になっておりませんでした。実際、火事になりますと、やはり網入りでないガラスが飛び散るというようなこともございしますので、役場庁舎にするためには、やはりこれが必要だということで変更するものでございます。

あと一番下は消防の侵入口のイメージということで、もともと右側にございしますように、学校のガラスは上と下、別々になっておりまして、なかなか人が入りにくいような状況になっております。実際、何か火事とかかりましたときには、消防のほうで上の階では入れないということで、左側にございしますが、これは1つになっておりまして、このような形で侵入ができるようにするものでございます。それぞれの箇所については、記載の図面のとおりでございます。

議案書のほうに戻らせていただきます。

変更の設計書を調製いたしまして、請負率をかけた金額 1,562 万 6,520 円の増額で、去る 8 月 31 日に、滝谷建設工業株式会社代表取締役、目黒通浩氏と、請負金額 5 億 8,806 万 7,560 円で変更請負の仮契約を締結させていただきました。

なお、工期につきましては、平成 30 年 1 月 31 日で変更はございません。

これにて、説明を終了させていただきますが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

11番、青木照夫君。

○青木照夫　変更ということなのですが、素人の目からの感覚なんです、3階はそういう全面的な補修があると、あと1階、2階は局部的なものがあるのかなと思うんですが、2階も3階も同じようなイメージなんですけれども、そういう点検の結果こうなったのかなと、そういう思いがします。その1点と。

もう1つ、これは変更だかどうか分かりませんが、消防法の関係だか確認するため、3階だけが消防侵入入り口と、全面になっておりますが、素人の考えだと、1階もそういうものはなかったのかなということなのですが、3階だけになっている、そういうことの原因について、ちょっと教えてもらえますか。

○議長　建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長　お答え申し上げます。

特に床の関係でございますが、図面を見ていただきますと分かるように、1階、2階よりも3階のほうが床がちょっと、かなり酷いということでございます。これについては、実際、剥いてみて、初めて分かったということございまして、特にこの階であればということが分かるんですが、実際にやってみたところ3階が一番酷かったということでございます。

あと、その消防の入る場所ということで、これをご覧いただきますように、3階にそういうものが必要でございます。1階、2階には、そういうものをしなくていいというふうになっておりますので、3階部分だけ、学校のときにはこれはなかったわけですが、新役場庁舎ということであれば、3階部分だけはそういうものにするということで、今回、変更を申し上げるものでございます。

○議長　11番、青木照夫君。

○青木照夫　いまの消防の入り口関係なんですけれども、例えば、2階が火元たと想定した場合に、この入り口が3階だということなのですが、物理的には1階から2階にあげたホースのほうがどうなのかなと、3階から2階に降ろす、そういう行程なのか、その辺は、この消防法では、それは問題なのか、3階だけでいいということなのか。

○議長　建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長　お答え申し上げます。

これについては、いわゆる火災になったときの避難の関係でございます。1階ですと、当然そのまま逃げられますし、2階についても、その階までは階段等がありますし、そういう点は大丈夫だと、ただ3階になりますと、かなり高さもありますし、3階から1階まで降りてくる、時間があれば当然降りてきて、避難をしていただくわけですが、それでも間に合わない場合も考えられるということから、3階にはつけてくださいということでございます。

○議長　2番、薄幸一君。

○薄幸一　1点だけ伺いたいします。変更前の金額と変更後の金額、約1,500万円ほどありますけれども、これだけの金額になるという、何か詳細なもの、分かりますでしょうか。

か。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 この金額については、先ほど申しあげました箇所の積み上げということでございます。ちょっと単純に数字は出てこないわけでございますが、やはりこの床の関係、先ほどの防火の関係、あとちょっとここには明記してございませんが、コンセントのスイッチの場所が変わったりとか、そういうちょっと細々したものはございます。その総額がこの変更の額というようなことで、今回、計上させていただいております。

○議長 もう少し詳しく。

建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 ちょっと大まかになってしまいますが、この床の関係でございます。これについては、撤去、あと修繕ということで、おおよそ300万円くらいです。先ほどの防火の関係、これですが、おおまかに350万円くらいと。あとほかに、先ほどフロアコンセントがちょっと増減が出たとか、それも申しあげましたが、これが約200万円くらい。あと、それに伴いまして、庁内LANは当然組むわけですが、それもちょっと部分的に変更が出ます、それらが200万円ということで、あとちょっと細々ございますが、これらが主なものでございます。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 いまほどの金額ですと、1,500万円までは、ちょっと到達するのは難しいかなと思いますけれども、それ以外にまだありますか、金額結構でかいですよ、これ足してもいくらですか、1,050万円ですか。そのあとの金額。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 いま大雑把といたしますか、大きなものを申しあげました。ただ、いま申しあげましたのは、税別であり、諸経費ちょっと入っておりませんので、それらを付加するということになります。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 2点ほどあるんですけども、1点は何ともやむを得ないかなと思って、というのは、一番下の消防隊侵入口というのは、特定外いろんな人が入る場合は、日本全国3階の場所には、必ず三角マークの逆三を付けることが義務付けになっております。これはやむを得なかった。それは職員がプロではないからやむを得ない。

ただ、一番気が付いたのは、3階のフローリングを剥がして初めて気が付いたということが私の一番言いたいポイントなんです。当初からフローリングでしたら何も言いません。フローリングではなくて、下のイメージのようにやるようであったならば、例えば床を剥がさなくても、予算的に問題ないのか、そういった場合の、また設計事務所とか、調査した人に話し合いはありませんでしたか。最初からフローリングだったら、全く私は何も申しません。剥がすのを分かっている、これは何ですか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 お答を申し上げます。

議員ご存じだと思うんですが、1階、2階、3階とも、元々はアスファルトだったんですね、統合する前は。それで、それでは木の温かみがないだろうということで、板材を貼

りました。その板材を貼って、その下の部分を、やはりアスファルトの部分を剥がしてみたら、このような状態だったということです。

ということで、かなり1階、2階に比べて、3階がだいぶ酷かったということで、1つやれば分かるだろうというお話なんですけど、やはり階ごとにだいぶ差異があったということでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 あまり、ということは、簡単に私が捉えるには、設計事務所はプロです。でもプロの話信じなくてはだめです。でも、ちょっと不思議と思ったことは、なぜその担当者が確認しないんですか。また、確認した場合はメモでも取っておくはずでしょう。何もプロが言われたことを全て信じてということになりますよ。1階にはフロア、元々はアスファルトだったんだけど、3階にはフローリング貼ってしまった。だったら1階とか2階とか3階、各地見るんじゃないんですか、それから確認しないとかいった問題が起きると思えます。今後についても対応をお聞きます。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 今回の場所につきましては、当初はそのままの設計であったわけですが、実際に工事に入って見て、剥がしていったわけです。そうしますと、フローリングになっていて、アスファルトも劣化していますから、一緒に剥がれてこのようになってしまうということでございます。

ですので、設計事務所、もちろん設計管理ということで責任ございますが、うちの町のほうも監督員がちゃんとおりますし、監督員、そういったなかで一緒に立ち合いをしながらやってみたら、ここはだめだよねということで、今回、変更にあげたものでございます。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 この新庁舎の工事請負契約の変更についてでありますけれども、これは今回で終わりですか、2回も3回もこういうことがあったのでは、だめですからね。認めないから。これでやめてもらわないと。そうじゃないと入札する意味がなくなってしまうんですよ、ちょいちょいちょいちょい変えられたのでは。これは、過疎債を使うんですか、それとも交付税を使うんでしょうか。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 役場庁舎の改修工事の財源ということでお答えをいたします。

庁舎整備につきましては、昨年度まで庁舎整備基金、9億円を積んでございます。その庁舎整備基金で改修費を賄うということでございまして、補助金ですとか、過疎債等の起債は充てないということでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 それで、この仕事につきまして、いま長谷川一級建築士が言われましたとおり、やっぱりこれは、この前、本会議で言ったとおり、質問したとおり、やはりプロフェッショナルの、やっぱりそういう道でやってこられた方、あと退職された方、建設関係、そういう方を本当に1人置いてもらって、それでやってもらえば、また違うんじゃないかなと。業者の言いなりになるといえばおかしいんですけどもね。やっぱり自分の目でちゃんと見て、ああ、これは確かに穴が開いたとか、コンクリが腐っていたとかということが、本

当にこれは正しいんだというふうにやってもらわないと困る。だから、課長、そういう専門家みたいなのを雇うつもりはないんですか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 お答えをいたしたいと思いますが、先日の一般質問のなかでも出まして、これからどういう新たな事業が出るか分かりませんが、どうしても土木工事よりも、建築工事ですね、専門家がないということで、業者の出されたものを、なかなかやっぱり素人の目でしか見られないというか、ですから、設計業者は、やっぱり信頼のおける業者を選定しないといけないというふうに思っていますよね。その出た内容をどう今度は審査をするかということになると、やっぱりどういうやり方がいいのか、いまおただしのよう、過去にそういう経験を持っておられた方を、採用というわけにはいきませんが、例えば委託とか何かとか、そういう事案ごとに審査をお願いするかという方法は、これからいろいろ検討しないといけないと思いますけれども、なかなか建物の場合、実際に古い建物を直そうとすると、実際に工事に入ってみて、いろんなことが起きるわけですね。それで、原則は当初の設計どおり最後まで完成するというのが基本でありますけれども、なかにはやっぱりそのようにいかないものもありますので、今回は役場の新庁舎で、過去に、昭和37、38年ころ建てた建物ですから、なかなかやっぱり想定以上の老朽化が進んでいるというようなことが分かって、今回、補正をお願いするというので、そういう形になりましたけれども、今後こういうことがやっぱり重なると、やっぱりいろんな問題が出てくるということもありますので、これから十分、いろんな方法を検討させていただきたいというふうに思っています。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 いまほど町長が答弁したとおりでございまして、あと、1点変更ということで、今回お願いするわけございまして、今後の変更がというようなことございまして、この変更につきましては、本当、工事を進めるなかで、本当はなければ一番いいわけでございますけれども、最低限あるものについては、やはりやらせていただきたいと。

今回はプラスの、いわゆる変更でございしますが、内容によっては、逆にこれをしなければいけないというふうに初め設計をしていたが、しなくても済むというような工事も実はございます。そういった点で、変更はプラスになったり、またマイナスになったりと、そういう点もございまして、あわせてご了解いただければというふうに思います。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 この前の総務課長の答弁では、来年のお盆ころまでには完成する予定だと言われました。これ総額で、一応いま5億8千万円というのは工事費だけだと思うんですけども、総額でいくらになりますか。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 役場庁舎移転整備事業、総額でいくらかかるのかというご質問でございますが、いまほど、いま現在、改修工事で5億8,800万円でございます。あと、実際、駐車場の整備もございまして、あと機器等の移設、それから、いままで旧施設の給食棟の解体ですとか、いろいろ経費がかかってございます。まず、いまのところ来年度に予算措置する

移設経費ですとか、駐車場の舗装ですとか、そういうものを含めまして、おおよそ9億5千万円、いま時点の見込みでございますが。ただ、このなかには、施設でボイラー設置するんですが、バイオマスボイラーですか、そのうち2分の1補助ですので、その分、特財でございますので、実質の町の負担額は、だいたい9億2,500万円程度になる予定でございます。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 まず1点目からお伺いいたします。この消防侵入口と網入りガラスが必要になった理由を、もうちょっと分かりやすく教えてもらっていいですか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 ご説明申し上げます。今回の場合、消防の侵入口、また網入りガラスということで、学校であった際には、特にこういうものはなく、よかったわけですが、今度は不特定多数の人が入る、いわゆる役場庁舎でございます。その際に、やはり消防の観点から、そういう場合、当然、先ほど言いましたように避難をしなければいけないということがございます。また、逃げ遅れがあってはいけないという観点から、そういう観点から、今回この2つについては、また怪我をしてはいけないという観点も含めて、今回なった次第でございます。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 いま、これだけ簡単に分かるようなことが、何億という建設をするその手前の段階で、なぜ分からなかったかが疑問なんです。さっき言ったように、床剥がしたらという話があって、それはちょっと私もどうかなと思うんですけども、いま言ったように消防法の観点なんていうのは、これ消防法、聞けばすぐ分かりますよね。地元の消防の方に聞けば教えてもらえたはずだと思うんですけども、ちょっと調べれば分かることじゃないんですか。

それと、床を剥がしたらということですけども、1,562万6,520円って、これ、私らやっこさっこ生活していて頑張っている人間からしたら、床剥がしたら1,500万円かかるようになりましたって、家、1軒建つんですよ、この金額。これが、ちょっと剥がしたら追加になりましたなんていったら、やっぱりこれは、民間の感覚でいったら、何ですかとやっぱり言うと思います。自分のお金だったら大変ですよ、これ。自分のお金じゃなくても、皆さんの血税ですよ、一生懸命みんな出してもらった税金なのに、床を剥がしたらこんなになりました。それで調べてみたら1、2、3階、廊下ほとんど全部じゃないですか、いま地図に出ていますけれども。

それで、私、ちょっと先ほどの言葉尻つかまえるようで申し訳なかったんですが、現場で発見した後に、役場の監督員の方が一緒に行って点検したならば、ああ、これはだめだからということで判断されたということですよ。判断できる方がいらっしゃったにも関わらず、最初に分からなかったんですか。揚げ足取るようで申し訳ないですけども、これだけの大きな金額、皆さんの税金を使うことですので、ちょっと分かりやすく、納得できるように教えてもらってよろしいでしょうか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 ではまず、床のほうからご説明申し上げたいと思います。

この旧野沢小学校、旧西会津小学校ですが、使っていただいている方はご存じだと思いますが、元々はあそこアスファルトだけでした。耐震改修をしたときに、やはり木の温もりを大事にすると、そういう観点もありまして、アスファルトの上に板の床を、フローリングを貼ってごきます。学校ですと、当然、中履きに履き替えてやるわけですから、十分その床のフローリングでもいいわけなんですけど、今度、役場庁舎にした場合、靴を履き替えないでそのままずっと上がっていただくということになります。そういった場合に、その木のフローリングでは、当然うまくない部分もありますので、その木はとにかく剥がさなければならぬということになって剥がしました。剥がしたその下は、当然、いままであったアスファルトですから、それも老朽化して、一緒にくっついて、とてもそれは床として使える状態にないということで、これはやはり、実際に入ってみないと分からないという部分でございました。そういう点が、まず床の点でございます。

もう1つの消防の関係でございまして、議員おっしゃるように、確かに分からなかったのかということもございまして、この設計を実際組んだわけでもございまして、その組んだ段階が結構早い段階で組ませて、今回いただいております。それで、いろいろ細かな部分を積み重ね、いわゆる建築確認なり、消防の関係、全部整ったなかまで終わってから設計を組むというところまでできればよかったですけど、その以前に設計自体はしっかり組んでしまっていて、それから後にやったという部分が若干ございまして、大変申し訳ないんですけど、そういうことで設計の段階が早かったということもございまして、その部分で若干見込めなかった部分がありました。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 ごめんなさい、ちょっといまの答弁はびっくりしちゃいます。要は設計をするにしても何にしても、情報も整っていない、環境も整っていない、これで大丈夫かという準備段階もできないうちに進めたというふうに、いま私は聞こえたんですけども、そんな状態で進めていいんですか、皆さんの税金を使うにも関わらず。

それと、先ほど町長の答弁もあったので、人がやることですから、ある程度、私は100パーセントなんていうのは絶対ないと思うんですけども、1,560万円も動くことが後から、後から、いま今回初めてですけども、出てくるというのは、これは、私はちょっとあまりにも問題だと思います。ただ、今後はないようにということだったので、まだちょっと納得できましたけれども、いまの課長の答弁にも、私は非常にもっと聞きたいところがありますけれども、一般質問じゃないのでやめますが、申し訳ないですけども、最後に1点だけ教えてください。

先ほどの説明から出てきていないんですけど、安全性は大丈夫なんですか。土足で入るんですよ、役場庁舎に。ぱっと見てこれだけ光沢がある床面ですから、業者さんが大丈夫だと言えば大丈夫かもしれないんですけども、そういったところもちゃんと確認して今回やっているのかどうか。最後にやっぱり、おじいちゃん、おばあちゃんたちもいらっしやいますし、転んで怪我したりとか絶対にあってはいけないことなので、安全性は絶対大丈夫なのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 安全面ということで、当然、先ほどおっしゃったように、いろいろな方、

子どもから高齢者の方、また、そういった点で安全性という面は、一番私も大事なというふうに考えております。そういった面では、これはあくまでもレベリングの補修イメージということで載っておりますが、この上にまた床をやって安全にしますし、また、そういうちょっと足腰が弱い方なんかのためにも、今回、エレベータを設置をいたします。そういう点で、安全面には十分配慮をしながら、工事をしながら最終的な完成をしていきたいというふうに考えております。

○議長 暫時休議します。(13時40分)

○議長 再開します。(14時43分)

建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 それでは、役場新庁舎の改修についてお答え申し上げたいと思います。

この役場新庁舎につきましては、この部分の実施設計については、平成26年度に行っております。皆さまご存じのように、その後、遺跡が出てまいりまして、そちらの発掘を優先しなければいけないということから、平成27年度は遺跡の発掘のほうに重点を注いでおりました。ある程度発掘が進みまして、ある程度の目途が出てきたということから、その設計に基づいた積算を平成28年11月から平成29年の1月にかけて積算をし、そのできた積算に基づき一般競争入札を行いまして、同年2月27日に開札をし、3月の議会定例会においてご議決をいただいたところでございます。

この工事につきましては、役場庁舎自体がかなり古いということと、早く移転しなければいけないということがございまして、その発注をした時点では、建築確認について、監督官庁であります福島県の喜多方建設事務所と事前協議を進めているなかでございました。したがって、建築確認の下りたのは4月ということで、建築確認が下りる前に発注をしたものでございます。

ただ、そういったなかで、建築確認が下りなければ、現地には手を付けられないわけではございますが、そういうものはあくまでも準備工ということで、確認が下りてから行っているところでございます。

なお、この内容につきまして、先ほど話がありました消防関係の指摘が、その事前協議のなかであり、それを受けたうえでの確認をいただいたものですから、それに対して、また設計について、しっかりそちらのほうに盛り込んでまいりました。設計を組み、その積算をしたわけでございますが、それが最終的には今年の8月31日に積算が完了したということから、今回、変更、床材、床のように、実際に現地に入らないと分からない部分とあわせて、今回、入れたものでございます。

このように、大変、もっと早めに、本来ならば皆さまにご説明申し上げながらしていくべきではございましたが、今回こういう大きな修繕等がございましたことから、一緒にいたしましたので、大変申し訳ございませんが、今回の変更としたところでございます。

以上です。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 22 号、役場新庁舎改修等工事請負契約の変更契約についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 22 号、役場新庁舎改修等工事請負契約の変更契約については、原案のとおり可決されました。

日程第 16、議案第 23 号、財産の取得について（臨床検査システム）から、議案第 27 号、財産の取得について（消防ポンプ自動車）までを一括議題といたします。

なお、審議の方法は、議案の説明終了後、1 議題ごとに質疑・採決の順序で行いますので、ご協力をお願いいたします。

職員に議案を朗読させます。

事務局長、渡部峰明君。

(事務局朗読)

○議長 議案第 23 号から議案第 27 号までの説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第 23 号から議案第 27 号までの財産の取得について、ご説明を申し上げます。

まず、議案第 23 号につきましては、現在、西会津診療所及び群岡診療所に配置しております臨床検査システムについて、平成 24 年 3 月に購入してから 5 年が経過し、老朽化に伴う性能の低下や、故障時の部品調達に支障をきたすようになったことから、この度、更新するものであります。

それでは、議案書をご覧願います。

まず、1 の取得する財産及び数量であります。臨床検査システム一式であります。

2 の取得の方法は売買であります。

去る 8 月 28 日に、指名競争入札による入札会を執行したところ、入札に指名した業者はお手元に配付いたしました入札結果のとおり、福味商事株式会社会津営業所、株式会社三陽、株式会社バイタルネット会津支店、サンセイ医機株式会社会津営業所の 4 社であります。

入札の結果、福味商事株式会社会津営業所所長、斉藤直樹氏が 2,650 万円で落札いたしましたので、これに消費税及び地方消費税を加算した額 2,862 万円を取得価格として、同日、物品売買仮契約を締結いたしました。納入期限は平成 29 年 11 月 30 日であります。

次に、議案第 24 号であります。本案につきましては、現在、西会津診療所及び群岡診療所に配置しております医用画像情報システムについて、平成 24 年 3 月に購入してから 5 年が経過し、老朽化に伴う性能の低下や、故障時の部品調達に支障をきたすようになったことから、この度、更新するものであります。

それでは、議案書をご覧願います。

まず、1 の取得する財産及び数量であります。医用画像情報システム一式であります。

2の取得の方法は売買であります。

去る8月28日に、指名競争入札による入札会を執行したところであり、入札に指名した業者はお手元に配付いたしました入札結果のとおり、株式会社三陽、福味商事株式会社社会津営業所、株式会社バイタルネット会津支店、サンセイ医機株式会社社会津営業所の4社であります。

入札の結果、株式会社三陽代表取締役、鈴木章友氏が2,050万円で落札いたしましたので、これに消費税及び地方消費税を加算した額2,214万円を取得価格として、同日、物品売買仮契約を締結いたしました。納入期限は平成29年11月30日であります。

次に、議案第25号であります。本案につきましては、現在、西会津診療所に配置しております生化学自動分析装置について、平成18年10月に購入してから約11年が経過し、老朽化に伴う性能の低下や、故障時の部品調達に支障をきたすようになったことから、この度、更新するものであります。

それでは、議案書をご覧ください。

まず、1の取得する財産及び数量であります。生化学自動分析装置一式であります。

2の取得の方法は売買であります。

去る8月28日に、指名競争入札による入札会を執行したところであり、入札に指名した業者はお手元に配付いたしました入札結果のとおり、株式会社バイタルネット会津支店、株式会社三陽、サンセイ医機株式会社社会津営業所、福味商事株式会社社会津営業所の4社であります。

入札の結果、株式会社バイタルネット会津支店支店長、山本真一氏が1,950万円で落札いたしましたので、これに消費税及び地方消費税を加算した額2,106万円を取得価格として、同日、物品売買仮契約を締結いたしました。納入期限は平成29年10月31日であります。

次に、議案第26号であります。本案につきましては、現在、西会津診療所に配置しております、内視鏡検査装置の更新であります。現在の機器は、平成20年10月に購入いたしました旧式で、映像の鮮明さ等の検査精度が低いことから新たな機器に更新いたしますが、更新とあわせて新たに、口からではなく鼻から入れる経鼻用スコープを導入し、医師及び患者の負担軽減を図ることといたしました。

それでは、議案書をご覧ください。

まず、1の取得する財産及び数量であります。内視鏡検査装置一式であります。

2の取得の方法は売買であります。

去る8月28日に、指名競争入札による入札会を執行したところであり、入札に指名した業者はお手元に配付いたしました入札結果のとおり、株式会社三陽、株式会社バイタルネット会津支店、サンセイ医機株式会社社会津営業所、福味商事株式会社社会津営業所の4社であります。

入札の結果、株式会社三陽代表取締役、鈴木章友氏が1,200万円で落札いたしましたので、これに消費税及び地方消費税を加算した額1,296万円を取得価格として、同日、物品売買仮契約を締結いたしました。納入期限は平成29年10月31日であります。

次に、議案第27号であります。本案につきましては、現在、町消防団第3分団第1部

に配備している消防ポンプ自動車について、平成6年12月に購入してから22年が経過し、老朽化に伴う性能の低下や、故障時の部品調達に支障をきたすようになったことから、この度、更新するものであります。

それでは、議案書をご覧ください。

まず、1の取得する財産及び数量であります。消防ポンプ自動車CD-1型1台であります。

2の取得の方法は売買であります。

去る8月28日に、指名競争入札による入札会を執行したところであり、入札に指名した業者はお手元に配付いたしました入札結果のとおり、会津消防用品株式会社、株式会社ホシノ、有限会社豊和防災サービスの3社であります。

入札の結果、会津消防用品株式会社代表取締役、佐瀬良一氏が1,850万円で落札いたしましたので、これに消費税及び地方消費税を加算した額1,998万円を取得価格として、同日、物品売買契約を締結いたしました。納入期限は平成30年3月30日であります。

以上で議案第23号から議案第27号までの財産の取得についての説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 日程第16、議案第23号、財産の取得について（臨床検査システム）の質疑を行います。

10番、多賀剛君。

○多賀剛 議案の23号から医療機器の更新というか、財産の取得、ありますけれども、これは10分の10の国の補助でやってもらえるというようなことで、大変いいことだと思いますが、これ見ますと、いまご説明聞きますと、購入してからもう5年で、もう老朽化に伴う性能の低下、また故障時の部品調達もままならないということでありまして、我々の感覚だと、5年で本当にこんなふうに老朽化してしまうのかなと、これ耐用年数等が分かれば、その辺をお知らせください。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 耐用年数のご質問でございますが、まず、臨床検査システムと医用画像システムにつきましては、内容がほとんどパソコンの部分でございますので、耐用年数としては4年ということでございます。

それから、そのほかの生化学自動分析装置とか内視鏡については、基本的には6年というところでいわれているものでございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第23号、財産の取得について（臨床検査システム）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 23 号、財産の取得について（臨床検査システム）は、原案のとおり可決されました。

日程第 17、議案第 24 号、財産の取得について（医用画像情報システム）の質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 24 号、財産の取得について（医用画像情報システム）を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 24 号、財産の取得について（医用画像情報システム）は、原案のとおり可決されました。

日程第 18、議案第 25 号、財産の取得について（生化学自動分析装置）の質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 25 号、財産の取得について（生化学自動分析装置）を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 25 号、財産の取得について（生化学自動分析装置）は、原案のとおり可決されました。

日程第 19、議案第 26 号、財産の取得について（内視鏡検査装置）の質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 26 号、財産の取得について（内視鏡検査装置）を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 26 号、財産の取得について（内視鏡検査装置）は、原案のとおり可決されました。

日程第 20、議案第 27 号、財産の取得について（消防ポンプ自動車）の質疑を行います。
10 番、多賀剛君。

○多賀剛 この財源につきまして、緊急防災減災事業債ということで、中身は過疎債と同じようなことだということですが、具体的に、この緊急防災減災事業債というのは、どんなことに使えるものなのか、分かれば教えてください。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 緊急防災減災事業債についてのご質問にお答えをいたします。

平成 29 年度、当初予算で、この起債を使いまして事業を実施するものを申し上げます。まず 1 つは、緊急情報等放送設備整備事業、ケーブルの部分でございます。それから、消防施設整備事業といたしまして、今回の消防ポンプ自動車、さらには小型動力ポンプですか、その整備。それから、防災行政無線のデジタル化整備事業、さらには防災情報システムの整備事業ということで、これ県の負担金ということで、平成 29 年度、9,210 万円を計上してございます。読んで字のとおり、防災、減災に関係する事業に充てられる起債でございまして、先ほど多賀議員がおっしゃったとおり、過疎債と同じで、交付税算入 70 パーセントというような起債でございます。

○議長 13 番、清野佐一君。

○清野佐一 このポンプ車、本町に配備されている 6 台のうち、これで 5 台目の更新になると思います。次にこの新しい、いろんな装備と申しますか、付いているわけですが、今回のこの更新するポンプ車に、いままでと違った装備と申しますか、仕様があるのかどうか、それもしあれば。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

装備関係でございますけれども、今回配備いたしますのが、3 分団、上野尻班でございまして、以前のものと基本的に、装備につきましては同じでございます。特に新しい部分についてはございません。

○議長 以前というのは、どこどこ一緒なのか分かるんですか。

町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 最近のものでございますと、第 1 分団の 2 部に配備いたしましたポンプ自動車でございますけれども、それと同じものでございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 27 号、財産の取得について（消防ポンプ自動車）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 27 号、財産の取得について（消防ポンプ自動車）は、原案のとおり可決されました。

日程第 21、議案第 28 号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第 28 号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて、ご説明を申し上げます。

西会津町表彰条例の規定に基づき、野沢五町内の五十嵐幸一さんの功績について、平成 29 年度自治功労者表彰における特別功労表彰に該当することから、去る 9 月 5 日開催の町表彰審査委員会に審査を依頼したところであります。

その結果、表彰が妥当である旨の答申をいただきましたので、特別功労表彰者の決定につきまして、町表彰条例第 5 条の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

五十嵐幸一さんの功績であります。町消防団員として 35 年 2 月の長きにわたり、町民の生命・身体・財産を守るため、率先して災害の予防、警戒、鎮圧にあたってきたところであり、特に、平成 6 年 7 月から平成 8 年 6 月まで、第 1 分団の分団長として、団員の指導と組織の強化に尽力されました。

以上で説明を終了させていただきます。

○議長 お諮りします。

本案については、質疑、討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑、討論は省略することに決しました。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 28 号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

日程第 22、議案第 29 号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第 29 号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて、ご説明を申し上げます。

西会津町表彰条例の規定に基づき、野沢二町内の伊藤豊さんの功績について、平成 29 年度自治功労者表彰における特別功労表彰に該当することから、去る 9 月 5 日開催の町表彰審査委員会に審査を依頼したところであります。

その結果、表彰が妥当である旨の答申をいただきましたので、特別功労表彰者の決定につきまして、町表彰条例第 5 条の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

伊藤豊さんの功績であります。野沢民芸品制作企業組合代表理事として約 55 年の長きにわたり、伝統民芸品である会津張り子の保護・技術の継承にご尽力されてこられました。また、平成 23 年には、干支張り子、首振り招福兎が年賀切手のデザインに採用されるなど、本町の P R や情報発信、さらには、高齢者の雇用をはじめとした地域の継続的な雇用創出に多大な貢献をされております。

以上で説明を終了させていただきます。

○議長 お諮りします。

本案については、質疑、討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑、討論は省略することに決しました。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 29 号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

追加議事日程配付のため、暫時休議します。(15時13分)

○議長 再開します。(15時15分)

追加議案として、町長から議案第 30 号、地方創生拠点整備交付金事業菌床培養施設整備工事請負契約の締結についてが提出されました。

これを日程に追加し、提案理由の説明を追加日程第 1 とし、議案第 30 号を追加日程第 2 として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明及び議案第 30 号、地方創生拠点整備交付金事業菌床培養施設整備工事請負契約の締結についてを日程に追加し、追加日程第 1、第 2 として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第 1、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由の説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長 (町長提案理由の説明)

○議長 追加日程第 2、議案第 30 号、地方創生拠点整備交付金事業菌床培養施設整備工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、成田信幸君。

- 建設水道課長 議案第 30 号、地方創生拠点整備交付金事業菌床培養施設整備工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

本工事は、まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付けられました地方創生拠点整備交付金により整備するもので、栽培規模拡大のため、登世島字西林にある旧たばこ育苗施設を菌床培養施設に改修して活用するためのものであります。主な工事内容は、旧たばこ育苗施設 2 棟の屋根等を改修し、断熱パネルを設置した上で空調設備等も整備をいたします。

お手元に説明資料といたしまして、菌床培養施設整備工事について、A 3 の用紙をご覧くださいと思います。縦に見ていただきたいと思いますが、上の図が、これが位置図でございまして、旧たばこ育苗施設 3 棟ございますが、そのうち道路側の 2 棟、こちらを菌床培養施設として改修するものでございます。

その改修の内容でございますが、下にある図でございますけれども、まずこの建物の屋根を変えます。ここがございますように、屋根材につきましては新設ということで、ポリカーボネートの波板でございます。一番下の土台の部分ですが、こちらについては、土間下に砕石を敷き、土間のコンクリートにいたします。建物のなかに断熱を入れまして、ご覧のように、このような形で断熱のパネルを囲うことによりまして、改修をするというものでございます。

また議案のほうに戻っていただきたいと思いますが、本工事につきましては、建築の工事でありまして、その予定価格が 5 千万円を超えることから、条件付一般競争入札により実施をいたしました。

入札の条件は、町に入札参加の申請をしており、福島県の工事等請負有資格者名簿の建築工事で A ランクに登録をされ、会津管内に本社、支店、又は営業所を構え、かつ、過去 10 年間に公共機関発注の建築工事を元請けで請け負った実績のある者といたしました。

その結果、最低の価格で入札した者は、秋山ユアビス建設株式会社でありましたが、最低制限価格を下回ったため失格となり、2 番目で応札をいたしました武田土建工業株式会社が落札者となりました。

その価格は 1 億 1,995 万円であり、この金額に消費税及び地方消費税相当額を加えた合計額、1 億 2,954 万 6 千円で、去る 9 月 14 日に同社代表取締役、須藤研二氏と、工事請負仮契約を締結をいたしました。なお本工事の竣工期限は、平成 30 年 2 月 28 日であります。

これにて、説明を終了させていただきますが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものでございます。よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長 これから質疑を行います。

2 番、薄幸一君。

- 薄幸一 2 点ほど伺います。

この屋根のポリカーボネートというのは、これ何年くらいもちますでしょうか。

あと、土間のコンクリートというのは、強度はどれほどのコンクリートを使用しており

ますでしょうか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 屋根材は、ポリカーボネートということで、波状のものでございますが、だいたい製品的にみますと、10年程度は十分使えるのかなというような製品でございます。

あと、土間コンのコンクリートの強度でございますが、21キロというようなことでなっております。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 屋根は10年程度ということは、10年後にはまた取り替えるということですか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 この屋根につきましては、気象条件なり、使用条件により、かなり変動するというふうに聞いております。だいたい10年くらいは大丈夫という話ですが、その後、その使用程度、使ってみて、実際どのくらい劣化をするかを見て、やはり劣化をすれば、またそれについては修繕をするというようなことが出てくるかと思えます。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 いまの説明では、断熱材と屋根の説明であります。これも全く素人の判断だと、このポリカーボネート、これだと相当の熱が、直射日光だと熱が上がるのかなと思います。そのほかにもっと遮断できるような屋根材とかというのは選択肢にあったのかどうか分かりませんが、この選んだ内容についてちょっと。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 お答え申し上げます。

この施設につきましては、ご存知のように菌床の培養施設ということでございまして、夏から冬まで1年間を通して、基本的には使用するというふうになっております。また、夏場ですと、かなり太陽も出ておりますし、よろしいんですが、冬期間になりますと、そういうこともいかないということで、断熱材で囲い、またかつ、後で整備をいたしますが、ボイラー等の加温もしながらやっていくという施設でございますので、外側だけではちょっと無理かなということでございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第30号、地方創生拠点整備交付金事業菌床培養施設整備工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号、地方創生拠点整備交付金事業菌床培養施設整備工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第23、平成29年第4回議会定例会、議会案第1号、西会津町雪室貯蔵施設条例の

一部を改正する条例を議題とします。

委員長の報告を求めます。

経済常任委員長、荒海清隆君。

○経済常任委員長 本件につきましては、副委員長に議事を任せております。審査の結果を副委員長に報告をしていただきます。

○議長 経済常任副委員長、伊藤一男君。

○経済常任副委員長 それでは、経済常任委員長に代わりまして副委員長、付託事件審査報告書を申し上げます。

それでは、町議会議長、武藤道廣様。付託事件審査報告書。

本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 75 条の規定により報告をいたします。

記。

受理番号、平成 29 年第 4 回定例会議会案第 1 号。

付託年月日、平成 29 年 6 月 14 日。

件名、西会津町雪室貯蔵施設条例の一部を改正する条例。

審査の結果について申し上げます。

本委員会に付託されました平成 29 年第 4 回定例会議会案第 1 号、西会津町雪室貯蔵施設条例の一部を改正する条例について、本委員会の決定は否決であります。

委員会の意見。

本条例は雪室貯蔵施設の空調機能が失われることにより、利用者の利益が失われているとして、第 10 条使用料の免除規定に、施設整備に瑕疵が認められる場合を加えるものがありますが、現行条例の同条第 3 項に規定する、その他の地域産業振興のために必要と認められる利用のなかで、町長の特認事項として運用が可能と判断したところであります。とはいえ、公の施設である以上、故障をそのままにしておくのは適当といえず、施設の運用に欠かせないものであれば修繕すべきであり、そのままの運用が可能ということではあれば、根拠をしっかりと示したうえで、利用者の理解を求め、本来の目的である農林業振興のための施設として有効に活用されるべきであるということが、本委員会の意見であります。

それでは、次に調査の結果。

本委員会では、今回の付託事件を審査するにあたり、8 月 22 日に西林にある町の雪室貯蔵施設と、比較検討として喜多方市山都町の雪室貯蔵施設の現地調査を実施しました。町の雪室貯蔵施設は利雪意識の高揚を図り、雪エネルギーを利用することを目的に、平成 8 年度、国の補助事業により整備したもので、平成 16 年の落雷被害で空調設備が故障して以降、現在までそのままの状態となっています。当初はみしらず柿、オトメユリの球根、ソバ、米、リンゴ、日本酒などを貯蔵し、熟成や時期をずらした栽培、出荷などの実用化に向けた試験運用が行われてきたものの、その成果については、十分検証がなされたとはいえず、一般の利用もあまり進んでいないのが現状であります。利用料は 1 コンテナ当たり、米、ソバの場合は 1 袋当たり、1 日 4 円で、利用料収入は、年間約 10 万円で、維持管理費用は年間約 15 万円となっています。施設の主な利用は、ソバと日本酒で、瓶詰の日本酒では問題がないものの、ソバの場合は湿度が高いことで、製粉する際に苦労しているという

声が利用者から寄せられております。

一方、喜多方山都町の雪室貯蔵施設は、特産であるソバの貯蔵を目的に、平成 12 年度に整備され、指定管理者として喜多方市ふるさと振興株式会社が管理運営を行っています。当初からのソバの貯蔵という目的が明確で、ソバを主に町民が保冷庫代わりに米の貯蔵にも利用されており、年間約 200 万円の利用率収入をあげています。利用率は、ソバ、米とも、1 袋当たり 3 円を基本に、11 月から 3 月までは 1 円で、利用率収入のほかに、市から指定管理委託料が支払われており、これによって人件費、施設整備の維持管理に充てられているとのことであります。

以上の調査結果から、現状のままでの利用拡大は大変厳しいというのが委員会の一致した意見であります。施設を修繕して、現状に復するにしても、利活用がなされていないということが一番の課題であり、利用が進まなければ負の遺産となってしまうのではないかとといった意見もありました。しかしながら、利用者からは、今後も利用したいといった声があり、雪室貯蔵施設単体の費用対効果だけをいうのではなく、農林振興全体的な視野での検討も必要であると考えるところであります。

今後、修繕をせずに特定少数の利用を継続するのか、それとも修繕して、温度、湿度管理を徹底するとともに、指定管理者を含む利用者の立場に立った施設管理運営、利用率を見直して、町内外に広く周知して利用拡大を図るのかについて検討されるべきであり、本委員会としても、継続した調査が必要であるということを意見として申し述べさせていただきます、付託事件審査報告といたします。

以上です。

○議長 本案に対する委員会の報告は、否決です。

したがって、原案について採決します。

平成 29 年第 4 回議会定例会議案第 1 号、西会津町雪室貯蔵施設条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立 2 名)

○議長 起立少数です。

したがって、平成 29 年第 4 回議会定例会議案第 1 号、西会津町雪室貯蔵施設条例の一部を改正する条例は、否決されました。

日程第 24、陳情第 2 号、「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情を議題とします。

委員長の報告を求めます。

経済常任委員長、荒海清隆君。

○経済常任委員長 それでは、経済常任委員会から陳情審査報告をさせていただきます。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 93 条の規定により報告をいたします。

記。

受理番号、陳情第 2 号。

付託年月日、平成 29 年 9 月 8 日。

件名、「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情であります。

審査の結果であります。

採択すべきものと決定をいたしました。

以上です。

○議長　これから質疑を行います。
　　　　　（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。
　　　　　これから討論を行います。
　　　　　（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。
　　　　　これから陳情第2号、「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情を採決します。
　　　　　お諮りします。
　　　　　陳情第2号、「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。
　　　　　（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。
　　　　　したがって、陳情第2号、「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情は、委員長報告のとおり可決されました。
　　　　　日程第25、意見書案第1号、「全国森林環境税」の創設に関する意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

12番、荒海清隆君。

○荒海清隆　それでは、意見書案第1号であります。まず、提出者であります、経済常任委員会の皆さんあります。記載のとおりでございます。

意見書。「全国森林環境税」の創設に関する意見書。

標記の意見書を、会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出をいたします。

提出先は、記載のとおりであります。

意見書でございます。

「全国森林環境税」の創設に関する意見書。

我が国の地球温暖化対策については、2020年度及び2020年度以降の温室効果ガス削減目標が国際的に約束されているが、その達成のためには、とりわけ森林吸収源対策の推進が不可欠となっております。

しかしながら、森林が多く所在する山村地域の町村においては、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足に加え、急速な人口減少など、厳しい情勢にあるほか、森林吸収源対策及び担い手の育成などの山林地域対策に、市町村が主体的に取り組むための恒久的かつ安定的な財源が大幅に不足しているのが現状であります。

このようななか、政府与党は、平成29年度税制改正大綱において、市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め、都市、地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税、仮称で

あります。創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成 30 年度税制改正において結論を得るとの方針を示したところがあります。

もとより、山村地域の市町村による森林吸収源対策の推進や、安定した雇用の場の確保などの取り組みは、地球温暖化の防止のみならず、国土の保全や地方創生にもつながるものであり、そのための市町村の財源の強化は喫緊の課題であります。

よって、下記事項の実現について、地方自治法第 99 条に基づき、意見書を提出するものであります。

記。

温室ガス削減目標を達成するうえで欠かすことのできない森林、林業、山村対策の抜本的強化を図るため、全国森林環境税の早期創設を実現し、市町村が主体となって実施する森林整備等の財源とすること、であります。

以上で意見書案の報告といたします。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから意見書案第 1 号、「全国森林環境税」の創設に関する意見書を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、意見書案第 1 号、「全国森林環境税」の創設に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第 26、常任委員会の管外行政調査実施申出についてを議題とします。

各常任委員会より、それぞれの所管にかかる事項の現況を把握するため、閉会中、管外の優良自治体及び施設等を調査したい旨の申出があります。

お諮りします。

各常任委員会から申出のとおり、管外行政調査を実施することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会から申出のとおり、管外行政調査を実施することに決定いたしました。

なお、その結果は、12 月議会定例議会に報告をお願いいたします。

日程第 27、議員派遣についてを議題とします。

来る 10 月 12 日、木曜日に開催されます会津耶麻町村議会議長会主催の平成 29 年度会津耶麻町村議会議員研修会及び 10 月 13 日、金曜日に開催されます福島県地方 6 団体主催

の地方自治法施行 70 周年記念事業、平成 29 年度自治振興セミナー並びに 10 月 23 日、月曜日に開催されます福島県町村議会議長会主催の町村議会議員研修会に全議員出席するため、西会津町議会会議規則第 118 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

お諮りします。

議員研修会への議員派遣について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議員研修会に議員を派遣することに決定しました。

なお、お諮りいたします。

ただいま議決した議決事項について、諸般の事情により変更する場合には、議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

日程第 28、議会運営委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会運営委員会よりお手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 29、議会広報特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会広報特別委員会よりお手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会広報特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会広報特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 30、小中一貫教育調査特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

小中一貫教育調査特別委員会よりお手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

小中一貫教育調査特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、小中一貫教育調査特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

本定例会に付議された事件は、以上をもって審議を終了しました。

町長よりあいさつがあります。

町長、薄友喜君。

○町長 9月町議会定例会の閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、平成28年度各会計の決算をはじめ、平成29年度補正予算並びに町政が当面する重要な案件についてご審議をいただいたところであります。

議員各位におかれましては、特段のご精励を賜り、全議案について、原案のとおりご承認を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今議会は、私にとって初議会であり、十分なるご説明ができたかどうか反省しているところでありますが、皆さまからいただきましたご意見等に意を注ぎ、町政に反映できるものは誠意をもって反映してまいる所存であります。今後も議員各位のご理解、ご支援を賜りますよう、衷心よりお願いを申し上げます。

収穫期を迎え、台風15号の行方が心配されるところでありますが、今朝はまた、突然に北朝鮮からのミサイルが発射されるなど、世の中、不安な方向に向かいつつありますが、議員各位におかれましては、益々ご自愛のうえ、町勢伸展のために、ご尽力、ご協力を賜りますよう、衷心よりお願い申し上げます、ごあいさつといたします。

ありがとうございました。

○議長 閉会にあたり一言あいさつを申し上げます。

今期定例会は去る9月8日の開会以来、本日まで8日間にわたり、平成28年度の決算をはじめ、条例の一部改正、平成29年度の補正予算など多数の重要案件について議員各位の終始、極めて真剣なご審議をいただき、議事進行に各位のご協力を得ましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

本会議において議員各位から述べられました意見及び要望事項につきましては、特に考慮され、執行の上に十分反映されますよう強く望む次第であります。

議会と町は車の両輪に例えられますが、信頼と協働の車軸がしっかりつながらなければ町民を乗せることも前に進むこともできません。相互の信頼の上での議論が重要と考えます。

議会は平成25年3月に議会基本条例を制定し、議会及び議員活動の活性化と充実を図り、町民の皆さんに、身近で開かれた議会を基本とした議事機関としての役割を果たすとともに、福祉向上と持続的で豊かなまちづくりの実現に向けた取り組みをしているところであります。

その活動の1つとして、第9回目となります町民と議会との懇談会を11月に開催する予定であり、地域の皆さんとの懇談をとおして、議会として住みやすいまちづくりに向けた取り組みを進めているところであります。

議会といたしましては、町民の皆さまと議会、町と議会の絆をしっかりとつなぎながら、町勢伸展のため取り組む所存でありますので、ご理解いただきたいと思っております。

これから秋も深まってまいりますが、町当局はじめ、議員各位におかれましてはこの上ともご自愛くださいまして、町勢のより積極的な推進にご尽力賜らんことをお願い申し上げ、閉会の言葉といたします。

これをもって平成 29 年第 5 回西会津町議会定例会を閉会いたします。(15時54分)